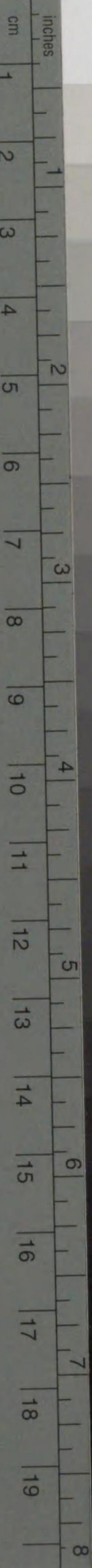


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



Kodak Color Control Patches



Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

593
14
8

593-8
1200501526694

〇 複写

24. 10. 26

3-46

~~29108
D 151
(4)~~

1311

蘆田伊人編



大日本地誌大系

新編武藏國
風土記稿拾

第十四卷



雄山閣版

593-8

大日本武藏大系

蘆田伊人識

大日本武藏大系 新編武藏風土記稿第十册例言

- 一 本卷には、新編武藏風土記稿二百六十五卷の中、卷之第百九十三より卷之第二百十四までを収載せり。
- 一 本卷の校訂並に印刷上に關しては、總て前卷に同じ。
- 一 本卷の校訂に當り、東京帝國大學史料編纂所は、其架藏圖書の閱覽を許可せられ、友人相田二郎氏は、種々有益の援助を賜はれり、謹んで謝意を表す。

昭和八年四月十日

蘆田伊人識

大日本地誌大系 新編武藏風土記稿第十册略目次

卷之百九十三	比企郡之八	一
卷之百九十四	比企郡之九	一七
卷之百九十五	比企郡之十	三
卷之百九十六	橫見郡之一郡圖總說	四
卷之百九十七	橫見郡之二下吉見領	五
卷之百九十八	橫見郡之三下吉見領	六
卷之百九十九	埼玉郡之一郡圖總說	七
卷之二百	埼玉郡之二岩槻領	九
卷之二百一	埼玉郡之三岩槻領	一〇
卷之二百二	埼玉郡之四岩槻領	一四
卷之二百三	埼玉郡之五岩槻領	一六
卷之二百四	埼玉郡之六八條領	一五

卷之二百五	埼玉郡之七八條領	一六五
卷之二百六	埼玉郡之八新方領	一七六
卷之二百七	埼玉郡之九百間領	一九二
卷之二百八	埼玉郡之十菖蒲領	二一〇
卷之二百九	埼玉郡之十一騎西領	二三五
卷之二百十	埼玉郡之十二騎西領	二三元
卷之二百十一	埼玉郡之十三騎西領	二五四
卷之二百十二	埼玉郡之十四向川邊領	二六〇
卷之二百十三	埼玉郡之十五羽生領	二八五
卷之二百十四	埼玉郡之十六羽生領	三〇二

大日本系 新編武藏風土記稿第十册略目次終

新編武藏風土記稿卷之百九十三

比企郡之八

○日影村 日影村は江戸より十六里の行程にして、郷庄領の唱へは傳へず、村の地形四面に山を負ひて、林木叢生せる中に村落をなしたれば、日影の名も起りしならんといへり、民戸九十餘、東は五明村、南は本郷村、西は古寺・雲瓦の二村にて、北は青山村なり、東西も南北も二十町に徑れり、御入國の後御料所にして、寛文八年時の御代官坪井次右衛門檢地せり、其後明和元年清水殿領地なりしが、寛政八年御料に復せり、

高札場 村の東の方
 小名 雨乞尾根 雲瓦村の境にある山をいへり、こしまき 井戸谷戸 殿ヶ谷戸 むめ島 後田
 御靈社 村の鎮守にて、本地佛地藏を安ず、長勝寺持、志賀明神社 本地佛十一面觀音を安ず、同寺の持、

愛宕社 大泉寺持

天神社 泉藏寺持

東光寺 日蓮宗、荏原郡池上村本門寺末、佛日山と號す、天正十九年寺領三石の御朱印を賜はれり、本尊三寶を安ず、開山立正院日正は、天正十八年五月廿八日寂を示す、此僧へ松山の城主上田能登守長則、及び上野介憲定より與へし文書二通を藏す、其文左の如し、

法度

一 物別對御寺中江横合非分慮外之儀不可申懸候事、
 一 借用申代物以下催促理盡之上、誰成共不及兎角、
 一 特非儀之刷不可致之事、
 一 此外被召使下人式ニ付而、横合非分不可申懸事、
 以上

右此以前、老父被申付候ニ、不相替、猶可令禁斷間可有御心安候條、仍如件、

天正九年辛巳七月朔日 能登守長則(花押)

立正院 御同宿中

法度

一 物別對御寺中江横合非分慮外之儀不可申懸候事、
 一 借用申代物以下催促理盡之上、誰成共不及兎角、

殊非儀之刷不可致之事、

一被召使下人式ニ付而、横合非分不可申懸事、

一被召使者何之郷村に有之共、屋別其外諸役指置申事、

一日影に御建立之御寺院、後坊主之儀、先師可爲致御覽定次第、此上御弟子之内成共、無届之方不可有違亂事、

右亡父并能登守被申付に、不相替、彌以可令禁斷條、御心安可被思食候、猶山田伊賀守可申達候以上、

天正拾五年丁亥十二月廿五日

上野介憲定(花押)

立正院

御同宿中

三十番神堂

鐘樓 享保七年鑄造

眞光寺 禪宗曹洞派、入間郡龍ヶ谷村龍穩寺の末、慈眼山拈花院と號す、開山笑岩半悦、開基は畠山庄司次郎重忠なりといへど、舊記を失ひたれば憶なることを知らず、其後龍穩寺第二十世の僧撫州春道なるもの中興し、初て龍穩寺の末に屬せりと云、これより以前は何れの末寺たりしや詳ならず、春道は正保三年七月廿五日化す、本尊釋迦を安ぜり、五石二斗の御朱印は、境内觀音堂領と

して、慶安二年賜ひしと云、 觀音堂 本尊千手觀音、熊野社 辨天社 鐘樓 寛文四年鑄造せ

長勝寺 新義眞言宗、入間郡堂山村最勝寺末、日景山と號す、開山玄久は天正十三年四月示寂せり、本尊不動を安ず、

大泉寺 天台宗、平村慈光寺末、惠日山蓮華院と號す、開山を舜海と云、天文五年正月化す、不動を本尊とせり、

泉藏寺 同宗末、慈寶山影向院と稱あり、

○上古寺村 上古寺村は江戸を隔ること十七里、郷庄領の唱は傳へず、家數六十五、東は日影村に添ひ、南は雲瓦村に並び、北は下古寺村に接し、西は腰越村及び秩父郡七重村に隣り、又郡内平村にもかゝれり、東西三十町に及び、南北纔に四五町に過ず、檢地及び領主の遷替等はすべて前村に同じ、又村の西の方に段別十町餘の御林あり、

高札場 村の東程あり、

小名 的場 和田 きようぜ谷戸

氷川社 村の鎮守なり、村民持下同じ、

天王社

熊野社

東王寺 天台宗、平村慈光寺の末、伽羅陀山地藏院と號す、開山の僧義海、本尊地藏を安ず、

高福寺 禪宗臨濟派、平村靈山院の末、待峯山と稱す、門山天英宗信寛永七年八月廿三日寂す、本尊彌陀を置り、觀音堂

藥師堂 共に村持なり、

○下古寺村 下古寺村は上古寺村の西北に續けり、當村も郷庄領の唱へを傳へず、民戸二十あり、東西の徑六町、南北は四町餘、西は腰越村に及び、北は青山村に隣り、東南の二方は則上古寺村なり、御入國の後御料所なりしに、元祿十一年肥田十郎左衛門に賜はり、今子孫豊後守知行す、檢地上村に同じ、

高札場 村の東の方あり、

小名 蟹澤 長竹 田中

槻川 西の方村界を流る、川幅五六間、

岩窟 村の西の方山の麓にあり、窟の口はいと窄く幅三四尺許なり、その内へ四五間程も入れば、やゝ廣くして立行するを得、そこに窟の如き小なる横穴ありて日光を漏せり、又下の方に一の横穴あり、そこはいと闊くして其深さ知るべからず、又四五間歩すれば漸く廣き所に至る、左右に岩石をばだちて、凡三四間四方もあるべし、彼の岩石の間には石鍾乳多く生ず、又岩間より清水滴り出で、盆池の如き所あり、土人は是を窟中の池と云、これより岩窟又窄まり、屈曲して三十間程入れば、鍾乳殊に多し、それより先の止りを極めしものなると、この窟は古へ銅鉛など掘し穴ならんと土人等いへり、此餘是に類せる小窟近村に一二所あれど、させるものにあざれば省きてのせず、

天神社 村の鎮守 別當 梅松院 本山修驗、京都聖護院の末、梅林山龍王寺と號す、開山

の僧を智海と云、本尊不動を安ず、智證大師の作と云、客殿の後に釋延救が千日の護摩を執行し、斷食して入定せしと云跡あり、又平村慈光寺の傳へには、此人慈光山にて入定せしといへり、猶慈光寺の條合せみるべし、

天神社 八大龍王を合祀す、

○腰越村 腰越村は玉川領の内にして、江戸より行程十八里、民戸二百五十餘、東北の二方は増尾村に隣り、南は青山・下古寺の二村に添ひ、西は秩父郡安戸村及び白石村に係れり、東西の廣さ二里に餘り、南北は纔に十四五町、御入國の後御料所なりしに、寶永六年村内を裂て、本目久之丞・河野長十郎に賜り、餘は猶御料に屬せしを、文化八年細井藤左衛門に賜り、今同人と本目帶刀・河野長十郎が知る所なり、檢地は寛文八年時の御代官竹村與兵衛糺せり、

高札場 三ヶ所にあり、

小名 根小屋 堀ノ内 共に村の西、城 北根 山崎

赤城 栗山 金橋 落合 内手 天久 橋詰 小谷戸

笠山 村の西にあり、高さ五十町許なる嶮岨の山なり、嶮に樹木生茂りて、笠の形に似たれば名とせり、又乳の狀に類すれば、土人乳首山とも云、此絶頂を當郡と秩父郡白石村の界として、笠山權現を鎮す、こは白石村の鎮守なれば、其村

笠山眺望圖



にて進退せり、祠邊よりの眺望最打開け、東の方は筑波山を望み、南は江戸を越えて遠く房總の山々を見渡し、西は秩父カ嶽及び淺間山連り、北は日光山を始として、上下野州の山々見ゆ、

槻川 村の中程を流る、川幅五十間許、水源は隣郡秩父の内白石村より流出、當村へかゝり始めて郡中へ入れり、

氷川社 村の鎮守 別當 金住院 腰越山と號す、本山修驗、入間郡西戸村山本坊の配下

なり、不動を本尊とす、

熊野社 自性院持、

住吉社

愛宕社

石船明神社 以上三社共村民の持、

能滿寺 天台宗、男衾郡塚田村普光寺の末、金叡山正善院と號す、本尊釋迦を安ず、 虚空藏堂

地藏堂

滿勝寺 同宗同末、久永山と號す、藥師を本尊とす、

自性院 新義眞言宗、兒玉郡栗崎村育勝寺の末、醫王山西照寺と號す、本尊藥師を置り、

壽福寺 臨濟宗、平村靈山院の末、萬松山と號す、釋迦を本尊とせり、

十養寺 靈山院の門徒なり、留守居のみにて住僧と云べき程のものもなく、殆ど廢寺のさまなれば山號をも傳へず、

地藏を本尊とす、

藥師堂 是も靈山院の門徒なり、十養寺と同じさまなれば、こゝも山號をしらず、藥師を本尊とす、

觀音堂 二字民持、

城蹟

西の方山丘の上であり、廣き五段許の地にして、構堀のあと残り、山田伊賀守直定が住せし所なりしと云、直定は松山の城主上田關藤齋に仕へ、男衾郡赤濱の原に於て、道祖土圖書助が爲に討死せしこと、ハツ林村道祖土氏が藏する文書に見えたり、其子伊賀守直安も上田案獨齋に屬して、しばしば戦功をあらはし、天正十九年召れて、東照宮に仕へ奉る由、家譜に見ゆ、

○飯田村 飯田村は那賀庄玉川領に屬せり、東は大塚・角山の二村に隣り、南は大塚村及び増尾村に交り、西は秩父郡安戸村にして、北は笠原村と原川分とに界へり、東西二十二町、南北八町、家數六十、御入國の後久しく御料所なりしが、元祿十年石黒縫殿助に賜り、今子孫喜一郎が知る所なり、檢地は寛文八年竹村與兵衛糺せり、江戸の行程は前村に同じ、高札場村の中程にあり、

小名 馬場 河原田 櫻ノ木

兜川 村の東にあり、川幅七八間、此水を堰入て水田に灌げども、引たらざれば天水をたゞへて耕す所もあり、

貴船社 村の鎮守なり、長福寺持、

不動社 同寺持、

天神社 大覺院持、

長福寺

天台宗、男衾郡塚田村普光寺の末、高勝山惠覺院と號す、始は院號を呼名とせし由傳ふれど、其改めし年代はしらず、慶安二年彌陀堂領として、十石の御朱印を賜ふ、寺傳に當寺は養老元年四月の草創にして、開山は永辨なりといへど、この僧治安元年四月廿四日の示寂なれば、養老を下のこと凡三百年に餘れり、恐くは傳への訛あるべし、其後遙の星霜を経て、長保二年八月回祿の災に罹り、堂宇以下烏有となりしかば、草庵を結びて纔に法統を繼げりと云、長保は治安より二十年前のことなれば、是も寺傳の杜撰なること知べし、又云後村上院御宇康安元年の頃長尾四郎高勝なる者、當寺第十三世の僧榮範と力を合せて再造し、舊貫に復せり、高勝の法諱を長福院了德禪定門と號す、其墳墓は今村の東にあり、由て山を高勝と唱へ、寺を長福と號すと、榮範は康安元年十二月廿日寂を示せり、是を中興の開祖とす、本尊は三尊の彌陀にして、行 石船權現社 昔の神體は船の形をなせ基の作れる所なり、 石船權現社 昔の神體は船の形をなせ早敷の時はこの神體を社前の御手洗へひたして、雨を祈れば必驗ありしが、何の頃か失ひて今は幣束のみを置り、

藥師堂

觀音堂 村持

大覺院 本山修驗、葛飾郡小淵村不動院の配下なり、不動を本尊とす、

古墳

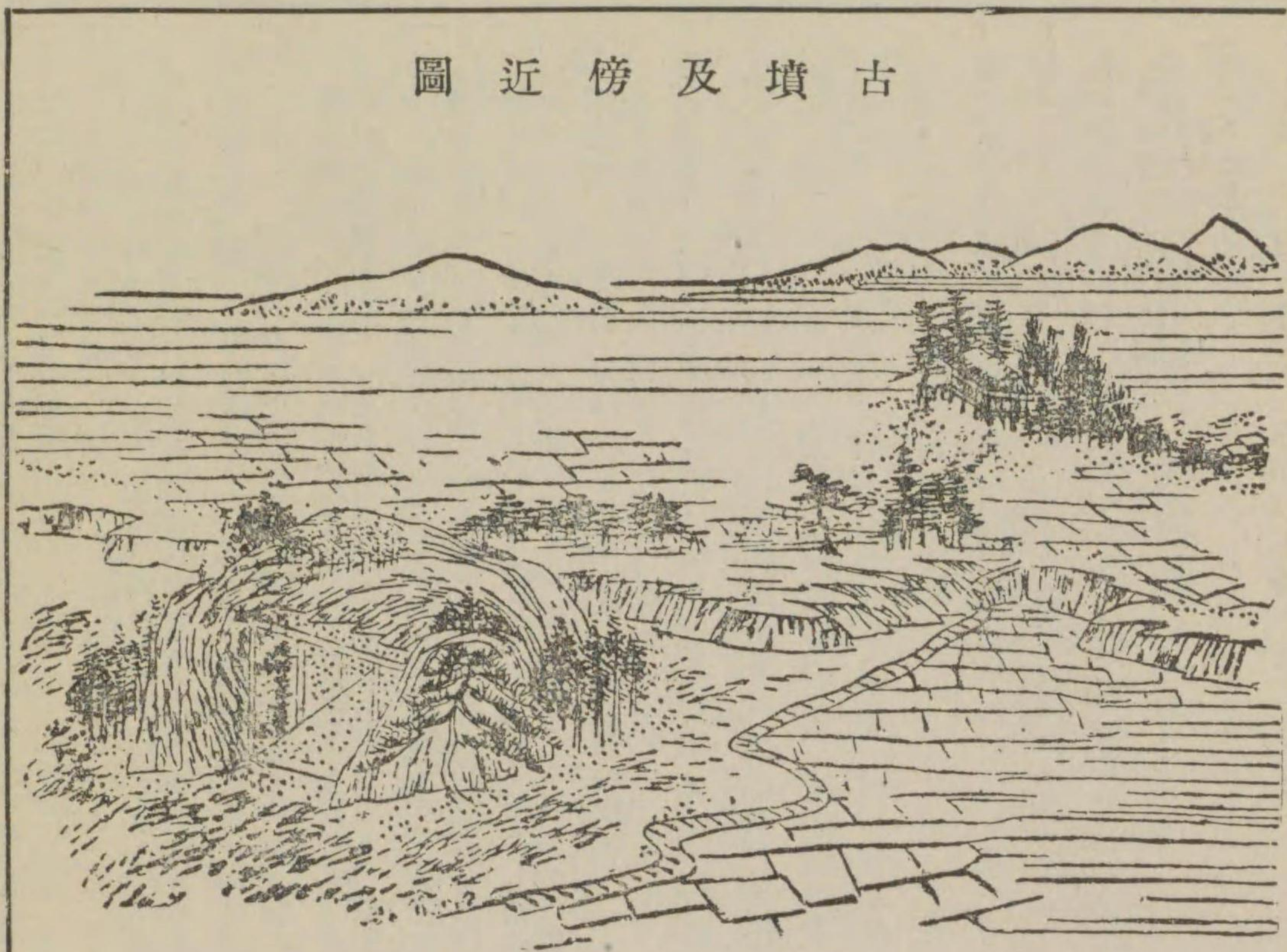
村の東にあり、僅なる塚なり、これ長福寺の條に記せる長尾四郎高勝の墓なりと云、塚上に五輪の塔一基立り、若ふりて文字みえざればすべて詳ならず

○竹澤笠原村

笠原村は古へ原川分及び男衾郡木呂子・勝呂・木部・靱負等の六村を合せて、竹澤村と云一村にして男衾郡に屬せしが、後年六村に別ちし時、當村及び原川分は比企郡に屬せりと云、既に正保のものには、男衾郡内に竹澤村を載せて其餘の村名なく、元祿改定の圖より今の如く別れて、各竹澤の名を蒙らせり、これ分村の證とすべし、されどこの地舊くは當郡に屬し、一旦男衾郡に屬し、再び當郡に屬せしならん、男衾郡木呂子村に出せる鎌倉圓覺寺應安二年の文書合せ見るべし、又當村と原川分とは地形犬牙して、境界辨別しがたければ、姑く二村の地を合せていはゞ、東西十二三町、南北七八町東は角山村に添ひ、南は飯田村に及び、西は秩父郡安戸村に隣り、北は男衾郡木部・靱負の二村に接せり、民戸五十餘、御入國の後は御料所なりしが、寶曆十四年清水殿の領知となり、寛政八年上りて御料に復せり、領名及び江戸の行程前村に同じ、高札場村の中程あり

小名 石田 栃木 ちがひが谷

古墳及傍近圖



兜川

北の方を流る、川幅七八間、村の鎮守なり、村民諏訪社、下並に同じ

熊野社

地藏堂

○竹澤原川分 原川分は前村に辨ぜし如く、古は男衾郡竹澤村の内にて、元祿の改には原川村と載す、後何の頃よりか原川分と唱へ來れり、四隣及び廣狹は前村にいへり、領名も同じ、民戸三十餘、御入國の後は御料所にして、元祿十一年今の地頭大島大和守が家に賜はれり、小名 桐ヶ谷 谷上谷 櫻澤

駒形社 村の鎮守なり、村持

龍源寺 曹洞宗、大塚村大梅寺の末、櫻澤山と號す、本尊彌陀を安ぜり

十王堂 村民持

○増尾村

増尾村は増尾郷玉川領に屬せり、増尾とかけは後のことにて、既に文永六年武藏國比企郡北方麻師宇郷政所に於てこれを注し畢と、『萬葉集仙覺抄』の奥書に見えたり、宇尾通音なれば則此地のことなるべし、正保改の國圖には猿尾とかけり、今の文字に改しは貞享四年よりのことといへり、江戸への行程十七里、村の廣さ南北も東西も五町許にて、東は大塚村に隣り、西は腰越村に接し、南は槻川に限りて對岸は青山村なり、北は大塚飯田の二村に並ぶ、用水は直に槻川より引そゞげり、當村御入國以來御料地なりしが、近村と同一寶曆年中清水殿に賜はり、寛政八年より御料に復せり、檢地は慶長二年大久保石見守、寛文八年竹村與兵衛等糾し、その後開きし新田は天和元年高室四郎兵衛、享保八年河原清兵衛等改め、天明五年清水殿にても檢地せられしと云、高札場村の中程あり

小名 八幡臺 大塚村八幡社に續、中條 岩窟下 花ノ木

越田 金橋

槻川 村の南境を流る、河原の幅二十間

白山社 建治二年大塚村大梅寺の開山圓了の勸請といへり、今も大梅寺にて社務を司どれり

長昌寺 曹洞宗、大塚村大梅寺末、猿尾山と號す、正中年中の創立といへり、本尊阿彌陀を安置す、開山叡嶺邦秀、阿彌陀堂佛を安ず、榮廣庵 暖越村自性院持、不動を本尊とす

古城蹟 村の東小名中條にあり、四方二町許の地にて、から堀の邊今は杉の林となりたれど、城蹟のさま疑ふべくもあらず、土人の傳へに猿尾太郎種直が居城なりといへど、何人の枝屬

にて、何の時代の人と云こ
とは傳へざれば詳ならず、

古墳

村の北にあり、徑り十間、高二三間の塚なり、寛文中
坪井次右衛門が當所の御代官たりし時、村民等この塚を
切崩して陸田となさんとせしに、右に圖せる如き石室現はれ
しゆへ、其事半にして止たりしと云、石室の奥行四間許、内
法の高さ六尺、幅五尺餘、總て青石を以疊み上げ、又同じ石
の五六寸角なるものを柱石となして所々に設けたり、室中入
口の左の方に建治四年二月二日と刻す、相傳へて宗尊親王の
廟なりとも、又守邦親王の廟なりともいへど共に年代あはず、
恐くは別にゆへある貴人の葬穴なるべし、又あばきし始は穴
中に、五輪の石塔と石棺ありし由いひ傳ふ、又水晶の珠數玉
に似たるものを、掘出せしことありと云、是等は全
く明器の類にて、曲玉など云べきものなるべし、

○大塚村 大塚村は梅皇子の塚ある地なれば、直に村名
となれりと云、塚のことは下に記せり、増尾郷那賀庄玉
川領に屬し、江戸への行程は前村に同じ、村の廣狹東西
十七町、南北九町餘、東は小川村に接し、西は増尾村に
及び、南は青山村に邊し、北は角山・原川の二村なり、民
家八十二、御入國の後より御料所なりしに、元祿十一年
金田周防守に賜はり、今も其子孫主殿が知る所なり、檢
地は慶長二年大久保石見守、寛永六年庄野權兵衛・神邊彦
右衛門、寛文八年竹村與兵衛糺せしと云、
高札場 村の中程
にあり、

梅寺殿二品親王賀慶法師と謚し奉ると、いと覺つかなき説な
れど、姑く傳のまゝを記せり、又昔は臨濟派なりしが、中興
開山聚孫の時改派して、龍穩寺の末に屬せ
りと云、聚孫は寛永三年十月十六日化す、 藥師堂 鐘樓
延寶元年鑄造
の鐘なり、
光圓寺 普化宗、多磨郡布田宿安樂寺末、大
觀音堂 大梅寺
の持、

梅皇子塚 村の北によりてあり、六尺四方高二尺許の塚にて、
上に斷碑一基を建つ、梵字のみ見えて其餘文字あれ
ども、漫漶して讀べからず、昔は塚もいと大なりしを、後年
切崩して陸になせしと云、此梅皇子と云は、【大系圖】等にはさ
らに沙汰なきことにて、尤うけがたき説なれど、村名もこの
塚より起るといへば、とにかくゆへあるものとはみえたり、

○小川村 小川村は玉川領に屬し、江戸への里程は前村
に異ならず、民家三百二十軒、東は下里村に續き、西は
大塚・角山の二村に並び、南は槻川に限りて對岸は青山村
なり、北は高谷・横田・中爪の三村に接す、東西十九町餘、
南北十二町餘あり、當村は江戸より秩父郡への往來、及
び八王子宿より上州へ達する道の宿驛にして、民家軒を
連ねたれば賑へる地なり、此邊にては紙を漉を餘業とし
て、専ら細川・程村・仙過・岩國・岩城・小菊等を製すれど、
總名はなべて小川紙と呼び、當村より所々へ出して鬻げ
り、其價年毎に二萬金餘と云、又當所にて素麵を製せり、

小名 帝下に載たる梅皇子の塚の邊
つるまき 蟹澤 大關 春日谷戸 中條 的場 とちもと

槻川

村の南方青山村の境を
流る、川幅四十間許、

兜川

北の方角山村の境を
流る、川幅十間餘、

八幡社

當社は建治二年（或は建武元年と云、大梅寺の傳に梅
皇子永仁三年薨すと見ゆれば、建治ならざること明け
し、後深草院第三の皇子、梅皇子の靈を祀れり、本地は彌陀
にて、圓徑五寸許なる古銅の華蓋の中央に彫れり、此華蓋は
則彼皇子の守佛なりしと云、一説に梅皇子は守邦親王の庶子
なりしと、いづれもうけ難き説なり、猶下に載る大梅寺の條
合せ見るべし、慶安二年社領十石餘の御 別當 梅岑寺山
朱印を賜ふ、例祭は九月十九日なり、
派修驗、男衾郡板井村長命寺の配下なり、梅香山と號す、昔
は神主なりしが、永昌と云もの、時より修驗となれり、永昌
は天正十九年八月十三日寂
せり、本尊不動を安置す、

稻荷社 大梅寺持、
下同、

神明社

曹洞宗、入間郡龍ヶ谷村龍穩寺末、拈華山と號す、寺
大梅寺 領五石の御朱印は慶安元年より附せらるるといへど、既
に正保改の郷帳に、大梅寺領五石と載たれば、古へより領し
來りしこと知らる、相傳ふ當寺は建治二年後深草院第三皇子、
梅皇子の建立し玉ふ所なり、彼皇子は正元年故有て當所へ
下向し、永仁三年九月十九日薨じ玉ひしを、當寺に葬りて大

是を小川素麵と唱へ、此邊の名物とせり、市立は毎月一
六の日なり、是寛文二年諸星庄兵衛が御代官たりし時よ
り許されしといへり、當村のこと古記にはみえず、御入
國の後には御料所なりしを、元祿十一年大島長門守が知行
に賜はり、今も其子孫大和守の知る所なり、檢地は寛文
八年御代官竹村與兵衛承りて糺せり、
高札場 往還の中程
にあり、

小名 梨木 櫻久保 蟹田 笠合 諏訪之腰 深田
堀ノ内 すふす 大豆 五段 岩神 堀端谷 富士
塚入 平松 田中 中島 宇佐美屋舖 故ある名なる
詳なら

日向山

村の北方高谷村・横田村・中爪村等の接地にして、
山の頂上を村界とす、登り三四町もあるべし、

二本松山

東南の方に下里村・青山村入
會の地なり、登り十四五町、

槻川

村の西南より流れ來て、東の方へ
達す、河原を合せて五十間許、

兜川

西の方大塚村より來り、村内に
合す、川幅五間許、

八宮明神社

村の鎮守なり、祭神は國狹槌尊・豐斟尊・泥
土煮尊・沙土煮尊・大戸道尊・大戸邊尊・面足尊・
惶根尊の八座なりと云、今本地愛染を置り、勸請の年歴は詳
ならざれど、元和三年再建の棟札あれば、それより前の鎮座
なりしこと 別當 休藏院 本山派修驗、葛飾郡幸手不動院
配下なり、愛染山と號す、不動

を本尊とす、

諏訪社 觀正寺持

神明社 休藏院持

稻荷社 高西寺持

熊野社 同上

天王社 村民持

西光寺 曹洞宗、郡中遠山村遠山寺末、瑞龍山と號す、開山眞起慶長十一年九月五日化す、御朱印寺領十石は慶安二年賜ふ所、八幡社 鐘の鐘なり、鑄造

高西寺 新義眞言宗、入間郡堂山村最勝寺末、岩傳山と號す、開山高眞天文九年寂す、本尊地藏行基の作と云、

勢至堂 新義眞言宗、入間郡今市村法恩寺末、觀正寺補田山と號す、本尊阿彌陀を安置す、

清寶院 當山派修驗、伊勢國世義寺の配下なり、不動を本尊とす、

阿彌陀堂 西光寺持、下

地藏堂

藥師堂

褒善者三八 桶を作るを業とせるものなり、母に孝養ある聞え有て、地頭大島主税より年ごとに、米七斗づゝを

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

與ふと云、

○青山村 青山村も玉川領に屬し、江戸の行程も上に同じ、村の廣さ東西一里餘、南北三十町、東より北の方は

槻川を境として、小川・下里・腰越の三村に隣り、西は下古寺村に接し、南は日影村なり、槻川を用水に引沃ぐ、

民家二百軒餘、當村古は御料所なりしに、寶永三年村内を割て秋山權左衛門に賜ひ、殘る地は同六年河野長十郎・

本目隱岐守、寛延元年永井半左衛門等に賜はり、今も其子孫秋山駒之助・河野長十郎・本目帶刀・永井龜次郎の知る所なり、檢地は寛文八年坪井次右衛門糺せり、

高札場四ヶ所

小名 大橋 高橋 木ノ下 才九郎 大原 谷ノ口

並フ谷戸

槻川 村の東北を流る、川幅十八九間、

氷川社 村の鎮守なり、別當青岩山淨學院と號す、本山派修驗、西戸村山本坊の配下なり、不動を本尊とす、

八王子社 當社も村の鎮守なり、神體は青石にて、正面に八王子大明神、傍に延徳二年六月八日と刻す、淨學院持、

天神社

天王社 二社共村

圓光寺 臨濟宗、郡中平村靈山院末、藥王山と號す、開山古傳崇井弘安元年四月十二日化す、本尊阿彌陀を安置す、

兜川 男衾郡木呂子村より出、飯田・笠原等四五村の惡水合て、村内の南よりを流る、川幅五間許、

八幡社 村の鎮守なり、別當を宮生山正學院と云、本山派修驗、男衾郡板井村長命寺の配下なり、本尊不動を安す、

東昌寺 觀喜山と號す、曹洞宗、大塚村大梅寺末、開山鐵州太牛寂年を傳へず、本尊藥師を安す、

地藏堂 二字 共に村

○下里村 下里村は江戸より行程十七里にして、大河原庄玉川領に屬せり、家數百四十餘、東は志賀・遠山・田黒の三村に隣り、南は五明村に續き、西は日影・青山の二村にて、北は小川村及び中爪村なり、東西三十町、南北一里に餘れり、此地は御打入の後より御料所にて、元祿十一年金田周防守に賜はり、今も子孫主殿が知る所なり、

檢地は寛文八年坪井次右衛門改めしと云、

高札場 村の中程

小名 田中 白根 善性寺 山下 わぐ 金ヶ谷 島

根 割谷 北根 德壽 坂下

槻川 村の中間を流る、川幅十五間許、

八宮明神社 村内の鎮守なり、別當 寶壽院 新義眞言宗、入間郡今

と號す、本尊藥師を安せり、

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

藥師堂

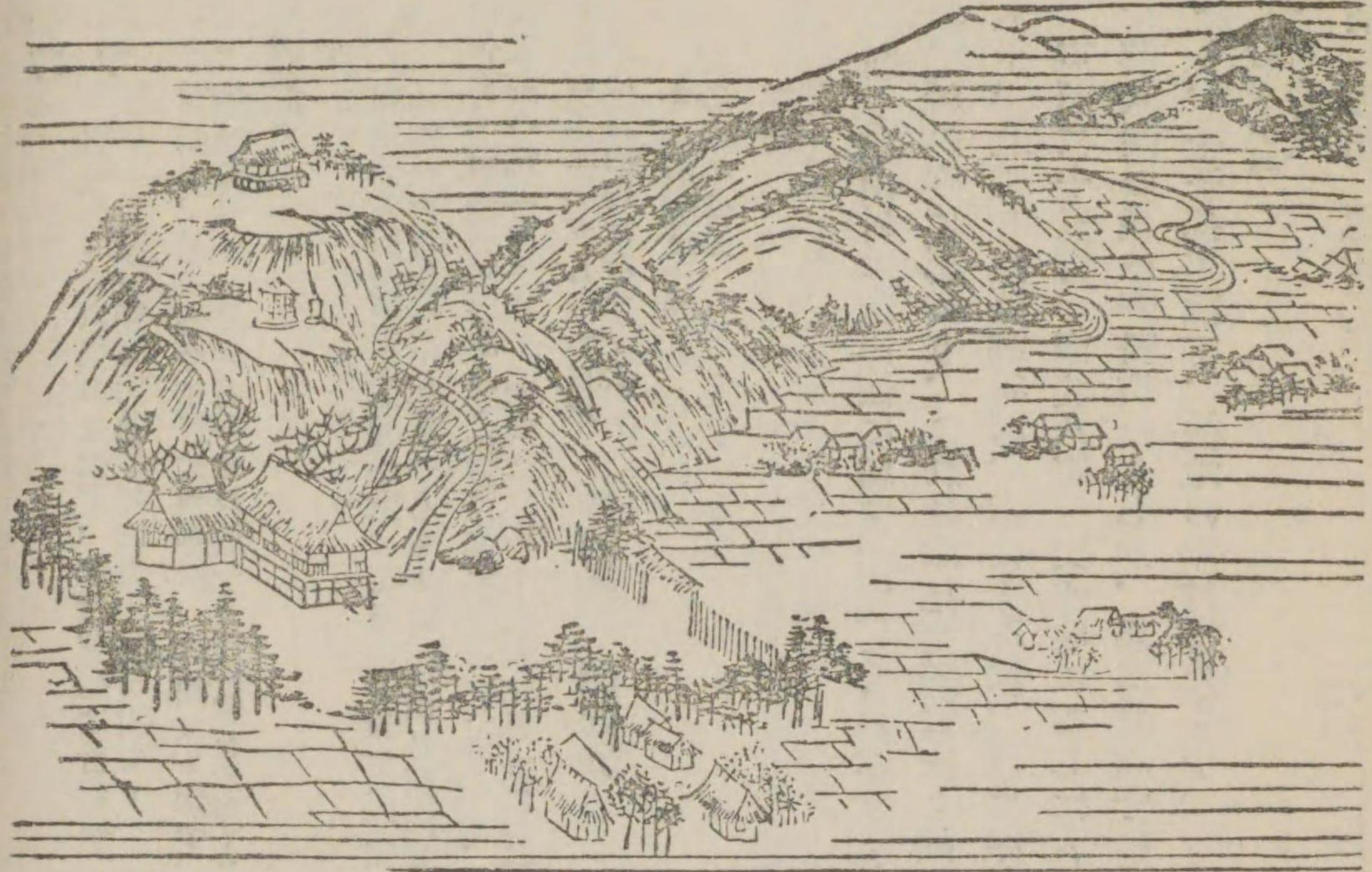
藥師堂

藥師堂

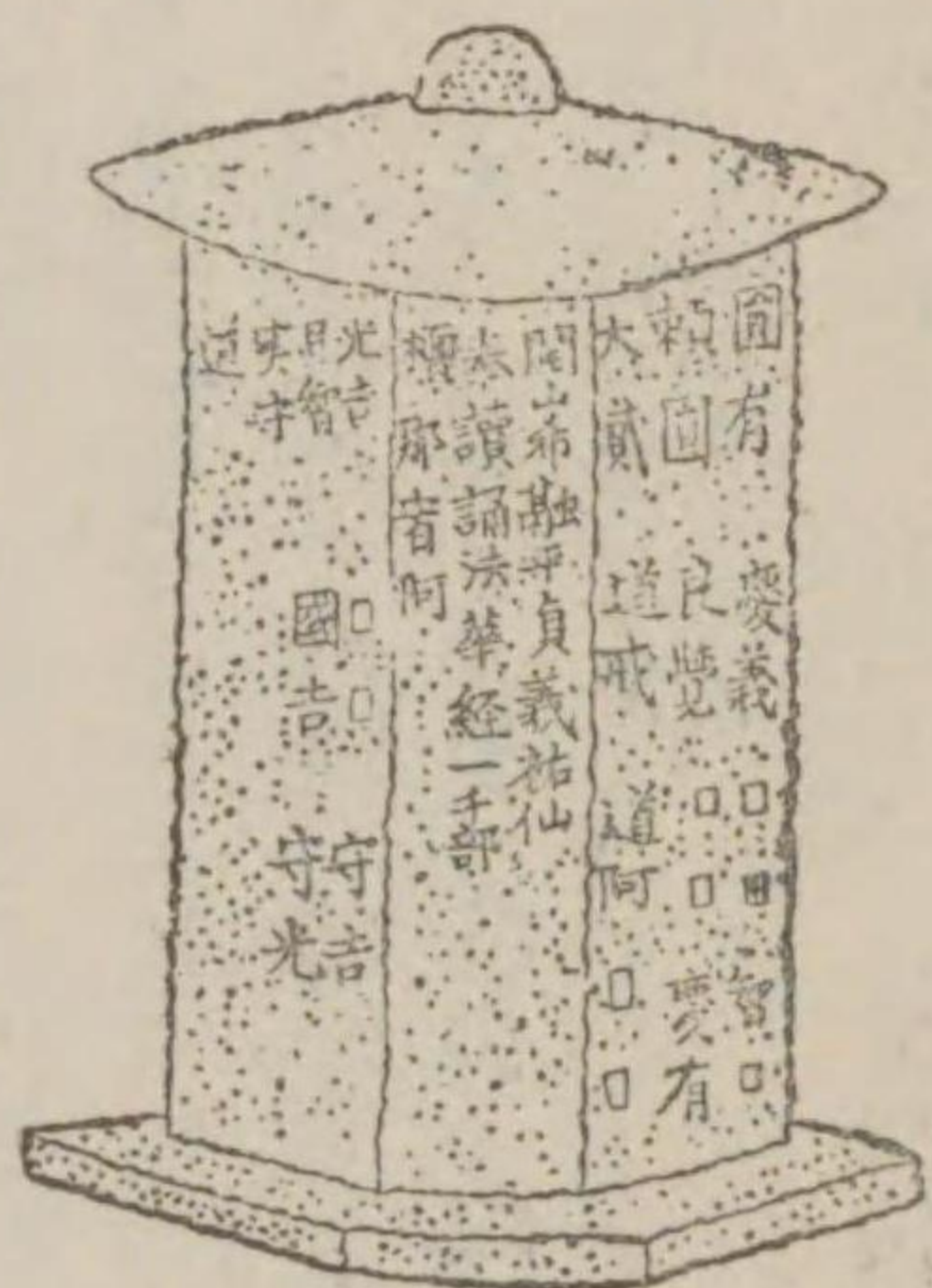
藥師堂

藥師堂

大聖寺境内圖



長三尺餘



うしろの方に

永範
康永〇年三月十七日
一結之諸衆

此餘二面ともに、文字
漫滅して、讀得がたし、

愛宕社

神明社 共に同

大聖寺 天台宗、男衾郡塚田村普光寺末、石青山威徳院と號す、
本尊如意輪觀音を安ぜり、寺傳に開山は希融、開基は
平貞義なりと云、共に卒年を傳へず、今按に境内山腹に建た
る康永年中の六面塔に、希融貞義の名彫たれば、其年代推て
知らる、六面の 天神社 觀音堂 如意輪觀音を安置
關右に出す 寶曆十二年鑄造

妙樂寺 前と同寺の末、里下山と號
の鐘を掛く、

瑞光寺 同末なり、今は荒廢して
未だ再建には及ばず、

寶正寺 同宗、下青島村淨光寺末、醫王
山と號す、本尊藥師を安ぜり、
阿彌陀堂 寺持

古城蹟 山の上にて廻り三四丁許の地を云、古
へ何人の住せしと云ことを傳へず、
○遠山村 遠山村も玉川領に屬し、江戸の里數も前に同
じ、民戸二十餘、東は千手堂・平澤の二村に隣り、南は田
黒村にて、西北は下里村に接せり、東西二十町餘、南北
十七町許、御入國の後より御料所なりしが、寶永六年内
藤某に賜はり、今も子孫主膳知行せり、檢地は前村に同
じ、

高札場 村の中程
にあり、

小名 瀧守 井上 小林 蛇谷 中澤 茗荷澤 打越

横吹

槻川 村内南の方を流
る、川幅十間許、

八幡社 村の鎮守なり、
遠山寺持

稻荷社

神明社 共に村
民持

遠山寺 曹洞宗、上野國綠野郡御嶽村永源寺末、長谷山と號す
寺領十石の御朱印は慶安二年賜ふ所なり、開山は漱怒

全芳永正十五年十二月十五日示寂、開山は遠山右衛門大夫光
景と云、過去帳を見るに、當寺開基無外宗關居士、此父政景
也、天正八年三月廿三日開基桃雲宗見大居士、遠山右衛門大
夫藤原光景、天正十五年五月廿九日とあり、按に此二人とも

に開基とのせ、宗關居士の下に此父政景也とあるによれば、
其實光景が父政景の追福のために、當寺を草創して父を開基
とせしを合せて、二人共開基と記せるに似たり、又開山の寂
永正十五年なれば、是も請待開山なるべし、又按に隣村田黒
村に、遠山右衛門大夫光景が城蹟と云地あるを以考れば、當
時此邊彼が所領なりしこと知らる、光景が事蹟は他の書に所
見なければ、此人も甲斐守綱景等の一族 鐘 本堂の軒に掛
にて、共に北條氏に仕へし人なるべし、 鐘 本堂の軒に掛
遠山右衛門大夫光景家臣杉田吉兼と云者、大檀那として鑄造
せし鐘なりしが、彼破壞せしにより、元祿十一年當寺十一世
能峻和尚の代に再造
せしことを載す

地藏堂 村民
持

○上横田村 上横田村は、松山領に屬し、江戸へは十七
里を隔つ、此村上下二村に分れし年歴は傳へざれど、正
保改の國圖に既に上下二村を載せられたれば、それよりさき
分村せしこと知べし、民戸八十餘、東は越畑村に隣り、
南は下横田村に續き、西は高谷村にて、北は奈良梨村な
り、東西二十町、南北十二丁許、御入國の後川窪新十郎
信俊が采地に賜はりしと云ふ、其家譜を見るに、天正十
八年小田原の役に信俊戦功ありしかば、明る十九年采地
を武州の内にて賜ふとあり、それより子孫續きて知行せ
しが、後所替ありて、元祿十一年津金修理・藤掛内匠・島
田主計三人に賜へり、此内主計が知行は子孫主計利久、

寶曆八年五月罪ありて流刑せられしより御料所となりしが、同き十四年清水殿の領地に賜はり、寛政年中又御料所となりて、今も御代官支配す、其餘は津金新十郎・藤掛内匠の知る所なり、檢地は寛永十三年伊丹播磨守札せりと云、

高札場 三ヶ所にあり、

小名 まには 竹ノ内 油谷

市ノ川 越畑村の境を流る、川幅二間、

稻荷社 村の鎮守 別當 福田寺 天台宗、中爪村普光寺門徒、

榮快は、寛文十年五月十日化す、本尊彌陀を安置せり、

藥師堂

山王社 輪禪寺持

輪禪寺 曹洞宗、上野國甘樂郡天引村向養寺の末、一機山と號す、三尊の彌陀を本尊とせり、當寺はもと安養寺と云

て僅なる寺なりしを、慶長十三年川窪新十郎信俊、其父武田兵庫頭信實が追福の爲に造營し、此人の法諡に因て寺號等を改めたり、故に信實をもて開基と稱し、僧傳州忠的を開山とす、傳州は元和五年十二月八日示寂せり、信實は天正三年五月廿一日三河國長篠合戦に、鷲巢にて討死す、法號輪禪寺玉輪一機居士と云、其墳墓境内にあれど、こは當寺造營の時建しものなり、新十郎信俊も初めは武田と稱せしが、天正十年甲斐國川窪と云所を領せしより、氏を改めたり、かゝる由緒

所なりしが、慶安四年林利左衛門に賜はり、今子孫半太郎知行す、檢地は寛文年中の繩を用ゆと云、林十二町許村の西にあり、

高札場 村の中期にあり、

八幡社 膳所八幡と號す、所以は知らず、泉藏院持、下の五社並に同じ、

舩執明神社 祭神詳ならず、

天王社

金毘羅社

山神社

神明社

能滿寺 朝光山無量院と號す、天台宗、平村慈光寺末、本尊彌陀、行基の作なり、歴代の僧年代知べきものは、僧良

順元祿九年五月五日寂すと云をふるしとす、

林昌院 遍照山高清寺と號す、天台宗、東叡山末、彌陀を本尊とす、中興開山定賢寶永三年二月寂す、それより前のこと詳ならず、

泉藏院 本山修驗、男衾郡板井村長命寺配下、高谷山金峯寺高藏坊と號す、本尊不動、行基の作なり、開山法印源故

元弘元年八月五日寂す、

壘蹟 村の西にて今は林となれり、土人城山と呼ぶ、金子氏の人住せしと云、金子の事蹟は杉山村の條に出せり、

に因て今も本堂に武田信虎及び晴信勝頼の位牌を置り、

○下横田村 下横田村は上横田村の南に續きて、同じ領に屬し、江戸への行程も上村に同じ、家數五十、東は越畑村に隣り、南は中爪村に界ひ、西は小川村、北は上横田村なり、東西二十丁、南北五町許、當村は御打入の後より久松彦左衛門の知る所にて、今も其子孫彦左衛門知行せり、檢地は寛文年中糺せりと云、

高札場 村の中期にあり、

小名 新井前 をね 經塚

市ノ川 東の村境を流る、川幅二間、

八宮明神社 村の鎮守なり、養昌寺持、

養昌寺 曹洞宗、男衾郡野原村文珠寺末、横田山と云、開山玉峯應琢享保十年三月十八日示寂す、本尊釋迦を安置り、

地藏堂 村民持、

○高谷村 高谷村は奈良梨郷伊子庄と號し、松山領に屬す、江戸より行程十六里、戸數百、東は上下横田の二村及び奈良梨村に隣り、南は小川・角山の二村にて、西は原川分、北は高見村及び男衾郡今市村に接せり、東西十八丁、南北一里、此邊は總て天水場にて旱損多し、此下大抵同じさまなれば村ごとには辨せず、御入國の後には御料

○高見村 高見村は則高見庄の内なりと云、他村に此庄名なければ覺束なし、領名前村に同じ、江戸より行程十七里なり、按るに此高見と云るは古く聞えし地名にて、延徳元年十一月三日上杉修理大夫定正、古河の政氏を誘引し、二千餘騎を率して當國高見原に出張せしかば、上杉民部大輔顯定三千餘騎を率し出向て對陣す、同き十五日一戦に及びしに、顯定が軍兵裏崩して敗北せしこと、【鎌倉管領記】等に見えたり、高見原は即ち此邊のことならんには、其頃は總て原野なりしならん、されど今は田圃となりしのみならず、古戰場たりしことは土人も傳へず、村の廣狹東西九町許、南北十町餘、東は男衾郡鷹巢村及び郡中能増村に界ひ、南は高谷村にて、西より北に涉りて男衾郡今市村に錯れり、此今市村は古へ當村と一村にてありしを、後分村せし由土人云り、其年代定かならざれど、正保の改め既に高見・今市二村共に載たれば、それより前に分村せしこと知べし、民家四十餘、正保の頃は御代官天羽七右衛門が支配所、及び田村助太夫・小宮山喜右衛門の采地なり、其後何の頃にや御料所の分を奥村某・佐久間某に賜はりて、今も子孫田村富之丞・小宮山七郎右衛門・奥村大之丞・佐久間和三郎が知る所なり、

小名 前峯 松ノ木 町場

市ノ川 東の方にあり、川幅八尺許、

舳執明神社 村の鎮守 禰宜戸倉宮内

明王寺 新義眞言宗、京都蓮臺寺末、高見山正覺院と號せり、開山詳ならず、中興開山を元重と云、延享四年二月四

日示寂す、本尊は地藏なり、

彌陀堂 明王寺持

増田重富居蹟 坤の方にあり、其所を四ツ山と呼、爰は増田四郎重富と云し人の居蹟と云傳ふるのみ、其事蹟詳ならず、されど男衾郡野原文殊寺に、重富の塚あり、法名傑山英公と號す、長享元年二月三日卒せしと云り、又橋

樹郡下作延村圓満寺條に、開基増田駿河守滿榮永祿元年六月十六日卒せりと、又「小田原役帳」にも小机作延七十貫文増田某とあり、是等もし増田重富の末裔なりや、今よりは知べからず、

○能増村 能増村は郷庄の唱詳ならず、領名及び江戸への行程前村に同じ、四方五六町許の村にて、東は男衾郡鷹巣村に接し、南は當郡奈良梨・伊勢根の二村に錯り、西より北に互りては高見村に隣れり、家數五十、此村天正二十年二月朔日水野新右衛門長勝に賜ひし御朱印に、武藏國男衾郡赤濱郷同納増郷云々と其家の譜にあり、赤濱はもとより彼郡にあり、納増は當村のことなるを彼郡へ續け書せしは、當村は彼郡に接したる地なれば、たま〜

訛り書せしこと知べし、正保の頃は御代官伊奈半十郎の支配と、鎌田藤兵衛・小宮山喜右衛門等が知行所なり、その後御料所の方は寶曆十四年清水殿領地となりしが、寛政年中又御料所となれり、鎌田藤兵衛が知行の分は何の頃にや、替りて伊藤某の知行となり、今も私領は伊藤權之助・小宮山金次郎が知る所なり、

小名 後能増 岡原 都澤 東

市ノ川 村の東を流る、

八宮明神社 村の鎮守なり、祭神は日本武尊にて、十一面觀音を本地佛とせり、當社古へしばく丙丁の災に罹りて、社頭も次第に衰微せしを、松山の城主上田安獨齋再興して、神領をも寄附せし由、萬治元年別當秀永が記せし縁起に見えたれど、舊記等は皆失

稲荷社 別當 南光院 本山派修驗、男衾郡板井村長命寺配下、八宮山林藏寺梅本坊と號す、開

山長山法印寂年を傳へず、本尊不動は惠心の作、

八幡社 南光院持

永昌寺 禪宗曹洞派、多磨郡上門田村高乘寺の末なり、岩龍山と號す、本尊釋迦を安置せり、開山斧山は寛文十三年正月示寂す、

宗藏寺 天台宗、男衾郡塚田村普光寺末、松谷山青龍院と云、本尊は千手觀音なり、觀音堂

新編武藏風土記稿卷之百九十四

比企郡之九

經智院 本山派修驗、板井村長命寺配下、松光山と云、不動を本尊とせり、開山宗良は大永二年八月七日寂す、

○伊勢根村 伊勢根村は江戸より行程十四里、昔此所は鉢形松山の領界ひなりしと、今は郷庄領の唱へを傳へず、戸數七軒、東は奈良梨村にて、南は高谷村、西より北は能増村なり、東西三町、南北一町、御入國の後久しく室賀源七郎知行せしが、何の頃か替りて今は菅沼又吉知行せり、

神明社 村の鎮守なり、

雷電社 二社共に村持、

普濟寺 大貴山と號す、遠山村遠山寺末、開山僧祖闍文、祿四年正月十日寂す、本尊十一面觀音なり、

藏師堂 村持

新編武藏風土記稿卷之百九十三之終

○奈良梨村 奈良梨村は江戸より行程十七里、松山領と云、當村開墾の始を傳へざれど、甲斐國府中白木町清運寺に藏する鰐口は、もと當所の十王堂に掛しものにて、永享十一年六月願主永感の銘ありといへば、此村古く開けし事知べし、されどかの十王堂は何の頃廢せしや、今は其跡をも失へり、家數四十、東は越畑・下横田の二村に隣り、南は上横田村にて、西は高谷・伊勢根の村々に錯り、北は能増村及び男衾郡鷹巣村なり、東西十町、南北五町許、村内に係る一條の街道は西上州及兒玉郡八幡山邊への通路にして、人馬の繼場なり、爰に宿驛を置し其始めは定かならざれど、村民仙右衛門が持傳へし、天正十年北條家より、當所へ出せし傳馬の掟書あれば、天正の頃は既に繼場たりし事しらる、其文は舊家の條に出せり、按に諏訪家譜に、天正十八年諏訪小太郎頼忠、武藏國奈良志梨羽生蛭川等にて、一萬二千石を賜りしと云、

川瀬兵衛・内藤熊太郎・有賀滋之丞・松崎藤十郎・同じ彌兵衛・林半太郎・横田源太郎・森本惣兵衛の知行所なり、高札場 十ヶ所にあり、

小名 中内手 峯内手 もうち

滑川 南の方吉田村より来る水、村内小渠の悪水に合し、一條の流となりて東の方を通ず、川幅四五間、

観執明神社 村の鎮守なり、社内に蔵る寶永七年の棟札には、兵執明神と書せり、

愛宕社

稻荷社 以上三社は龍泉寺持、

龍泉寺 天台宗、江戸山王社別當城琳寺の末、金剛山金州院と云、開山の僧は貞治三年十月示寂せしと云のみ、其名詳ならず、當寺はもと光林寺と號せしを、慶安三年眞海と云僧中興せし時、今の寺號に改めたり、眞海が寂年詳ならず、本尊彌陀を安せり、

重輪寺 元は重林寺と書せり、曹洞宗、上野國群馬郡白川村龍澤寺末、舊里山と號す、慶長年中の草創にて、開山理山銀祭は、寛永十年十一月廿五日化す、本尊地藏を安せり、

○吉田村 吉田村は松山領に屬す、家數七十餘、東は和泉村、南は勝田村、西は越畑村、北は古里村に接せり、東西十八町、南北三十町、江戸より行程十六里、御入國の後折井市左衛門・山本四兵衛・曾我又左衛門・松下清九

藥師堂

觀音堂 此二堂皆村民持、

○越畑村 越畑村は領名及江戸よりの行程前村に同じ、東は吉田・勝田の二村に隣り、南は杉山・中爪の村々にて、西は上下横田村に交り、北は古里村なり、東西七町、南北二十町餘、家數九十軒、御打入の後高木筑後守廣正が采邑にして、其子甚左衛門が時、慶安元年檢地せり、其後元祿元年替りて御料所、及び酒井但馬守が知行となりしに、同き十一年御料所の内を割て、山高十右衛門に賜り、又享保十二年残りし御料所の分を、黒田豊前守・羽太清左衛門の二人に賜りて、今も高木・山高・黒田・羽太等の子孫四人の知る所なり、高札場 四ヶ所にあり、

小名 楯挽 大槻 深谷 島 大木

市ノ川 西の方、上下横田村の堺を流る、川幅三間、

八宮社 村の鎮守 別當 觀音寺 徒なり、八宮山多門院と云、本尊正觀音は慈覺大師の作なり、長二尺許、開山憲舜延寶六年十月七日寂す、

淺間社

客人社

郎等に賜れり、其内山本四兵衛に賜りしは、寛永十年二月のことなりと家譜に載たり、曾我又左衛門の知行は、何の頃か替りて菅沼氏に賜ひしなるべし、今は折井九郎次郎・山本大膳・菅沼又吉・松下内匠等知行す、檢地は寶永二年四月御代官町野惣右衛門糺せり、高札場 四ヶ所にあり、

小名 上下 長竹 前谷 沼下

滑川 當村の田間所々より涌出る水、村内にて落合ひ、一條の流となり、始めてこの名を負へり、是滑川の水源なり、

峯明神社

手白明神社

五龍明神社 以上三社、祭神詳な六所社

天神社 以上二社は村民の持、

宗心寺 三休山と號す、曹洞宗、中尾村慶徳寺末、故の地頭折井市左衛門次昌、其父次忠が菩提の爲に、僧了三雲哲を開山として、元和年中起立す、次忠法諱好源院三休道白と云、天正十八年八月四日卒す、本尊釋迦を安ず、鐘樓 元祿七年に鑄、稻荷社

泉藏院 三寶山福王寺と號す、新義眞言宗、埼玉郡上の村一乘院門徒なり、本尊不動を安ず、三寶荒神社

大天社 以上三社觀音寺持、

雷電社 金泉寺持、

寶藥寺 曹洞宗、廣野村廣正寺の末、藥王山と號す、元和年中、僧南叟壽玄の草創と云、壽玄は本寺二世の住僧にて、寛永十九年二月三日寂す、本尊釋迦を安置せり、

藥師堂 藥師は行基の作なり、安永四年に書たる縁起に、此堂は神龜元年の起立なりと云と、信ずるに足ざる説多ければ、爰に採ず、

金泉寺 前と同寺の末なり、大龍山と號す、本尊釋迦を安ず、當寺も開山は南叟壽玄にて、元和年中の起立と云、

壘蹟 村の西にあり、土人其所を城山とよぶ、今は陸田となれり、何の頃何人の住せしと云と詳ならず、或は庄主水と云し人の居蹟といへど、其年代も定かならず、按ずるに當國七黨の内、兒玉黨に庄權頭弘高などあれば、是等の後裔なるにや、【小田原役帳】に庄氏の人見えたり、又杉山村にも此人の居蹟あり、照し見べし、

舊家者五兵衛 酒井但馬守が知行の名主なり、氏を船戸と云、其祖先は左兵衛督成氏より出たり、成氏の子重氏、其子氏經は船戸左近と稱す、是より世々船戸をもて氏とせり、氏經の子孫太郎俱氏、其子大學行氏、其子玄蕃淨氏と云、此淨氏は北條安房守氏邦に仕へ、天正十八年鉢形落城せし後、當村に來りて農民となり、慶長九年二月晦日死せし由、家に藏する過去帳に見えたり、淨氏より今の五兵衛まで九代に及べりと云、按るに重氏、氏經等將軍の譜に所見なければ

ば最疑ふべし、船戸のことは足立郡鳩ヶ谷町の民、喜市なるもの、先祖を船戸大學助と云、卒年は傳へざれど、其家に藏する、天正七年小田原北條家より與へし文書に、鳩ヶ谷百姓船戸大學助とあれば、天正の頃世にありし人なり、前にいふ大學行氏は元龜元年に卒せしよし傳ふれば、大學助とは別人にて其一族などにてあるべし

○中爪村 中爪村も領名、江戸よりの行程等凡て前村に同じ、東西十九町、南北十八町、東は松山、志賀の二村に隣り、南は下里村に界ひ、西は小川村にて、北は下横田村なり、民家七十五、御打入の後高木筑後守廣正に賜りしより子孫知行せしが、元祿十一年替りて安藤彦四郎が采地となり、今も子孫彦四郎知行す、

高札場村の中程

小名 宿

市ノ川 村の北より東に流る、川幅三間、

八宮社 村の鎮守なり、普光寺持

天神社持

普光寺 天台宗、東叡山の末、藥王山瑠璃光院と號す、寺領十二町、石の御朱印は、慶安元年に賜れり、開山尊英正保二年十二月二十三日、示寂せりと云、寺寶 東照宮御畫像 寛永の頃、地頭高木圓通寺と號す、本尊は觀音なり、

圓通寺 普光寺の末、慈雲山觀音院

寂本尊は不動を安ず、

藥師堂持

壘蹟

村の中程にて、小高き丘の上千五百坪許の地を云、一説に往昔金子十郎家忠の、居住なりしといへど詳ならず、又の傳へに中古上田氏の臣にて、庄主水(或は杉山主水とも)と云者住せし所とも云り、按に隣村越畑村にも庄主水が居住の地あり、是當國七黨の内、兒玉黨の庄權頭廣高庄太郎家長等が子孫などにや、又北條家人にも、庄式部少輔・庄新四郎の名見えたり、若くは是等の一族ならん、

○平澤村 平澤村は江戸よりの行程十七里にして、玉川郷玉川領に屬せり、此地昔は平澤寺領の内なりと云、按に郡中志賀村の民、内田氏某が所藏の、天正十三年霜月十九日内田佐渡守廣重より、同三郎左衛門廣次へ與し文書に、武州平澤云々とあるは、このことなるべし、東は菅谷村に隣り、南は千手堂村、西は下里・遠山の二村にて、北は志賀村に界へり、東西の徑り十八町餘、南北へ九町許、家數十餘、正保の頃も御料所にて、寛文八年坪井次右衛門檢地し、延寶八年中川八郎左衛門新田を糺せしと云、其後元祿十一年金田周防守に賜りしより、今子孫主殿に至れり、

高札場村の中程

十王堂 普光寺持、下同

藥師堂

○杉山村 杉山村は郷庄領の唱を傳へず、江戸よりの行程前村に同じ、家數十餘、東は廣野・太郎丸の二村に隣り、南は志賀村にて、西は中爪村、北は越畑村に界へり、東西八町許、南北十八町、水損の地なれど用水便ありしければ天水をも仰げり、御打入の後は森川金右衛門氏俊に賜り、今も子孫美濃守知行せり、檢地は慶長二年時の地頭森川金右衛門糺せしと云、

高札場村の中程

小名 堰口 川袋

市ノ川 村の南を流る、川幅三間、

八宮社 村の鎮守なり、相傳ふ古は八王子權現を勸請せし社なりしが、何の頃にや八宮明神に改號ありしと云、

天神社

稻荷社 以上三社共に、大藏院持

積善寺 天台宗、男衾郡塚田村普光寺の末、福王山泉明院と號す、開山祐源天正元年二月十六日示寂す、本尊彌陀を安ぜ、鐘樓 延享三年十二月鑄

大藏院 本山修驗、男衾郡板井村長命寺配下、開山を光勝と云、寂年は失せり、中興開山清尊慶長二年十一月五日示

小名 赤井谷 でじよう坊 たかん坊

平澤寺

天台宗、入間郡仙波中院の門徒、成覺山實相院と號す、相傳ふ往昔は大なる佛刹にして、此地もとより寺領の内なりしと、今村内の不動堂の不動は、古の本尊にて、又白山の社も其頃よりの鎮守なりと云、この堂社のことは下に辨べり、【東鑑】に文治四年七月十三日丁未、武藏國平澤寺院主被付、僧求寬訖とあるは、當寺のことなるべし、されど今は開山も傳へず、いつの頃にや、一度廢寺となりしを、郡中平村慈光寺の住職重永と云僧、かゝる名刹の絶たるを歎きて、天正の頃にや中興せしといへり、宗長が【東路土産】に、鉢形を立て須賀谷と云所に至り、小泉掃部介の宿所に逗留し、其ほとりの平澤寺にして連歌あり、此寺の本尊は不動尊、池にふりたる松あるよしのせたり、是によれば永正の頃までは存せし寺にして、廢したるは夫より後のことなるべし、中興開山重永寛永九年十二月廿九日示寂す、本尊は彌陀を安ぜり、天神社 寺寶 經筒 一口 享保の頃なりし境内につゞける古き塚を掘しに、古木の根より出しと云銅にて、尤古色なるものなり、久安は今より六百七十年の餘に及び、其圖左の如し 長七寸九分

口の徑四寸

敬白 勸進沙門實典
奉施入如法經御筒一口
右志者爲自他法界平等利益也
久安四年歲次戊辰二月廿九日 戊當國大主散位
藤原守道 藤原助員 安部末恒

不動堂 堂領六石五斗は、慶安二年先規のこく、御朱印を賜ふ所なり、不動は傳教大師の作、此像古は平澤寺の本尊と云へば、當時此地もかの寺の境内なるべし、僧萬里が「梅花無盡藏」長享二年八月の條云、十七日入須賀谷之北、平澤山問太田源六資康之軍營、於明王堂畔二十騎突出迎余、今亦深泥之中解鞍各拜其面賀、資康無恙、余已暫寓云、

明王堂畔問君軍、雨後深泥似度雲、馬足未臨草吹血、細看要作戰場文、

自註云、六月十八日須賀谷有兩上杉、戦死者七百餘員、馬亦數百疋、是によれば此邊太田資康の軍營ともなりしこと知べし、

七社權現社 村の鎮守にて境内にあり、祭神は白山及社と號す、されど古は白山のみの社にや、「梅花無盡藏」の詩社頭月の自註云、九月廿五太田源六於平澤寺鎮守、白山の廟詩歌會、與敵壘相對、講風雅、叶西俗無此様と、その詩に、

一戰乘勝勢尙加、白山古廟澤南涯、皆知次第有神助、九月如春月白花、

依て按るに、古へ平澤寺の鎮守白山は、當社のことにて熊野三嶋を合せ、今七社と號するは、長享より後なること知べし、別當 持正院 本山修驗、葛飾郡小淵村不動院配下、顯密山寺傳に開山は榮源延寶二年五月廿三日示寂と云、されど世代の内に覺長と云る僧ありて、永祿八年八月寂とあれば、別當となりしも古きことなりけれ、榮源は中興開山なるべし、稻荷社

○千手堂村 千手堂村は江戸より行程拾六里、郷名前村村

光照寺 日蓮宗、下總國葛飾郡真間弘法寺末、法蓮山と號す、本尊三寶を安ず、

○廣野村 廣野村は水房庄に屬せり、領名及江戸よりの行程前村に同じ、村の四方東は太郎丸村にて、南は杉山村に接し、西は越畑村、北は勝田・伊子の二村に續けり、東西二十八町、南北十町許、戸數六十軒、御打入の後高木筑後守廣正に賜り、子孫續きて知行せしが、元祿十一年御料所となり、同十三年黒田豊前守にたまひ、同き十七年木下求馬・島田藤十郎・内藤主膳・大久保筑後守が家に賜りてより今に替らず、

高札場 四ヶ所にあり

小名 川島 爰は村の飛地にして、東の方勝田地なり、北邊にあり、上郷 中郷 下郷

八宮社 村の鎮守なり、泉覺院持、

鬼神明神社 村民持、

金鑽社 此神社は當國の古社なり、兒玉郡金鑽村金佐奈神社の遙拜の爲に建しなるべし、持前に同、

廣正寺 曹洞宗、郡中市の川村永福寺末、高木山と云、慶安二年寺領二十石の御朱印を賜へり、當山は入間郡龍ヶ谷村龍穩寺、四世の住僧天庵の草創にして、元は萬福寺と號せしを、當所の地頭高木甚左衛門正綱、其父筑後守廣正の追福

に同じ、領は松山に屬せり、村名は千手觀音の堂ありしより起りしと云、此堂今は一院となり、民戸四十餘、東は菅谷村に續き、南は槻川を限りて鎌形村に隣り、西は遠山村にて、北は平澤村に境へり、東西五町、南北四町許、當所は古へより御料所なりしが、いつの頃にや大岡越前守に賜り、寶曆元年所替ありて御料所に屬し、同十三年清水殿の領知となり、寛政九年上りて御料所に復せり、檢地は寛文八年坪井次右衛門糺せし後、延寶八年新開の地ありて、中川八郎左衛門改しと云、

高札場 村の中程にあり、

小名 中島 原 谷 上

槻川 南の方鎌形村界にあ

春日社 村の鎮守なり、村持、

番神社 同

千手院 曹洞宗、遠山村遠山寺末、普門山と號す、本尊千手觀音を安ぜり、當院古へわづかの堂なりしを、幻室伊芳と云僧一院となせり、依て彼僧を開山とす、示寂は天文十五年二月朔日と云、入間郡黒須村蓮華院の觀音堂に掛たる鰐口の銘に、奉施入武州比企郡千手堂鰐口、大工越松本、寛正二年辛巳十月十七日、願主釜形四郎五郎とあり、越松本の三字は解し難けれど、是當院のものなるべければ、寛正の頃ははまだ堂たりしこと知べし、

のため、永福寺の僧起山を請て中興し、父の實名をもて寺號とし、中興開基とせり、廣正は慶長十一年七月二十六日卒す、法名萬福院殿大翁秀椿居士と云、正綱は寛永九年十一月十日卒す、廣正寺性空道把居士と謚せり、中興開山起山元和六年十一月十二日化す、本尊彌陀 鐘樓 享保年中に、鑄を安ず、小野篁の作と云、

泉覺院 本山修驗、男衾郡板井村長命寺配下、本尊不動を安ず、

彌陀堂

藥師堂 二字共に村持、

○伊子村 伊子村は壹刈郷に屬し、庄領前村に同じ、土人の傳へに、當村及び羽尾・月輪の三村は、古へ一村なりしを後分村せしと云へど、羽尾・月輪二村ともに、當村につゞきし地にあらざれば、恐くは傳への誤なるべし、村名の起りは爰に伊古乃速御玉比賣神社あれば、其神號を下略して呼べり、故に古くは文字をも伊古と書たるよし、何の頃より今の如く書せしや定かならず、村の四境東は中尾・福田の二村に交り、西は勝田村に界ひ、南は太郎丸村にて、北は菅田村なり、東西二十八町許、南北十町、民戸七十軒、江戸よりの行程前村に同じ、此村慶長年中松崎權左衛門・加藤喜左衛門二人に賜りしが、權左衛門が采地は子孫權左衛門忠延、延享二丑年二男伊織幸喜に分地して、今は其子孫松崎藤十郎・同き彌兵衛・加藤喜助三

人の知る所なり、檢地は寛文三年改定せしと云、

高札場 村の中程にあり

小名 上 下 山田 二ノ宮

滑川 村の南にあり

伊古乃速御玉比賣神社

一に淡洲明神と云、今は専ら伊古乃速御玉比賣神社と唱へり、此地元は村の坤の方小名二ノ宮にありしを、天正四年東北の方今の地に移し祀れり、祭神詳ならず、左右に稻荷・愛宕を相殿とす、當社は郡中の總社にして、「延喜式神名帳」に、比企郡伊古乃速御玉比賣神社とあるは、即ち此社のことなり、往古は殊に大社にて一の鳥居は近村石橋村の小名、内青鳥と云所に立りしと云、按るに此内青鳥と云所は、「小田原役帳」に青鳥居とあり、されば古へ鳥居のありしより、地名にもおひしなど云はさもあるべけれど、當社の鳥居なりしことは疑ふべし、ことに其間二里餘を隔てたり、又此社式内の神社と云こと、正しき證は得ざれど、村名をも伊古といひ、且此郡中總社とも崇ることなれば、社傳に云る如く式社なるものしるべからず、とにかく舊記等もなければ詳ならず、例祭九月九日なり、と別當 圓光寺 天台宗、東叡山の末、岩曜山明星院と號す、享三年に寂せしと云は、別當寺を置しは古 藥師堂 藥師は、貞きことにはあらず、本尊彌陀を安置せり、 地佛なり

八幡社 圓光寺持

鹿島社

稻荷社 以上の四字は百姓持

正福寺

新義眞言宗、男衾郡富田村不動寺末、寶藏山と號す、開山祐尊萬治元年九月十六日示寂す、本尊彌陀を安置す

○和泉村 和泉村は前村の條にいへる如く、「東鑑」に載たる泉と云は、當所のことなるべし、されば古き村なることしるべし、領名江戸よりの行程も前村に同じ、戸數四十六、東は菅田村に隣り、南は勝田村、西は吉田村にて、北は男衾郡小江川村に接せり、東西三十町、南北十七町、御入國の後高木筑後守が采地なりしが、元祿十一年黒田豊前守・金田能登守・石黒式部三人に賜り、今子孫黒田豊前守・金田主殿・石黒喜一郎等知行す、檢地は慶安元年時の地頭高木九助糺せり、

高札場 三ヶ所

小名 舟川 芝山 山崎

滑川 村の南、古里村の境を流る、川幅六尺

八幡社 泉福寺持

天神社 村持

泉福寺

新義眞言宗、埼玉郡上ノ村一乘院末、八幡山無量院と號す、開山の事詳ならず、僧覺盛中興す、此人は寛文十一年正月二十日化す、本尊彌陀、享保年中此像修造の時、胸中より古書を得たり、其文に、

第六天社

天神社 以上二社は、東覺院の持

東覺院 本山修驗にて聖護院の末、三玉山と號す、本尊不動なり、開山宗諱延元元年八月朔日寂すと云、

○勝田村 勝田村は松山領に屬し、江戸よりの行程前村に異ならず、按ずるに「東鑑」建久四年二月十日の條に、毛呂太郎季綱勸賞として、武藏國泉勝田の地を賜ふよし見えたり、此勝田と云は、即ち當村のことにて、泉は隣村和泉村なるべし、されば古より開けし村なること知らる、東は伊子村に隣り、南は廣野村にて、西は吉田村に錯り、北は和泉村に境ひせり、東西十八丁、南北二十五丁許、民戸四十六、此村正保の頃のものには、岡部外記が知行たりしこと見えたり、其後も子孫續きて知行せしが、安永元年岡部徳五郎罪ありて、没取せられ、御料所となり、同き九年猪子左太夫に賜りて、今も其子孫榮太郎の知る所なり、

高札場 村の西にあり

小名 高倉 新井 天神山

淡洲明神社 村の鎮守なり

天神社

中尊心札建長六年 大歳五月七日甲寅、執筆成永、

奉修覆泉福寺隨身阿彌陀如來一、

同 觀音 菩薩 各々 右志者爲父孝□安聖靈滅罪生善、

爰大施主等爲現世安穩、後生淨土、奉修覆如件、

大旦那沙彌西願御芳像源氏所生君達、

院主阿闍梨阿乘房、

結主 十部入道 成津房五郎入道 二郎入道

よりて左の文を添しと云、

奉再興 慈覺大師御作阿彌陀如來三尊

右天下泰平、國土安穩、萬民豐樂、別而勸化諸衆、

寺且二世安樂、如意滿足祈所、

成田一乘院第十六世俊雅直弟法印俊尊奉再興焉

再興大佛師 佛光寺通室町 康竹

再興の僧後尊は、享八幡社境内に保十八年化すと云、

圓福寺 愛宕山地藏院と號す、同宗同末、開山僧木賢自享元年八月十四日化す、本尊は地藏なり、

○菅田村 菅田村は江戸よりの行程前村に同じ、郷庄領の唱詳ならず、此村名は正保の改めに載ずして、元祿の

改めに勝田村の枝郷菅田村とあれば、元は勝田村の地なりしを、元祿の前に分て枝郷とせしこと知べし、それより後安永の頃までも猶枝郷と云しが、今は其唱なし、戸數十五、四方十三丁許の村にて、東は福田村に隣り、南は伊子村にて、西は和泉村、北は土鹽村なり、地頭の遷替等勝田村に同じ、

高札場
辨財天社 村の鎮守なり、村持、

○土鹽村 土鹽村は松山領に屬せり、江戸よりの行程前村に同じ、民戸四十餘、東は大里郡和木村に隣り、南は郡中福田・山田の二村に續き、西は男衾郡小江川村に界ひ、北は和木川を隔て、同郡野原村なり、東西は二十五町に及び、南北僅に四町許なり、此村正保年間のものには、逸見四郎左衛門・溝口佐左衛門・西山十右衛門・宮崎備前守四人の知行なりしこと見へたり、其内溝口佐左衛門が知行は、子孫佐左衛門が時、寛保元年七月廿日罪かうむつて、收公せらるるとも、或は政五郎が時、寶曆十三年御料所となりしとも云、いづれか詳ならず、後文化元年細井藤左衛門に賜へり、逸見四郎左衛門が知行は、寛文十年御料所となり、元祿七年阿部甚三郎に賜ふ、宮崎備前守が知行も何の頃にや、上りて本多金右衛門が知行

となり、夫も又上りて寶曆十三年安藤次右衛門に賜はれり、今も此子孫阿部・細井・西山・安藤等の知行交れり、高札場 三ヶ所あり、

和木川 村の北の方郡界を流る、川幅三間許、此川當郡に係る所唯此村のみにて、前後は皆他の郡を流れり、

淡洲明神社 村内の鎮守なり、明昌寺持、

明昌寺 新義眞言宗、埼玉郡上ノ村一乘院の末、金寶山と號す、本尊大日を安ぜり、開山有鏝は元祿二年十一月廿六日

示寂 彌陀堂

○福田村 福田村は水房庄に屬し、領名及江戸よりの行程前村に同じ、東は山田村に隣り、南は羽尾村にて、西は伊子・和泉の二村に續きて、北は土鹽村及男衾郡小江川村に界ひす、東西二十五町、南北三十丁、家數百四十六、此村は文祿元年酒井作右衛門重勝に賜りしより今も相續し、子孫作右衛門の知行所なり、檢地は慶長年中初て糺せりと云、

高札場 村の中程あり、

小名 兩表 中郷 湯谷

滑川 村の南の方を流る、川幅二間或は三間に及べり、

淡洲社 村の鎮守なり、光榮寺持、下同、

淺間社 當社は帶刀先生義賢の靈を祀れりと云、久壽二年義賢あり、その子孫等天福年中此社を造建して、鎮守と崇めし由、馬場村舊家の條に載たり、猶其村に并見るべし、

熊野社 普光寺持

雷電八幡合社 成安寺持

成安寺 禪宗曹洞派、大里郡久下村東竹院の末、心田山と號す、慶安元年寺領十石の御朱印を賜へり、開山龍室義門は元和元年十月二十六日寂す、開基は酒井作右衛門重勝なり、慶長十九年二月八日卒す、法名法性院實峯成眞居士と云、酒井家譜を見るに、重勝が父七郎右衛門重元の法名を成安と云ば、當寺を開基せしは、重元の追福の爲にして、其法諱をもて寺號とせしなるべし、又は重勝が卒年を家譜には、慶長十八年五月伏見にして卒すと載たり、恐くは寺傳誤れるなるべし、本尊彌陀を安ず、

觀音堂 元祿年中鑄造の鐘を掛

普光寺 天台宗、埼玉郡上中條村常光院の末、輪光山と云、開山賢意は貞享元年七月寂す、本尊毘沙門を安ず、

眞福寺 石水山と號す、前と同寺の末なり、地藏を本尊とす、

光榮寺 是も同寺の末にて、奈良山 藥師堂

○水房村 水房村は江戸よりの行程前村と同じ、水房庄に屬す、枝郷の村を松山領と唱ふれば、こゝも同領なる

べけれど今は傳へず、民戸三十六、東は羽尾村に隣り、南は市ノ川を限りて月輪村に界ひ、西は太郎丸村にて、北は中尾村なり、東西へ十町、南北八町、御入國の後岡部太郎作に賜り、寛文五年檢地せしが子孫徳五郎の時、安永元年罪ありて收公せられ、御料所となりしを天明年中秋元但馬守に賜はりてより、今の左衛門佐に至れり、高札場 村の中程あり、

小名 馬場 矢崎

市ノ川 南方にあり、川幅五間、

淡洲明神社 村の鎮守なり、放光寺持

稻荷社 清善寺持

放光寺 天台宗、下青島村淨光寺の末、湯機 地藏堂 運慶の地蔵を安ず、

清善寺 同末、無量山觀音院と號す、觀音堂 十一面觀音を安ず、

○水房村枝郷太郎丸村 太郎丸村は水房村の西に續きて、江戸よりの行程は本村に同じ、水房庄松山領と唱ふ、古は水房村の内なりしが、寛文五年檢地ありしより、別れて枝郷となれり、此檢地の時村民太郎丸といへるもの、

案内せしよし水帳にしるしたれば、當村は此太郎丸が開墾せし地にて、村名とはなれるにや、家數二十餘、東は中尾・水房の二村に續き、南は市ノ川を界ひて、廣野村の飛地に隣り、西は志賀村及び杉山村に接り、北は廣野・伊子の二村に及び、東西二町許、南北五町餘、水利不便なれば天水を仰て耕をなせど、又水溢の患もあり、爰も本村と同じく古は岡部氏の知るところなりしが、安永元年收公せられ、同く九年猪子左太夫に賜はり、今子孫榮太郎が知る所なり、

高札場 村の西にあり、

市ノ川 村の南界を流る、川幅三間、

淡洲明神社 村の産神なり、村持、

觀音堂 村持、

○水房村 枝郷中尾村 中尾村は水房村の北に續きて元一村なりしに、前村と同時に別れて枝郷となりしゆへ、庄名領名及江戸への行程等前に同じ、民戸七十軒、東は羽尾村に隣り、南は即ち水房村にて、西は太郎丸村に及び、北は伊子村に界へり、四方凡二十町許の地なり、當村も古は岡部氏の知る所にして、前村と同く上りて後御料の

地となりしを、安永九年猪子左太夫、寛政五年贊安藝守、同き十二年肥田豊後守に別ち賜はり、今子孫贊善十郎・猪子榮太郎・豊後守等知行せり、

高札場 村の中程にあり、

小名 加田 内郷 前郷

滑川 北方を流る、川幅四五間、

雷電社 村の鎮守なり、村持、下並に同じ、

天神社

三島社

慶徳寺 曹洞宗、上野國邑樂郡堀工村茂林寺の末、醫王山と號す、開山中孚淳異は天文十八年十二月五日寂す、後當年六月四日卒す、本尊彌陀を安ず、

藥師堂 藥師は行基の作と云、秘佛にして見ること許さず、小名加田にある故、土俗加田の藥師と稱す、眼病を患るもの來て祈れば驗ありと云、鐘樓 延享五年時の地頭岡部支蕃允寄附せる鐘をかけり、

新編武藏風土記稿卷百九十四之終

新編武藏風土記稿卷百九十五

比企郡之十

○菅谷村 菅谷村は江戸より十五里、郷庄領の唱を傳へず、古は須加谷と書しを假借して、今はかく記せり、梅花無盡藏に長享年間須加谷之地平澤山と云ことみえたり、其文の大略は、古城蹟の條に出せり、平澤は隣村なれば、當村を指しこと明なり、下りて正保の頃までも須加谷と書しが、元祿の圖には菅谷と書したれば、改りしは元祿前のことなるべし、戸數四十、江戸より秩父郡或は中山道へ出る脇往還にして、人馬繼立をなせり、東は月輪村に接し、巽の方は上唐子村にて、南は都幾川を隔て、大藏村に隣り、西は平澤・志賀の二村にて、北は杉山・太郎丸の二村なり、東西八町、南北九町、此も天水を待て耕せり、御入國の後は岡部太郎作の知行所にして、寛文五年時の地頭檢地せり、其後子孫徳五郎の時上地せられしより御料所となり、安永九年猪子左太夫に賜り、子孫榮太郎知行せり、

高札場 北の方にあり、

小名 元宿 昔宿並をなせし所なり、

都幾川 南方を流る、川幅二百間、

山王社 村の鎮守なり、村持、下同じ、

稻荷社

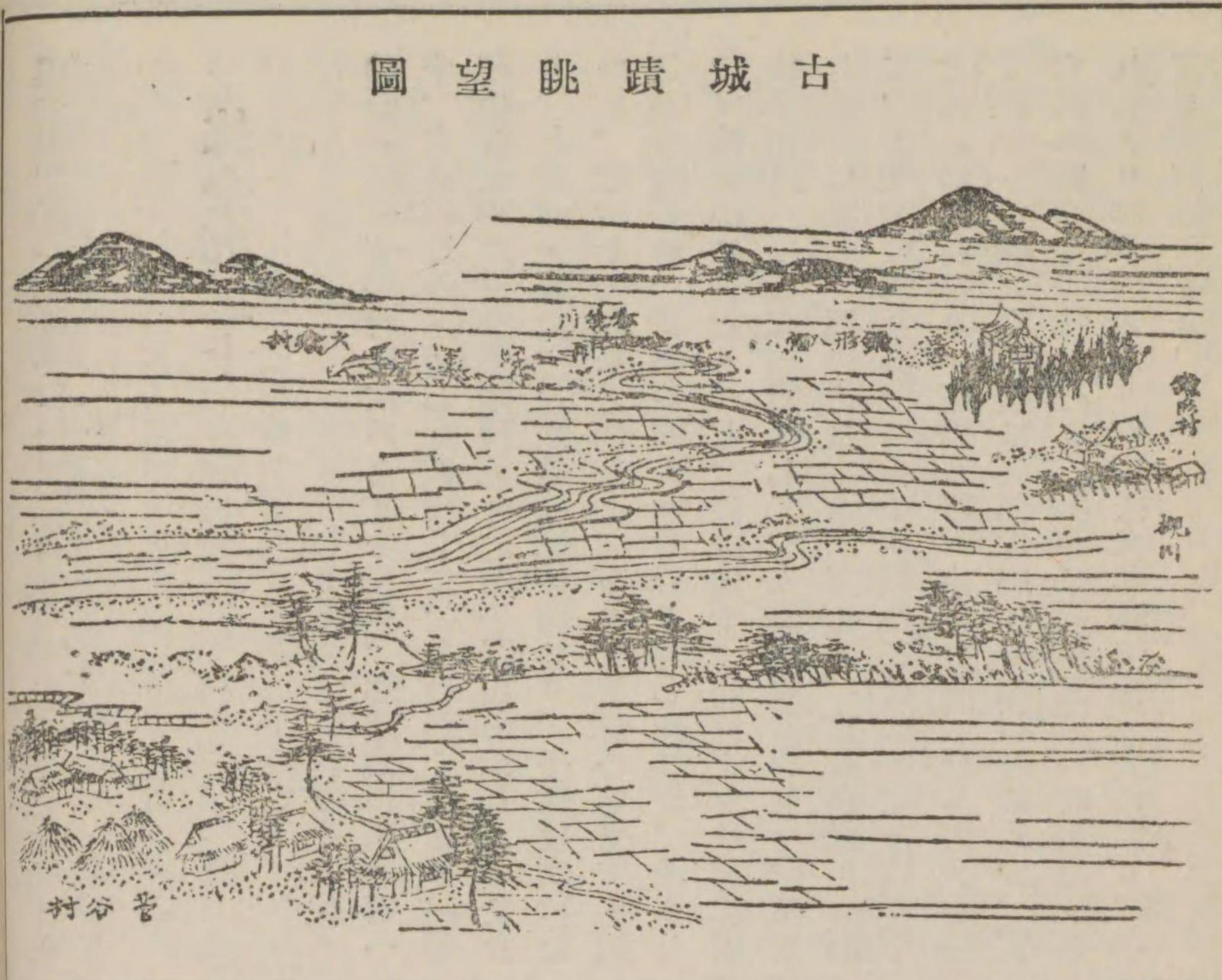
天神社

東昌寺 當寺元は長慶寺と云、古城の鬼門にあり、其頃の開山を傳へず、後寛文の始、能國藝大と云僧、村民孫右衛門といへるものと謀て、今の地に引移し、長慶山東昌寺と改め、曹洞宗、遠山村遠山寺の末となり、再興の功は則本山二世幻室伊芳にゆづり、これを勸請開山となせり、されば能國藝大は寛文八年十二月十六日の示寂なれども、開山の僧伊芳は天文十五年二月初日の示寂なり、本尊彌陀を安ず、

觀音堂 千手觀音なり、村持、

古城蹟 凡三四四方の地にして、南の一方は都幾川をもて要害とし、其餘の三方は堞堀ありて、所々に堤の形殘れり、其内は總て陸田となりたれど、今も本丸・二丸・三丸等の名あり、梅花無盡藏に云、長享戊申八月十七日入須加谷之地平澤山間太田源六資康之軍營と、此邊に平澤村あれば、須加谷はこゝのことなるべければ、此頃は太田氏の陣營なりしこと知らる、又東路土産に鉢形を立て、須加谷と云所に、小泉掃部助の宿所に、逗留云々とあり、今も當所より上州に至るに

古城蹟眺望圖



小川鉢形と人馬を次で順路なれば、此書に載たる小泉が宿所も當所のことなるべし、又こゝを烏山重忠居城の地ともいへ、後岩松遠江守義純一旦烏山が名跡を續て、爰に住せしなどいへり、されば重忠晩年當所に移りしことしらる、【東鑑】元久二年六月二十二日の條に、重忠十九日小倉村菅谷を出て云々とあれば、全くこの地のことにして、郡名はたま／＼訛り書せしにや、男衾郡烏山村古城蹟の條と参考すべし。

○志賀村 志賀村は古へ菅谷村の内なれば、江戸よりの行程前村に同く、又郷庄領の唱へもたし、其分村せしは寛文中なりと云、されば正保年中の國圖には此村名見え、元禄改定の圖に始て出たり、爰も隣村菅谷村と共に人馬次立をなせり、村名古へは四ヶ村と書たりしと、いつの頃より今の文字に改りしと云は詳ならず、民家百二十、少しく宿並をなせり、東は太郎丸・月輪の二村となり、南は菅谷村・千手堂・平澤の三村にして、西は下里・中爪の二村に續き、北は市ノ川に限りて杉山村に界へり、東西二十町、南北十町許、こゝも古へ岡部太郎作の采地なりしが、明和九年上りて御料所となり、安永九年秋元但馬守に賜り、今も子孫左衛門佐領せり、檢地は前村に同じ。

高札場村の中期
小名 鉾ヶ谷戸 坊谷 下新田

市ノ川

村の北を流る、川幅三間、

八宮明神二社

何れも村の鎮守にて、村持、

稲荷社 保食稻荷と號す、保食神は稻荷の祭神なり、稲荷社れば、たま／＼此唱を得しなるべし、

諏訪社

太神宮 以上三社共に村持、

寶域寺

曹洞宗、中尾村慶徳寺末、大谷山と號す、開山臥雲寅龍は、慶長三年十一月十六日寂す、本尊正觀音を安ず、

萬福寺 新義眞言宗、秩父郡安戸町上品寺末、山號を唱へず、本尊不動を安ず、

○羽尾村 附持添新田

羽尾村は松山領に屬す、江戸より行程十六里、民戸百八十、東は市ノ川村及び野田村に接し、南は石橋下・青島・月輪の三村に續き、西は水房村にして、北は中尾・福田・山田の三村に界ふ、東西も南北も大抵二十町許、市ノ川・滑川の水を引て用水とすれど、動もすれば早損あり、御打入の後加藤喜左衛門に賜り、寛文中村内を裂て、一族加藤平三郎に分地し、二人にて知行せしが、後平三郎が知行は上りて、元禄十一年奥村數馬・石野茂十郎・島田勝之助に分ち賜り、今其子孫奥村大之丞・石野政五郎・島田次郎太郎と加藤喜助の知る所なり、檢地は寛文中加藤彦右衛門糺せり、又當村の南に持添の新

田あり、延享三年神尾若狭守檢地し、爰は御料所に屬せり

高札場二ヶ所 加藤喜助及び奥村大之丞が、知行の内あり

小名 平 前郷 裏郷 打越

市ノ川 南方を流る、川幅五六間、

滑川 北方にあり、川幅五間許、

恒儀社

村内の産神なり、土人の話に當社は、青島判官藤原恒儀の靈を祀る所なり、恒儀は天長六年九月廿日卒せし人なり、今隣村石橋村の内、字内青島と唱ふる地に、恒儀の住せし城蹟といふものあり、享保年中當社の神官を附んとて、京都吉田家へ請しに、恒儀は力ある人にて、相撲のことにつき、清原熊鷹と云るものを撲殺せしにより、勅勘の身となりし由、王政玉と云書にも見えたれば、位階は進めがたし、是まで社號をつねきと唱へ來れど、この後はこふきと稱すべしといひしより、改號せりと、按に王政玉と云書名うたがはし、又恒儀のことも他の書に所見なければ、つまびらかならず、姑く傳ふるまを記せり、

愛宕社

別當 金剛院 本山修驗、聖護院の末、愛宕山と號す、本尊不動を安ず、

諏訪社 金剛院持

愛宕御嶽合社 慈明院持

興長寺

禪宗曹洞派、市の川村永福寺の末、萬勝山と號す、開基は當所の地頭加藤喜左衛門なり、慶長十八年八月十七日卒す、本尊十一面觀音を安ぜり、

三教院 當山修驗、江戸青山鳳閣寺の觸下なり、不動を本尊とす

慈明院 本山修驗、松山町觀音寺の配下、是も不動を置り

寶藏寺 天台行人派、江戸普門院の觸下なり、大日を本尊とす

地藏庵 興長寺持

館蹟 村の巽の方にあり、廣き織に三反許、上田案獨齋が家人、山崎若狹守が住せし所と云

福嚴寺蹟 坤の方にあり、天正年中武田信玄此邊へ働らきし時、兵火の爲に烏有となり、遂に廢すと云、此説

まことならんにも、天正と云は誤りなるべし、永祿年中のことならん

○上唐子村 上唐子村は江戸よりの行程、及び領名等前村に同じ、當所は古く開けし地と見えて、【關東合戦記】永享十二年村岡合戦の條に、長棟庵主は七月八日神奈川を立、野本・唐子に逗留し、同八月九日小山庄祇園城に着玉ふ云々とあり、野本も近き邊の村名なれば、唐子は當村なること明けし、其後正保の頃まで上下の唱へは分たざりしに、元祿改の圖より上下二村に記したり、家數四十五、東は下唐子村にて、南は都幾川を限り、神戸村に隣り、西は菅谷村、北は月輪村なり、東西二十四町、南北十三町、用水不便なれば、溜井へ天水を湛へて水田に沃げり、御入國の後菅沼越後守定吉に賜り、其子孫藤十

郎に至り、文化八年所替ありて松平大和守に賜り、今も然り、檢地は慶安三年其頃の地頭糺せしと云、

高札場 村の北にあり

小名 原屋敷 大林屋敷 比企野村の北を云、當所に白六軒住せり、此地は古へ太田道灌

が陣所となりしことありといふ、かたよせ村民縫左衛門が陣所より與へし文書に、當所をかたよせの郷と載たり、然れば古は別村にして、後年本村に屬せし地なるべし、文書左の如し、文

かたよせの郷、今日より中にさしおき候百姓わきの者、井出家以下までも、ふさたなく、はしりめぐり肝要に候、何事なり共かいふんしなんをくはへ可申候、其ため印判を以申とはり候、然はをとなしき百姓、ありのまゝ早々松山へきたるへく、郷中のしをき可申候、以上、

上田憲定印あり 丑十月三日

かたよせ 百姓中

都幾川 村の南を流る、川幅百間許、

水川社 村の鎮守なり、近き頃まで社内に、慶長十年再建の棟札ありしが今失へり、常福寺の持、下四社も同じ、

鹿島社

神明社

稻荷社

天神社

淨空院 曹洞宗、信濃國松本宿善久院末、大高山本通寺と號す、開山は喚龍善應慶長十年七月廿八日示寂、開基は菅沼

越後守定吉慶長十一年七月十七日卒す、本尊釋迦を安ぜり、本堂の軒に寶曆十一年鑄造の鐘を掛く、 稻荷

社 金毘羅社 衆寮

常福寺 天台宗、下青島村淨光寺門徒、無量山佛音院と號す、本尊彌陀を安ず、

○下唐子村 下唐子村も領名、江戸の行程等上に同じ、民戸七十餘、東は石橋村に續き、南は都幾川に限りて、神戸・葛袋の二村に界ひ、西は上唐子村に接し、北は月輪村に隣り、東西十六町、南北十町許、用水は神戸村より都幾川の水を引來れど、やゝもすれば水損ありと云、當所地頭の遷替檢地等も前村に同じ、今松平大和守領分にて、其餘少しく御料の地あり、

高札場 村の東にあり

小名 久保組 内手組 東原

都幾川 村の南にあり、川幅二町、

白髭社 村の鎮守とせり、教覺院持、

稻荷社 同持



安樂寺 新義真言宗、神戸村長慶寺門徒、唐子山と號す、本尊地藏を安ぜり、 阿彌陀堂

教覺院 本山修驗にて、松山町觀音寺配下、本尊不動を安ず、

○月ノ輪村 附持添新田 月輪村は江戸より十五里餘の行程なり、郷庄領の唱なし、相傳ふ往古月輪某と云公卿罪ありて、當國に左遷せられ此地に住せし故、村名起れりと云り、然ども當國は古へより配流の國にあらず、又九條

家の祖兼實及び基家家輔等月輪と號せしかど、罪ありて配流せられし事を聞ず、よりにて按るに埼玉郡小松村は、古へ小松内大臣重盛庄園の地にて小松村と唱へ、即ち其村に重盛の靈社あり、今當所にも月輪某を祀れる社あれば、恐らくは古へ月輪家庄園の地なりしかば、後年の村名となりしを、土人等かく傳へ誤りしなるべし、村の四境東は羽尾・石橋の二村に隣り、南は上下唐子村に續き、西は菅谷村に添ひ、北は又羽尾村及び廣野村に界へり、東西の徑り三十五町、南北は十五町に過ず、民戸八十九、天水を以て耕種す、御打入の後加藤喜左衛門に賜はりしに、幾程もなく上りて御料所となり、慶安三年時の御代官會根五郎左衛門檢地せり、其後寛文十年菅沼藤十郎に賜はり、子孫久しく知行せしが、文化八年替りて松平大和守領分となり、今に至る、又本村の東の方に持添の新田あり

り、延享三年神尾若狹守檢地してより、御料の地となりしを、本村と同じく大和守領分に賜はれり、

高札場 村の中程にあり、

小名 西荒井 築地 中丸 大堀

氷川社 村内の鎮守なり、月輪・明神を合祀す、祭神は前に云へる月輪某の靈を祭りしものといへり、神體は東帯せし様にて、其形菅 別當

神の像に似たり、

天王社

天神社

山神社 以上三社共に

福正寺 天台宗、下青島村淨光寺の末、月光山聖 勢至堂 惠徳院と號す、本尊十一面觀音を安ず、僧都の作れる木像を安ず、これ月輪某の守護佛なりと云、

○市ノ川村 市ノ川村は松山領に屬し、江戸より行程十四里、村の四隣、東は松山町に隣り、南は石橋村に續き、西は羽尾村に及び、北は市ノ川を限りとして、野田村に界へり、東西十五町、南北十二町餘、民戸二十九、用水不便の地なれば天水を湛へて耕へせり、當村正保の頃は御料及び淺井平右衛門が知る所なり、後寛文十年御料の地を菅沼藤十郎に賜はり、二人にて知行せしが、文化八年共に上りて、松平大和守に賜り今も替らず、檢地は承

清岑寺 醫王山と號す、永福寺の末なり、開山は本山十二世の僧了山貫達なり、慶安元年十二月廿八日寂す、本尊藥師を安ず、

○松山町 松山町は江戸よりの行程は前村に同じ、松山領にかゝる村々の本郷なれば、昔より松山本郷と唱へ、庄は龜井に屬せり、古へは松山城下町にて、小名元宿分の邊に家並をなせしが、天正年中松山落城の後今の所に家居をなせり、江戸より中山道熊ヶ谷町及西上州への往還、人馬繼立の協道にて、或は八王子の千人同心も常に此道にかゝりて、日光へ通へり、民戸四百餘、村の廣さ東西一里餘、南北は一里に足らず、東は市ノ川を隔て、横見郡根小屋・流川の二村、及郡中の流川村に續けり、南は柏崎・野本の二村に隣り、北は野田・平・市ノ川の三村に境ひ、又市ノ川の對岸横見郡長谷村にも對し、西は郡中石橋・羽尾の二村なり、此邊より土地次第に西の方へ高く、野山交れる所もあり、村内五ヶ所に溜井を設て用水となせど、水利よからざれば動もすれば旱魃の患あり、當所は五十の日を定めて市を立て、他の村々より雜穀及織物の類を持出て交易せり、此市に付ては小田原北條家より出せし掟もあれば、舊くより立しこと知らる、【小田原役帳】に松山本郷の内十三貫文吉村助五郎寄子給田、

應三年會根五郎左衛門糺せりと云、

高札場 村の東にあり、

小名 惡津

市ノ川 村の北方を流る、川幅六間、

氷川社 村の産神なり、村持、

神明社 これも村持なり、

永福寺 萬松山と號す、禪宗曹洞派、伊豆國加茂郡宮上村最勝寺の末、寺領二十石の御朱印は、天正十九年賜はれり、

當寺は永正五年の草創にして、開山大洞存齋永正十六年十月十七日示寂せり、開基は北條左京大夫氏直なりと云へど、こ

は中興の開基なるべし、然らざれば年代符合せず、本尊地藏を安ず、天文廿二年小田原北條家より、當寺へ與へし制札を

藏せり、則ち左に載す、

一寺内門前一切不入之事、并竹木截取事、

一殺生之事、

一寺領致作土貢等令難澁者有之者可承事、

以上

右三ヶ條於違犯之輩者、速可處罪科者也、仍如件、

北條家虎朱印あり

天文廿二年癸丑卯月朔日

武州市川 永福寺 遠山左衛門奉之

又同村の内卅六貫五百文多米新左衛門寄子に下さるとあれば、永祿の頃は吉村・多米等の指揮せし所なるべし、又松平遠江守が家譜に、松平内膳正家廣天正十八年武州松山城を賜り、一萬石を領す、後慶長六年二月轉じて遠州濱松城を賜ふとあり、一説に濱松へ轉ぜしは、其嗣左馬允忠頼が時とす、又松平備後守家清も、一旦松山を賜はりしと家傳に載たれど覺束なし、松山廢城となりしより御料所となり、寛永年中島田彈正忠に賜はり、世々相續せしに、文化八年松平大和守に替へ賜はりしより今も變らず、

高札場 宿並の中程にあり、

小名 築瀨分 元原分 前谷分 後谷分 新宿分 箭弓原

市ノ川 北より東へ繞て通ぜり、北方は村の中間を貫き、東に至りては、當郡と横見の郡界を流る、川幅十間、

滑川 野田村より入り、村内にて市ノ川に合せり、川幅五間許、

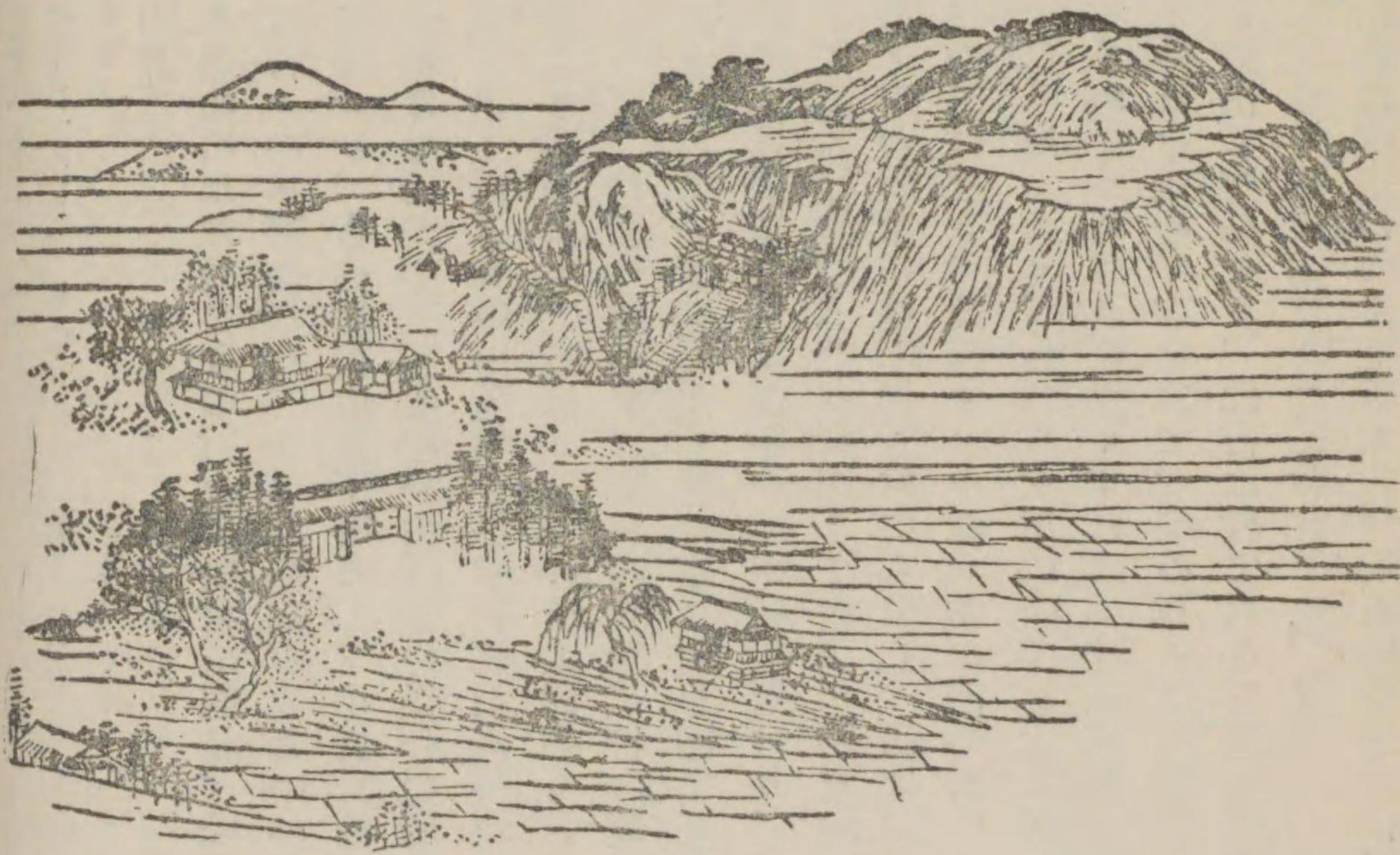
氷川社 宿並の鎮守なり、熊野を相殿とす、勸請の始を詳にせず、貞享二年再興、大旦那嶋田八郎左衛門と記せし棟

札あり、觀藏寺持、

天神社 觀音寺持、

天王社

觀音寺境內望古城圖



神明社以上眞福寺持
稻荷社 小名箭弓原にある故に、箭弓稻荷と唱へり、享保中より殊に感應著く、諸人信仰するもの多し、今の如く市店旅宿門前に並べるは、彼頃よりのことなりと、延享二年時の地頭嶋田某、社地許多を免除せし例により、今も領主大和守より免除の社地あり、

福聚寺 天台宗、下青島村淨光寺の末、法音山多門院と號す、開山祐般寛文七年正月廿二日示寂、本尊彌陀、行基の考證とすべきことなればとらず、

眞福寺 祈願山法垂院と稱す、これも淨光寺の門徒なり、開山玄海寂年を傳へず、本尊觀音を安す、

城恩寺 淨土宗、入間郡河越蓮馨寺の末、澤水山と唱ふ、開山城恩寺、雲海遷化は、元祿年中とのみ傳へり、本尊彌陀を置り、撞鐘あり、享保二年の銘を彫れり、

曹源寺 禪宗曹洞派、市川村永福寺末、法冷山と云、元祿七年の鐘銘に本郷山とあれば、後今の山號となりしものなるべし、開山の僧を起山と云、

觀藏寺 新義眞言宗、横見郡今泉村金剛觀音堂、馬頭觀音院末、長松山普門院と號す、

淨福寺 淨土新宗、京都東本願寺の末、松林山究竟院と號す、本尊彌陀、行基の作と云、開基は存慶と云傳へて寂年詳ならず、

觀音堂 眞觀音なり、

妙光寺 日蓮宗、荏原郡池上本門寺の末、開山長光院日祐、貞治元年正月十四日示寂といへば、舊き寺なり、長祐山

栖林院と號す、本尊釋迦を安ず、

本慶寺 同寺の末、長久山と稱す、本尊釋迦、草創の僧日山永徳元年寂すといへば、これも舊き寺なり、

觀音寺 本山修驗、京都聖護院の末、東照山四樂院竹林坊と號す、慶長十四年六月十七日横見・比企兩郡の内、一派の

年行事職を、聖護院宮より免許せられ、又横見郡大串村毘沙門堂、比企郡長谷村不動堂をも兼帶すと云、開山忠良永享三

年正月廿六日寂す、中興開山慶繁寛永十五年正月廿六日寂せり、慶繁は三河の國の産にて、父を石田又七郎と云、東照宮

に仕へ奉り、元龜元年六月姉川の役に討死せしかば、慶繁有縁につきて、當所に来て出家せしが、慶長十六年十一月十

願以此功德普及於一切

南無妙法蓮華經

我等與衆生皆共成佛道

施主上田能登守源朝臣眞入道案獨齋桑門宗

眞讀一千部善願成就之銘文

于時元龜二年大裁辛未二月時正中日起立之

生調年 七八

舊家者五郎左衛門

岩崎を氏とし、代々此村の名主役をうけたまはれり、先祖を岩崎對馬守といひて、北條家に仕ふ、其頃かの家より出せし文書數通をもてり、其子孫連綿として五郎左衛門に至れり、彼五郎左衛門が父の時、寶曆十三年諍論のこと起れり、其故は古來より此所に立る、市店の賃錢を取來りしことにより、村民喜左衛門なる者を始め、其餘七人のもの、かの父がはからひあし、とて、公に認めしに、年ごろ家に傳へし文書を取りいで、申ひらきしかば、

とかく詮議ありしに、舊くより取り來りしこと疑ひなかりしゆへ、元の如く市店の賃を取べき由、公より免許ありしと、されど彼文書は此時公に止りて、今は寫をのみ存せり、文面に解しがたきことあれど、其儘を左に記せり、

就致詫言定之事

一 如何様之借錢借米致之候共、市之日來候商人に、其催促不可申懸、若非分に致無沙汰者候者、可致

披露、不及其儀、荷馬以下爲所當取候仁ハ、市之
横合候間、可爲越度事、

一濁酒致賣買家へ罷越致慮外、或其所召取可致披露
事、

一市之日少之買物爲持來、爲所用宿中之下人或押立
儀、近頃曲子細に候、兩所へ走廻引掛一向不可入
事、

一自宿中陣夫三疋三人陣着計可申付候事、

一飛脚之義尤指置候、難去時分者町人之中へ相頼可
申付事、

一ぬり物役并炭役之義、宿中之者に計者尤指置事、

以上六ヶ條

右押買狼藉之儀者、何方も合法度更佗言迄も無之候、
何之足輕小者中間に候共、不致思慮可致披露、任法
度則可申付候、仍如件、

北條家朱印あり

元龜二年辛未六月十日

本郷町人

任所望指置兩條之事

一自屋敷出候傳馬并諸公事之事、

一兵糧一駄往覆不可有相違候事、
右先以十五年差置候、其上依様體一代茂可赦免候、
仍如件、

元龜四年癸丙四月五日

本郷町人

岩崎與三郎

當知行分に有之候れんちやく衆、棟別赦免之事、永
代差置候、爲其印形出置者也、仍如件、

天正十二年カ

甲申十二月十三日

岡部越中守申次

岩崎對馬守殿

池谷肥前守殿

本郷宿地形結構候而、新市場割添候、并三人之者相觸候
段祝着候、自期に彼宿々といや相抱候由、尤任筋目
申付候、後年迄も不可有相違候、本宿迄も如前々、
町人衆任置候、但本宿之爲土貢ト、毎年五百疋宛可
出之候由尤候、仍如件、

乙酉十一月十四日

岩崎對馬守

池谷肥前守殿

大島備後守殿

右の文書に載る池谷肥前守は、上田案獨齋に屬せし人なりと
云、其子孫を要助といひて、是も當村にをり、古文書數通を
藏し、前の五郎左衛門と、當所市店の地代を世々取來れ
り、かれは近き頃死し、其妻のみなりしかば、女の身の家産
をたてがたければ、隣なる喜左衛門後見せしゆへ、
かれにかの文書をも預け置り、其文左に載す、

今度御世上火急に付而ハ、松山に致籠城、無二に可
走廻儀、宿中之者何も同意に申由越中申越候、一段
祝着に候、累年當宿によつて進退をくり候筋目、
さりとしてハ此度不走廻して不叶候、走廻を心懸候者
ハ、小旗或鐵炮弓鏑似合へ致支度、走廻可爲祝着
候、致籠城一途走廻者にハ、いか様之草かり以下成
共、歸城之上任望一廉指引涯分可引立候、此儀少も
無疑心走廻肝要に候、爲其以印判出之候、然ハ如此
申出候上、自然他所へ心をよせ、可引移あてかい致
者あらハ忽其斷申付、後日にも小田原迄も申上、御
分國中を尋召返、堅可及其斷候、町人衆わきの者迄
も、爲心得之如此に候、仍如件、

永祿九年丙寅カ上田憲定印あり

寅三月十一日

從狩野陣

本郷町人衆

新宿本宿共ニ

右本郷へ當手之軍勢甲乙人等一切に不可出入、若背
此旨當郷へ來者有之者、爲先公方之中間小者、不撰
權門搦搦可披露、菟角すまわハ可打殺、猶甲山在陣
之間、一圓陣衆之出入令停止候、但陣中へ自在所運
送之、或小荷駄傳馬次にをみてハ無相違可申付者
也、仍如件、

永祿五年壬戌カ北條家虎朱印あり

戊卯月五日

松田奉之

松山本郷

町人衆中

茂呂御陣より罷越兵糧、并馬のかいれう、其外かい取
度由、いか様之以手引頼候共、一駄は不及申、一俵
其内なり共不可出、若出候ハ、荷馬を取へし、此義
松山根小屋之足かる衆心に入、見まはりかたく可申
付、但陣衆へは一さい少之義なり共、いろまじき
者也、以上、

永祿九年丙寅カ北條家虎朱印あり

寅八月十六日

松山根小屋足かる衆

本郷宿中

掟

山之根そのほかのもの他郷之市へ諸色付出事、くせ

子細無是非候、荷物并馬計留候義は、大かたの致様に候、此上なから、きふくとめ、猶もちいすハ、一人も二人も其上もうちころすへき事くるしからぬよし被仰出候、仍如件、

元龜元年庚午カ北條家虎朱印あり
午八月十六日 岡部越中

本郷宿町人衆へ

追而留候物をハ、先以をのくにあつけをかせられ候以上、

定

- 一 自高坂筋駄ちん可爲如此以前事、
 - 一 上下宿地并三間之裏屋敷合點之事、
 - 一 竹木之儀當知行之内をも口切に可留、但松山之用第一に候間、本郷之宿へ者いか程も付來、萬民之所用に可立事、
 - 一 押立傳馬之儀、路次十里計之儀、殊一疋貳疋之急用ならば俄にも可申付候、路次も遠又馬數有之時者、前之日可申付事、
 - 一 押買狼藉乍此上精を入可申付事以上、
- 天正四年カ北條家虎朱印あり
丙子九月廿四日

本郷町人

法度

一 山之根其外松山領にをみて、他所のあき人所用之物をかい取、其郷村より直によそへとをる由聞届候、本郷之市へハたすしてかくれしのふたに致之義、うり手くせ子細第一に候事、

一 かい手之義ハ他所之者に候間無是非候、さて又松山領之者をハ一類共にせいはいをくハへ、妻をハひき野へ可出置、うり手之義おんみつに可申上候一如此かい取よそへとをり候荷物を、本郷の町人とも致談合、在々所々におゐてかたくとめへき事、

右三ヶ條、仍如件、

天正九年カ北條家虎朱印あり
辛巳九月晦日

岡部越中守
本郷町人中

制札

一 喧嘩口論并押買狼藉可^令停止事、

一 當市之日、諸色他所へ出事相違有間敷候、但兵糧竹木ハ堅出間敷事、

件、

天正十八年庚寅カ
寅二月廿八日

憲定印

一 於當市商賣之物、諸色共に役有之間敷事、

一 當市へ來者借錢借米不可致、催促殊質取致間敷事、

一 市之日商人中ニ而如何様之問答有之共、奉公人一言も不可綺、町人さはきたるへき事、

右條々新市庭之事に候間、斷而可申付候、若背此旨者有之者、代官并町人衆より早々可致披露者也、仍如件、

天正十四年丙戌カ
戌二月晦日

憲宗(花押)

本郷新市場

制札

此度之於陣中、夜はしり夜盜致のいか程も所用に候、をの□□を立すくやかなる者、中谷領ハ不及申、いづれの私領の者成共、領主にきつかいなく陣中へきたり可走廻候、ふちハ當座に可出置候、其上走廻候之者をハ、御大途迄申立、自分之儀ハ一廉可令褒美候、又此儘奉公のそみの者ハ、給分出置可引立候、此以前於當家中科あるもの成共、又借錢借米有之者成共、此度之陣へきたり走廻に付てハ、相違有間敷候、陣へきたるものハ、河内守方より印形を取可來候、仍如

○松山新田 松山新田は元文の頃開發し、延享三年神尾若狭守檢地して稅務を定めあり、民戸四軒、東は松山町に隣り、南は野本村、西は羽尾・石橋の二村にて、北は市ノ川村なり、東西六丁餘、南北三町許、皆畑の地にてこれも松平大和守の領分なり、

小名 原新田

八幡社 當所の鎮守にて村持、

○平村 平村も領名前村に同じ、江戸よりの行程十五里、村の廣さ東西へ十四五町、南北は十六町許、東は横見郡長谷村に隣り、南は市ノ川に限りて松山町に界ひ、西は野田村に添ひ、北は大里郡甲山村に及べり、家數百二十軒、用水の便りあしければ溜井を設け、天水を湛へて耕へせり、御打入の後は岡野長十郎が知る所なり、其後子孫平三郎の時、享保年中一族岡野主水に分知し、二人にて知行せしが、後ち又平三郎が知行は上りて御料所に屬せしを、文化八年松平大和守に賜はりて、今は岡野吉之丞と大和守が知る所なり、檢地は延寶四年時の地頭岡野平三郎糺せり、

高札場 村の南にあり

小名 久保ノ下 中谷 本村

滑川 村の南の方を流る、川幅六七間、

熊野社 村内の鎮守なり、

稻荷社

諏訪社

神明社 以上四社共に、覺性寺の持なり、

覺性寺

新義眞言宗、横見郡今泉村金剛院末、妙雲山瑠璃光院と號す、本尊彌陀を安ず、藥師堂

眞福寺

天台宗行人派、江戸音羽町普門院の配下なり、青林山と號す、大日を本尊とせり、

○野田村 野田村は水房の庄に屬し、領名は前村に同じ、江戸より行程十六里、民戸四十五、東は平村に隣り、南は松山町及市ノ川村に堺ひ、西は羽尾・山田の二村に添ひ、北は大谷村に並べり、東西十町、南北八丁、水利不便なれば、天水を湛へて耕せども、早魃の患あり、御入國の後岡部太郎作に賜はり、寛文五年檢地せしが、子孫徳五郎の時、安永元年收公せられて御料所となり、天明年中秋元但馬守に賜はり、今の左衛門佐に至りて今も替らず、

高札場 村の中程にあり

小名 向ひ 小林

滑川 村の南にあり、川幅五間、

赤城社 村の鎮守なり、當山派修驗、教善院持、

天神社 村持

神明社 是も同持

西明寺

曹洞宗、市ノ川村永福寺の末、萬照山と號せり、本尊彌陀を安ず、藥師堂

○山田村

山田村は江戸よりの行程、及び領名等前村に同じ、民戸九十餘、東は野田・大谷の二村に接し、南は羽尾村に隣り、西は福田村にて、北は土鹽村及び大里郡和田村に境へり、東西十八町、南北三十六町、村内用水の便りなければ、天水を溜井に湛へて耕せり、當村は文祿元年二月朔日森川金右衛門氏俊に賜はり、其子庄九郎慶長十六年檢地し、今も子孫美濃守が知る所なり、

高札場 村の南にあり

小名 一町田 西田 前谷 中郷

滑川

南方を流る、川幅四五間、

淡洲明神社

村の鎮守なり、東光寺持、下二社も同じ、

雷電社

山王社

東光寺

天台宗、下青島村淨光寺の末、醫王山瑠璃光院と號す、本尊彌陀を置り、

藥師堂

觀音堂

藥師堂 共に村持

○大谷村 大谷村も江戸よりの行程、及び領名等前村に同じ、村の四境東は大里郡甲山村に隣り、南は野田村に並び、西は山田村にして、北は岡郷なり、東西南北共に二十町餘、民戸二百三十、天水を以て耕植す、此村も御入國の後、森川金右衛門氏俊に賜はり、今子孫美濃守が知る所なり、檢地の年代も前村と同名、

高札場 村の西にあり

小名

比丘尼山 村の西にあり、比企判官能員が女、賴家將軍の妾となりて、若狭局と稱せしが、賴家將軍横死の後、此地に草庵を結びて住せし所と云、

扇谷

片岡谷 櫛引谷 菅ヶ谷 城ヶ谷 蘆ヶ谷 梅ヶ谷

地頭森川美濃守陣屋

村の西にあり、反別三町許り、先祖金右衛門氏俊當所を賜はりしより後、しばらく在住せしが後江戸へ移りてより、家人を置て守らしむ、

雷電社

雷電山と號せる山の上にあり、村内の鎮守なり、村持、

八幡社 南藏院持

天神社 成就院持

宗悟寺

曹洞宗、豐嶋郡赤塚村松月院の末、慶安元年寺領十五石餘の御朱印を賜はれり、寺傳に當寺は鎌倉將軍賴家、元久元年七月伊豆國修禪寺に於て害せられし後、其妾若狭局當所に來て剃髮染衣の身となり、前にしるせる比丘尼山に草庵を結び、賴家追福の爲として一寺を草創し、則賴家の法諡長福寺殿壽昌大居士の文字、及村名を取て大谷山壽昌寺と號すと云、按に若狭局が當所へ隱棲せしことは、他に所見なけれど、彼局は比企判官能員が女にて、賴家の長男一萬の母なるよし、將軍執權次第に載す、又〔東鑑〕養和二年十月の條に、比企四郎能員云々、武藏國比企郡を以て請所と爲などみゆれば、賴家没落後、當所は父能員が舊領なる、因て以隱れ住せしならん、遙の後天正二十年當所の地頭、森川金右衛門氏俊寺を今の地に移して中興し、扇谷山宗悟寺と改號す、故に氏俊が法諡を桐蔭宗悟居士と稱せり、此時の僧を喜山傳悦と云、文祿三年四月廿七日卒す、氏俊は

白山社

秋葉慶安三年七月廿日卒す、本尊釋迦を安ず、

辨天社

稻荷社 鐘樓 寛永十四年鑄造の鐘をかき、銘文考證に益なれば略す、

南藏院

本山修驗、松山町觀音寺の配下なり、不動を本尊とす、

成就院

當山修驗、江戸青山鳳閣寺の末、長成院 當山と號す、是も不動を安ぜり、

地藏堂 村持

○岡郷 岡郷は中古岡之郷と記せしと云、又正保中のも

のには、岡村とも記せり、されど元祿改定の國圖には、既に今の名をのせたり、水房庄に屬し、江戸よりの里數領名等は前村に同じ、土地もとより高く岡のさまなり、村内光福寺釋迦堂の前に、元亨年中に建し寶篋塔あり、それに武州比企郡玉太岡四國山光福寺としるせば、往古は玉太の岡と唱へしにや、又當村より良の方十五町許を隔て玉作村あり、かく玉をもて名付し故詳ならず、民戸六十九軒、東は大里郡相上・箕輪二村に隣り、南より坤に至ては、本郡大谷村に接し、西は又大里郡和田村に境ひ、北は和田・吉野川を限て、同郡高本村に交れり、東西二十三町、南北へは五町若くは纔に一町に餘れる所あり、用水には恩田村の出水を用れど、川に添し所は地形も卑ければ水損の所あり、西方に一條の街道あり、幅一間半、河越より熊谷への街道なり、又同じ邊に鎌倉古街道と唱る所あり、當村は文祿元年酒井與九郎重勝に賜ひ、正保の頃も同じ家の知る所なりしに、後に上りて寛政八年松平大和守の領分となりしより今も替らず、高札場村の中央あり、

小名 池ノ下 佛澤 以上二ヶ所は、知常仙坊塚 伊勢河岸 鶴まき 升カ谷 地藏堂 元屋敷 藥師堂 庚塚 塚場

比企郡玉太岡、四國山

光福寺、禪師沙門鏡空了圓、

元亨癸亥、佛成道日、起之、誌之、
當寺大旦那比丘尼妙珊、

藤原光貞朝臣、

施主沙彌闍阿、

妙安寺 曹洞宗、福田村成安寺の末、諏訪山と號す、開山祖真文祿元年十二月朔日寂す、本尊彌陀を安ぜり、

觀音堂

本願寺 曹洞宗、三河國渭真寺の末、黃梅山と號す、本尊十一面觀音、開山寂巖淨懷寬延元年八月廿九日寂す、

雷光寺 新義眞言宗、横見郡細所村息障院の門徒、雷電山と號す、開山秀鏝萬治二年七月六日寂す、本尊不動を安ず、

般若院 本山修驗なり、本尊不動を安ぜり、

新編武藏風土記稿卷之百九十五之終

和田吉野川 村の北を流る、幅は四間許より六間に餘りし處もあり、

神明社 雷光寺の持、

雷電社 同寺の持、以上二社共に鎮守なり、

諏訪社 妙安寺の持、

天神社 修驗般若院の持、

八幡社 光福寺の持、

稻荷社 雷光寺の持、

光福寺 曹洞宗、足立郡里村法性寺の末、四國山と號す、慶安二年八月廿四日釋迦堂、領八石の御朱印を賜ひしより

今も替らず、本尊十一面觀音、行基の作、開山は本山五世草山永祿十年二月廿一日寂すと云ど、境内釋迦堂の前に元亨癸亥の古碑あれば、舊地にして章山中興せし僧なること知べし、

又村内知足院茂林寺といふありしが、明曆の頃回祿に罹りしに、其をりふし當地も殆ど廢寺となるべき様なるを、彼知足院を此に移來り、合して一字となせり、其寺の開山は則知足茂林と號せしと、寺僧の傳へり、本堂の軒に大神明熊野鐘を掛く、寛政十一年鑄造の事を彫れり、

稻荷合社 八幡天神合社 釋迦堂 行基の作、坐像六尺、給ひしも、藥師堂 地藏堂 寶篋塔 表に、奉造立寶篋印塔のなり、其文左に載す、

數十字を彫れり、

右塔婆者、大日本武州

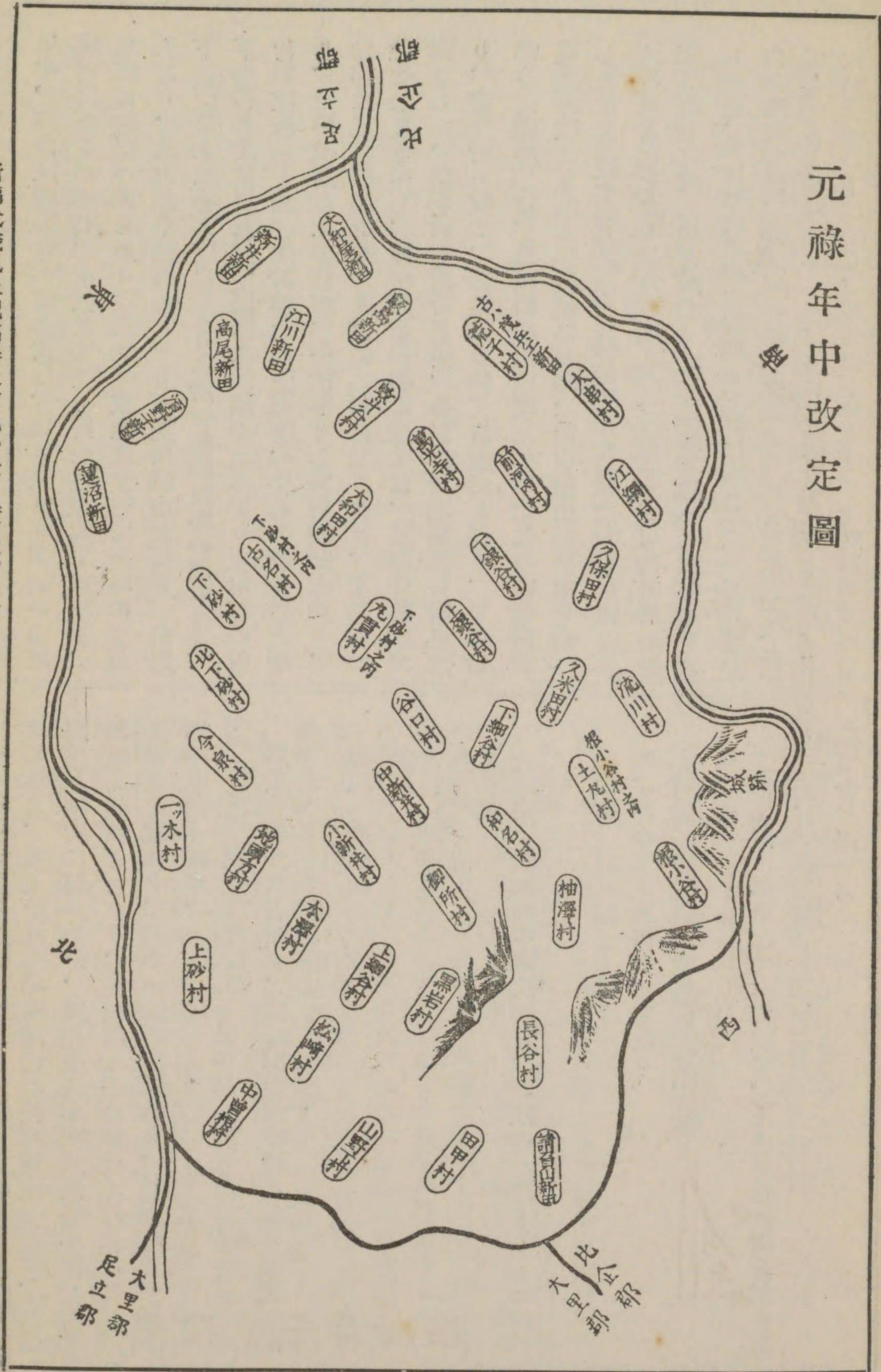
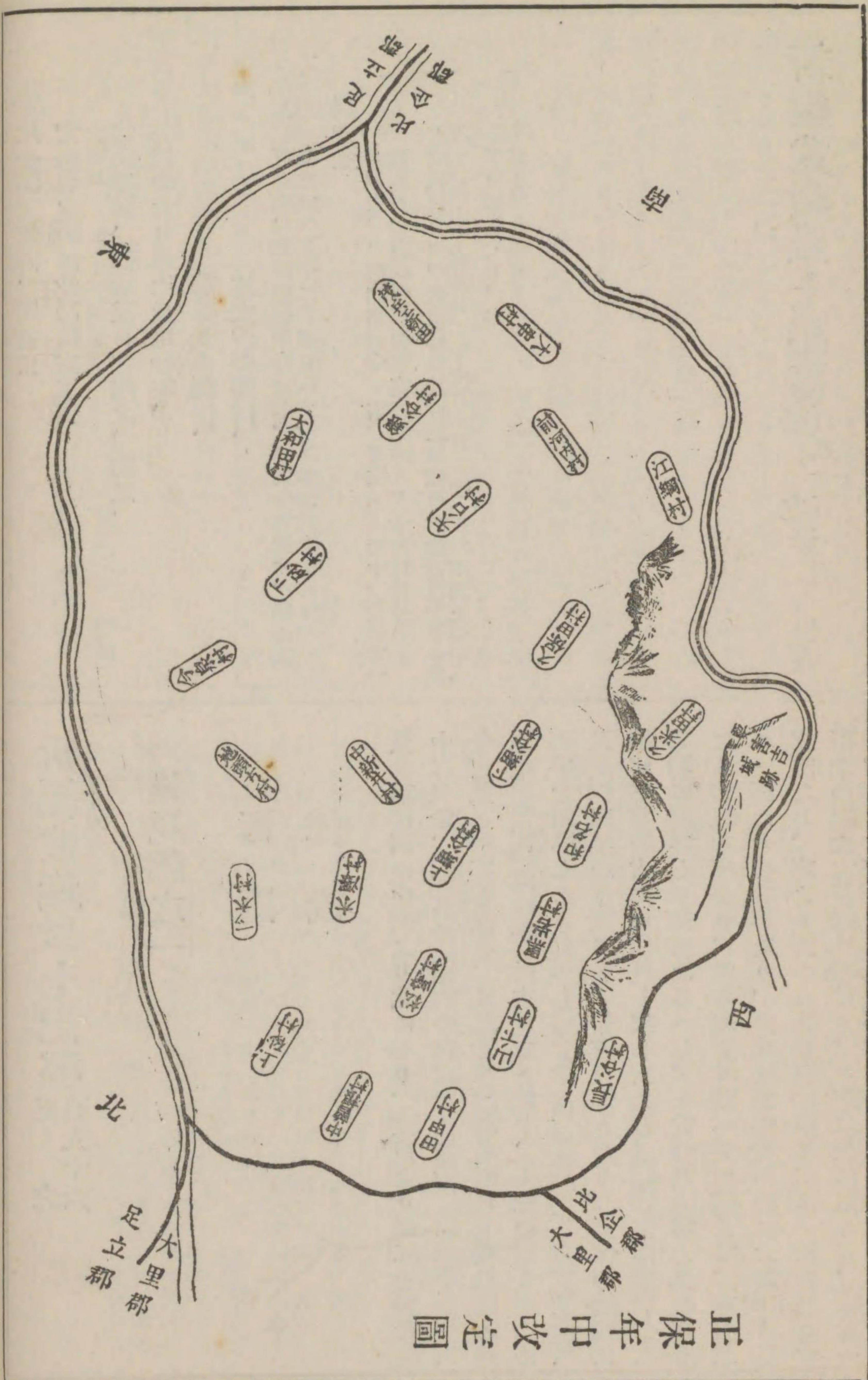
新編武藏風土記稿卷之百九十六

横見郡之一

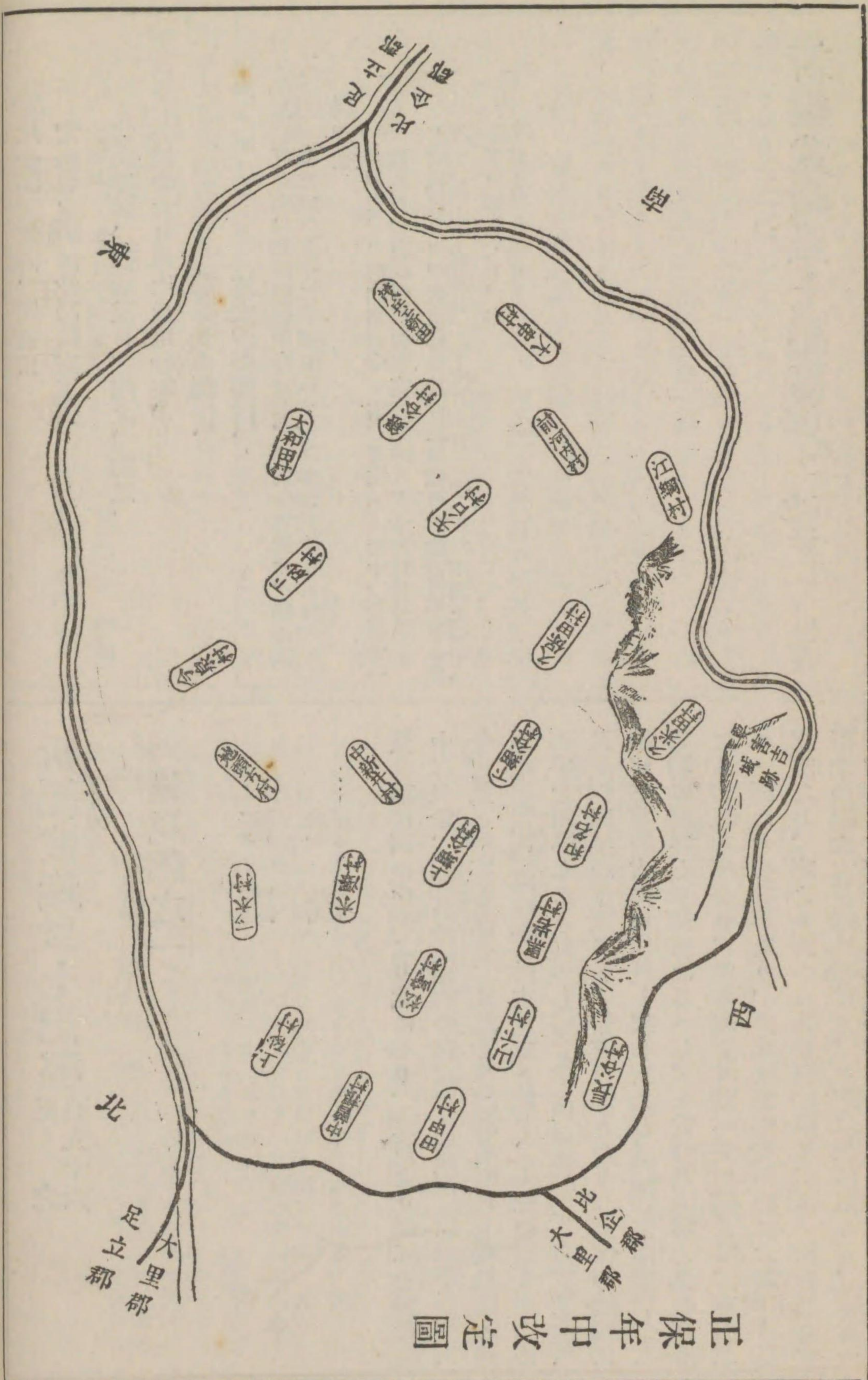
郡圖

總說

横見郡は國の中央より北にあり、江戸より郡界まで行程十二里餘、【和名抄】國郡の部、横見の注に與古美と訓し、今吉見と稱すと見ゆ、又【延喜式】神名帳にも横見郡の名見ゆ、【小田原役帳】に古見郡と記す、永祿の頃も中古の俗字を用ひしこと知べし、又久米田村慶長十七年の水帳、及正保四年の水帳にも、皆吉見郡とあり、正保の國圖に據ば、當時官には横見と記したれど、民間には因循して、俗稱に従ひしも儘有なるべし、今當郡及隣郡大里の領名にも吉見の唱あり、地形異より乾へ斜に闕入て、南西北の三面は大抵圓形なり、東北は斜に荒川繞て、對岸は足立郡なり、南より西へは比企郡に隣り、市ノ川を界とす西北の隅は大里郡に續けり、東西二里に足らず、南北一



正保年中改定圖



里半、郡西北企の方へ寄し所は、山々重り秩父嶺の山足
 纒に出たるが如し、土性は赤土・野土・砂利錯・或埴土、
 地底は石巖の處もあり、夫より東北はすべて平地にて眞
 土なり、水田多く陸田少し、昔は荒川郡中を貫き、山野
 下・松崎・上細谷・黒岩村より御所付範頼館跡の西を流れ、
 下細谷・久保田を前河内を経て、江綱の北界より大串等の村
 村を流れしと云、今其跡水田となり、字して相の田と呼
 り、地形他所に比すれば、一段卑くして川蹤顯然たり、
 當郡は足立府跡を去こと僅に六里に過ぎれば、當時府に
 隸せしなるべし、鎌倉將軍の頃に至ては、三河守範頼地
 頭として、黒岩村に館せしと、今館跡の地別に一村とな
 り、御所村と號す、範頼罪を獲て自盡せし後も、子孫猶
 郡中に隠れし由、岩殿山縁起に載たり、元弘の頃新田義
 貞上野國より鎌倉へ打向ひし時、郡中松山の城郭を構へ
 しとなり、續て鎌倉管領の時に至ても、松山城にかはるか
 はる家人ををきて北口の固とす、天文十五年四月時の管
 領晴氏老臣兩上杉と同く、北條氏康が抱へし川越城を攻
 しとき、松山城上杉朝定討死せし弊に乗じて、一旦氏康松
 山を乗取しが、管領家の侍岩槻の太田氏また取返す、斯
 てしばし變革ありしが、終には北條の持となれり、事
 は松山城の下に委し、斯て四十餘年は小田原の分國に屬

せしかど、天正十八年北條滅亡の後御領國となり、松平
 内膳正家廣に賜りしが、慶長十八年家廣濱松へ轉じて、
 後松山廢城となれり、其後は太平の御代となりければ、
 要害をも置れず、郡中一條の往還あり、松山町より足立
 郡鴻巣宿へ達す、
 【和名抄】所載合郷并餘戸
 高生 多介布と注す、按に郡中田甲村これその遺名に
 て、後假借して書しなるべし、
 御坂 美佐加と註す、
 餘戸
 中古所唱郷庄
 御所郷
 大山庄 古は郡中御所郷と、此庄のみなりしと云傳へ
 り、
 松山郷 或は庄とも號す、
 みすみの庄 柚澤村の邊なり、
 吉見庄 岩殿山の縁起に見ゆ、
 今所唱領一
 下吉見領 郡中をすべて號す、上吉見領は大里郡に屬
 す、
 關郡合村四十六

新編武藏風土記稿卷之百九十七

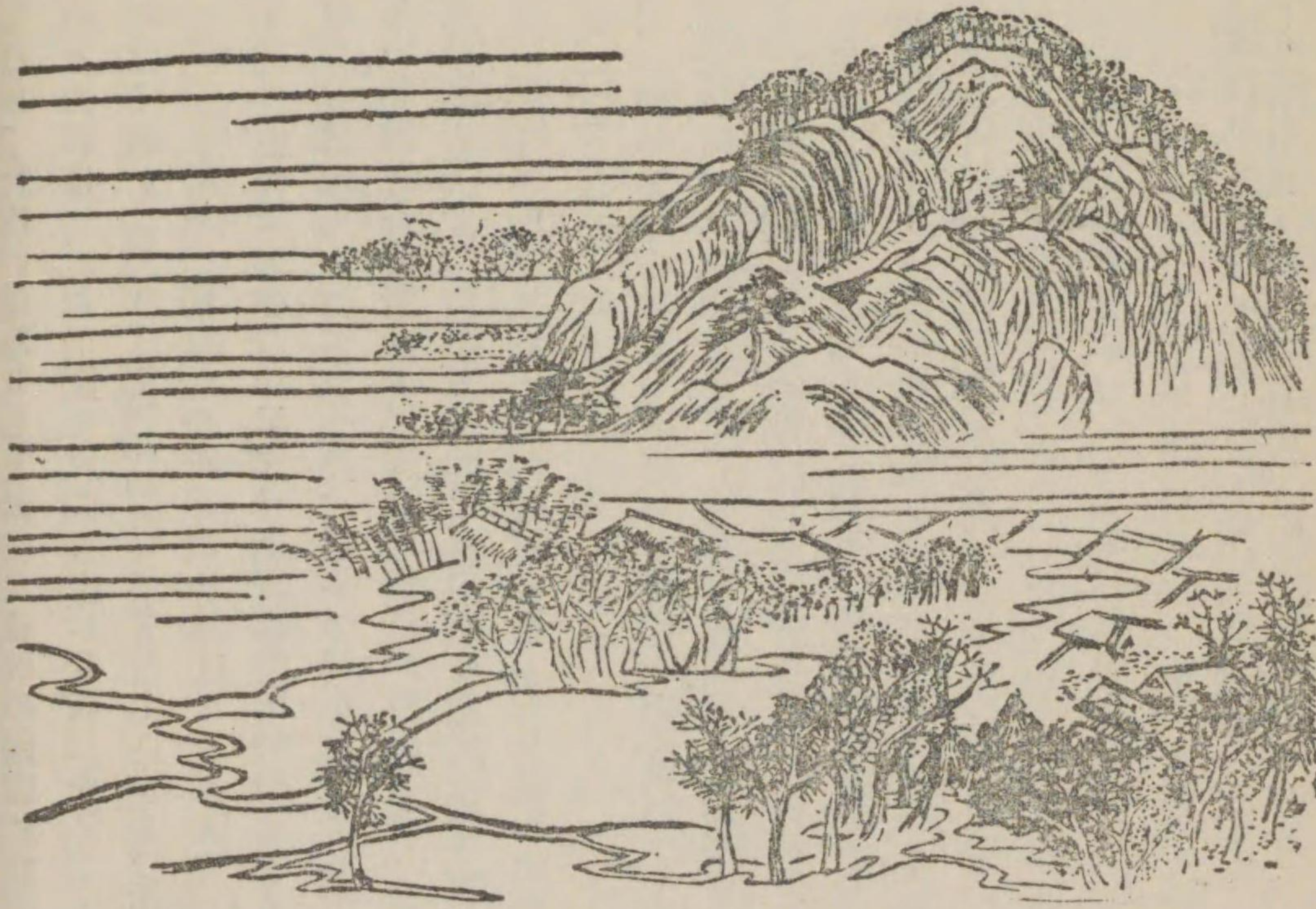
横見郡之二 下吉見領

右件の村、今現に村落をなすものなり、此餘近世持添
 新田と號するもの七、正保年間の改に合村二十五、元
 祿の度に四十二、前に比すれば増加すること十七、今
 現在の合村元祿の改に比すれば、又加はること四、
 荒川 乾の方大里郡小八林村と、足立郡明用村の間より
 流來り、郡中上砂村の地へ懸、北東の界を流ること二
 里半、巽の方新井新田と足立郡北袋村の界に至て、比
 企郡虫塚へ達す、川幅十七間より三四十間迄に至る、
 一ツ木新田の内に延寶五年掘替せしあり、其處を古荒
 川と云、
 市ノ川 西の方松山町より流來り、滑川と落合ひ、南の
 郡界を流れ、二里餘にして、大和屋新田界にて荒川へ
 入る、川幅七間より十三間に至る、
 古市ノ川 古は飯島新田の地へ係り、荒川新田に至て荒
 川の流となりしと云、今も纒に水流の名残あり、川幅
 八間より十五間までに至る、

○田甲村タカチ附持添新田 田甲村は江戸より行程十四里、按に
 村内高負比古根の神社は、【延喜式】神名帳に載る所、且
 【和名抄】の郷名に高生と載す、多介布と註すれば、舊き
 名なる事しらる、又當郡東の方荒川を隔て、足立郡高尾
 村あり、古は田高とも記せし由、是田甲の轉訛ならん、
 想に唱と云ひ、纒に一河の隔と云ひ、當所の名の廣く彼
 所迄も、及しならんと、里人語れり、東は中曾根村、南は長
 谷村、西は比企郡平村、北は大里郡小八ッ林村なり、され
 ど其間異の方には、郡内山野下村に係る所もあり、民戸七
 十五、村の廣さ東西へ二十三町餘、南北五町にたらず、土
 地のさま西北は山に添て高く、東南は次第に卑く、早損の
 地なれば、村内五ヶ所に溜井を設て、用水の資とす、御入
 國の後御料所なりしに、文化年中村内を分て、林肥後守・
 根岸肥前守に賜はり、今も御料及び林肥後守・根岸九郎左
 衛門知行す、檢地は延寶六年中川八郎左衛門糾せり、東方

新編武藏風土記稿卷之百九十六之終

玉 鉾 山 圖



荒川邊に當所持添の新田あり、田甲新田と唱ふれど民家はなし、檢地は寛文中とのみ傳へり、こゝは御料なり、高札場ありの北に

小名 臺方 小吹 赤塚 ぼく田 前打手 坂下 高負比古根神社 村の鎮守なり、例祭九月十九日、當社は延喜式神名帳に載る所の高負比古神社にして、祭神は味鉾高彦根命、或は素盞鳴尊なりとも云、中古以來玉鉾氷川明神と稱し來りて、式社たる事も定かならざりしに、

後高負比古根神社と稱せし由なれど、果して古の式社なりしや、未詳にせず、社の後背は高十一間許なる巖石の丘にて、その内社によりたる邊踏鳴せば、鼓の如く響きある處あり、そこを玉鉾石と稱す、又通じて玉鉾山とも號せり、玉鉾神靈の寓すると云意なる歟、よりに玉鉾氷川といひしとみゆ、又社傍によもぎの松と云あり、圍み一丈餘社、前に湊石と云あり、共に由來詳ならず、村内福聚寺の持、

天神社

愛宕社

稻荷社

神明社 以上福聚寺の持

福聚寺 新義眞言宗、御所村息障院の末、惠日山自性院と號す、本尊不動、開山秀傳寂年を傳へず、二世榮嚴は寛永元年二月五日示寂す、

○請負山新田 請負山新田は、江戸よりの行程前村に同

じ、元は田甲村内の地なりしと云、元祿改の國圖に當村の名見えたれば、此以前關しは論なし、民家はなくして

稅務のことは、山野下・本澤兩村にて掌れり、四境東は田甲村、南は長谷村、西は比企郡平村にして、北は大里郡箕輪村なり、この地元より四隣と犬牙し、且飛地もあれば、四方の廣狹は定かに云べからず、寛文十二年中川八郎左衛門が檢地す、今も御料所なり、

○長谷村 長谷村は江戸よりの行程十五里、民戸五十餘、東は黒岩村、南は根小屋村、西は比企郡平村、北は郡内田甲村、東西九町、南北十五丁許、山丘打交り屢旱損に逢を以、山間に溜井をたへ用水とす、御入國以來御料なりしに、文化年中押田丹波守に賜はり、今は其子兵庫頭が采地と御料所入會の村なり、檢地の年代田甲村と同じ、この外に少許の新田あり、御代官支配す、高札場二ヶ所一は中程にあり、一は西にあり、

小名 美女塚 古松山城主、故有て美女を埋めし地なりと、土人語れり、 大谷 越中

谷 すくも谷 加賀谷

八幡社 村の鎮守なり、 末社 稻荷社 諏訪社 淺間社

牛頭天王社 同寺持、

長永寺 新義眞言宗、御所村息障院末、岩田山密教院と號す、本尊十一面觀音を安置せり、

不動堂 御朱印堂料一石四斗、慶安元年四月廿四日賜はれり、比企郡松山町觀音寺の持、傍に寮を建て守僧居れり、

石炮臺蹟 坤の方山上にて、今は御林となれり、此地松山城を眼下に見る所なれば、天正十八年彼城を責し時、爰より石炮を放せしと云、

○山野下村 山野下村は江戸より十三里半、西の諸村はなべて山丘にして、田甲村を下り當村に至て、始て平衍の地なれば、直に村名とすといへり、民家二十五、東は上砂村、西は田甲村、南は松崎村、北は中會根村、東西九丁許、南北八丁許、吉見用水を引沃げども、しばしば旱損あり、永祿の頃は北條家の士、安宅七郎次郎が知行なる由【小田原役帳】に載たり、御打入の後は御料に屬せしを、明和年中土屋長三郎に賜はり、今も彼の筑後守が知る所なり、檢地の年代等は前村に同じ、高札場 村の中程にあり、

小名 宮田 間ノ田 立野通り 御門通り 金塚 をぎやう坂

八幡社 當村と松崎村との界にあり、兩村の鎮守にて、松崎村千乘寺持、

稻荷社 鳩峯寺持、下同じ、

天神社

淺間社 村民持、

鳩峰寺

新義眞言宗、御所村息障院末、和光山と號す、本尊彌陀を安置す、藥師堂

○中曾根村 中曾根村は江戸よりの行程十四里、民家六十八、東は上砂村、南は山野下村、西は田甲村、北は大里郡小八林村の新田なり、又良の方荒川堤の外に新田あり、そこは田甲新田・上砂村新田に錯れり、東西凡六町、南北九町許、【小田原役帳】に狩野介が知行四十貫文、吉見郡中曾根乙卯檢見辻と載たり、御打入の後は御料所にして、延寶四年御代官中川八郎左衛門檢地し、今も御代官支配す、用水は前村に同じ、

高札場村の乾の方

小名 中ノ町 御門 大塚

八幡社

慶安二年社領八石の御朱印を賜ふ、村の鎮守なり、當社或は【延喜式】社名帳に載る處の横見神社なりと云

へど、慥なる據もなし、且御所村水川社、是横見神社なる由、昔より傳あれば、當社にあらざること明けし、別當八幡山醫王院、吉祥寺新義眞言宗、今泉村金剛院末、藥師堂

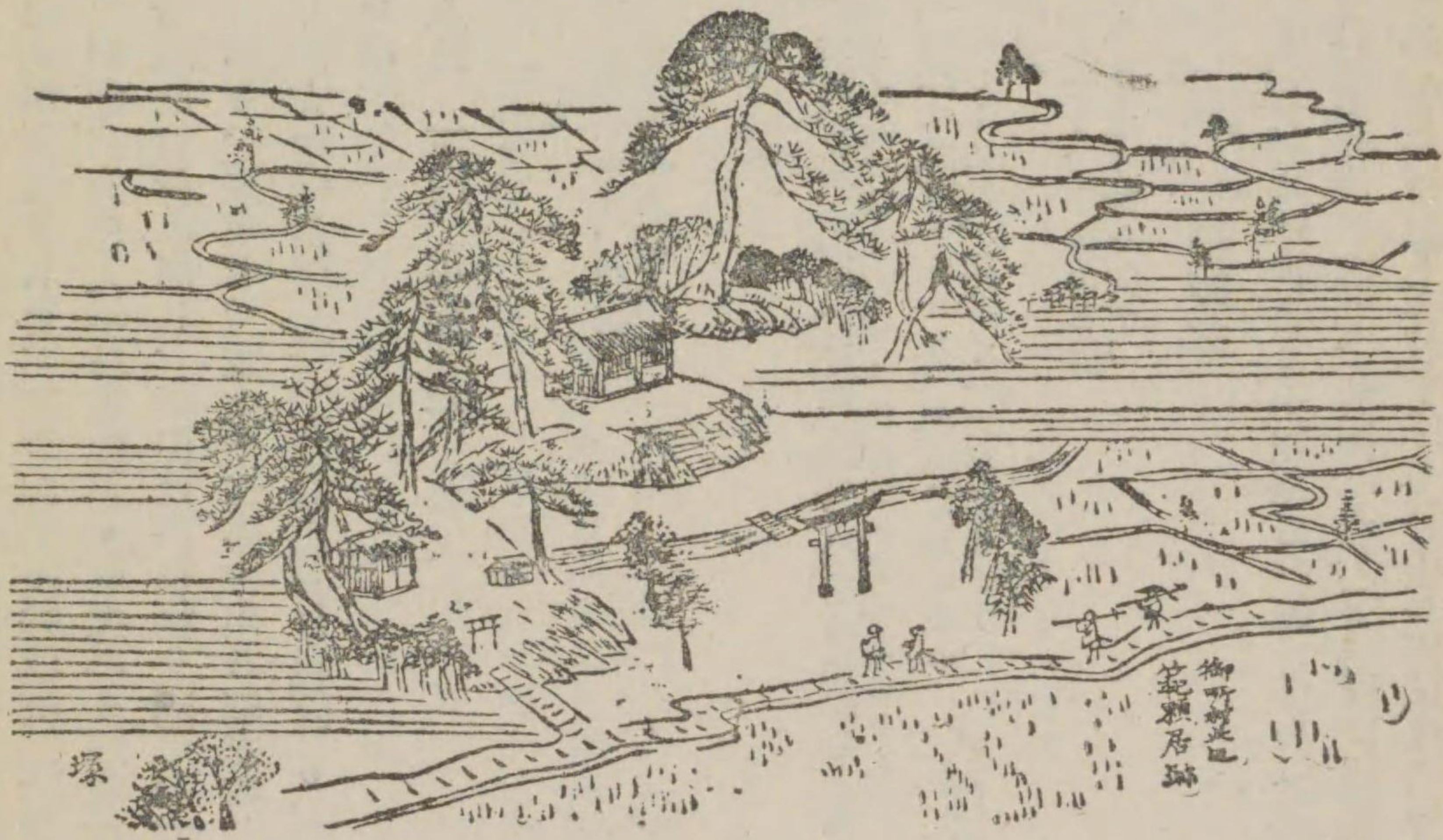
諏訪社 吉祥寺持、下同じ、

稻荷社

御申堂 庚申塚の側であれば、土俗に斯云なるべし、藥師を本尊とす、

○松崎村 附持添新田 松崎村も江戸よりの行程は前村に異らず、民家五十三、東は木澤村、南は上細谷村、坤は

飯玉水川社地圖



黒岩村、西は山野下村、北は上砂村なり、東西八町、南北十町、用水及檢地前に同じ、御入國後は御料所なりしを、元文五年奥津内記に賜ひ、今も其子孫隼人が知る所なり、此餘當所より三十町許を隔て、今泉村の邊に持添の新田あり、こゝは今も御料所なり、

高札場村の西に

小名 相ノ田 御門 立石 うつはき

八幡社 説山野下村の條に記す、

千乘寺 新義眞言宗、今泉村金剛院末、八幡山と號す、本尊不動を安ず、彌陀堂

○上細谷村 附持添新田 上細谷村は正保の改に二村に分ちたれば、近來上下に分ちしには非ず、按に【小田原役帳】に、松山衆知行役内狩野介百三拾七貫文、吉見郡下星野

卯檢見辻とあり、當時上下に分つ時は大村なるべし、然に今星野村郡中になき時は、細谷星野の唱へ近に依て轉訛せしも知べからず、今地形を見れば當村と下村とは相接せず、三町許を隔て其間に御所・中新井二村の地あり、村の四境、東は小新井・本澤の二村、南は御所・黒岩の二村、西も又黒岩村、北は松崎村なり、東西凡三町、南北六町、江戸への行程用水等前村に同じ、民戸二十八、御打入の後は御料所たりしが、享保年中近藤某に賜はり、

今も子孫勘右衛門知行す、檢地は延寶六年にて前村と同じく、中川八郎左衛門糺せり、此餘村の東、古名村の傍に持添の新田あり、寛文八年同人檢地して、今も御代官支配せり、

高札場村の中程

小名 麴屋方 中内手 塚田 前方組

飯玉水川明神社

是【延喜式】社名帳に載る横見の神社にて、祭神素盞鳴尊稻倉玉命なりと云傳れど、慥

なる據あるにはあらず、當村及下細谷・黒岩・御所・谷口・中新井・久保田七ヶ村の鎮守なり、社の後に神木とて、圍一丈五尺程の松あり、此下に石擲ありと云傳ふ、古は社に金の幣束ありしが、中古洪水の時社共に、久保田村へ流れ行て、今は失へりとぞ、別當は下細谷村照明寺なれど、御所の持にして、平日は黒岩村大寶院進退せり、

氷川社 村の鎮守とす、土人等東土水川と稱す

蓮性寺 新義眞言宗、今泉村金剛院末、中興開山圓慶、寛文十三年五月廿九日寂す、本尊不動を置く、阿

彌陀堂

○下細谷村 下細谷村は江戸より行程十三里餘、家數七十、東は谷口村に隣り、南は久保田村、西は和名村、北は御所村にて、良の方中新井村に接す、四方八九町の村なり、爰も吉見用水を引けど、水不足なれば大里郡恩田村より出る清水、及び和田吉野川の水を引て沃けり、【小田原役帳】に載し所は、已に上細谷に出せしが如し、御

入國の後は御料所なりしを、延享四年永井龜次郎、寶曆六年大島大和守、文化九年島田彈正・同次郎太郎等に賜はれり、檢地は前村に同じ、新田は一里餘を隔て、六ヶ新田の傍にあり、民家七、寛文十二年中川八郎左衛門檢地す、こゝは大和守・彈正次郎太郎が知行に屬せり、高札場三ヶ所

小名 上田 下田 小宮ノ木
荒川 新田に係れり、川幅十二間、

天神社 村の鎮守なり、照明寺持、下二社同じ、
諏訪社

愛宕社

明王院 新義眞言宗、御所村息障院末、松岡山光勝寺と號す、寺領七石の御朱印は、大猷院殿の御時賜はりしが、慶安四年の回祿に烏有となれり、其後常憲院殿の御時再び賜ひしと云、本尊十一面觀音を安ず、八幡社

阿彌陀堂 同末なり、軍持山と號然泉寺す、本尊不動を安ず、

照明寺 是も同末、藥師堂本尊不動、

○黒岩村 黒岩村は江戸より十四里の行程なり、村西はすべて山々打續き巖石高し、其内字立石と云所に黒色の岩石あれば、村名は起しならんと云、家數三十餘、東は

岩井神社

或は岩井八幡とも稱す、村の鎮守にて村民の持、祭神譽田別天皇天太玉命、今の神體馬上に弓箭をとる像なり、按に「延喜式」神名帳に、武藏國横見郡伊波比神社と載せ、又「續日本後紀」に嘉祥二年三月庚寅、奉授武藏國伊波比神從五位下とあり、是當社のことなるべし、土人等は式内の社なること云も傳へざれど、社地のさま老松生ひしげり、いかにも古き社と見えたり、

岩崎明神社 是も村の鎮守なり、祭神詳ならず、昔は今の社前の岩上に鎮座せしと云、村持、

鷲宮 持前に同じ、

瑞應寺 眞言律宗、江戸湯嶋靈雲寺末、龍燈山と號す、本尊正觀音を安ず、

大寶院 當山派修驗、一ツ木村龍海寺配下、飯玉山と號す、

○御所村 御所村は江戸よりの行程、檢地の年代前村に同じ、上に云如く、當村正保の頃までは黒岩村の地なりしが、程なく別村せしと見えて、元祿の改には既に別てり、民戸二十、東は中新井村、南は和名・下細谷の二村にして、西は黒岩村、北は上細谷村なり、村内岩殿山の縁起によれば、中古源範賴以來子孫相續て五代住す、故に里人吉見の御所と稱せしより、村名は起りしならんと云り、又「小田原役帳」に狩野左近九貫五百文、吉見郡岩殿乙卯檢地と記したるに、今郡中此名なければ、時人岩殿山の名によりて、村名にも用ひしにや、御入國の後は御

上細谷村、巽は中荒井・御所の二村、南西は大抵御所村にて、西の方少く柚澤村の飛地、八反田と云所に境す、乾は長谷村、北は田甲・山野下・松崎の三村に及べり、東西凡六町、南北十町許、用水は吉見用水及び村内の溜井より引沃げど、旱損多しと云、土人の話に隣村御所村に源範賴が居蹟あり、彼御所村はもと當村より分れし村なれば、都て範賴が領せし所ならんと云、遙後小田原北條氏分國の頃、狩野介が被官小守太郎左衛門なるもの、六貫五百文の地を當郡黒岩郷にて知行せし由「役帳」に載たり、御打入の後は御料所なりしを、何の頃にや、村内を割て高島近江守に賜り、又寶曆年間残りし御料の分を、大島喜太郎に賜り、今子孫大島大和守・高島主水が知行なり、檢地の年代前村に同じ、村内に山新田と唱て僅の新田あり、これも二人知行す、

高札場二ヶ所 一は村の中程、一は北の方にあり、

小名 御墓谷 山間を云、故ある人の墳墓にて、茶臼山所に古塚あり、腰巻し所なりと云、龜甲 地獄谷

鬼澤 かうべ谷 十三坊 塔ノ谷 殿山 小路谷

溜井 村の乾の方にあり、廣八町八反、近村十九ヶ所の用水なり、

料所にて、寶曆十三年武田源次郎が知行に賜はり、今も子孫甚五郎知行す、

高札場 坤の方にあり、

小名 道陸神 大田ぼち 入道塚 十院坊 蟹澤 蓮華坊

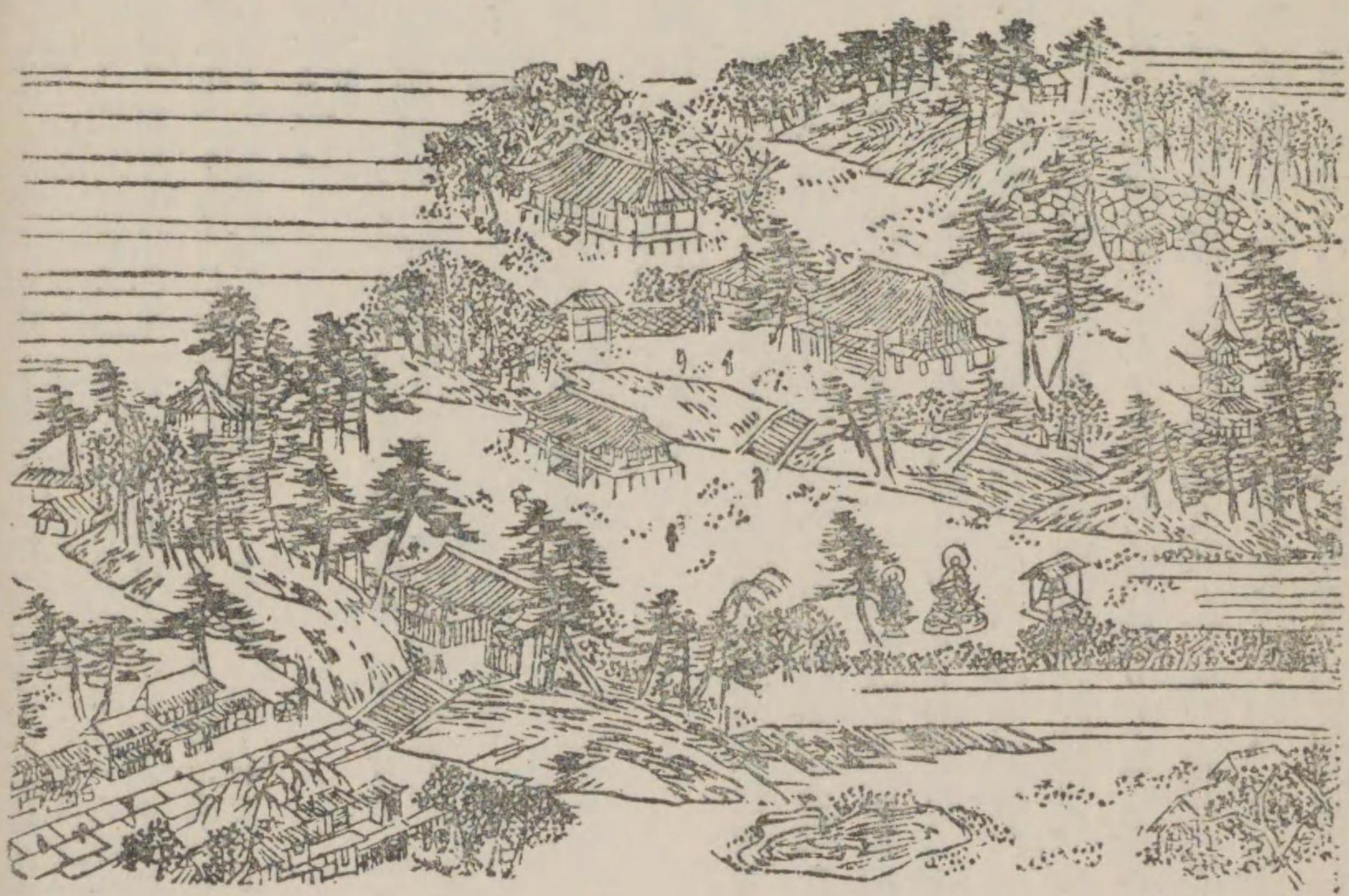
稻荷社 下細谷村照明寺持、

息障院 新義眞言宗、山城國醍醐報恩院末、岩殿山光明院と號す、寺領二十石の御朱印は、慶安元年賜ふ所なり、岩

殿山の觀音も元は當寺にて進退せしが、程隔て便惡き故、別當職を安樂寺へ譲りしと云、本尊不動、弘法大師の作、長二尺許の坐像なり、相傳ふ昔平將門反逆の時、朝敵調伏の爲、勅ありて當寺及び長野村長久寺、小俣村雞足寺の三ヶ寺を創立ありしと、明證はなし、

觀音堂 坂東十一番の札所なり、坐像にて長一尺五寸許、行基起立せしと、されど縁起によれば、源範賴平治の後當所に來り、三河守に任じて吉見の庄を領せし頃、所領の半を寄附し諸堂を建立すと云り、又田村麻呂の開基と云は、比企那なる岩殿觀音の傳へを、引付しにて取に足らず、とにかく慥なることには、別當 安樂寺り、息障院の末、岩殿山光明院と號せあらず、
果慶と云、開基以來凡 鐘樓 大同年中の鐘は、天文の争亂に二百年ばかりと云、
正保三年又破損して、安 三重塔 釋迦を、仁王門 經堂 師永四年新に再造すと云、

觀音寺境内圖



を安 常念佛堂彌陀を 藥師堂 大日堂 岩窟にあり、土
山王社 時鐘 安永三年の
龍源寺 天台宗、羽黒派の行人、江戸音羽町普門院
配下、竹内山と號す、本尊大日を安す

居所蹟

相傳ふ蒲冠者源範賴の城蹟なりと、岩殿觀音緣起に、
範賴幼穉の頃平治の亂に没落し、岩殿山に遷り彼地に
生長す、兄賴朝志を得て、後範賴當所を領して此所に居と云、
【東鑑】にまさしく範賴の住所を記さずといへども、治承五年
閏二月志田三郎義廣、鎌倉を謀る時、小山朝政と下野國登々
呂木澤の邊にて戦ひしに、下河邊行平等、古我高野等の渡を
固む、範賴も同來て、朝政が勢に馳加ると云へり、急卒の間
馳來るときは、遠路を隔しにはあらず、當所より高野邊まで
は相距こと遠からず、當時範賴當所に居しにや、吉見系圖を
案るに、範賴の男阿闍梨國吉見を氏とし、次郎と稱すとあ
り、想に此人建久四年範賴生害の後爰に來り、其子孫相繼て
此所に住せしなるべし、範國の男爲賴其孫義世、永仁四年隱
謀顯て誅せられし由、系譜に見えたり、又【東鑑】文治三年十
月十三日の條に、畠山次郎重忠が所領伊勢國沼田御厨を召放
たれ、吉見次郎頼綱に充行はる云々と載、こ
れ範賴の男にや、されど系譜には見えず、

陣屋蹟 當郡の御代官中川八郎左衛門が居し所なり、八郎左
衛門は天和の頃家斷たり、今其蹟すべて畑となれり、

○和名村 和名村は江戸への行程十三里、民戸四十、東
は下細谷村、南は久米田村、西は柚澤・根小屋・土丸の三
村にて、北は御所村なり、東西九町、南北十五町、旱損

の地にして、溜井三ヶ所あり、【小田原役帳】に、松山衆
知行の内狩野介二十三貫文、吉見郡和奈乙卯檢見辻とあ
るは、則當村なり、御入國の後は御料所にして、寶曆六
年大島喜太郎に賜はり、今子孫大和守知行す、檢見は前
村に同じ、

高札場 東にあ

小名 大蓮寺谷 上谷 中山町 鷹澤 丸山 大塚

鮫ヶ谷 下和久

野芽明神社 村の鎮守なり、常 末社 牛頭天王社 稻荷
社 念寺持、下同じ、

稻荷社

常念寺 新義眞言宗、御所村息障院末、東昌山と號す、本尊
藥師、行基の作、中興開山隆鏝延享四年寂せり、

八幡社 淺間社 天神社

正傳寺 眞言律宗、江戸湯島靈雲寺末、瑞松山と稱す、地藏
を本尊とせり、中興開山契中比丘延享四年寂す、

地藏堂

○久米田村 久米田村はもと根小屋・柚澤・土丸・流川の
四村、及び比企郡流川村と當村を合て、すべて久米田村
と稱せしが、後いつの頃よりか今の如く分村すと云、現
に正保の改には、當村のみを載たり、元祿の改には、今
の如く各村の名を載たれば、分村の年代推て知らる、江戸

への行程前村に同、家數三十五、東は久保田村、南は流川
村、西は流川・根小屋・柚澤の三村にて、北は和名村なり、
東西十町、南北六町許、旱損の地にして、當村及び流川・
柚澤・土丸・根小屋五村組合の大溜井、又和名村と組合の
溜井より水を引て耕植す、村内大串海道といふ小徑あり、
これ松山城主の家人大串村に住しもの、松山へ往還せし
道なりと云り、【小田原役帳】に、吉村助五郎が知行十貫
文、吉見郡久米田の内とあり、又【同書】に豹德軒二十三貫
文、吉見郡久米田の内を領せし由見ゆ、按に久米田は久
米田の誤寫なるべし、其後松山の城主上田氏の所領とな
り、御入國の後は御料にして、元和元年佐久間不閑に給
ひ、後久左衛門の時寛永十四年上りて又御料となる、寶
曆十三年村内を裂て渡邊半兵衛に給はり、殘る地は文化
九年小幡又三郎に給りてより、今渡邊半兵衛・小幡又兵
衛が知行所なり、檢地は慶長十七年伊奈半十郎改む、水
帳に吉見郡松山の内久米田村と載たり、正保四年今井九
右衛門、延寶六年中川八郎左衛門檢地す、この餘明和五
年鶴飼左十郎・宮村孫左衛門・蔭山外記改し見取場あり、
又柚澤・根小屋二村犬牙の地に飛地あり、十三塚通といへ
り、
高札場 長の方にあり、

小名 本村 山ノ根 將監橋 外記谷 甲塚
天神社 村の鎮守なり、梅松院持、

梅松院 新義眞言宗、御所村息障院 阿彌陀堂
門徒、不動を本尊とせり、

褒善者内山孫右衛門 世々里正を勤む、郡中飢饉の時夫食を施し、其外奇特の事あり、時の御代官今井九右衛門言上して、寶曆六年三月九日白銀若干を給はり、且其身一代、帯刀及苗字は永く名乗る事を許されしと云、孫右衛門が先祖は内山外記とて、松山城主上田氏の臣たりしが、落城の後當村の民となりしと云、

○流川村 流川村は江戸より行程十四里、元來此所は松山城附にて、落城の後十一年を経て草創せり、始は比企郡に屬して松山庄なりしが、正保四年村を二つに分ち、北の方を當郡に屬し、南の方は比企郡たる事元の如しと云傳へり、されど既に久米田村の條に記せし如く、當村正保改の頃までは、久米田村の内にして、後年分れし村なれば、始比企郡に屬せしと云は誤りなるべし、もしくは分村の後、再び兩流川村に分ちて、比企と當郡とに屬せしを誤り傳へたるならん、四隣東は久米田村に隣り南は市ノ川を隔て比企郡流川・柏崎の二村に界ひ、西は同郡松山町の新田字新宿に續き、是も市ノ川を界とす、北は土丸村に接す、東西凡九町、南北六町許、水利不便にして旱損がちの地なれば、村の中央に溜井を設て便とす、是

日待塚南の方にあり、

○根小屋村 根小屋村は江戸より行程十四里餘、比企郡松山町の地に續けり、戰爭の世此地に城壘ありて、松山城と號す、さればそのかみは此處も比企郡に隸して、松山の城内なりしにや、根小屋と云は、戰爭の世要害に設し構の事にて、すべて城墟には往々此地名あり、昔は松山郷みすみ庄と號しけれど、今は其唱を用ひずと云、土人の説によれば、永祿元龜の頃城主上田氏没落し、夫より城内の士浪客となり、廢城の跡に聚住し墾開して、農に隠れ守護不入の地の如くにして、年月を送れりと、今按當時の軍記皆永祿の頃、松山陷事をのせず、想ふに天正十八年の役を誤てかく傳るか、御入國の後始て高請定て佐久間不閑に賜ひしが、寛永年中より御料所となり、文化九年に至て長野佐左衛門孝祖に賜る、檢地は延寶六年中川八郎左衛門糺す、民戸三十、東は柚澤村、南西は比企郡にて市ノ川を界とす、其内南は柏崎村、西は松山町なり、乾は平村、北は長谷村なり、當村及土丸・柚澤の三村は、皆同く松山壘構の跡なれば、壤地犬牙して經界は悉く別つべからず、通じて計ときは、東西二十町、南北二十五町、山々重疊して土地に高低ありて、やゝもすれば旱損すと云、用水は流川村の大溜井を引用ゆ、

當村及土丸・根小屋・柚澤四ヶ村の大溜井なり、長三百間横七十間許、又東の方字天神溜井と云あり、長八十間、横四十五間、是を五ヶ村用水と云、御打入の後は御料及び佐久間某が知行なりしと云、文化九年に至り、御料の方を長野佐左衛門・鈴木頼母二人に賜り、佐久間が方は今も子孫大學知行す、檢地は延寶六年中川八郎左衛門糺せり、高札場二所にあり、

小名 井口 永府

市ノ川 村の西南を流る、幅八間許、此川に口間許の石橋を架す、

天神社 柚澤村龍昌院の持、

羽黒社 北の方なる山上にあり、當村及根小屋・柚澤・土丸の鎮守なり、社地に古松ありて、頗佳景の地なり、

別當 妙樂寺 新義眞言宗、御所村息障院の末、首塚傍にあり、松山落城の時、死者の遺骸を埋し塚と云、

八幡社 長源寺にて預れり、

諸口明神社 金毘羅權現を相殿とす、古兩頭の蛇を祀し故、禪宗曹洞派、比企郡野本村無量寺の末、城谷山と號す

長源寺 本尊釋迦を安ず、開基は名主傳藏が先祖大野甚右衛門良繼、寛文二年死せしと云へば、

草創の年代も推て知るべし、

十三塚 村の良の山上にあり、各方七尺許の塚なり、

高札場 柚澤村の界にあり、

小名 城山 永府 岩室 岩室城

市ノ川 本流は松山町より來る、別に滑川とて比企郡平村より來る一流あり、村の西北にて、市の川と合ひて、西南

へ流る、川幅七間或は十

三間に至る所もあり、

春日社 城山の内御立野と云所にあり、龍性寺持、

觀音堂 古城跡西北の麓岩室山にあり、故に土人岩室觀音と號す、正觀音なり、

松山古城 連山の端にあり、是を望めば孤山の如し、麓に市の川を帶び、南に深田あり、巖石直立す、古は頂上に

池水をた、へしが、今は埋みたり、天然の要害なり、本丸跡より、市の川の涯へ下る峽道あり、地勢巖窟の如し、其中腹は

即岩室觀音堂の所在なり、此城の沿革を尋るに、正慶三年新田義貞上野國より鎌倉へ攻上らんとせし時、此處へ出て假に

要害を構へ、軍兵屯せしと云、されど慥なる證據あるにあらじ、後扇谷上杉氏の家老上田左衛門尉、處を見て要害を取立、

秩父郡御堂村より移りしと云、按に〔鎌倉大草紙〕應永二十三年十月六日、六本松合戦の條に、扇谷上杉彈正氏定の臣松山

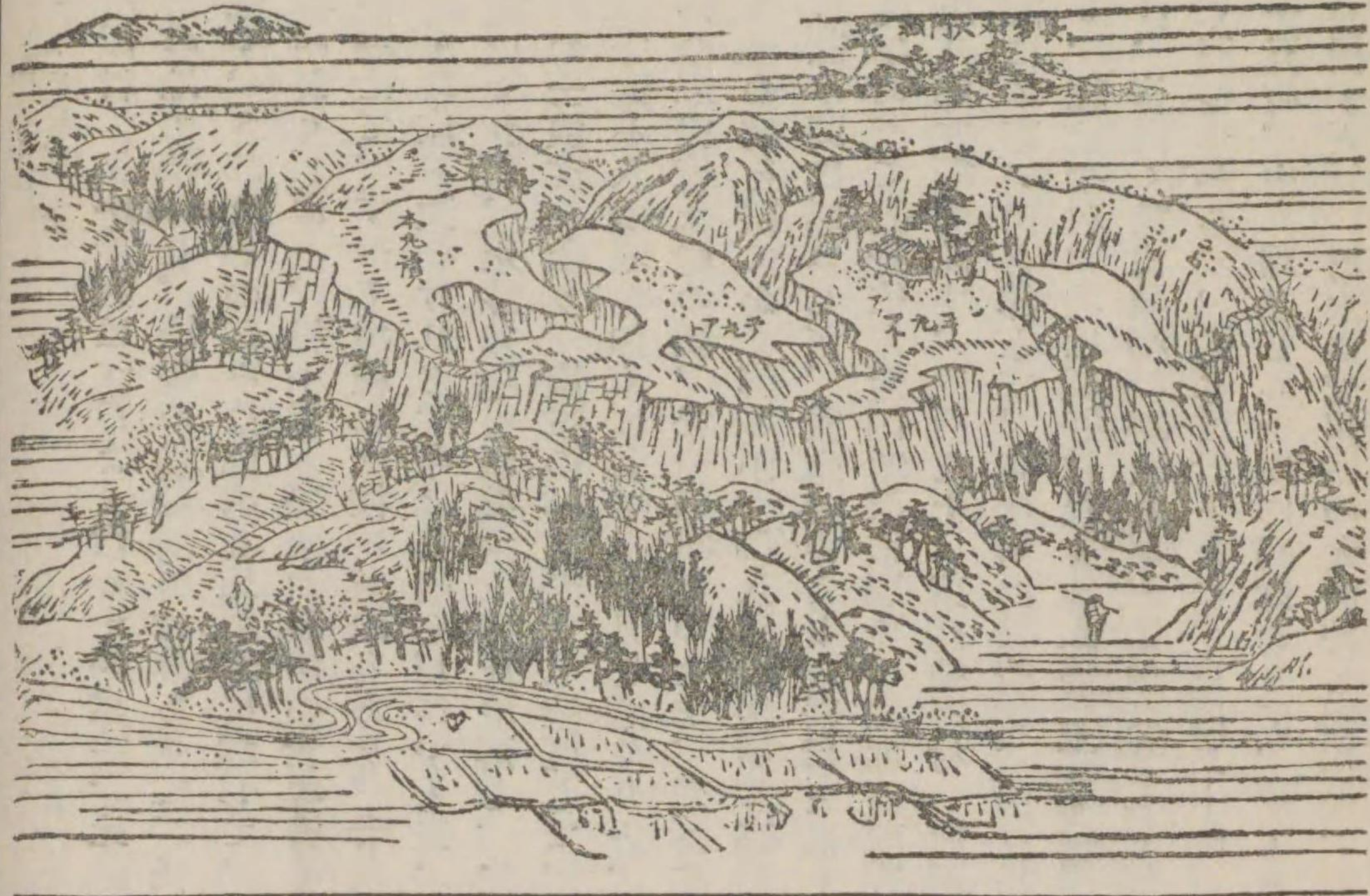
城主上田上野介戦死すと云が、築城は是より先なること知らる、後長享二年源政氏家臣上杉定正等、爰に宿陣せしと云、

其後の事にや、上田氏一旦此所を去しとなり、想ふに永正七年長尾爲景謀叛の時、上田藏人入道爲景に應じ、橋樹郡權現

山に楯籠、力盡て逐電せし時の事にや、天文六年上杉朝定、北條氏綱が爲に、居城川越を没落せしとき、當城へ遁入しに、

城には難波田彈正入道善吟籠れり、慕ひ來る敵を追拂はんとて、彈正出馬しけるが、又敗走せしを山中主膳追懸〔拾遺集〕

松山城蹟圖



難波女の歌を翻案して、悪からし善かれとて社戦はぬ、何難波田が崩行らんと云かけしとき、彈正も數奇の道なれば、駒の頭を引返して、君を置てあたし心を我持は、末の松山波も越なんと【古今集】の歌を其儘探て、主將朝定を置て討死せば、松山は敵に乗取らるべしと云意を述けるは、當意即妙なりと、世の人口にも膾炙せり、同十二年十月より、古河公方晴氏兩上杉と同く、川越城を圍み攻し時、當城を根城とせしが、同十五年四月北條氏康後詰として出馬し、同二十日の夜軍に、上杉討貞朝定も討死し、難波田は燈明寺口の古井に陥て死し畢ぬ、此時城中に上田又次郎政廣(後號暗碑齋)が留守たりしを、北條氏の軍勢機に乗て乘取、屏和刑部少輔を城代とす、時に太田美濃守資時岩槻に在しが、政廣が足戸岩に蟄居せしを、語らひて、同年八月二日夜に乘て取返し、太田下總守廣澤尾張守を本丸に籠め、上田政廣をば二丸に置けるが、資時没て後上田北條氏へ内通せしにより、頼て屏和を大將として、再び當城を乘取、上田政廣を籠置しが、永祿四年上杉輝虎威を關左に振ひしにより、太田美濃守資正是に應じ、終に又攻取て、上杉左衛門大夫憲勝を籠置、然るに其年の冬、北國積雪の間を時として、北條武田兩旗にて出馬し、十二月十一日より明る春に至まで、取圍で攻けれども陥らず、寄手の内勝式部少輔は、資正の舊識なれば、城に入て和議を謀る、又甲州の奉行人飯富源四郎辯舌を以、利害を諭けるにぞ、三月三日和議成て、翌四日城を請取、舊主なればとて、上田又次郎を置て去る、是より小田原の抱となりて、上田氏居住す、天正十八年小田原陣の時、城主上野介朝廣は小田原へ籠城し、留守として難波田因幡守・木呂子丹波守・金子紀伊守・若林和泉守・山田伊賀守・山田市兵衛・田中傳兵衛・原藤右衛門・小倉井雅樂助・田中藤九郎・根岸長兵衛等籠りしが、寄手羽柴利家

父子大手より攻來り、上杉景勝は搦手に寄せ、毛利・小笠原・眞田・天道寺等同進て押詰、已に陥るべかりしを、城下の僧扱で降参しける、是四月十二日也、御入國の後、松平内膳正家廣に賜はりしが、慶長六年二月家廣遠州濱松へ移されてより廢城となる、土地の傳説と、諸記録に載る處とを斟酌して、記す事斯の如し、然に土人の説によれば、落城せし年代を永祿九年とも、元龜元年ともいへど、時勢を以て考るに誤なるべし、又傳ふ今も西の曲輪より、焼米多く出るは、元龜三年三月二日兵變にかゝりし時のものなりと云、又廣澤系圖に、廣澤曲輪と云名見ゆ、何れの曲輪なることをしらず、尾張守忠信が居跡なるべし

○柚澤村 柚澤村は久米田村にも云る如く、元來根小屋・土丸・流川一村の地なれば、江戸よりの行程及古への郷名庄名、郡の變革往昔の領主等都て前村に同じ、民戸五十三、相傳ふ古へ温泉ありしにより湯澤と唱へしを、後に今の字に改しと云、四境の大様東は和名村に隣り、南は比企郡柏崎村にて市ノ川を界とす、西も又同じ川を限りて、同郡松山町に隣り、北は長谷村に接せり、東西南北の町數は定かに辨じ難し、用水は流川村の大溜井及天神溜井を引用ゆ、又村内にも二ヶ所の溜井あれど、もと水利不便の地なれば、やゝもすれば早損すと云、御入國の後には御料なりしに、後佐久間不閑に賜り、寛永年中再び御料所となり、寶曆十三年武田源次郎・大島喜太郎に

賜り、今も子孫武田甚五郎・大島大和守が知行所なり、檢地は延寶六年中川八郎左衛門改む、高札場二所 一は中程、一は長にあり、

小名 八反田 永府エイフ

市ノ川 乾より南へ廻りて郡界を流る、幅七間より十三間程、

橋 市の川に架す、岩室橋と云板橋なり、長八間、當所より松山町へ通ふ橋なり、

愛宕社 龍性院持

稻荷社

天神社

八幡社

神明社 以上同寺の持なり、

龍性院 新義真言宗、御所村息障院の末、根小屋村岩室觀音の別當寺なれば、岩室山湯澤寺と號す、本尊不動、中興

開山頼山寛文二年三月化す、大日堂

庵 彌陀を安ず、息障院の會下たり、

寮 地蔵を安ず、龍性院の持、

○土丸村 土丸村も前に云如く、松山城附の地にして、正保の改までは惣名久米田村と稱せしを、後に根小屋・柚澤・流川・土丸・久米田の五村に分れしと云、江戸よりの

里程及古の郷名庄名、郡の變革往昔の領主等都て前村に同じ、民家十八、村の廣狹四隣の接界も、元一村なりしを分ちし村なれば、相混じて辨別し難し、大凡東は山を越て久米田・和名の二村に隣り、南は流川村に續き、西北は根小屋・柚澤の二村に接せり、水利不便にして早損多し、用水は流川村の大溜井を引用ゆ、御入國の後久しく御料所なりしに、寶曆十三年渡邊某に賜り、今も其子孫渡邊半兵衛知行す、檢地は延寶六年御代官中川八郎左衛門糺せり、

高札場 村の中央
小名 向山

新編武藏風土記稿卷之終

百九十七

村、西は谷口村、南は下銀谷村、北は丸貫村にて、東西も南北も凡三町許、檢地及び領主の遷替、江戸の行程等前村に異ならず、
高札場 村の中程

小名 竹ノ花 谷中町

神明社 薬師寺の預る所にし

薬師堂 浄土宗、川越蓮馨寺の末、無量山と號し、不動を本尊とす、薬師堂 腹籠に、行

置り、傳へ云、此像はもと古名村の民家の守護佛なりしが、夢の告によりて境内古杉の下に安置せり、依て古杉薬師と呼、其杉今も堂後にあり、幹の大き三圍許、樹根より一丈ほど上にて、枝十二に分れて繁茂せり、

○下銀谷村 下銀谷村も江戸よりの里數、檢地の年代領主の姓名等前に同じ、民家二十四、東は萬光寺村、南は荒子村、西は久保田村、北は即ち上村なり、東西の徑り三町、南北へは二町に過ぎず、
高札場 東の方にあり、

小名 西 東

稻荷社 村の鎮守とす、

青雲寺 新義眞言宗、御所村息障院末、本尊不動を安ず、

天王社

薬師堂持

新編武藏風土記稿卷之百九十八

横見郡之三 下吉見領

○谷口村 谷口村は江戸を距ること十三里半、農民三十戸、村の四境、東は丸貫村、西は下細谷村、南は下銀谷村、北は北下砂村、南北の徑り九町許、東西は纔二町に過ぎ、水田は吉見用水を引沃ぐ、村内に比企郡松山町より、足立郡鴻巣宿への行路かゝれり、當村正保の頃御料所にて、其後新田を開かれ、寛文十二年中川八郎左衛門糺して貢數を定む、本田の檢地も延寶六年同人糺せり、後寶曆十三年堀田相模守に賜り今に替らず、
高札場 村の中程

小名 谷中

稻荷社 村内の鎮守なり、村持

妙蓮寺 新義眞言宗、御所村息障院の末、本尊不動を安ず、

○上銀谷村 上銀谷村は昔は上下の別なかりしを、貞享二年分村せりと、民戸十七、接境の村をいはゞ東は大和田

○久保田村 附持添新田 久保田村も江戸よりの行程、及び用水領主の遷替等前村に同、古は窪田とも記せり、家數百二十、東は谷口村、南は江網村、西は久米田村、北

は下細谷村なり、村の廣さ東西南北ともに十五町程、檢地は慶長十九年伊奈半十郎改め、後又前村と全く檢地あり、村の東一里許を隔て、荒川の岸に持添の新田あり、檢地は寛文八年中川八郎左衛門糺せり、民戸二十餘、領主は本村に同じ、
高札場 二ヶ所 一は村の中央、一は南の方にたつ、

小名 宿 古此所に毎月六次の市立しが、今は七月一度、十

中ノ町

荒川 持添新田の東、足立郡の境を流る、川幅十三四間、

飯玉明神社 當村及び上下細谷、御所、中新井、谷口、和名、小新

元御所村なりしが、水災に逢て漂着せしを、取上て爰に祀とて、此地そのかみ愛宕社地なりしが、今は衰て却て末社となれり、無量寺持、末社 愛宕社

神明社 持添新田の内にあり、持上に同じ、

無量寺

新義眞言宗、御所村息障院の末、古は來迎山と云、後改て今は愛宕山壽命院と號す、慶長六年東照宮御放鷹の次渡御有し時、寺領十石を賜旨、伊奈備前守が出せし證狀あり、其後慶安元年御朱印に替給はれり、大猷院殿の御代ま

で、凡四度御放鷹の時の御休息所となりしと云、本尊不動を安ず、開山慶圓、寂年を傳へず、

阿彌陀堂 按に水谷幡龍記に、天文八年己亥、結城政勝武州大幡龍是を持せ歸る、今城の鐘是なり、鐘に武州吉見郡大串郷窪田村阿彌陀堂鐘とあり、記者おもへり、伊勢守國替の時、芳全寺にをさめて今に是ありと見ゆ、芳全寺は其所在を知らず、阿彌陀堂は則當寺の堂なるべし、

御茶屋跡 客殿の傍なり、寛文十一年に廢せりとぞ、御腰掛松 客殿の前にあり、も御成の時、御腰を掛させられしに依て名とせり、物門 一夜門と呼ぶ、御成の時俄に造立せし故、かく唱へりと、

廣樂寺 息障院門徒、本尊藥師、

旗をり塚 村の南にあり、はゞり五間四方、土人曰大串陣の時、旗を建し所にて、旗おりの唱は、旗居りなるべしと、これ旗を建しと云より起りしなるべし、

○江綱村 江綱村は江戸よりの行程、領主の遷替等前村に同じ、【小田原役帳】に松山衆知行役狩野介吉見郡大串内家綱五十貫文、卯檢地辻と載たり、されば當時大串村に屬せしことしらる、家綱と記してえつたと唱へしを、音便に依て今の文字に換しなるべし、民戸九十、東は前河内村、南は市ノ川を限て比企郡上小見野村、西は流川村、北北久保田村、東西凡十六町、南北八町許、水旱共

に患あり、用水は市ノ川の水を引沃ぐ、檢地は延寶六年中川八郎左衛門糺す、高札場 村の西に、

小名 申酒 上下 元屋敷

市ノ川 村の西南を流る、幅六間より十間に及べり、岸に添て水除の堤を設く、

慈眼寺橋 市の川に架す、長八間の石橋なり、其名の起は比企郡古水村に辨ず、當村と古水村の持なり、

元巢明神社 村の鎮守なり、祭神詳ならず、當社の名辰の訓に近きとて、嫁娶のときは社前を避忌と云、

天神社

稻荷社 二字

淺間社 以上寶性寺の持

寶性寺 新義眞言宗、御所村息障院末、賴綱山觀秀院と號す、本尊不動、當寺は三河守賴綱と云人、永長年中開基せりと云相傳ふ、古へ荒川の流、當村の北に係りしが、賴綱或

夜水邊にて、觀音像を水中より感得し、頓て當寺を造て安ぜしと云、今其像 觀音堂 前に云る觀は境内に置り、

藥師堂 寶性寺

○前河内村 前河内村も江戸よりの行程、檢地の年代用水等は前村に同じ、民戸六十七、東は大串村、南は市ノ川を隔て比企郡上小見野村、西より北は江綱・久保田の二村なり、東西三町、南北十町餘、領主の遷替も大抵前村

に同じ、されど堀田相模守に賜りしは明和二年なり、又荒川の岸に新田あり、其地は寛文十二年中川八郎左衛門改て高給となれり、

高札場 村の中程にあり、

小名 馬場

市ノ川 南を流る、川幅十間、此川に長十間の石橋を架す、當村及上小見野村の持なり、岸に添て堤あり、荒川の水

除堤に續けり、

山王社 村の鎮守なり、最勝寺持、

最勝寺 新義眞言宗、御所村息障院末、湯養山法養院と號す、不動を本尊とす、開山は芳光坊とのみ傳へり、

藥師堂

彌陀堂 最勝寺の持

○大串村 大串村は江戸より十二里餘の行程なり、東は荒子村、南は市ノ川を隔て、比企郡上下小見野の二村に境ひ、西は本郡前河内・江綱の二村、北は下銀谷村に接す、民戸百五十、東西の徑り一里餘、南北二十町に餘る、用水は江綱村の地内より市ノ川の水を引て耕植す、此所に大串次郎重親と云人の居跡あり、是【東鑑】奥州征伐に従し、大串小次郎等が子孫などにや、又【小田原所領役帳】に中條出羽守八貫四百文大串内北分、太田豊後守九

十五貫文吉見郡大串の内乙卯檢地と載たり、御打入の時より御料所となりしが、文化九年村内を裂て秋山駒之助・坪内源五郎等に賜り、尙殘れる地は御料及び村内毘沙門堂領觀音寺領交れり、檢地は延寶六年中川八郎左衛門糺せり、また村南荒川の外に寛文十二年同人檢地して、高入となりし僅の新田あり、

高札場 三ヶ所

小名 應生寺 光樂寺通 宿通 登戸 上宿 下宿

市ノ川 村の南を流る、川幅十間程、此川に橋を架せり、これを歩行橋と號す、

氷川社 村の鎮守なり、

稻荷社 赤城明神社 以上三社觀音寺の持、

諏訪社 比企郡松山町觀音寺の持、

天神社 二字 一は村内觀音寺、一は松山町觀音寺の持、

觀音寺 新義眞言宗、御所村息障院末、大串山寶珠院と號す、慶安元年八月寺領十石を賜ふ本尊不動を安ず、開山源

教寂年を傳へず、境内に 觀音堂 神明水天愛宕合祀社

建長七年の古碑あり、

吉祥寺 同末、河邊山と號す、藥師堂

毘沙門堂 本山修驗、松山町觀音寺の持、本尊は行基の作、長三尺許の立像なり、相傳ふ當寺は大串次郎重親創立とす、毘沙門は則其守本尊なりとぞ、當寺は七堂伽藍備り、別當を大串山知足院隆福寺と號せしが、天文年中松山戦争の時兵火にあひ、後今の如く堂舎を營み、慶安元年堂領八石六斗を附せらる、村内字寺家通り應生寺、光樂寺通など唱るは、皆隆福寺坊中の名残りなりと云、

大串次郎重親墓

堂の背後に在、五輪の石塔にして、面に永重親が法諡なりと云、大串は武藏七黨の内横山黨にて、祖先は小野篁の後胤、横山大夫義高の苗裔、由木六郎保經の二子を大串次郎孝保と號す、是大串の祖にして、其子大串次郎重親又重親と號せし由、彼系譜に見ゆ、又「東鑑」文治五年八月十日、錦戸太郎國衡討死の條に、重忠門客大串次郎相達國衡、國衡所駕之馬者、奥州第一駿馬、號高橋黒也、大肥滿國衡駕之、毎日必三箇度雖馳登平泉高山、不降汗之馬也、而國衡怖義盛之二箭、驚重忠之大軍、閣道路打入深田之間、雖加數度鞭、馬敢不能上陸、大串等於本、得理梟首大進也云々と見ゆ、此餘「平家物語」及び「源平盛衰記」宇治川合戦の條に、重忠に扶けられて重親が川を渡せしことを載たり、重親は畠山重忠が烏帽子子にして、屢戦功もありしとぞざるを、今此墓に永和二年とあれど、重親が錦戸太郎國衡を討しは、文治五年にして、其年代百八十餘年を隔たり、されば爰に記せる沙彌隆保は大串氏の人にて、重親が子孫などなるをたましく著名たるによりて、重親が墓といひならはせしか、大串次郎重親陣屋跡 村の東にあり、少しく高き所にして、今

萬光寺村

萬光寺村は江戸よりの行程、檢地の年代前

村に同じ往昔當村に萬光寺と云寺ありし故に村名起れりと云、されど村名正保の改には見へず、元祿の改に初て載す、夫より前は他村に屬せしなるべし、民戸二十一、東より南へ懸て荒子村、南より西へ廻ては下銀谷村に隣る、乾の方は上銀谷村、北は大和田村、良は蚊斗谷村に接せり、東西の徑り四町、南北二町程、吉見用水を引て耕植し、また天水を湛て助水とす、元は御料所なりしが、寶曆十四年今の地頭鈴木頼母が祖に賜れり、此餘蚊斗谷村を越て僅の新田あり、爰は寛文十二年中川八郎左衛門檢地して本田の高に入れり、

高札場村の中程

小名 墓ノ前など掘出せしことありと云、やな房 北紺屋 柳田 三段田

氷川社

村の鎮守なり、神體は丸き青石にて圓徑一尺許、面に永和六年二月廿八日凌佛建之の數字を彫れり、古き勸請なること知べし、土人の語に今田中村の高負比古神社、御所村の横見神社と當社とを合せて、横見郡三社と唱ふと、されど彼二社はともに式内の神社にして、當社は永仁六年勸請といふ、其年代遙に下りたれば、並べ稱すべき社にはあらざるべし、

稻荷社二字

神明社以上四社萬藏寺持

萬藏寺

新義眞言宗、御所村息障院末、雨寶山と號す、本尊地藏を安ず、中興俊儀寶永四年十一月廿六日寂す、

○荒子村 荒子村も江戸よりの行程前村に同じ、こゝは村民良助が先祖茂兵衛といへるもの、慶長年中開發す、同十九年伊奈半十郎檢地して、茂兵衛新田と呼ぶ、既に正保改の圖にも茂兵衛新田と載す、寛文の頃より今の名に改めしと云、家數七十餘、東は飯島新田、南より西へ廻ては大串村、北は下銀谷・萬光寺の二村なり、東西十二三町、南北八九町、また東の方飯島新田を越て荒川の傍に飛地あり、本村及飛地ともに水溢の患あり、檢地の年代用水等前村に同じ、こゝも元來御料所なりしが、文化十年村内を裂て坪内源五郎に賜てより、今は御料私領入會へり、

高札場村の中程

小名 本村 新田 かん丸

新市ノ川 村の坤を流る幅五間、

堤 村の南にあり、荒川の水除堤たり、寛永年中築しと云、

青蓮寺

新義眞言宗、御所村息障院末、古は纒の庵室にて、慶長十九年の水帳に、春雪坊と載し是なり、其後俊譽といへる僧、寛永年中一寺とせしと云、本尊不動を安ぜり、

善長寺 同末八幡山と號、地藏堂

○飯島新田 飯島新田は飯島惣左衛門と云者、開墾せし所なれば直に村名とせり、この惣左衛門が事詳ならず、當村元祿の改に初て記したれば、開發の年代も推て知らる、民戸五十三、東は大和屋新田、南は古市ノ川を限て比企郷松永村、西は郡内荒子村、北は蚊斗谷村なり、東西六町、南北三町許、吉見用水の末流を引て水田を耕植すれど水損の地なり、開發以來御料所なり、江戸への里數前村に同じ、

高札場村の中程

小名 堤根 六町 中山

古市ノ川

村の南にあり、川幅十五間、

稻荷社

村の鎮守なり、成就院の持、

成就院

當山派修驗、一ツ木村龍海寺の配下なり、本尊不動、

靈照庵 彌陀を安ず、御所

○江川新田 江川新田も江戸への行程前村に同じ、當村より以下蓮沼新田に至る迄の、六村を合せて六ヶ新田と唱へ、公務以下すべて一村の如し、固より荒川にそひし空閑の地を次第に開きしなれば、地形入會田地相交錯せる故、各村を以て廣狹及四隣の村々等は辨じ難し、故に姑この六村を合てこゝに辨ず、其地形は扇の如くにして、

廣き所にては東西の徑り凡七町餘、南北の廣は大抵十町許に及び、東は總て荒川に傍て、對岸は足立郡原馬室・高尾の二村、及び荒井・下石戸・上石戸宿・高尾等の五村入會る流作場に界へり、北は大和田村の新田、西は蚊斗谷・中新井・大和田・久保田・萬光寺等の新田地に續き、南は大串村の新田、及び前にいへる如く、五村入會の流作場にも隣り、當村は大里郡江川村の民、新兵衛といへるが開墾せし地なれば、江川と號すと云、新兵衛が子孫は勇藏とて江川村に住す、開墾の年代は詳ならざれど、寛文十二年中川八郎左衛門檢地せしと云は、其以前の開發なるべし、村内なべて陸田のみにて、民戸二十六、墾闢以來御料所なり、

小名 稻荷木 元小屋 寺家屋 川崎

荒川 村の東の方郡界を流る、川幅三十間許、

稻荷社 村の鎮守なり、村民持、下同じ、

藥師堂

○大和屋新田 大和屋新田は、大和屋助左衛門といへる町人開墾す、この助左衛門は今子孫なし、其開きし年代は前村と同時なるべし、民戸二十四、皆畑の地にして、江戸への里數、檢地の年代及び開墾このかた御料所たること、すべて前に同じ、

小名 西谷 中山 川崎 本村

荒川 村の東にあり、

太神宮 村内の鎮守なり、村民持、

安養寺 新義眞言宗、御所村息障院の門徒なり、本尊觀音を安ず、地藏堂

○荒井新田 荒井新田は足立郡荒井村の民開墾して、今も同村の持とせり、當所は元祿のものに、新井新田と載たれど、いつの頃か今の字に改む、家數七、此地も皆畑にて、江戸への里數御料所、及び開きし年代檢地等、すべて前に同じ、

小名 川崎 寺家屋 高尾河岸上

荒川 村の東界を流る、川幅三十間許、

古市ノ川 村の南を流る、川幅八間、當所にて荒川に合す、

○高尾新田 高尾新田は足立郡高尾村の民善次郎が祖先、荒井門太郎と云者開きし所にて、今も同所里正の持なり、民戸十九、農間には荒川の水にて木綿を晒をもて業とす、水損の地にて、江戸への里數檢地、及御料所たることすべて前に同じ、

小名 沖ノ谷 河岸上 寺家屋 荒井河岸上

荒川 東の郡界を流る、川幅三十間、

○須野子新田 須野子新田も皆畑の地にて水損あり、家

數十三、御料所にて、江戸への里數檢地等すべて前に同じ、

小名 寺家屋 宮ノ上

荒川 東の郡界を流る、川幅三十間許、

太神宮八幡諏訪合社 當所の鎮守とす、村民持、

壽光院 新義眞言宗、豊嶋郡上中里、村城官寺門徒、本尊不動、地藏堂

○蓮沼新田 蓮沼新田は里正政次郎が祖先、蓮沼徳兵衛といへるもの開墾して新田とす、民戸十、皆畑にて水損の地なり、當村開墾以來御料所なりしが、享和元年村内を裂て松平大和守に賜る、檢地の年代等及び江戸よりの里數、すべて前村に同じ、

荒川 村の東を流る、川幅三十間許、

聖天社 村の鎮守なり、村民の持、

○須戸野谷新田 須戸野谷新田は江戸よりの行程十二里餘、民戸十六、當所は東照宮御鹿狩ありし地にして、其時鴻巣驛より荒川へ船橋を渡せし故、この地を鴻巣驛の傳馬役地に賜はりしより、今に至まで鴻巣宿の持なり、後に原野を開墾して陸田とす、村の四境、東は荒川を隔て、足立郡瀧馬室・糠田の二村に界ひ、南は當郡の北下砂新田、北は今泉新田・上細谷新田、西は上細谷新田、及

び一ツ木新田・丸貫新田・下砂新田・古名新田等の數村なり、村の廣さ東西八町許、南北二十町餘、水損の地なり、又村内鴻巣驛より松山への往還あり、當村開闢より以來御料所にして今に替らず、檢地は享保十二年寛播磨守紀せり、

小名 立野 谷通

荒川 村の東を流る、川幅五十間、

神明社 村の西の方にあり、村民の持、相傳ふ此地もと東照宮とも存せしが、今は廢して園のみ、九尺許の柳の古樹あるのみ、

稻荷社 當社及び神明社を村の鎮守とす、村民持、

○蚊斗谷村 蚊斗谷村は江戸より行程十三里、民戸十四、當村もとは蒲多き原野なりしを、刈取て開墾せし故、村名を蒲刈谷と號す、後今の文字に書改めし年代を知らず、村名正保の改には載せず、元祿に至て初て見えたり、隣村東は大和田村の新田、南は荒子村、西より北へ廻りては大和田村、東西三町、南北八町、水損の地にして、吉見用水を引沃げり、開闢以來御料所なりしが、寶曆十三年堀田相模守に賜り、子孫相續て今も替らず、檢地は延寶六年中川八郎左衛門紀せり、又村の東に續き堤外に新田あり、寛文八年中川八郎左衛門檢地す、本田と同じく

相模守が領地に屬す、
高札場 村の中程

小名 ぜうきう 玉りん し、堀

大圍堤 荒川水除の爲に設く、北より東へかゝる、元和年中伊奈備前守が新に築し所なり、高一丈餘、

大行院 當山修験、一ツ木村龍海寺配下、本尊不動を安ぜり、庵 彌陀を安ず、庵村民持、

○大和田村 大和田村は江戸より十三里半、比企郡岩殿村農家に傳ふる永享十年鎌倉管領家より、鍛冶守吉へ吉見郡大和田村を賜ふ由の文書あり、隣村東は荒川を界として、足立郡原馬室村、及郡内蚊斗谷村、南は萬光寺村、西は上銀谷村、北は古名村、東西南北ともに六町、吉見用水を引て耕植す、年久しく御料所なり、文化八年贅善十郎に村内を裂て賜り、其餘は今も御料所なり、檢地は延寶六年中川八郎左衛門改む、又東の方堤外に新田地あり、寛文十二年是も八郎左衛門檢地して高入とす、高札場 村の中に

小名 堤根 常光坊 般若

荒川 東の郡界を流る、幅は十

七間より二十間に至る、堤 荒川の水除堤なり、高一丈餘、大圍堤と云、

郡瀧馬室村、南は大和田村、西は谷口村、北は丸貫村、東西十三町、南北六町、古より御料所なり、檢地は前村に同じ、荒川堤外の新田も前村と同時に檢地ありて、本村の高入となれり、高札場 村の北の方

小名 本村方 新田方 埋町 西谷町

荒川 村の東を流る、幅四十間、舟渡

氷川社 村の鎮守なり、妙音寺持、

神明社 一ツ木村長 泉寺持、

荒神社 持、

妙音寺 新義眞言宗、今泉村金剛院の門徒なり、本尊正觀音を安ず、

彌陀堂 持、

○丸貫村 丸貫村は江戸よりの行程前村に同じ、もと下砂村より別しことは已に古名村に辨ぜり、民家五十、東は古名村、南は上銀谷村、西は谷口村、北は北下砂村なり、東西五六町、南北十三町、水損の地なり、吉見用水を引用ゆ、古は御料所なりしが、寶曆十三年堀田相模守に賜てより世々領す、檢地は前村に同じ、又荒川堤の外に新田あり、高入となりしは前村に同じ、巽の方荒川の

稻荷雷電合社 小名堤根の鎮守なり、蚊斗谷村の界にあり、彼村大行院持、彼村民等も産神とす、

稻荷社 村の總鎮守なり、大輪寺持、

淺間社 同

大輪寺 新義眞言宗、御所村息障院の門徒なり、本尊は不動を安ず、名主惣左衛門が先祖、小澤惣左衛門道繁開基す、

○古名村 古名村は江戸より十三里餘、村の沿革を尋るに正保の國圖に下砂村あり、元祿改定の圖に下砂・北下砂の二村あり、又古名・丸貫の二村を載せて、下砂村之内と記し、同郷帳には下砂村・北下砂村の二村のみを出したり、然れば古名・丸貫の二村は、全く下砂に隸するものにして、別に村落をなしたるにはあらじ、其後何の年にや、下砂村の地を二分して、當村丸貫の二村に配當し、改て各村に立しより今は別に下砂村なし、【小田原役帳】松山衆知行の内に、狩野介二十貫文吉見郡下須奈卯檢見辻とのす、是下砂村なるべし、按に元祿以前分村せざる間は、古名・丸貫の地名は下砂村の小名なりしを、後に各一村となりしかば、下砂の名亡びしなるべし、又當村古は横見村と號せしが、洪水にかゝり一旦退轉せしを、丸貫村より來て再び開墾し、村名を古名と改むと云説あれど、今土人は傳へず、家數五十、東は荒川を限り、對岸は足立

邊に飛地あり、戸數四、

高札場 村の南に

小名 丸貫 橋場 古名 上手 七軒

堤 荒川は村内に通ぜざれど、その水除に設く、東より良の方へかゝれり、高一丈三尺、大圍堤と呼ぶ、

稻荷社 名主廣助が持、廣助秋庭氏なり、故に秋庭稻荷と唱ふ、

荒神社 西蓮寺持、

第六天社 同

西蓮寺 新義眞言宗、今泉村金剛院の末、雨龍山と號す、本尊三尊彌陀を安ず、熊野社 村の鎮

觀音堂 西蓮寺持、

○北下砂村 附持添新田 北下砂村は元は下砂村とのみ唱へしが、後年二村に分れし時、當村北に在をもて北の字を冠すと云、按に正保の國圖には、下砂村一村を載せ、元祿改定の圖には、下砂村・北下砂村と並べ出したれば、分村せし年代も大抵推してしらる、江戸より行程十二里、戸數三十、内二ヶ所の新田にあるもの各一、東は古名新田・須田野谷新田・今泉請負新田・中新井新田・丸貫新田等の地に接し、南は古名・丸貫・谷口の三村に界ひ、西は中新井村、北は今泉村、又三十町を隔て荒川の傍に飛地あり、

古名新田・須戸野谷新田の間に在て、足立郡瀧馬室村の渡に添へり、又本村の東堤を越て新田あり、是は地續なり、前の飛地と共に二ヶ所を當村の持添とす、御打入の後より御料所にて、後に近郷と同く堀田相模守が領分となる、延寶六年中川八郎左衛門本田を檢せり、再びの改なるべし、是より先寛文十二年新田を改しと云、吉見用水組合十九ヶ村の一なり、水旱ともに患ふと云、高札場村の中程

小名 鳥居さき 大根町 薬師山
堤 村の東にあり、荒川の大圍堤なり、

水川社 村の鎮守なり、龍淵寺持、

龍淵寺

新義眞言宗、今泉村金剛院末、氷川山と號す、本尊不動を安ず、開基關根兵部左衛門は村民なり、慶長二年死す村内に一族八人あり、地藏堂 祖先は松山の土なりと云、

地藏堂 飛地の新田にあ

○中新井村 中新井村も地勢すべて前村に同じ、江戸より十三里餘、家數五十、東は北下砂村、南は前河内村、西は御所村、北は今泉村、坤は下細谷村、乾は小新井村、東西十一町、南北七町、御打入の後より久しく御料に屬す、寶曆三年地を裂て高島近江守に給ひ、尙殘る地は享

保六年芝山小兵衛に賜ふ、今其子孫高島主水・芝山小兵衛二人知行す、此外足立郡川田口村諏訪社領三石、同村泉福寺領五石、畔吉村徳星寺領三石、是は寛文五年替地として給ふと云、檢地は慶長年中伊奈備前守糺せり、其後延寶六年中川八郎左衛門再び檢すと云、又僅の新田は荒川の邊六ヶ新田に傍り、爰も寛文十二年同人糺して高入となれり、高島主水知行之内なり、

高札場二ヶ所 一は中程にあり、一は良にあり、

小名 陣願木 林の東にて三圍許の大榎あり、今朽枯せり、古戦争の時馬を繋し木なりとて、土人敬して手をも觸ず、

大根下 焼天神

熊野社 村の鎮守なり、

神明社 以上蓮華寺持、

天神社 薬王寺持、

薬王寺 法教山と號す不動を本尊とす、薬師堂

蓮華寺 本尊は不動なり、地藏堂

隆源寺 竹林山と號す、本尊不動、以上の三ヶ寺、新義眞言宗、御所村息障院の末なり、

大日堂 村民の持、 辨天社

○小新井村 小新井村は元上細谷村の内より分村すと



云、村名正保の改には見えず、程なく分ちしと見えて、元祿の國圖及郷帳に始て見えたり、江戸より十四里、戸數二十、四隣東は今泉村、南は中新井村、西は上細谷村、北は本澤村、坤は御所村、東西二町、南北四町許、當所も御料所なりしが、寶曆十三年堀田相模守に賜しより子孫今に知行す、檢地は延寶六年中川八郎左衛門改む、又新田は東の方一里許荒川の邊にあり、民戸はなし、爰も寛文八年同人檢して高入となれり、水利等前村に同じ、高札場 中程にあり、

小名 前方 後方

能野社 村の鎮守なり、相傳寺持、

相傳寺 新義眞言宗、今泉村金剛院門徒、不動を本尊とす、村内名主喜右衛門の先祖開基すと云、 觀音堂

○今泉村 今泉村は江戸より十三里、相傳ふ名主與五七が先祖、新井小五郎入道善光、元松山の城主上田氏に仕ふ、落城の後爰に來て開墾すと云、今村内を私に二分して、仲右衛門組・源右衛門組と唱ふ、民戸八十五、四隣東は須戸野谷新田、南は北下砂村、西は中新井村及び小新井村、北は地頭方村、東西十一町餘、南北五町、屢水損あり、吉見用水を引用ゆ、村内に松山より鴻巣への往還繋る、當村古は松山城附の地なりしが、御入國の後河越

領となり、慶長年中は酒井讃岐守領す、同き十七年の頃より再び御料所となりしが、寶曆十三年堀田相模守に賜はり今に替らず、檢地は慶長十九年伊奈備前守が糺せし後、延寶六年中川八郎左衛門改む、又東の方堤外に新田あり、寛文十一年中川八郎左衛門檢地して、本村の高に入る、是も寶曆の度に堀田相模守に賜ふ、民戸五、此所に住す、

高札場二ヶ所 一は東、一は南にあり、

小名 西組 東組 かね塚 田中 三寶堂 此所に小堤 村の東にあり、荒川の水除に設く、高一丈二尺、大圍堤と唱ふ、

水川社 村の鎮守なり、遍照寺持、

辨天社 東光寺持、

稻荷社 南學院持、

八王子社 長福寺持、

金剛院 今泉山萬福寺と號す、新義眞言宗、御所村息障院の末、慶安元年寺領十石を賜はる、今末寺三十に至る、開山良怪寂年を傳へず、法流開山珍範は、山門 樓上に鐘をかく、文祿四年示寂す、本尊不動を安ず、 後破れて承應三年再鑄せり、

遍照寺 金剛院の門徒なり、氷川山と號す、開山榮元和年中
の草創、寛永十三年三月廿一日化す、されど慶長十九年
の水帳に、當寺の除地を載たれば、是より先既に創
建せしを、榮元中興せしなる歟、本尊は不動なり、觀音堂
長福寺 是も金剛院門徒、八玉山と號す、本尊不動を安ず、當
寺は天和・貞享の頃、法印秀雅起立すと云、是も慶長
十九年の水帳に除地あれば、
秀雅は中興の僧なるべし、

東光寺 天台宗行人派、江戸普門院末、開山月譽寬
永二年湯殿山寶善院より來り住すと云、

南學院 百姓を兼し修験に
て、本山もなし、

○今泉村請負山新田 今泉村請負山新田は今泉村の地先
にあり、檢地は寛文十二年御代官中川八郎左衛門糺せり、
元祿年中より上細谷村名主忠三郎・本澤村名主直右衛門
二人が持となり、今此二人が子孫進退す、されど民家な
く、皆他所より來り耕す、當村の名元祿の改には見えず、
恐らくはもと今泉村の請負新田なるを、後別に村名をな
したるならん、今堀田相模守が領地に屬す、

○一ツ木村 附持添新田 一ツ木村は江戸より行程十三里、
民戸五十六、四隣東は荒川を隔て、足立郡小谷・糠田の二
村に隣り、南西北は當郡地頭方村に包まる、東西三町餘、
南北七町程、水旱の患あり、五ヶ村用水を引用ゆ、當村
元は足立郡箕田郷に屬せり、寛永十一年伊奈備前守が荒

荒川大圍堤 村北新田界にあ
り、高一丈餘、

氷川社 村の鎮守なり、
龍海寺持、

荒神社 是も鎮守なり、
長泉寺持、

稻荷社 同寺
持、

長泉寺 新義眞言宗、御所村息障院末、萬治年中起立の寺なり、
開山を榮嚴と云、開基は村民作兵衛徳太郎等が先祖の
由本尊不動、彌陀堂
を安ず、

龍海寺 醍醐三寶院末、當山派の觸頭なり、氷川山文
珠院と號す、本尊不動、開山を東光坊と云、

大日堂 新田の地にあ
り、村民持、

舊家者徳太郎 當村草創の民なり、先祖勘解由良房は、武田
家人原隼人正が子孫なり、甲州没落の後、久
しく當郡松山に住す、文祿年中當所に土着して、民家に入る、
其後良房慶長六年七十一歳にして卒す、其子右馬祐良清は、
寛永十六年六十五歳にして卒す、墳墓龍ヶ谷にあり、此正統
は則徳太郎なり、良清が次男原五郎兵衛良親が子孫は、今名
主作兵衛
是なり、

褒善者清八 一ツ木新田の民なり、母に仕へて孝あり、より、
て寛政三年母へ月俸一口、清八へ銀七枚を賜ふ

○地頭方村 地頭方村は江戸よりの行程前村に同じ、民
戸七十、隣村東は一ツ木村、南は今泉村、西は本澤村、北
は上砂村、良の方は荒川を隔て足立郡小谷村なり、東西

川を掘替へ、堤を築し時より、當郡へ入しとも云、往昔
の領主を傳へず、御入國の後御料所なりしに、元文中
興津某に賜り、今子孫隼人知行す、檢地は伊奈備前守糺
す、其後延寶四年中川八郎左衛門改む、又當村の飛地あ
り、古名・大和田・下砂・今泉四村の傍に接す、又持添の新
田あり、一ツ木新田と唱ふ、其地は東の方堤外にあり、
寛文十二年中川八郎左衛門檢地す、民戸十、是は今も御
料所なり、

高札場 村の中程
にあり、

小名 西ノ堂 鍛冶屋敷 本村 新田 陳がん木 能
圓寺 新田の字なり、
寺跡なりと云、

荒川 一ツ木新田の東北を流る、幅
三十間、河原の所もあり、

古荒川 一ツ木新田の内に入り、底に土泥ありて沼の如し、是
の命あり、忍領小谷村の地川鋪に入りしかば、彼代として一
ツ木新田の内、畑十一町八反三歩餘、忍領小谷村へ屬し、當
村は代地として、地頭方・上細谷・今泉・下砂・古名・本澤六ヶ村
新田の内を賜り、并に土置場古河跡地に添賜りて、巳年よ
り見取永を上納せしと云、古川鋪見取場は、延寶四年
菅沼久次郎檢地す、是より一ツ木新田の内となれり、

梶箱沼 村の中程にあり、或は宮川とも云、昔此沼に怪異あり、
農家に來客多き時、沼中へ書を投て請求れば、梶具用
に隨て辨すと云、故に沼に名く
とぞ、長三百三十間幅四十間、

二町餘、南北五町許、水損多し、水田は吉見用水を漑ぐ、
御打入の時より御料所なりしが、地を分て寶曆十四年鈴
木某に賜り、又明和年中殘る御料の内を分ちて土屋長三
郎に賜ひ、其餘も亦文化九年淺井道之丞に賜り、今鈴木
頼母・土屋筑後守・淺井道之丞等が采邑、及御料も糺に殘
れり、檢地は慶長年中伊奈備前守、延寶六年御代官中川
八郎左衛門、又村の長に續て新田あり、其地も寛文八年
中川八郎左衛門檢地して、本村高入となる、

高札場 四ヶ所

小名 矢島 五反田 元屋敷 をぎ田 甚内町

荒川 良の方にかゝれり、川幅二十間、船二艘を置て往復に便
す、是を五反田渡と云、川を渡らば足立郡小谷村に至る、
堤 荒川の大圍堤と云、村の良の方本田
と新田との界にあり、高一丈五尺、

天神社 村の鎮守、法永寺の司る所
なり、下三社共に同持、

通殿社

稻荷社

社口社

法永寺 新義眞言宗、今泉村金
剛院の末、本尊不動、 阿彌陀堂

十王堂 法泉寺の預
る所なり、

○本澤村 本澤村は江戸よりの行程十三里餘、用水前村

に同じ、民家三十、東は地頭方村、西は松崎村、南は小
新井村、北は上砂村、東西八町、南北は少しく狭し、本
田の檢地前村と同じ、新田の方は寛文十二年中川八郎左
衛門が糺す所なり、古より御料所にして、寶曆四年共に
渡邊某に賜り、今子孫半兵衛が知行所なり、

高札場南の方にあり

小名 新田 かぬま

熊野社 村の鎮守とす、別當を南光院と云、當山修驗、一ツ木
村龍海寺の配下、正當山と號し、本尊不動を安ず、

稻荷社村民の持

玄長庵 新義眞言宗、今泉村金剛院門
徒、十一面觀音を本尊とす、

○上砂村 上砂村は、江戸よりの行程十四里、【小田原役
帳】に松山衆知行役狩野介卅七貫文吉見郡上須奈乙卯檢
見辻と載たり、民戸七十六、東は地頭方・本澤の二村に
て、南は松崎村、西は中曾根村、足立郡大蘆村にて荒川
を界とす、東西十二町餘、南北十七町餘、其餘北の方に
新田あり、檢地用水は新田共に前村に同じ、昔より今に
至るまで御料所なり、

高札場村の中程にあり

小名 本田 新田

荒川 村の北を流る、川幅二十間餘、岸
に添て堤あり、高さ一丈二尺、

氷川社二字 村の鎮守なり、觀音寺持

觀音寺 新義眞言宗、今泉村金剛院の末、青蓮山と號す、本尊不
動を安ず、開山僧重榮は寛永廿一年八月十五日寂す、

觀音堂

常光寺 同宗、御所村息障院門
徒、是も本尊は不動、

地藏堂

新編武藏風土記稿卷之百九十八 之終

新編武藏風土記稿卷之百九十九

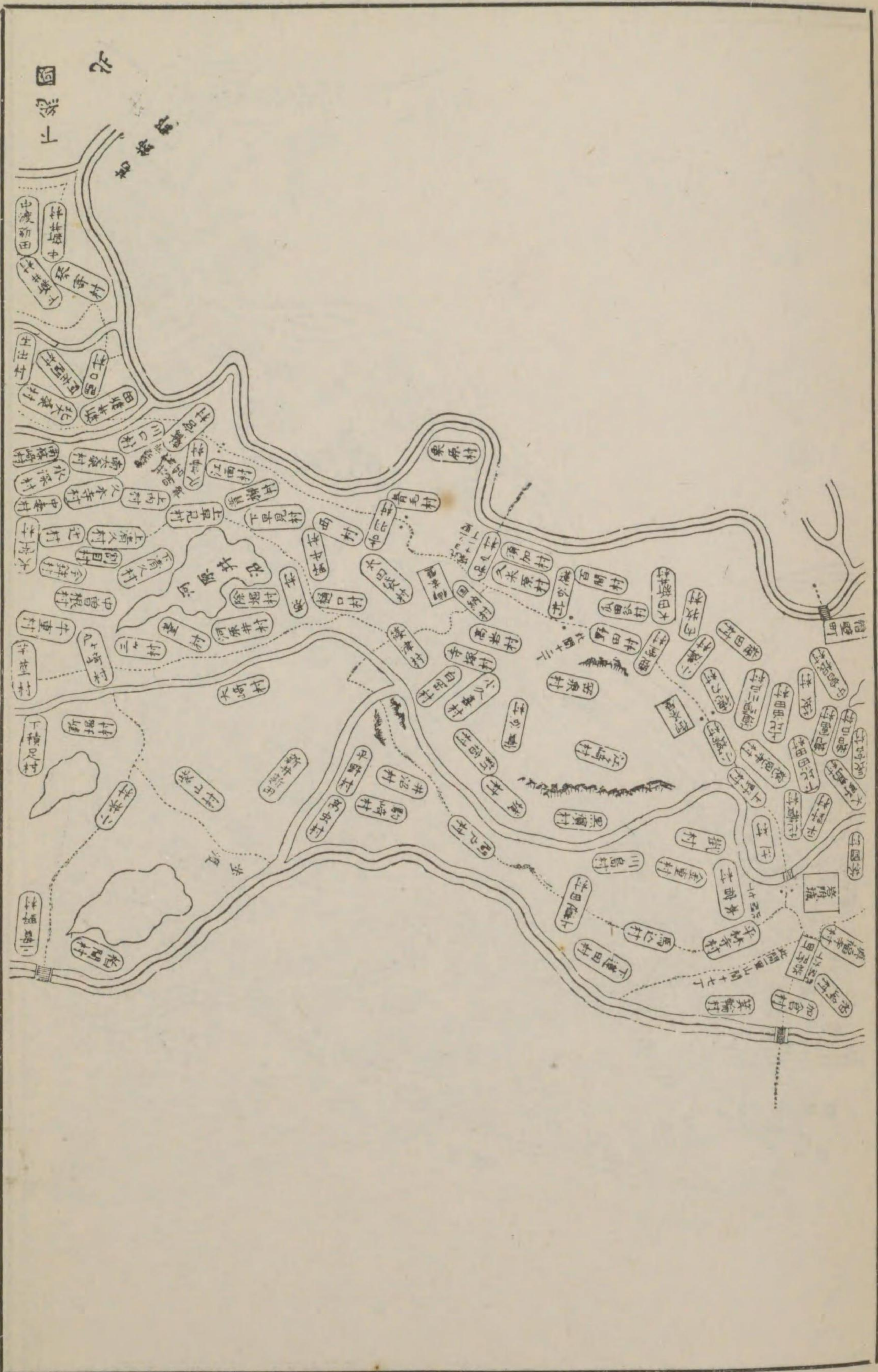
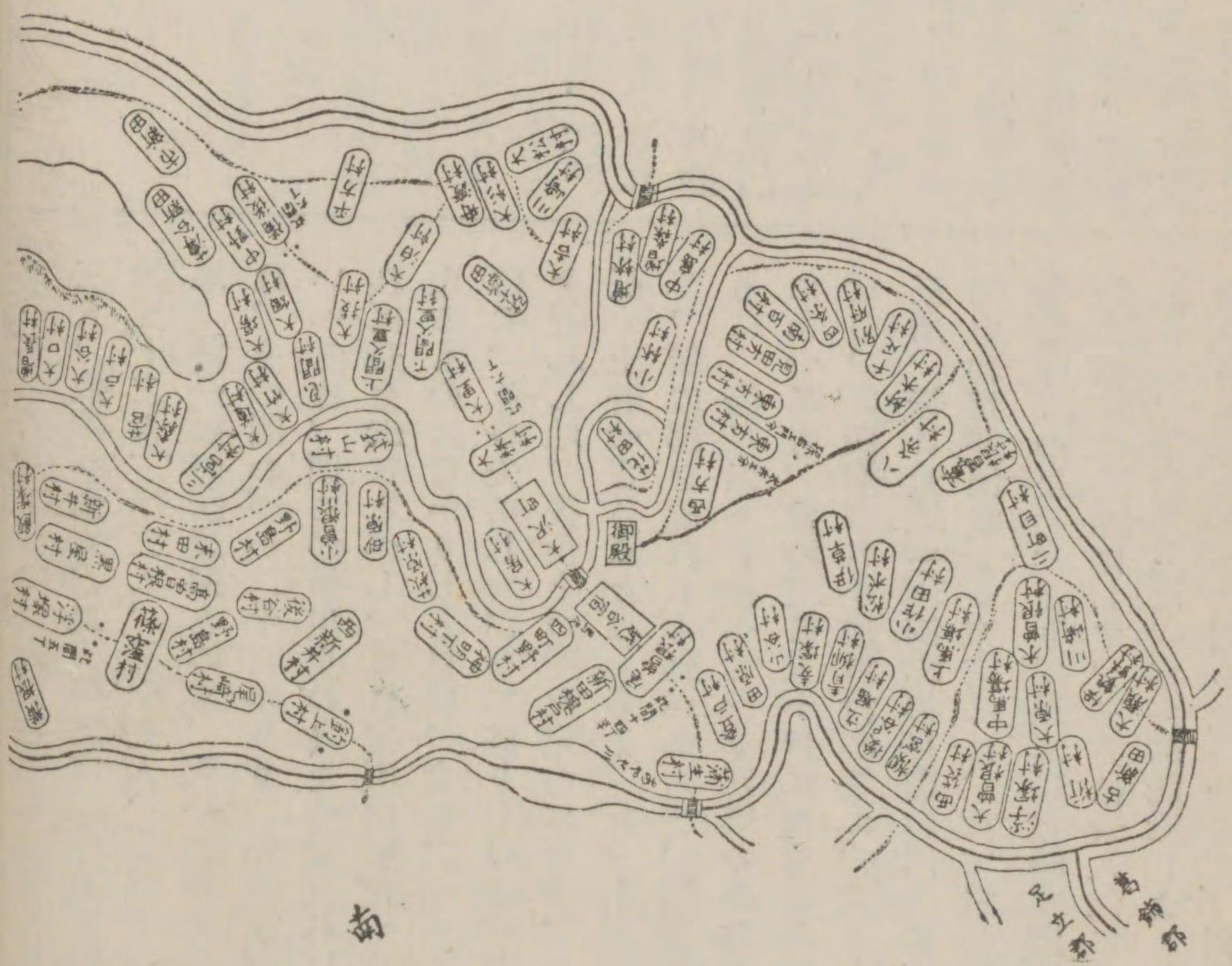
埼玉郡之一

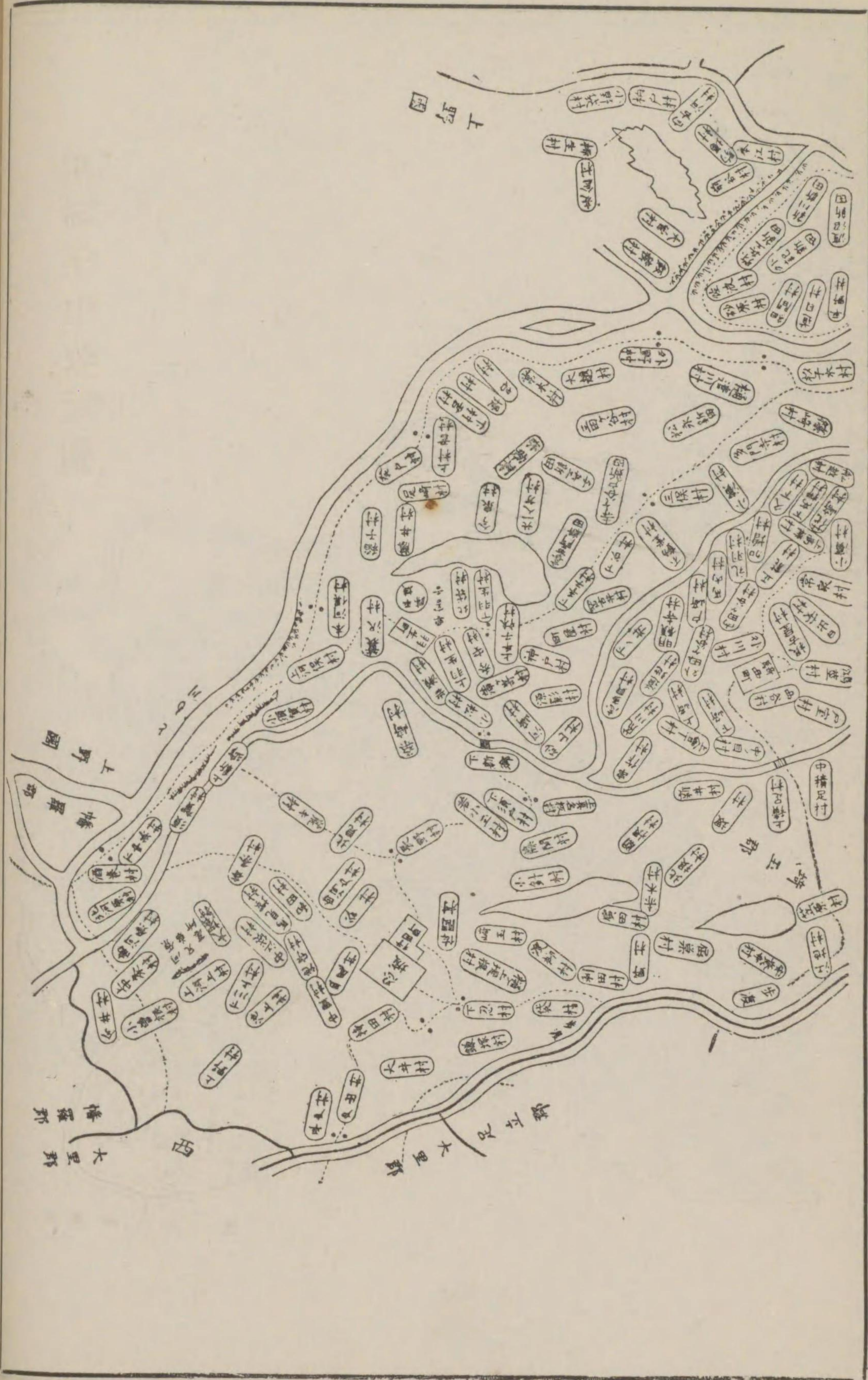
郡圖 總説

埼玉郡は國の東北上野・下野・下總の三國に隣れり、江戸
より北の方にて、郡中岩槻城まで九里の行程なり、され
ど郡の地域多くは、足立郡淵江領の東へ出たれば、其邊
にては江戸より三里に及ばざるところもあり、【和名抄】
郡名の下に、埼玉を訓して佐伊太末と註す、其名の起る
所以は郷名の下にも埼玉あれば、これ郡の本郷なるべし、
其地は今なを埼玉村といへり、【萬葉集】の歌にはさきた
まと讀たれど、後世はさいたまと唱へり、當郡の關けし
年代は知べからざれど、【安閑紀】に武藏國造笠原直使主
とあるは、本郡笠原村に住せし人ならんといへば、郡も
おのづから古く關けたることは論なかるべし、【萬葉集】
の作者に、埼玉郡上町藤原部等母麻呂あり、【續紀】に、

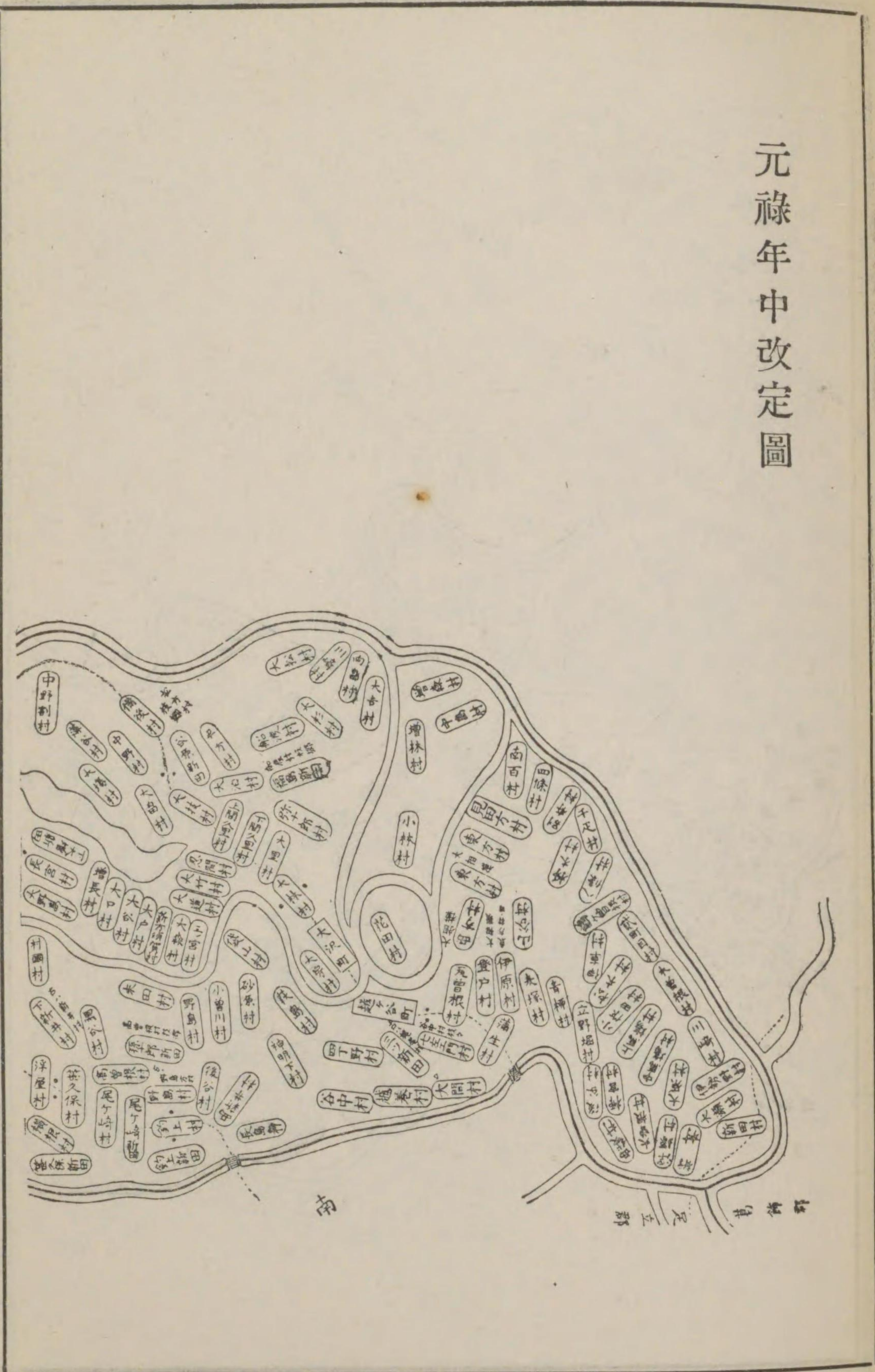
天平五年六月丁酉、武藏國埼玉郡新羅人德師等男女五十
三人、依請爲金姓、又天平寶字二年八月癸亥、歸化新羅
僧三十二人、尼二人、男十九人、女二十一人移武藏國閑
地、於是始置新羅郡とす、天平五年より天平寶字二年
は、その間わづか二十六年なり、かの新羅人五十三人と
いへるは、則この僧尼男の數を合せ見れば、五十三人な
れば是を云なるべし、されば直に新羅へうつりて、此に
止るものはなかりしと見ゆ、女の二十一人は彼が妻など
にて、その夫にしたがひて移りしなるべし、この新羅郡
を置れし地、後世その所を定かにせず、とにかく此郡に
長く土著せざることしらる、たゞし此郡の閑地を分ち
て、新に郡を置れしも知べからず、【和名抄】の郷名を見
るに、餘戸云々を加へてたゞ五郷のみなり、一郷五十戸
にあつるも、當時二百五十戸にたらざる小郡なりしと思
はる、其四郷の名今庄名村名等に、遺りしと覺ゆるもの
三所、皆日光道中葛飾郡杉戸宿の西北に當れる地にして
郡中和戸井沼邊より東南には、曾て古の郷名の残れると
覺しきものなし、よりにて思ふに當時當郡は、足立郡の地
先に屬する小郡にして、三方は皆入江に包まれてありし
ならん、【萬葉集】に佐喜多萬能津とよめる歌あり、この
津といへるは今の三沼の池の邊にて、利根川つゞきなる

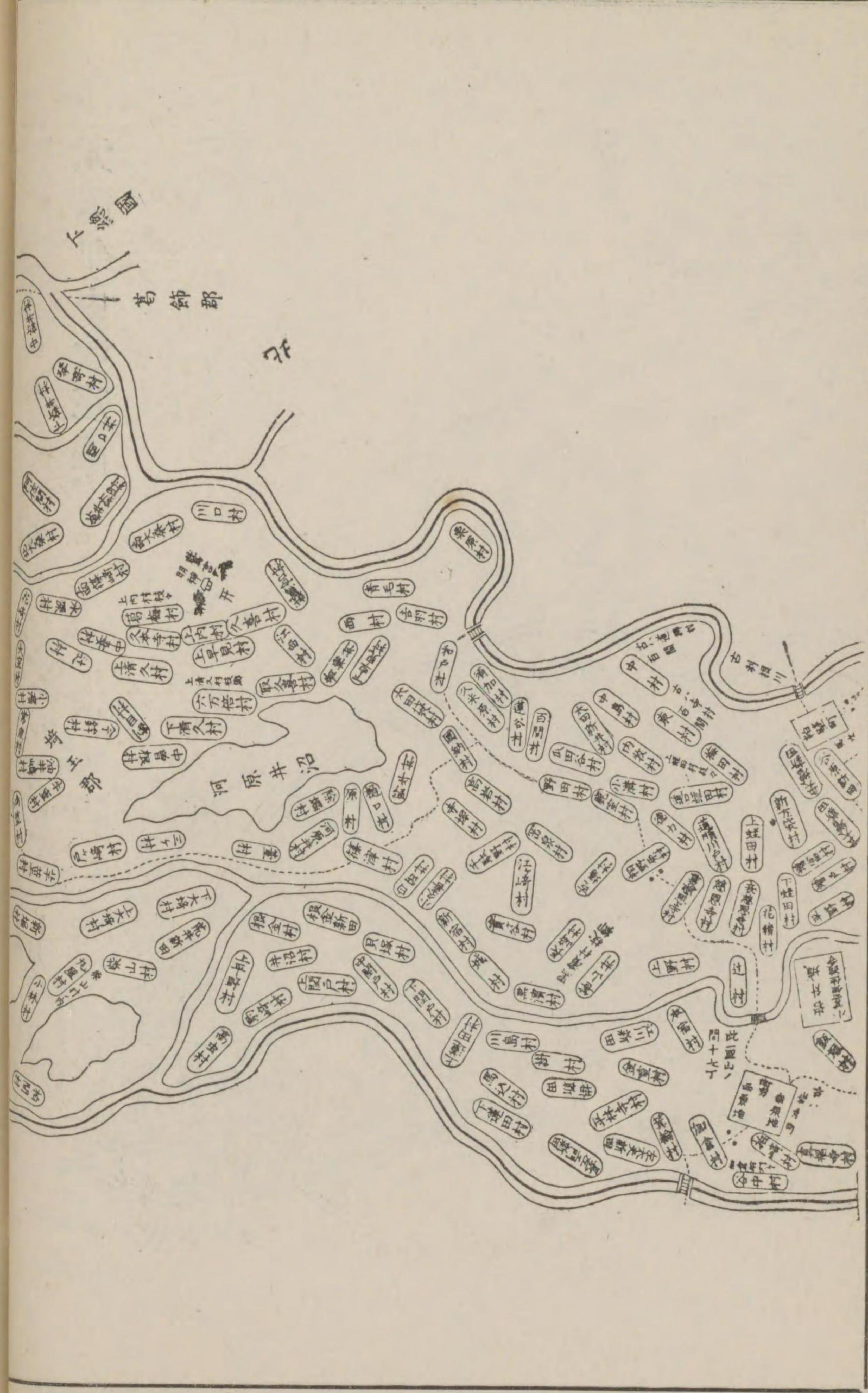
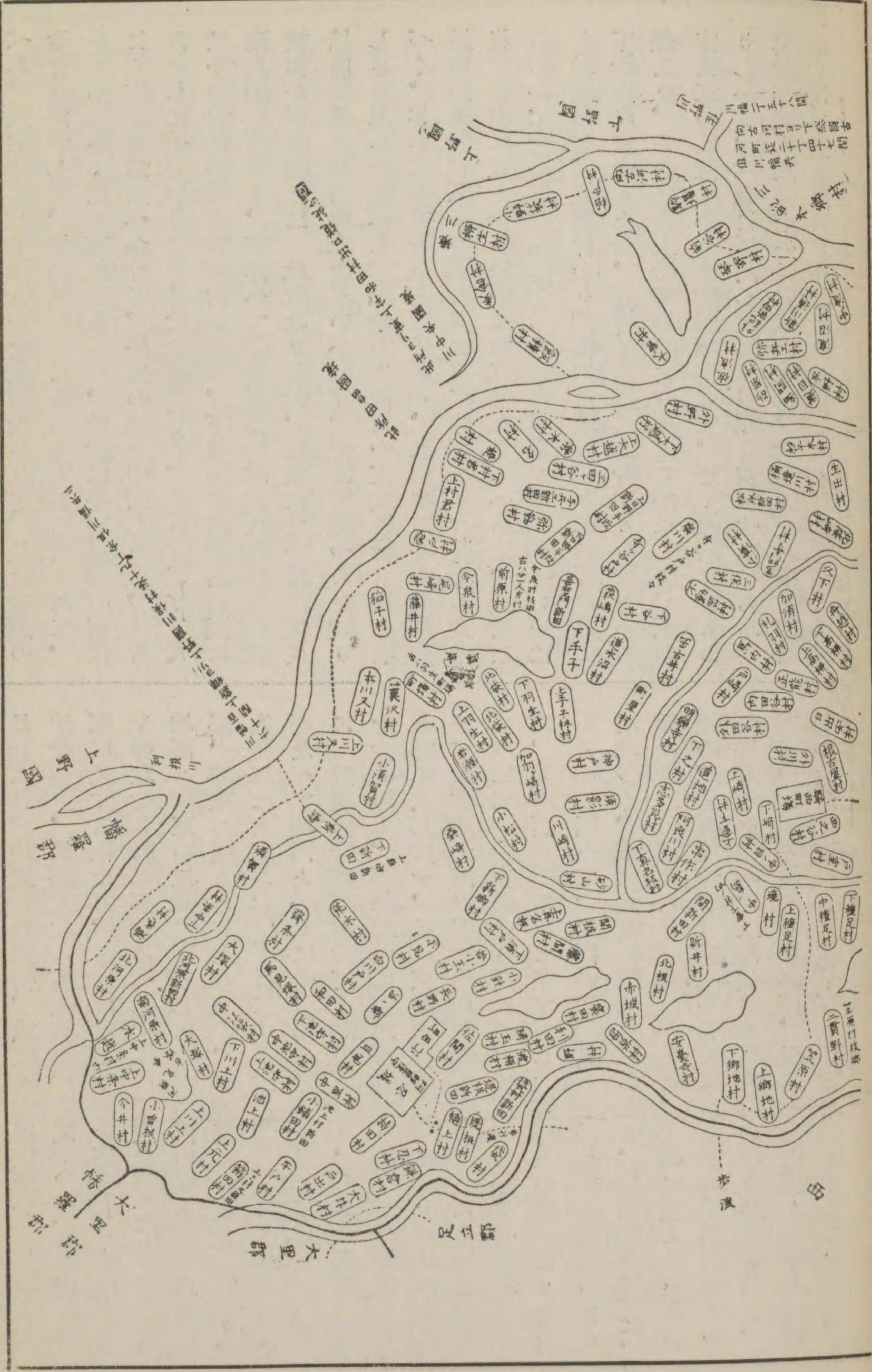
正保年中改定圖





元祿年中改定圖





べし、又海なくして津と云を疑ふ説あれど、是は變遷の論をまたずして、他の國などにもあまたあることにて、あながちかゝる事にはあらず、或説に今埼玉村の南はたこ町など云所へかけて、埼玉の津と昔云しと也、さもありしにや、是らにても入江の廣がりしこと思ひしらる、又今の古河邊領向古河村と云々、下總國古河關宿の間に渡良瀬の渡あり、相傳へて『萬葉集』の歌麻久良我乃許我能和多利と讀しは、此所なりと云、此歌に又安麻許伎久見由奈美多都奈由米などいへれば、舟にて海つらを渡りしさま思ひやるべし、此餘古利根川の支流を會ノ川と名づく、其岸に添て岩瀬と云村あり、又羽生町場大聖院の毘沙門像背、應永年間の銘に古江郷とあり、是等『夫木集』の歌に見えたる岩瀬渡古江浦などいへるは、此所ならんか、尤その地に辨ぜり、又古當國東山道へ屬せし時は上野國邑樂郡五箇村より利根川を渡り、本郡の西を経て下野國に達せしと云、『續日本紀』に上野國五箇驛とある是なり、されば古上野國の境より開けし地にして、東の方入江の水涯は年を逐て閑地出來て、まゝ池沼などもありしかば、水道を鑿開し次第に田額も増加せしならん、【東鑑】建久五年十一月二日の條云、武藏國太田庄堤修固事、明年三月以前可終功之旨被仰下云々、又寛喜二年正

月廿六日、於武州公文書、武藏國太田庄荒野可新開事其沙汰在之、尾藤左近入道然奉行之云々、此太田庄は本郡に屬する地なり、されば其頃荒野を開發し、或は水道を修理せられし事知るべし、中古以來大郡となりしかば、埼玉・埼玉東の二區に別ちしにや、埼玉の唱あるを以考れば、埼玉東の唱もありしならん、多磨郡に多東・多西あり、入開郡に入東・入西あるにても推て知るべし、されど中古押なべて埼玉と呼しにや、『東鑑』壽永三年正月三日の條に、武藏國埼玉郡内大河土御厨とあり、今郡の東南の境を少く隔て、葛飾郡内に大河土村あるは、地の變遷して彼郡に入しにや、又『東鑑』建曆三年五月十七日の條には、武藏國大河土御厨内八條郷と記す、今八條村は當郡の内にて、尤東によりたれば、埼玉東とも號すべき地なるに、猶埼玉と唱るにて察すべし、御打入の頃はたゞ埼玉郡とのみ唱へて、埼玉の沙汰見えず、此郡内は後の世も沼地多く、或は水涯の閑地も少からず、正保改定の時は、郡の高二十三萬六千石餘なりしに、元祿に至ては三萬石餘の高を増加せり、享保年間笠原沼・埼玉沼・黒沼などいへる沼地を埋み、三沼代用水葛西用水の水利を鑿通し、若干の水田を開墾しければ、又萬石餘の高をませり、地勢の大略は南の方に、少しく丘岡ありてこゝは瘠土なり、

其餘は平坦にして、水陸の田開け膏腴の地多し、但山林乏少なれば、土民薪木に苦めり、今は郡の四隣大抵川流を界とすれども、一條の流にして古の入江の形は失へり、東より南にわたりては、葛飾・足立の二郡に界ひ、古利根・綾瀬の二流に限り、西は元荒川を隔て、足立郡、及福川を隔て、幡羅郡の外、大里郡の地につづけり、北は利根及び間ノ川・渡良瀬の三川を限として、上野國邑樂郡・下野國都賀郡・下總國葛飾郡などの地なり、郡の東西の長凡十五里、葛飾郡の境より西の方幡羅郡の境に至る、其

も同じさまなりしかど、御當代となりては、埼玉・羽生の二壘を廢せられ、忍・岩槻二城に御譜代衆を置れて鎮とせらる、猶その城地の條にのす、

【和名抄】所載合郷四并餘戸

太田 於保太と註す、按にたゞ鷲宮村のみ今も此郷に屬す、其餘皆庄名に唱ふるもの百八十二村、其内二村は大里郡に屬す、是後世多く庄園となりても、古名の遺れるならん、『東鑑』文治四年六月四日、權右中辨定長朝臣奉書案の略に云、武藏國太田庄以上件庄領年貢、或先々注進、或本文書紛失平家時分令致自由沙汰事も候きと云々、是此庄名の書に著れし始なるべし、又那須家譜に、與市宗隆太田庄の領主と載せ、『梅松論』建武二年十二月十日條には、小山常大丸の領地太田庄と見えたり、此庄は頗廣大なる故、南北にわかち唱しにや、下村君村永明寺藥師胎中貞治六年の銘文に、武藏國太田庄北方と載せ、又百間村姫宮應永六年鰐口銘に、武州太田庄南方百間とあるの類、其他金石の銘にもまゝこれあり、

笠原 加佐波良と註す、今郡中に笠原郡あり、村の東南二里餘を隔し所に、中古まで笠原沼ありしが、今は畑となれり、其地の廣かりし事知るべし、此郷名

は【安閑紀】に、笠原直の事あれば、古き唱なることは論なし、猶笠原村に辨ぜり、
草原 加也波良と訓す、其地詳ならず、
埼玉 佐以多萬と註す、今の埼玉村其遺名なるべし、
餘戸

中古所唱合郷十一

澁江 常陸國大寶村八幡社嘉慶元年の鐘銘に、武藏國
崎西縣澁江郷金重村と彫る、此鐘今の野火留平林寺
當郡金重村にありし時の物なりとぞ、按に此郷岩槻
宿澁江町の地名にのこれり、此邊より起りしにや、
七黨の内野與黨に、澁江四郎經遠など云人あり、是
も在名を唱へしこと知るべし、
鬼窪 高麗郡新堀村聖天院應仁二年十一月の鰐口に、
久伊豆御寶前武州崎西郡鬼窪郷佐那賀谷村と彫る、
是本郡實ヶ谷村の久伊豆社のものなり、又白岡村八
幡社享徳五年の鰐口に、鬼窪八幡と彫れば、此邊の
郷名なること知るべし、又野與黨にも、鬼窪六郎南
鬼窪小七郎などあり、
八條郷 八條村より起りし郷名なり、【東鑑】にも載た
ることは已に前に出せり、又野與黨にも八條五郎光
平あり、

栢間郷 康暦三年の文書に載す、野與黨に壹間六郎弘
光あり、【東鑑】にも壹間左衛門次郎季忠・同左衛門
次郎行泰あり、想ふに是等在名にして、古は栢間を
壹間と書しにや、今も郡内に栢間村あり、
河口郷 鷲宮村鷲宮明神社文安二年銅鏡の銘に、此郷
名見ゆ、今の川口村の邊などにや、
菅垂水郷 是も同社の銅鏡長祿二年の銘に見ゆ、按に
樋遣川村聖徳寺の山號を、菅垂と云ときは、彼邊の
古名なるべし、

古江郷 羽生町場大聖院毘沙門の背後の銘に、武州太
田庄北方古江郷應永九年九月二十二日とあり、又下
村君村鷲大明神の神體には、經江大明神と記す、經
江は古江の假借なるべし、羽生町の邊村君村など、
ことごとく此郷に屬せしこと知るべし、
糯田郷 由良氏文書治承五年十一月、右大將頼朝より
新田大炊助義重へ與へられし下し文に、埼玉郡の内
糯田郷とあり、今の持田村の地なるべし、猶其村の
條見るべし、

鎌塚郷 男衾郡本田村教念寺に、藏する康安二年六月
六日鎌倉管領家の文書に、埼玉郡鎌塚郷矢野加賀小
次郎・同又五郎知行跡とあり、今の鎌塚村の地なるべ

海府郷 一村

海上郷 合村十一

太田郷 一村

久喜郷 一村

葛濱郷 合村三十一

鷲宮郷 一村

北方郷 合村十、皆太田庄に屬せり、太田郷の下に
辨ぜしごとく、太田の地を二分して、南方北方と分
ちしなるべし、

須賀郷 一村

村君郷 合村二、下村君村永明寺永祿六年の文書に、
太田庄北方村君之郷と見ゆ、

中古所唱庄一併保一

埴生庄 下村君村鷲明神の神體、天正十八年の銘に見
えたり、埴生或は羽生とも書す、

中條保 上野國世良田長樂寺建長四年七月五日の寄進
狀に、此保名見ゆ、上中條村に詳なり、

今所唱合庄十

太田庄 合村百八十、其餘大里郡に二村あり、

騎西庄 合村二十一、或は私市庄とも書り、騎西町よ
り起し庄名にて、私市黨のものゝ出生の地なること

し、
池上郷 忍城内延慶二年の古鐘に、埼玉郡池上郷施無
畏寺と見ゆ、これ今の小敷田村普門寺の鐘なりとい
へば、此邊の郷名なりしにや、小敷田は則池上村の
地にて、後に一村となりしなり、
成田郷 成田龍淵寺大永五年陣鈴の銘に、騎西郡成田
郷と彫れり、成田下總守氏長が祖、式部大輔助高上
の村に住し、成田を以て家號とす、成田は上ノ村の
舊名にて、今も其村の小名に残れり、
今所唱合郷十四
箕輪郷 合村二十二、岩槻宿彌勒寺寛元四年の鐘に、
箕輪郷岩付と彫る、箕輪郷は則今の箕輪なるべし、
これによれば古き唱なること知らる、箕輪村は其本
郷ならん、
閨戸郷 合村三、今郷と唱るは上中下閨戸村より起り
しなるべし、
大相模郷 合村三十七、黨系圖野與黨の内利生太郎能
元の弟に、大相模能高あり、舊くより此地名を唱へ
しこと知るべし、
鷲郷 一村
八彦郷 一村

は、騎西町の條に辨ぜし如し、今領名となれるは、根古屋古城に、松平周防守が住せし頃、城附の村々を號せしより起れりと云、

新方庄 一村、市野割村香取社享徳五年鰯口の銘に、新方庄市披目村と見ゆ、

菖蒲庄 合村三、今も戸ヶ崎村の内菖蒲町あり、山根庄 合村二十八

一ノ庄 合村六
忍庄 合村三、忍城の地より起しにや、【東鑑】に忍三郎・同五郎・同小太郎・同入道など云人見ゆ、此地の人ならん、されば舊き地名なるべし、

龜甲庄 一村
渡庄 一村

長井庄 當郡一村、幡羅郡より推及べり、按に【平家物語】壽永二年の條に、當國の住人齋藤別當實盛・小松内大臣重盛卿の領武藏國長井に居住せしよし見ゆ、この頃重盛卿の庄園の地を別當せしなり、これにても世に長井庄と云しこと知るべし、既に【東鑑】建曆三年五月七日和田合戦勳功の内に、武藏國長井庄藤九郎次郎とあり、則此庄の人なり、

今所唱合領十

今所唱合領十

岩槻領 合村九十二、昔は此村々岩槻城主太田氏所領の蹟なりと云、今は御料私領交れり、

八條領 合村三十五
新方領 合村二十九

百間領 合村二十六
菖蒲領 合村十五

騎西領 合村五十六
向川邊領 合村十三、此領近き頃まで、古河川邊領を合して川邊領と唱へしが、寛永年中利根川の水を疏通せしより、水流領内を通ぜし故二領となりて、今の如く唱へを別てりと云、

古河川邊領 合村十
羽生領 合村八十四

忍領 合村六十四、此餘榛澤・幡羅・足立の三郡にも渡れり、忠吉卿忍御在城の頃、領し給ふ跡と云、

關郡合村四百二十四

右件の村今見在の數なり、此餘持添新田と號するもの若干あり、正保年間の改に合村三百六十三、元祿の度に四百二十一、前に比すれば増加すること五十八、元祿改に枝郷たりしもの、或は變じて小名となりしもあり、又新田も若干出来しかば、増加をすること三村な

利根川 郡の北の方上野國の境にあり、水元は西の方幡羅郡俵瀬村と、上野國邑樂郡瀬戸井村の間より入、國郡の境を流れて、本郡上下外野村と飯積村との間より、古河川邊・向川邊二領の間を過て、葛飾郡栗橋宿と下總國葛飾郡中田新田の間に入り、二分して赤堀川又權現堂川と呼べり、此二ヶ領を過る所は、寛永十九年伊奈半十郎新に鑿通せし所にて、其後寶永二年佐竹源三郎・相良志摩守・松平隼人正命を蒙りて、川幅を切廣げたり、此川寛永十九年以前は川瀬南の方にありて、今の向川邊領と羽生領との界を流れしと云、抑此川は關東第一の大河にして、本郡にかゝる所も、昔は蜘蛛の巣を掛し如く數條に流れしが、變遷しはくにして今の如くにはなれり、されば下に出せし川々、大抵は此川の支流なり、此川今郡中にかゝること十里、川幅四百間、深一丈餘、天明三年淺間山熾燒の時、燒出し石土流れ來り、水底に停りしかば、川底漸く高くなり、水崖の村落に比すれば水底或は二尺、或は三四尺高きを以、堤を築きあげ、敷は二十四間、高さは二丈餘に及ぶ、是を以常には水流を通ずれど、一旦水溢にあへば、數村の人民災に逢こと甚しと云、此川郡中にて酒卷下中

條須賀上新郷下大越上本川俣稻子下村君の村々に船付の地ありて、江戸への運道を通ず、

會ノ川 元利根川の支流なり、古上新郷と上川俣村の境より利根川を分流し、羽生領の中を東流し、川口村の東にて東南二派に分れ、其東するものは今の島川に合し、南するものは今の古利根川是なり、按に【夫木集】に載し、岩瀬渡古江浦などいへる古蹟と覺しき所、此川の北岸にあれば、當時大河なりしこと知るべし、又利根川の分流せし所は、文祿三年左中將忠吉卿忍御在城ありし頃、家人小笠原三郎左衛門主命を奉じて水路をたち、堤を築きしより古川となり、夫よりこのかた上新郷西福寺の境内、湧出する所の水を水源とし、又近村の悪水落合て一條の流をなす、流末は北篠崎村に至て葛西用水堀へ入、川幅二間許、

古利根川 附中川 此川古は郡中上下外野村と佐波村の界にて、利根川分流し、向川邊・羽生二領の間をすぎ琴寄村と葛飾郡高柳村の界にて利根川の支流と會し川口村の東にて、會ノ川と合ひて一流となり、又二分して一は島川へそゞぎ、一は本郡の東界を流る、然るに後年に至りて、川口村の方へそゞ流れを築止め、そこへ葛西用水路を開かれしかば、此川へ會する利根の支流

を却て本流となし、葛飾郡の界を東流して、栗橋宿と中新井村の間にて又利根川へ入れり、川幅四十間、長三里許、しかりしより此川中絶て自から二川となれり、其一なるは即ち郡の東界にかゝれる流にして、水源本川俣村より、利根川を分流する葛西用水路なり、其水を本郡栗原村と、葛飾郡上高柳村との界にある琵琶溜井へそゞぎしより、古利根川の名起れり、夫より南流し、伊勢野村境にて東へ折れ、葛飾郡東葛西・二郷半二領の界を流れて、同郡金町村と小向村の間より江戸川へ入、又伊勢野村の東にて南へ流るゝ一條あり、こはもと葛西領の溜井へ濺ぐ分水なり、それは大瀬村と葛飾郡猿ヶ又村の間へ堤を築き、杵樋を設け、溜井にそぞぎ入、餘水は溜井より東西葛西領の堺を過て海へ入れり、然るに寶永二年此堤洪水に流失して、葛西領の村々水災に苦みしかば、川幅切廣げられ、溜井は尙元の如くなりしを、享保十四年この溜井を廢し、彼葛飾郡二郷半領と東葛西領との界へ流入る、本流を伊勢野村の對岸なる、葛飾郡戸ヶ崎村と猿ヶ又村との間に築止、其堤の内へ前の溜井を遷され、今の小合溜井是なりもとの大瀬村と猿ヶ又村の間にありし堤を切りて、再び川の兩岸を廣げられしより、此川南の方へ直流して海に至

れり、されば今水上より伊勢野村と對岸戸ヶ崎村までの間を古利根川と唱へ、かの新に切廣げられし所大瀬村と猿ヶ又村との間より海面の落口までを中川と稱し、足立郡淵江領及び葛飾郡東西葛西の中間を過て東海に入る、川幅凡八十間、兩岸に水除堤を築けり、尙葛西用水の條と參考すべし、
間ノ川 武藏上野の界を流る、是も利根川の支流にして、當郡飯積村と上野國邑樂郡島村との間より入る、されど今此邊にては小流となれり、同郡海老瀬村と小野袋村の間に至ては川もひろがり、兩村の堺を流通して渡良瀬川に入、川幅十五間、長一里餘、
渡良瀬川 東北の方下野及び下總の國界を流る、水源は下野國足尾の山中より湧出し、上野・下野の國界をすぎ、上野國邑樂郡海老瀬村と、下野國都賀郡下宮村の境より、郡中小野袋村の北に出て、野州都賀郡下宮村と、下總國葛飾郡惡戸新田との間より出る思川と合し、本郡本郷村と葛飾郡新久田村中田新田の境にて、利根川に入る、川幅大抵凡十間、郡にかゝること一里半、兩岸に堤あり、
綾瀬川 南の郡界を流る、元荒川の支流なり、足立郡五町臺村と本郡高虫村との間に分流し、當郡の界を過

て、蒲生村と足立郡太郎左衛門新田との間に、又二流となり、一は足立郡の内に入、其一は郡境を流る、是を古綾瀬と云、此二派又足立郡古笹原村の北にて一流となり、浮塚村と内匠新田の間に又二分し、一は垢村と足立郡六木新田の間に古利根川に合す、是も今は古川となり、古綾瀬と同一水脈なし、一は南へ流て足立郡に入る、川路の變遷等すべて足立郡の部に出せり、

元荒川 郡の坤より南の境へかゝり、又郡中を東へ貫て流る、水源は大里郡より流出、郡中大井村と大里郡佐谷田村との間を經、本郡高虫村と足立郡五町臺村との境より始て郡内に入、夫より良に折東流して、南百村と中島村との間に、東の郡境古利根川に合す、川幅二十間、或は三十間餘、

忍川 郡の西にあり、水源は忍城に添へる沼より出、行田町の四方を廻り、長野村にて一條となり、良の方に流れ、北根・赤城兩村の境にて星川に入、水源より二里餘、川幅十四間、

星川 大里郡廣瀬村にて荒川を分水す、是を成田用水と云、それより石原村にて二流となり、一流は上ノ村小宮堰の下に至り、始て星川と名づく、同村成田龍淵寺

の境内龍ヶ淵より湧出する水と合ひ、東流し郡中篠津村にて元荒川に合す、川幅十三間餘、
福川 郡の乾を流る、水源は幡羅郡より出て、同郡及び本郡の間を過、郡内酒卷村にて利根川に入、川幅十三間、長一里、
成田用水 附小宮堰 齋條堰 水源は大里郡廣瀬村にて荒川を分水せり、是を成田堰と云、忍領二十五村、其餘は大里郡の用水とす、此水路成田堰より同郡石原村までは一條の流にて、彼村より又分流す、一は則成田堰にして、忍領の用水なり、一は星川と號す、水路は其川の條に辨ぜり、流末齋條村に至り、堰を設けて近村の用水とす、是を齋條堰と號す、
北河原用水 附稻子用水 忍・羽生二領四十六村の用水なり、正保元年伊奈半十郎北河原村内にて福川を堰入、此時より北河原用水と唱へしが、寛文六年此邊甲府殿領知となりし頃、北の方水流乏きによりかく領内稻子村に杵樋を設け、別に利根川を分水して此邊諸村の助水となせり、されど年へて又水利の分派不便に至りし故、享保十三年井澤彌惣兵衛上中條村へ杵樋を移せり、かくても唱へは元の如しと云、水路は小須賀村を過て後、南北二派となり、南方の一派は羽生領南邊の村々に濺

ぐ、北の一派は同領の北邊へ通ぜり、
 三沼代用水 下中條村にて利根川を分水し、郡中及び足立郡の村々に濺ぐ、此代用水と號するは、古本郡に黒沼・笠原沼・足立郡三沼等或は綾瀬川・元荒川・星川より用水を引しが、享保年中井澤彌惣兵衛命を蒙て是等の沼を埋み、許多の新田を開墾せし後此用水を廻む、幅八間、水源は下中條村より南の方へ流れて星川に入、上大崎村に至て二流となり、一は笠原用水と號す、一は南流して又三沼代用水と唱へ、柴山村にて伏越樋を設て元荒川の水底を泳り、夫より下蓮田村と足立郡上瓦葺村境なる綾瀬川に掛樋を設け、瓦葺村に至て二分し、東西村々の用水となる、分水口より足立郡の流末まで、十三里に及ぶといへり、
 新川用水 騎西領四十四村の用水なり、此村々元は星川齋條堰の餘水と、忍川の水とを水田に沃ぎしに、享保十三年より三沼代用水を助水とせり、水元は上崎村にて、星川に堰を設け牽來るとなり、
 葛西用水 本川俣村にて、利根川を分ち、羽生領北篠崎村にて會ノ川に合し、川口村に至て三分し、其一條は東南の方葛飾郡幸手領の水田に沃ぎ、二條は共に南流して、本郡栗原村と葛飾郡上高野村の界を流る、古利

根川に設けし琵琶溜井に入り、夫より東南の方へ流れ、流末松伏溜井に至り、本流の左右別に東西へ分流す、其一は葛飾郡松伏村へ引樋を設て引入、同郡諸村の用水とす、其一は郡内増林村の内へ引入、元荒川の流末に設たる瓦會根村溜井に沃ぎ、八條領と足立郡谷古田・淵江二領及び葛飾郡西葛西領總て三百餘村の用水とせり、抑此水路は初め萬治三年伊奈半十郎命を奉て疏通し、幸手領のみの用水とし、其餘元荒川古利根川の諸水を引て耕種せしに、享保四年伊奈半左衛門・石川傳兵衛等、本川俣村の分水口を切濶け、又別に上川俣村に水口を設けて其助水とせしに、水かさ多をもて程なく寶曆年間廢せられたり、又瓦會根溜井は萬治の頃、本所の上水及び八條領の用水なりしが、本所の方は廢して、今は前に載る八條及び足立・葛飾二郡の水田に沃げり、此水流水源より東葛西流末まで十三里餘に及べり、
 笠原堰 笠原村内の荒川に堰を設け、當村及び足立郡鴻巣領數村の用水とす、
 土産 木綿 縞 糯米 午房 素麵 大根 葱
 右岩槻越ヶ谷邊の名物として世に稱せり、

新編武藏風土記稿卷之百九十九 之終

新編武藏風土記稿卷之二 百之

埼玉郡之二 岩槻領

○岩槻城並城下町 岩槻城は郡の巽にありて、西南を首とし、東北を尾とす、本丸二丸内外の郭二つの櫓臺七つの城門あり、本城のさまは東北に元荒川の水流れ、東より南へ亘りては堀を設け、或は深田をもて要害にあつ、外郭に五ヶ所の門あり、其内諏訪小路口林道口の門外は、市店連住し、其餘の門外は田間にして、城下町は其内にこもれり、郭外を廻れば凡二里に餘れり、此城のなりし初を尋るに、長祿元年太田入道々灌築きし處にして、其要害巖石をもて築きし如くなればとて、岩築の城と名付しと云、されど當所彌勒寺へ、北條相模守重時が寄附せし寛元四年の鐘銘に、武州埼玉郡籬輪郷岩付と彫たれば、其唱もとより舊く、道灌當城を築きしより起ると云は、後人の附會の説なるべし、按に古戦記等に、太田道灌江戸河越岩槻鉢形等九ヶ所の城郭を取立て、長祿元年三月朔日經營なると、後太田美濃守資頼當城にありし時、家

人澁井三郎といひしものひそかに、北條左京大夫氏綱にかたらし内應せしかば、大永五年北條勢攻圍みしにより、城主資頼もふせぎかねて、二月六日に城落いれり、此時城兵三千餘人討死し、資頼は石戸へ引退く、足立郡石戸に古城址あり、その所、其後享祿四年の九月、資頼再び軍勢を催し當城を攻けるに、此度は澁井三郎もふせぎかねて見えしが、廿四日終に討死す、よりに又資頼が持城となれり、天文二年其子信濃守資時に譲り、其身は世を遁る資時もいく程もなく卒しけり、かくて美濃守三樂この城を守り、しばし北條左京大夫氏康と戦ふ、其子大膳亮氏資に至り、父にそむきて北條氏康に屬す、三樂こゝにたまりかね、城を出て常州に趣き、佐竹左京大夫義昭に客居す、氏資卒して子なければ、北條氏政の次男十郎氏房に、太田の氏を名のらせ、此城に居らしむ、天正十八年太閤秀吉小田原攻の時、當城へも討手を向らる、五月十九日の早天より、上方三河の軍兵ども一つらとなりて押寄たり、大手の方は淺野彈正少弼長政・同左京大夫幸長・本多中務大輔忠勝・同平八郎忠政、搦手は鳥居彦右衛門元忠・平岩主計頭親吉、和氣口は木村常陸介兄弟なり、北條方にて妹尾下總守某・片岡源太左衛門某など、くつきやらの覺の者なりしかば、其口々を破られじとて、人數あまた率ひて

郭外へ打て出、敵味方入亂れ追つかへしつ相戦ふ時に、浅野長政謀を廻らし、城外の風上より火を懸しかば、折節風烈くして餘煙たちまち城中におほひかゝるを見て、敵兵たまりかねて引退く、寄手は勝に乗じて逐かくる處に、岩槻勢大手の門前にて返し合せ、また大に戦ひしかば、寄手も手負死人少からず、されどいよゝゝひるむ事なく、頻に競ひ進みしかば、敵方こちらへ兼て皆城中に引入ける、本多平八郎忠政今年十六歳、浅野左京大夫幸長十五歳先登して、大手の車橋の上に於て奮戦す、又本多忠勝の相備たりし長澤の松平源七郎康直・植村土佐守泰忠も共に戦功あり、かくて忠政の旗奉行三宅理兵衛・鈴木九郎左衛門、車橋より城門へ一番に押入、旗を颯と押建たれば、相續て吾もゝと込入たり、妹尾も片岡も今日を最期と思けるにや、一足も退かず挑戦ふ、忠勝家人下里藤八郎・江原市内・長坂甚内・小野田新五郎等枕を變べて討死す、蜂須賀金左衛門・川合又五郎以下疵を蒙る者多し、平八郎忠政も山田大學助が放つ矢鞍の前輪に中り、手を負しが妹尾下總守兼延と亘し合、竟に兼延を突伏て高名を遂にけり、其砌鐵砲疵をも得けれども猶進て戦ける、向坂與五郎衛門・永田角左衛門・内藤源太左衛門などいへる家人、よく相從て粉骨の功をあらはす、此間多門傳十郎・山口加

平次矢を飛せ、梶金平勝忠鎗を合せたり、搦手の寄手鳥居彦右衛門元忠・平岩主計頭親吉も新曲輪を受取て、手いたく攻かけしに、城中にも其口危急なるべしとて、穗坂大炊介・山口平内・山角彦三郎等の勇兵共馳加はり、身命を惜まず奮撃して悉く討死す、寄手進んで隠居曲輪へ押入火を散して攻戦ふ、赤坐久兵衛直保の手にも、三十餘級の首を捕れり、鳥居元忠の家人、一宮左大夫・寺田喜兵衛・小田切又三郎以下討死三十餘人、手負七十四人と聞ゆ、されど程なく二ノ郭陥て、浅野・本多・平岩・松平源七郎・植村土佐守一所に成て、本丸に取詰たり、伊達與兵衛は名に負ふ勇士なれど、時至り力盡て櫓より笠を揚げ、降を乞て城を渡し、同き廿日退去したりければ、城は其ま、浅野長政の手に受取、氏房の妻妾及小田原の城へ籠りし者の女兒眷屬等を三ノ丸に入置、番卒を以て警固をなさしめ、長政は子息左京大夫幸長を名代として人数を残し、其身は小田原に趣けり、こゝに於て落居せり御入國の時高力河内守清長に賜ひ、土佐守正長左近大夫忠房に至れり、忠房が時慶長十四年三月城悉く炎上す、其後新に城郭殿舎を造營せり、東照宮此ほとりに鷹狩し賜ひ、城内に入御ありしかば忠房迎へ奉る、東照宮新築の殿舎等を御覽じて、回祿の後未だ程へざるに、早くな

れること勤めたりと云べしとのたまふ、江戸へ歸りたまひし後、忠房が弟河内守長次を御使として、白銀二百枚を賜へり、高力氏三代當城の主たりしが、元和五年遠州濱松へ移され、當城をば青山伯耆守忠俊に賜はり、同七年故有て遠流せられ、明き城となりしをもて、朽木内膳正新庄駿河守に命じて、互に守らしめ賜ふ、同九年まで二人預り奉り、同年阿部備中守次に賜はり、五代を経て對馬守忠盛が時、延寶元年丹後國宮津へ所替ありて、同年板倉内膳正に賜はり、同三年板倉氏は信州松本へ移り、當城は戸田山城守忠昌に賜ひ、天和三年下總國佐倉へ移されて、松平伊賀守某が居城となり、元祿十年に至り、但馬國出石へ移り、同年小笠原佐渡守長信の居城となり、七年を経て永井伊豆守直敬伊賀守直陳の時、寶曆六年美濃國加納へ移され、同年大岡出雲守忠光に賜はりしより、引續き今子孫主膳正忠正の居城なり、

本丸 土居を築き塀を廻らし、東北は 御茶屋曲輪 本丸の東にあり、西南は堀を構へり、この門を出れば車橋門の日光御宮御參詣の刻、御宿城となれる故なり、○二丸 本丸の南の方なり、こゝに竹澤曲輪に續けり、天神曲輪の中間にあり、東方に天神社 明戸口を出れば本城のうしろを廻り、はては新正寺 武具藏三ヶ所 二は本丸・二丸の中間にあり、一は植木屋敷の外にあり、車橋門を出れば植木屋敷に至れり、植木屋敷 櫓二は大手門の北にあり、一は南方侍屋敷の西にあり、新正寺曲輪 本城の東の方にあり、此を出れば田中町に至れり、久伊豆明神社 新正寺曲輪にあり、當城の鎮護にし、別當光明院 大手門に馬出しを構へり、前 澁江口門の西北にして、岩槻往還より大手の方へ通ずる口なり、門内は土屋敷なり、これ内外境の口にして、外來の人容易に出入すること許さず、撞鐘 澁江口の内にあり、鐘には享保五年城主永井伊賀守鑄造の由を彫り、澁江町の里正某が承りて、二六の時を報、木下門も土屋敷ありて、江戸小路などあり、裏小路 これも西南の方にて、この内も、天神小路 大手門の前より西南の方への直路なり、天神社 八幡社以上二社、天神小路 學藏寺門寺末、惠光山是雲院と號す、本尊三寶を、諏訪小路 大手門の前より東南に入る小路にして、此門を出れば富士宿、諏訪社 諏訪小路門、妙學寺 同所にあり、町に至れり、浄源寺 同所にあり、正福寺 天台宗、慈恩寺も同じ、當寺も日蓮宗にて、本寺及、東光山延命院と號す、開、浄源寺 一向宗、西本願寺の末、安山香仙本尊不動を安す、開山を善正と

云、本尊彌陀を安ぜり、

○元荒川 城の北より東に繞て流る、北の方掛村境より、東の四十間程に至る、其間に橋あり、田中口の外にあるを田中橋、辻村の境にあるを辻橋、新曲輪町の東に在るを新曲輪橋と唱へり、

○城下町 岩槻城の西にありて外郭の内なり、東より寅の方は本城にそひ、南は栢崎村、西は箕輪・加倉の二村、北は本宿及本荒川を越えて、對岸は辻村なり、東西十一町、南北十五六町に餘れり、其間に市宿口・諏訪小路口・且過口・田中口等凡五ヶ所の門を置き、市宿町・久保宿町・澁江町・且過町・横町・新町・富士宿町・林道町・大工町・田中町・元代官町・元同心町・新曲輪町等の名あり、其内且過町・大工町は久保町に屬し、元代官・元同心の二町は、田中に屬したれば城下九町と號し、總名を岩槻宿と唱へり、長祿年中太田道灌當城を築きし後、所々の村民來り聚り、こゝに住してより隨て民居も廣まり、代々城附の町場となれり、當所の舊家九郎左衛門の祖先勝田佐渡守といへる者、市を立んことを北條氏房に願ひければ、氏房これを免許し、永祿三年正月初て市を開きしより、打續き天正十八年落城の時、町人等半ば離散せしを、御入國の後當城をば高力河内守清長に賜ひ、且台命により地子免許

の地を與へしかば、彼散亂せし商人等追々還り來り、遂に今の如き繁榮の地とはなれり、後又慶長六年先規の如く、市免許の掟書を高力某より當所に與へり、其文左に載す、

定掟之事

一 上宿市に下宿之諸商物、並他所より來る人馬留置義、堅く令停止事、

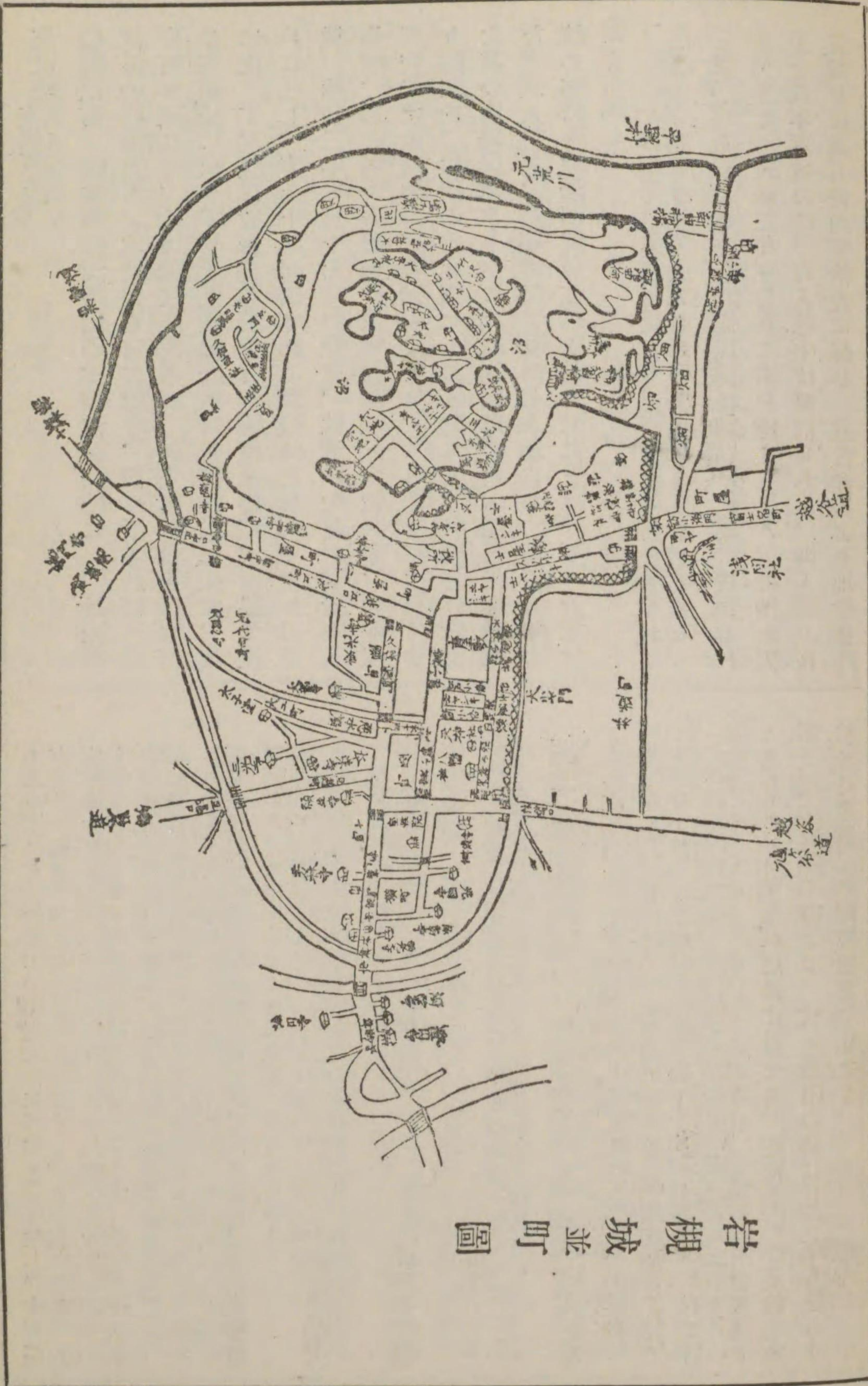
一 ふと物、ゆたん、上宿まつとう前にて可致賣買事、一諸賣買先々のとくたるへき事、

右定處、惣町肝煎中立合堅可致下知也、若背此旨輩有之者、代官より可申上者也、仍而如件、

慶長六年己酉年霜月一日 高力河内守花押

岩付市宿 肝煎中

これより引續き今も毎月一六の日をもて、市の定日となせり、當所は日光御成道宿驛の一にして、道幅八間餘、江戸よりの行程九里、戸數五百六十餘、用水不便なれば、天水を俟て耕をなせり、土地の産物葱・午房の類をもて岩槻の名品となせり、其内午房は城主より公への上りものともなり、味美なれば世に賞せり、前にもいへる如く太田氏城主たりし時より、代々城附の領にして今も替らず檢地は明曆二年阿部對馬守紀せり、



高札場市宿町の中

○澁江町 澁江町は大手門の前澁江口の外にて、日光御成道の往還なり、北は田中町に續き、西に折るれば久保宿町に至り、按に澁江氏家系云、彈正忠平景胤は古河公方義氏に仕へ、累代武藏國埼玉郡岩築澁江に住す、故に氏とす、後孫徹齋長善幼少より醫術を學び、後移て江戸に住し、寛永十年召出されて御醫師となれり云々、【東鑑】建曆三年五月十七日の條に、武藏國大河戸御厨内八條郷、賜式部大夫重清、但地頭澁江五郎光衡者、如本所可安堵之由所被仰下也云々とあり、これによれば舊くより澁江氏、當國の内を領せしこと知らる、且澁江は當國七黨の内野與黨より出て、澁江四郎經遠・同有光同光茂など云人あり、是等當所より出し人ならん、嘉慶元年の鐘の銘にも、崎西縣澁江郷と載せしことは、下の金重村にもいへり、

淨安寺 淨土宗、京都知恩院の末、快樂山微妙院と號す、本尊彌陀を安ず、當寺往昔は眞言宗なりしが、いつの頃にか廢せしを、永正二年天誓了開再び開きて、今の宗に改めたり、故に了開を以て開山となせり、【淨土傳燈總系譜】云、天誓上人光蓮社了開明應元年増上寺に住し、第五世となり、又同じ明應中足立郡花又村に於て、實性寺を建て彼所に退隱すと、寺傳に了開は信州伊奈郡高遠の人にて、父は飯田監物直明と號し、母は野澤氏の女なり、始め禪林に入り、後に了譽聖岡

上人の門に入て改宗し、明應元年江戸増上寺に住し、永正二年當寺を開き、同じ年七月八日示寂すと、又天文年中當寺の住僧緣譽稱念自行のために、新に三十六珠の貫輪珠と云ものを初て製し、今も淨門にてはこれを御用と云、寺領六十二石餘は慶長七年十一月賜はれり、寛永年中越後少將忠輝卿の嫡、徳松殿、向母堂見相院共に、時の城主阿部對馬守へ預けたまひしが、見相院は寛永九年四月十三日卒す、同五月廿七日徳松殿卒去、相生院殿明譽珠光清空大禪定門と謚し、共に當寺に墳墓あり、又天正年中太田氏房より與へし文書は、眞享年中火災にかゝり、今は寫を藏せり、左に載す、
當寺並末寺役等不入之事、自今以後不可有相違者也、仍如件、

天正十五年丁亥十月十八日

氏房

淨安寺

東照宮 慶長五年奥州御征伐の時、此寺に御一宿あらせ、閣を安ず、

麿堂 鐘樓 安永九年の 塔頭淨心庵 天崇庵 西光庵

西心庵 ○龍門寺 禪宗曹洞派、男衾郡寄居村正龍寺の末、玉寅越天正十五年示寂、天文十九年齋田若狹守開基せりと云、若狹守が法諱を玉峯道全上座と號し、卒年は傳へず、按に足立郡花又村實性寺の開基齋田左兵衛尉賴康、大永元年七月二十三日卒せりと、彼寺の傳へに賴康は、岩槻の城主雅樂頭某の子なりと、されど岩槻は其頃太田氏の居城にして、彼家系にも雅樂頭と云ふのせざれば、恐くは若狹守も賴康の一族にして、太田氏の旗下なりしならん、不動堂 不動は慈覺大今も太田家に齋田氏の家人あり、

餘の立像 烏瑟沙摩明王社 辨天社 ○東光寺 新義眞言宗、

の末、瑠璃山と稱す、本尊藥師は春日の作なり、近郷湧仰するもの多く、延享年中堂宇を再興せり、○觀音寺 本覺山と稱す、彌勒寺の末、本尊十一面、龜山稻荷社 和

年中松平伊賀守、丹波龜山より當城へ移りし時、彼地より來りし白狐當寺にて死せし故、稻荷に祀りしと云、

○田中町 田中町は澁江町の西市宿町の東に接せり、こ

こも日光御成道内にて、北の方に田中口門あり、

松龍寺 禪宗曹洞派、宿内大龍寺 ○成就院 天台宗、慈恩寺村

の末、本尊釋迦を安ず、○成就院 慈恩寺の門徒なり、金色山と號す、○大壽院 本山派修驗、葛飾郡幸手不動

本尊勢至を置り、○大壽院 本院の配下、本尊不動を置く、

○久保宿町 久保宿町は澁江町の西市宿町の東に接せり

こゝも日光御成道の内なり、當町の中程より北に入る小路を且過町と呼べり、そこに門あり、又東の方北へ入小路を、大工町と云、

大龍寺 禪宗曹洞派、江戸愛宕下青松寺の末、雲居山と號す、

本尊釋迦を置、開山一峯麟曹元利九年十一月八日寂せ

り、開基は岩槻城主青山伯耆守忠俊にして、則其人の位牌あり、大龍寺殿奉安室心居士、寛永二十年四月十五日と記せり、

○三光寺 天台宗、東叡山の末、愛宕山滿藏院と號す、本尊

地藏、開山元立寛永年中起立とのみ傳へり、

愛宕社 稻荷社 松尾社 ○願生寺 淨土宗、宿内淨安寺

と稱す、本尊彌陀、明 庚申堂 ○本榮寺 淨土宗、宿内眞

和四年鑄造の鐘なり、

三寶祖師

○市宿町 市宿町は、久保町の西に續けり、

牛頭天王社 神とす、

芳林寺 禪宗曹洞派、駿河國志太郡藤枝宿洞雲寺の末、太平山

日示寂、相傳ふ當寺往古は地藏寺と號し、比企郡松山にあり

しが、太田大和守資高母芳林尼追願のため、永祿十年當所に

移し、堂塔を修造し、地藏寺を改めて芳林寺と號せり、故に

資高を以て開基となせりと、境内に資高の墳墓たてり、當寺

開基昌安道也居士、永祿十二年八月二十三日と彫れり、

鐘樓 元文元年鑄造 太神宮

白山合社 稻荷社 地藏堂 ○彌勒寺 新義眞言宗、山城

末、光岩山釋迦院と號す、本尊五大明王、當寺寛元四年鑄造

の古鐘を本堂に掛たれば、舊きよりの開闢なること知らる、

境内に下部六郎季國といへる、墓碑ありし由を傳れど次第に

破損して今は笠石とおぼしきもののみ残り、古鐘の銘は左

すにの

南閣浮提大日本國關東道武州、埼玉郡巖輪郷岩付光

岩山釋迦院彌勒寺、願主法印宗典代 鑄之、施主北

條相模守平朝臣重時、爲善根寄進臣慈功力此鐘、一

度撞則出離三界之苦成證正覺、

維時寛元四丙午年夷則上澣

鎌倉 御鑄師

椎名伊豫守藤原吉次

當時皇矣天下泰平、國土安穩、殆庶而鎌倉騷動靜謐、殊者願望成就、旨趣願文、進別紙而已所、

十二月大祥日

謹言

清瀧權現社 稻荷社二字一は瘡守稻 藥師堂 ○西光寺
彌勒寺の門徒、安養山阿彌陀院 鹿島社 稻荷社 第六
と號す、本尊彌陀を安ぜり、

舊家者九郎左衛門

勝田氏なり、先祖は勝田佐渡守と號し、北條氏資に屬し、後太田十郎氏房に從ひ、岩槻に居住してより代々こゝに居住し、其子大炊助も氏房に屬して、屢々軍功ありと云、北條氏政・氏直・氏繁・氏資・康成及太田十郎氏房より與へし文書を藏せしが、享保五年回祿に罹りて烏有となれど、其内氏繁・氏資・氏房等よりの文書三通の寫は傳れど、さして考證とすべきことなればとらず、

○横町 横町は久保宿町の西より南へ入る小路なり、末に木戸口あり、林道口と號す、

眞淨寺

日蓮宗、池上本門寺の末山を大法 〇千手院 慈眼山と唱ふ、開山日宗寂年を傳へず、 〇千葉院 慈眼山禪宗曹洞派、加倉村洞雲寺の末、開山 秋葉社 永祿十二年香庵明梅慶長五年八月二十八日寂す、 三月十八日の勸請なりと傳れば、當寺開山の頃、 稻荷社の鎮護のために祭りしものなるべし、

○新町 新町は市宿町の南方一條の小路を隔て、あり、

を架す、新曲輪橋と云、

○加倉村 加倉村は江戸を距ること九里、日光御成道係れり、箕輪郷騎西庄に屬す、民戸四十九、東は岩槻、南は栢崎村、西は綾瀬川を限り、足立郡宮ヶ谷塔村、北は箕輪村なり、村の廣狹凡三町四方許の地にて、天水を湛て田間に沃ぐ、御入國の後は岩槻の城主高力河内守に賜はり、夫より世々城主の領地にして、今大岡主膳正領分なり、檢地の年代詳ならず、

高札場 村の中程にあり、

久伊豆社 村の鎮守なり、祭神は大己貴命に、〇龍神社 〇龍神社 以上三社大

淨國寺 淨土宗、關東十八檀林の一なり、京都知恩院末、佛眼山英隆院と號す、寺領五十石は天正十九年に賜へり、

寺傳に云當寺は圓蓮社總譽清嚴の草創なり、この僧元足立郡鴻巣宿勝願寺に住せしが、太田十郎氏房俗縁により深く歸依し、清嚴退隱の爲當所にて寺地を與へしにより、天正十五年移りて起立せしと云、其時の文書あり、其文に、
爲勝願寺隱居、於當地一寺進之候、一廉御建立尤不可有相違者也、仍如件、
天正十五年丁亥八月十一日 氏房花押

勝願寺

天正十五年丁亥八月十一日

氏房花押

光明院

稻荷山と號す、眞言宗、宿院の配下、本尊不動、〇實樂院 當山派修驗に面金剛を安ず、

○富士宿町 富士宿町は東南の方郭外にて、諏訪小路門の外を云、

富士淺間社

吉田家の配下にて、神主仙波大和浮谷村にあり、

知樂院 禪宗臨濟派、鎌倉圓覺寺の末、本尊釋迦を安ぜり、開山奇文元龜二年寂せり、開基は太田美濃守資朝、天文五年四月卒す、法諡壽仙院殿知樂道可庵主と號し、今も其位碑あり、按に足利寒松和尚の詩稿曰、往歲元龜辛未之春、奇文先師七十九歲、開風雅筵以牡丹花下會友、爲題試社中之人物、予亦少弱陪其座、屈指則五十七年、予今茲丁卯予七十九歲、見牡丹憶昔遊、聊又歎其耄、戲作、

試場久廢憶先師、會賦牡丹要會期、七十九翁同耄矣、已忘體律不言詩、

又曰、奇文先師と隱於不閑、當其時殊子隨侍中瓶、辛未十二月十四日寂世、壽七十九、至于今年壬子四十二年也、則同人のことなるべし、

○林道町 林道町は、諏訪小路門より南方へ通ずる所なり、

○新曲輪町 新曲輪町は富士宿町の内より東に入る小路を云、この小路を東に行けば、元荒川に至る、中間に橋

是證とすべし、尤この清嚴は道德の聞へ世に於ける所にして、【淨土高僧傳】に載て云、釋清嚴、齋齡薙髮、大照山當時講學有名少壯折論匠、嘗翔翔殊親灸禪林之碩老、故後達禪教之幽玄、迨盛年涉獵、大藏常棲止佛眼山、丕光闡蓮乘書爲岩築淨國寺第一祖、法流洋洋于今博洽之、學士鼓蕩法雷實六月廿七日、遷化于眼山云々、又傳燈總系譜に號終願相州小田原人、嗣法於河越感譽、又受鎌倉光明寺看譽、初住武州平方馬蹄寺、(第二世)又爲蓮馨學頭、元龜元年開建上州高崎大信寺、天正十五年開基武州埼玉郡岩付淨國寺、森立法幢、文祿元年六月廿七日寂と見ゆ、是等にも高僧なること知るべし、されば前に云如く、當寺は氏房の信仰淺からざるにより、天正十六年岩槻より境内法度の朱印を出せり、其文に、

於當寺所化之法談執行、依之聽衆見物被下之族、惣別橫合狼藉不可有之、若違犯之輩有之者、記交名可被遂披露、即可處嚴科旨、依仰狀如件、

天正十六戊子五月十三日 宮城四郎兵衛

淨國寺

これによりても、古へより盛なる寺なること知らる、元和年中阿部備中守正次、岩槻の城主となりしより、菩提所とせり故に其子對馬守に至り、供養料として綾瀬川の邊なる新田を寄附せしが、小笠原佐渡守城主となりし時、其事止しと云、本尊は三尊の彌陀なり、何れも安阿彌の作にて立像なり、この本尊は記主禪師深く信仰ありて、上足寂慧上人に譲り與へ、則鎌倉金戒光明寺の本尊とせり、其後同寺三世定慧上人の時、記主禪師の草創なるを以て、鴻巣勝願寺へ移して本尊とせしを、清嚴和尚又當寺 寺寶 東照宮御朱印一通 是は小田の本尊とせしと云、

より九里餘、當村及び以下長左衛門・江川・掛の三新田は岩槻宿附にて、四ヶ新田と號せり、されど正保改定のものに載せざれば、それより後に開けし地なり、當村に係る處民戸二、東は箕輪村、北は馬込村にて、西南は箕輪新田の飛地に續けり、四方共に一町餘、開發より以來岩槻城主の領分にして、今は大岡主膳正なり、檢地は詳ならず、

○長左衛門新田 長左衛門新田は四ヶ新田の一なり、民家十四、東は箕輪村、西は馬込村、南は箕輪村の飛地にて、北も平林寺村の飛地によれり、東西八町餘、南北も同じ、其餘金重・本宿二所の間及平林寺村等に當村の飛地あり、綾瀬川 西を流る、幅七間、水除の堤あり、

○金重村 金重村は江戸よりの行程、郷庄の唱檢地等は前村に同じ、按に常陸國眞壁郡大寶村大寶寺の、八幡社に掛し嘉慶元年の古鐘銘に、武藏國崎西縣澁江郷金重村、金鳳山□□寺と載たり、此鐘は中古まで隣村にありし平林寺の鐘なるにや、此寺今は新座郡野火留にありて金鳳山と號せり、野火留村平林寺の條合せ見るべし、されば古當村は澁江郷の内にて、平林寺村も當村の内なりしこと知るべし、又當國七黨のもの野與黨の譜に、八條五郎光平が三男を澁江二左衛門と號す、これ岩槻城下今の澁

江町に住せる人なるべし、其二男有茂金重二郎左衛門と云し由を載せたれば、有茂はまさしく當村の人なるべし、東は本宿村、南は箕輪村、西は平林寺村、北は掛村なり、東西五町程、南北十二三町、此邊の村々は天水をもて耕種せり、古より岩槻城主の領分なりしが、寶曆六年城主永井伊賀守直陳美濃國加納城へ轉ぜし時、上りて御料所となり今に替らず、

高札場村の中程 小名 間ノ谷 牛頭天王社 村の鎮守なり、村民の持、 藥師堂 村民持、

○平林寺村 平林寺村は前村に辨ぜし如く、古は金重村の内に屬し、中古まで平林寺と云禪刹ありし故、村名は起れり、されど分村せしも近き事にはあらず、正保改定の圖などには別村に出せり、江戸よりの行程郷庄の唱等前村に同じ、家數五十九、東は金重村、南は長左衛門新田、西は馬込・川島の二村、北は元荒川を隔て黒濱村なり、御入國の後は岩槻城主の領分と平林寺領なり、平林寺寛文三年新座郡野火留宿に移りしとき、寺領は上りてこれも岩槻城主の領地となりしが、前村と同一寶曆六年

上りて御料に屬し今に然り、檢地は寛永五年阿部對馬守改し、後新田ありて寶曆十三年大岡十三郎・服部傳右衛門・同十四年辻源五郎糺せり、高札場村の東に

小名 岡田 皿田 寺分 里 西原地 元荒川 北を流る、幅三十七八間、川の岸より三十間餘を隔て、水除堤を設く、沼あり、大さ五六町許、小沼と呼べり、 船越明神社 村の鎮守なり、末社 稻荷 寶藏寺 新義眞言宗、足立郡植田谷本村林光寺門徒、稻荷山と號す、本尊彌陀を安ず、稻荷社 寶藏寺 千手觀音を安ず、

平林寺蹟 村の西にあり、寺地の廣さ四町許ありて陸田となれり、御入國の後寺領五十石を村内に賜はりしが、松平甲斐守輝綱こひ奉り、寛文三年己が領分新座郡野火留へ引移し、同郡西堀村にて寺領を附し、今はかの地であり、 ○本宿村 本宿村は民戸二十、江戸よりの行程前村に同じ、太田氏岩槻城主たりし頃は、本宿町と呼べり、東西五町餘、南北七町許、東は江川新田、南は岩槻町、西は金重村、北は掛村なり、御入國の後より岩槻の領地にして、今は大岡主膳正の領分なり、檢地は明曆二年・寛文六年阿部氏にて糺せり、

高札場村の西南の 天神社 村内鎮守に、村民持、末社 稻荷

○江川新田 江川新田は江戸よりの行程領主等前村に同じ、四ヶ新田の一にして、事は佐太夫新田の條に辨ぜり、民戸八軒、東は岩槻宿の内久保宿町、南は本宿村、西北は掛村及び良の方元荒川を隔て上野村に接せり、東西五町、南北三町程、檢地は明曆二年糺せり、 ○掛村 掛村は江戸よりの行程檢地等前村に同じ、民戸二十餘、東は江川新田、南は金重本宿の二村、西は掛新田、北は元荒川を隔て笹山・黒濱の二村なり、東西十三町程、南北八町許、用水は村内に大さ五町許の溜井を設け、天水を湛へ、本宿村と共に水田に沃げり、當村も以前は岩槻城主の領分なりしが、寶曆六年より御料所となれり、高札場 南の方に

小名 明鏡寺 古かく呼ぶる寺あり、 映田 元荒川 北を流る、幅三十間より五十間に及べり、こゝに水除堤を設く、 天神社 不動を安ず、 庵一字 以上村民持、 ○經塚 高二尺許、わたり二間、今小名に呼ぶ明鏡寺にありし經を

納めし塚なりと云、
 ○掛新田 掛新田は四ヶ新田の一なり、民戸十四、江戸より行程九里半、郷庄の唱前村に同じ、南は金重村、西は平林寺村、東は掛村、北も同村及平林寺村入會の地なり、東西五町、南北二町、當村も古より岩槻城附の領にて、今は大岡主膳正の領分なり、
 元荒川 北を流る、川幅水除堤等前村に同じ、

新編武藏風土記稿卷之二百一

埼玉郡之三 岩槻領

○馬込村 馬込村は江戸よりの行程九里餘、騎西庄箕輪郷に屬す、當村は昔荏原郡馬込村の民、太郎吉と云もの來りて開發し、己が舊里の名を取て村名とせりと云、新座郡野火留平林寺に藏する永祿十年太田源五郎氏資、天正十四年十郎氏房等が寺領寄附狀に、平林寺領馬込と見えれば、古村なること知べし、家數百二十五、東は平林寺村、南は長左衛門新田及び綾瀨川を限り、足立郡深作・丸ヶ崎の二村にて、西は本郡下蓮田村、北は上蓮田・川島の二村なり、東西十五町、南北九町許、當村古より岩槻城主の領分にて、寶曆年中上り御料となれりと、思ふに此邊は寶曆六年永井伊賀守國替の時、御料となりし村多し、爰も同年のことなるべし、其後文化八年大岡主膳正の領分となれり、檢地は寛永五年阿部對馬守改む、下の四村並に同じ、其後新田の檢地は明和三年辻源五郎、寛政十二年野田文藏糺せりと云、

新編武藏風土記稿卷之二百一 之終

高札場 村の中程にあり、

小名 御藏前 古へ郷藏ありし、小沼原 東の方を云、こゝに

間南北百三十間程の沼池あり、馬込 岡口 不葺 野平林寺村と入會の池なり、

久保 丸山 若宮 辻屋 町屋口 殿山 鶴戸原

綾瀨川 西南を通ぜり、川幅十間、川に添て堤あり、

第六天社 村の鎮守 ○雷電社 ○八幡社 以上の社は、○不葺合明神社 鷓鴣草葺不合葺を祀し社 ○愛宕社 同寺 ○神

明社四字 ○金山權現社 ○稻荷社四字 ○氷川社

○山王社 ○山神社 ○白山社 ○熊野社二字 ○天神社 ○荒神社 以上の神社は

満藏寺 天台宗、入間郡古尾谷上村灌頂院末、瑠璃光山東光院と號す、當寺は嘉祥三年慈覺大師の創建と傳ふれど、

宗祖を指て開山となすもまゝ、あれば、うけがたし、中 藥師

興の僧蓮海寛文十年寂す、本尊三尊の彌陀を安ず、 藥師

堂 藥師は慈覺大 寮 彌陀を ○正藏院 同末、慶龍山極樂寺

○地藏院 新義真言宗、岩槻市宿町彌勒寺門徒なり、寶幢山秀

本尊地 ○不動堂 村民

○川島村 川島村も箕輪郷に屬し、江戸より十里、民戸

四十餘、東南の二方は笹山・平林寺の二村にて、西は上下

蓮田村、北は元荒川を限り、黒濱・城の二村なり、東西十

四町、南北十町許、寛永・正保の頃は阿部對馬守が領分

にて、後所替ありしより御料となり、延享四年一橋殿領知

に進ぜられ今に替らず、檢地は寛永改の後、享保十六年

箕輪磨守新田を檢せり、

高札場 村の東にあり、

小名 前田 北の方を流る、川幅三十間より四十間に及べり、土橋

元荒川 を架す、川嶋橋と呼り、長二十一間、又川に添て水除

の堤あり、

久伊豆社 村の鎮守なり、 末社 天神 荒神 稻荷 雷

電 地藏院 新義真言宗、太田新井村安樂寺門徒、花徳

○上蓮田村 上蓮田村は江戸より九里半、騎西庄と云、

家數百十九、東は元荒川を限り、黒濱・川島二村に接し、

南は下蓮田村にて、西は綾瀨川を境とし、足立郡別所村、

北は本郡下間戸村なり、東西十三町、南北十五町程、用

水は三沼代用水を引用ゆ、下二村同じ、領主の遷替前村

に異ならず、檢地は寛永の後新墾の地ありて、享保十二年池田喜八郎、寛政五年一橋殿より糺せり、

高札場西南の方

小名 下川田 關山路 笹原 手白島 蓮田組 山田組 久臺組

元荒川 村の東を流る、川幅三十間、水除堤を築けり、
○綾瀬川 西の郡境にあ

久伊豆社 上下二村の鎮守なり、當社は文祿年中黒須民部と云者の勸請なりと云、この民部は今の名主多彌八が先祖なり、下蓮田村慶福寺持、

長松寺 禪宗曹洞派、黒濱村眞淨寺末、蓮田山と號す、開山仲山良信は文祿四年四月十四日寂せり、本尊釋迦、

彌陀堂

○下蓮田村 下蓮田村は江戸への行程前村に同じ、箕輪庄に屬す、按に箕輪はこの邊郷名にて、庄名に呼べるは當村に限れり、殊に上蓮田村は騎西庄と唱る時は、全く郷名を誤傳るなるべし、家數八十、東は川島・馬込の二村、南も馬込村、西は綾瀬川を堺とし、足立郡上瓦葺及び別所村にて、北は上蓮田村なり、東四十七町、南北十四町許、當村も昔は阿部對馬守領分にて後御料となり、明和七年松平大和守に賜はりしより今に替らず、檢地は寛永改の後、享保十八年寛播磨守新田を糺せり、其餘綾

瀬川の涯に久保田十左衛門が改し流作場あり、高札場村の北にあり、

小名 溜ノ端 爰に古は八幡溜と云る溜井ありて、村内の用水にて、其溜井は新開ありて、享保年中より三沼代用水を用上下二村の段高場となれり、堀ノ内 昔しこの地に陣屋人の住せしや、打出 詳ならず、

綾瀬川 西の郡界を流る、川幅三間より十間に及べり、長十七間の橋を架す、この川の水上に掛樋を渡して、三沼代用水を足立郡の地にそぐ、

八幡社 ○天神社 ○愛宕社 ○神明社 ○山王社 ○稻荷社 以上の神社、

慶福寺 天台宗、入間郡古尾谷上村灌頂院末、中應山蓮臺院と號す、開山慶運は慶安年中寂せしと云、本尊三尊の彌陀を安、地藏堂二字一は立像、丈二尺許、定朝の作、一

○蓮花院 同末、本尊盧舍那佛、彌陀堂、空藏を安ず、

○上閨戸村 上閨戸村は江戸より十里、騎西庄に屬す、當村古へは上中下の三村及び貝塚・根金・根金新田の村々を合て一村となし、たゞ閨戸村とのみ呼て岩槻城に附せし地なりしを、元祿十一年旗下の士に分ち賜りし時、分村して今は六村となれり、家數四十五、東は貝塚村、南は

中閨戸村、西は綾瀬川を限りて足立郡大針村、北は本郡駒ヶ崎・井沼の二村なり、東西十四五町、南北五六町、御入國の後伊奈備前守に賜り、後上りて寛永正保の頃阿部對馬守領せしが、元祿十一年替りて米津梅干之助・會田伊右衛門・萬年佐左衛門・神尾忠藏等に賜り、其餘は御料となれり、後神尾忠藏が子孫は故ありて所領を上られ、寶曆年中堀田相模守に賜り、御料の地は文化十四年古川山城守に賜り、今米津梅干之助・萬年佐左衛門・會田伊右衛門・堀田相模守・古川新之丞が知る所なり、檢地は寛永七年阿部對馬守改めり、高札場村の南にあり、

小名 松原 栗崎 山崎
綾瀬川 足立の郡界を流る、川幅三間、
久伊豆社 村の鎮守、愛宕社 何れも秀源寺 禪宗曹洞派、秩父郡下吉田村清泉寺末、寺領十石の御寺元は蒼梧寺と號し、大源派なりしが、中古回祿の災に罹り、堂宇以下烏有となり、法燈しばらく絶たりしを、伊奈備前守の家人富田吉右衛門、主人忠次追福の爲再興し、則忠次を中興開基とし、本山六世長山賢道を請て中興開山とす、又忠次の法諱鶴林院秀譽源長居士の字を撮て寺號とせり、忠次は慶長十五年六月十三日卒す、賢道は同き十九年七月十七日寂せ

新編武藏風土記稿卷之二百一 埼玉郡之三

○中閨戸村 中閨戸村は庄名及び江戸よりの里數前村に同じ、民戸七十餘、村の廣さ東西二十町南北十八町、東は元荒川を隔て新宿村に界ひ、南は下閨戸村、西は綾瀬川を限り、足立郡小貝・戸柄山の二村にて、北は上閨戸・貝塚の二村、及び元荒川を越て白岡村なり、この川の水を引て水田を耕殖す、當村分村以前より寶曆頃迄は前村に同じ、されど神尾の采地は米津出羽守に替へ賜り、後寛政十年上りて御料となり、同き十二年松前若狹守に賜ひしに、これも上りて文化年中古川山城守に賜はりて、今は米津梅干之助・萬年佐左衛門・會田伊右衛門・古川新之丞の知行所なり、檢地は前村に同じ、高札場村の中程あり、

小名 九ヶ谷戸 野先 吹上 堀ノ内 並木 山中

元荒川 村の東を流る、川幅三十間餘、
○綾瀬川 西の郡界にあ
久伊豆社 二字 村内の鎮守なり、共に中古騎西町に立る、久伊豆を勸請せしと云、

龍源寺

禪宗臨濟派、新座郡野火留宿平林寺末、瑞雲山と號す、開山雲峯は本寺歴代の僧にて、當寺を開き隱栖し、寛永九年寂せり、地藏堂大師の作なり、天神社 ○光明寺本尊釋迦、地藏堂大師の作なり、天神社 ○光明寺新義眞言宗、足立郡倉田村明星院門徒、○福正院是も明星龍王山と號す、本尊不動を安ぜり、○福正院院門徒なり、瑠璃光山と稱す、本尊は十一面觀音なり、○藥師堂藥師は行基

舊家者與兵衛

氏を黒須と稱す、何れに仕へし士にや詳にせざれど、先祖平内五郎へ永正十六年長謂と云人より與へたる感狀、及氏綱と云もの、出せし文書を所持したれば、舊き家なることは論なし、文書に見へたる氏綱は、もしくは、郡中新堀村に住せし、佐々木氏綱ならんとし、又入間郡に黒須村ありて、其地の遠からざれば、與兵衛が先祖は元彼地に住して、在名を氏となせしも知べからず、されど是等のことは記録の傳へなければ、總て考るに由なし、文書の文左の如し、

今度てきあいうたれ候に哉、きやうてい出あい一人打とり候、心地好候、然者年貢之内五百文、永代心

さしとして出之候、以後ためり、早如件、

永正十六己卯四月二日 長 謂花押

黒須平内五郎との

年中このくらよりのくら事、しやめんいたし候、なをもつてちうしんいたすへく存候、

卯月三日

黒須平内五郎殿

花押

今度忠信無比類候、然者八郎左衛門尉に成之者也、

卯月七日

氏 綱花押

黒須八郎左衛門殿

○下閨戸村 下閨戸村は江戸への里數、及び庄名用水檢地等前村に同じ、民戸四十、東は元荒川を限り、城・新宿の二村に界ひ、南は上蓮田村、北は中閨戸村、西は綾瀬川を堺となし、足立郡本村及び宿村等に隣り、東西十四五町、南北は十町計、當村も元祿の度前村と同じく、米津梅干之助等の四人に賜り、其餘は御料たりしに、後神尾の知行は松平大和守に替賜ひ、御料の地は文化年中古川山城守の知行となりしより、今も其子孫等相續せり、

高札場二ヶ所 一は南の方、一は北にあり、

小名 市場 前原 上手

綾瀬川 西方を流る、○元荒川 東を流る、川幅三十間、

神明社 養牛寺持、○十羅利社持

養牛寺 禪宗曹洞派、上閨戸村秀源寺末、彌陀山と號す、開山は本山の僧鼎岩嶽周なり、寶永五年十月十日示寂す、當寺は允この僧隱栖の所となして開きし地なりと、彌陀堂本尊如意輪觀音は惠心の作、坐像にて長五寸、

○貝塚村 貝塚村は閨戸郷騎西庄に屬す、江戸より行程十一里、東は元荒川を隔て、白岡村に隣り、南は中閨戸村、西は上閨戸村、北は根金新田村なり、東西十五町餘、南北二十町許、民戸五十六、村内に山の神沼と云る段別五町許の沼あり、この水を用永とせり、當村も元祿年間上閨戸村より分村の時、米津梅干之助・會田伊右衛門・萬年佐左衛門の三人に分ち賜り、其餘は御料たりしを享保十八年松平大和守、文化年中古川山城守に賜ひて、今も其子孫等の知る所なり、檢地の年代等前村に同じ、高札場村の中程

小名 山ノ神 羽山 一塚

元荒川 東の方を流る、川幅四十間、岸に傍て堤あり、

八幡社 ○稻荷社 ○十羅利社 以上の神社、村内小名三ヶ

○雷電社

神宮寺 新義眞言宗、足立郡倉田村明星院末、八幡山と號す、本尊彌陀、庵安ず、

○根金村附持添新田 根金村は郷庄の唱え、及び檢地の年代前村に同じ、江戸より十二里、家數三十餘、東より北へかゝりては根金新田村に接し、西は元荒川を境ひ、荒川新田及び柴山村にて、南は井沼村なり、されど根金新田村の地犬牙すれば、村の廣狹各村にいたしがたし、

合せていはゞ東西南北共に十五町許、此邊多く天水を以て耕植す、當村も上閨戸村より分村せし時、米津出羽守・同梅干之助・會田伊右衛門・萬年佐左衛門の四人に賜り、其餘は御料たり、又出羽守が領分は、子孫播磨守寛政十年羽州長戸呂へ替りて、其地を文化中古川山城守に賜ひて今御料地領入會り、村の西南の方に持添の新田あり、根金新田・井沼の二村入會の地なり、元は清水沼と云し沼池を開きし所にて、安永二年宮村孫左衛門檢地して御料所となれり、

高札場二ヶ所 西の方と北

小名 二本木

元荒川 村の北より西にかゝりて流る、川幅十九間、岸に添て水除堤あり、

十羅利社 村民持

醫王院 新義眞言宗、足立郡別所村法光寺末、瑠璃山と號す、本尊は大日なり、○藥師堂 醫王

○根金新田村 附持添新田 根金新田村は足立郡別所村の民九十郎と云るもの開發し、前村と同時に檢地して貢税の數を定め、上閨戸村の内に屬し、元祿十一年分村せりと云、江戸よりの行程、郷庄の唱へ領主の遷替前村に同じ、民戸六十九、東は貝塚村、南は井沼、根金の二村にて西も根金村及び元荒川を限り、荒井新田・柴山の二村に界

ひ、北も同川を隔て、下大崎村及篠津村なり、村の廣狹を合せて前村に辨ぜり、この餘當村及び前村且井沼三村入會持添の新田あり、高札場村の中央あり、

小名 西裏 横町

元荒川 村の北より東にかゝれり、此川の中程にて星川合せ、中間に土橋を設く、根金橋と唱へり、長十六間、

稻荷社 村の鎮守なり、○愛宕社持

法性院 新義眞言宗、足立郡別所村法光寺末、開法山阿彌陀寺と號す、開山眞智は元祿十三年七月十五日寂す、本尊

不動 彌陀堂

○井沼村 附持添新田

井沼村は江戸への里程前村に同じ太田庄に屬す、古は伊沼村とも書せり、家數四十六、東は根金村及び根金新田に接し、南は上閭戸村、西は駒ヶ崎・上平野の二村、北は元荒川を隔て柴山村なり、東西十二町許、南北二十町程、古より岩槻城附の村にて、正保の改には阿部對馬守領分と載たり、元祿十一年米津梅干之助に替賜り今に替らず、檢地は正保四年松平伊豆守紀せりと云、其餘持添の新田あり、其地は根金村同新田村に犬牙せり、開發檢地のこととは前村に同じ、高札場村の東あり

小名 的場 馬洗戸 堀ノ内 土手 村の中程を云、此地堀或は土手跡ありて古の壘跡と見えたり、當村に佐藤内藏助と云ものありしと、もし是等の住せし所にや、内藏助は村民斧右衛門が先祖なりしとのみいへど、慥かなることは詳にせず、

元荒川 北を流る、川幅十四間餘、この川に水除堤を設く、高さ六尺、

久伊豆社 二字 二社共に村の鎮守なり、いづれも本地佛正觀音を安ず、寶泉寺持、末社 天

照太神 八幡・春日の二神を相殿とす、稻荷社 二字 ○辨天社 神體は春日持、

寶泉寺 禪宗曹洞派、上閭戸村秀源寺末、愛辨山と云、開山梅眼香譽天正十二年三月朔日寂す、本尊如意輪觀音を安ず、藥師堂の作なり、

藥照院 同末なり、瑠璃山と號す、開山鼎岩嶽周藥師堂の作なり、

○駒ヶ崎村 附持添新田 駒ヶ崎村は騎西庄に屬し、江戸より十一里、民戸四十、東は上閭戸村、南は綾瀬川を隔て、足立郡小針内宿村にて、西は上平野村、北は井沼村なり、東西十四五町、南北十町、三沼代用水堀の水を引て水田に灌げり、後の數村皆同じ、當村も岩槻城附の村にて御料となり、後村内を裂て正徳年中森川伊豆守、享保年中内藤伊豆守・渥美九郎兵衛、明和年間松平大和守等

野 野窪 下手

元荒川 村の北を流る、川幅十四間より十八九間、○綾瀬川 南の方にあり、川幅一間、

氷川社 村の鎮守なり、元祿年中の勸請と云、村持、

妙樂寺 新義眞言宗、足立郡倉田村明星院の末、藥王山と號す、本尊藥師なり、觀音堂 天神

社 ○歡喜寺 院と稱す、本尊觀音を安ず、聖天社 ○天照寺 禪宗曹洞派、上閭戸村秀源寺末、青光山と號す、本尊不動、白山社

○上平野村 上平野村は太田庄に屬す、江戸よりの行程十二里、當村元は平野村とのみ唱へり、然るに元荒川の

下流に同名ありて、彼川流の時兩村呼び分がたしとて、當村上流にあるを以て上の字を加ふべき由、沙汰ありしより起れりと、元祿改定のもの既に上平野村と載たれば其前より上の字を加へしこと知るべし、民戸七十、東は井沼・駒ヶ崎の二村にて、南は綾瀬川を限り、足立郡小針

内宿村、西は高虫村、北は元荒川を隔て柴山村なり、東西十町、南北五町許、當村古への領主前村に同じく、寛

高札場村の西あり

小名 正恩寺 西の方を云、昔新堀村に佐々木某なるもの住せし時、かの菩提所に建立せしと云、此邊其

新編武藏風土記稿卷之二百一 埼玉郡之三

の家に賜はれり、檢地は寛永七年阿部對馬守改し、後享保十四年開發の新田は、同き十七年伊澤彌惣兵衛檢地せり、則當村の持添新田にて御料所なり、

高札場 二ヶ所 一は村の西、一は東にあり、

小名 新田 丸山通 中郷

綾瀬川 村の南を流る、川幅八尺、

久伊豆社 村の鎮守なり、社内に元祿四年再造の棟札をかく、星久院持、

星久院 新義眞言宗、足立郡倉田村明星院末、佛光山遍照寺と號す、本尊彌陀を置り、開山祐長文安三年の寂なり、

○高虫村 高虫村は江戸より十一里、民家七十、東は上平野村、南は綾瀬川を限り、足立郡小針新宿・小針内宿・領家の三村に界ひ、西も同郡五町臺村、北は本郡芝山・栢間の二村にして、元荒川を界とせり、東西十七八町、南北六七町、當所も岩槻城附の村にて、前村と同一寛永七年に檢地せしが、同十七年伊奈兵藏が采地に替賜はりて知行せり、後上りて御料となり、元祿十六年米津越中守の領分となれり、それも又上りて寶曆十三年堀田相模守に賜はりしより今も然り、

高札場 村の西あり

小名 正恩寺 西の方を云、昔新堀村に佐々木某なるもの住せし時、かの菩提所に建立せしと云、此邊其

新編武藏風土記稿卷之二百一 埼玉郡之三

永五年阿部對馬守檢地し、明る六年上りて御料に屬し、後享保の頃は内藤甚右衛門が知行にして、是も上りて延享四年一橋殿領知となりしより今に替らず、又寛政五年見取場の改めありしと云、

高札場村の東

小名 江地分 中島 折戸 長島谷 池田 鳴柳

元荒川 村の北を流る、川幅十五間より二十間に及ぶ、岸に添て水除堤あり、高さ六尺、この川の水中に伏越樋を設て、三沼代用水を川の向ひ

柴山村より當村へ引り、
綾瀬川 足立の郡境を通ず、川幅八尺、川に長八尺の石橋を架す、
玄蕃橋と云、

八幡社 村の鎮

末社 愛宕 稻荷 ○稻荷社 ○天王

社 以上共に ○雷電社 妙音 末社 稻荷

平源寺 寺領七石五斗の御朱印は、慶安二年二月十七日賜はれり、淨土宗、加倉村淨國寺末、本國山等泰院と號す、

開山は星蓮社教響信源榮なり、元和四年 鐘樓 安永七年十一月十日寂す、本尊彌陀は恵心の作なり、鐘樓 二月新造の鐘を

天神社 ○寶藏寺 新義眞言宗、足立郡倉田村明星院門徒、安養山と號す、本尊藥師、

庵 正觀音 ○妙音寺 雷松山と號す、本尊不動、 雷電社を安ず、

○庵 彌陀を安ず、
○小久喜村 附持添新田 小久喜村は江戸よりの里程、檢

地の年代前村に同じ、箕輪郷私市庄と唱ふ、當村元は古久鬼と記せしが一旦荒廢し、寛永年中再起して村落をなせし時、今の如く改しと云、民戸八十、東は千駄野・野田の二村に接し、南は實ヶ谷村、西より北にかゝり白岡・寺塚の二村なり、東西も南北も十五六町許、當村も岩槻城附の村にて、後米津某に賜り、子孫播磨守に至りて寛政十年所替あり、同十二年松前若狭守の領分となれり、夫も上りて文化六年平岡美濃守に賜りしより、其子石見守知行せり、此餘村の南に持添新田あり、御料所にて享保十七年寛播磨守糺せり、

高札場 東南の方

小名 本田 三谷耕地

久伊豆社 村の鎮

○諏訪社 ○稻荷社 以上三社 村持

壽樂院 禪宗曹洞派、白岡村興善寺末、大 壽樂院 高山と號す、本尊釋迦を安ず、 ○地藏堂 興善

舊家者文平 氏を鬼窪と稱す、先祖を鬼窪尾張繁政と呼び、天正十九年正月八日歿し、壽光院秋月齋居士と號し、今の文平まで十代當村に住し、名主の役を奉り、かれが家より分れし民五軒ありと云のみにて、家系を傳へざれば其家の事實詳ならず、されど當國七黨の内野與黨の譜に、鬼窪六郎定綱と云人を載す、【東鑑】正嘉二年三月一日の條に、鬼窪又太郎と云人を載せ、又笠原村に載たる康曆三年の文書に、鬼窪氏見えたり、文平はこれ等の子孫なりや、この外高麗

郡新堀村聖天院にある應仁二年の鰐口に、久伊豆御寶前鰐口、願主衛門五郎 武州騎西郡鬼窪郷佐那賀谷村とあり、則今南隣實ヶ谷村のことにて、其村に久伊豆社もあり、又白岡村八幡社寶、享徳五年の鰐口に、鬼窪八幡宮とある類、此邊古は鬼窪と唱へしことしらる、されば鬼窪は常所の在名をもて名乗しことならんには、舊き家なること知べし、

○寺塚村 寺塚村も江戸よりの里程前村に同じ、太田庄に屬す、民戸二十餘、東は上野田村、南は小久喜村、西も同村及白岡村に隣り、西北には隼人堀といへる悪水堀を隔て、篠津村に境ひ、北は高岩村なり、東西南北共に三町程、用水は小久喜村より三沼代用水を引用ゆ、黒沼用水と唱ふ、寛永の初め阿部對馬守に賜はり、後上りて元祿十一年天野彦兵衛に替賜りしより、引續き子孫彦兵衛知行せり、檢地前村に同じ、

高札場 村の北

小名 砂場 道下 どぶ耕地

鷲宮社 村の鎮守なり、本地佛釋迦秘して見ること許さず、東照寺持、

東照寺 禪宗臨濟派、久喜町甘棠院の末、惠日山と號す、開山周東延徳元年寂せりと、本尊如意輪觀音、 藥

師堂 ○地藏堂 立像にて丈一尺餘、弘法大師の作、村持、

○千駄野村 附持添新田 千駄野村は箕輪郷私市庄に屬し用水及江戸よりの行程等すべて前村に同じ、民戸五十、

南は實ヶ谷村、西は小久喜村、北は寺塚村、東は岡泉村なり、東四へ十町、南北十二町、當村古より岩槻城附の村となり、今も大岡主膳正の領分なり、檢年の年代前村に同じ、又村の西南に續き持添の新田あり、享保十六年伊澤彌惣兵衛檢地して御料所となり、實ヶ谷・小久喜兩村入會にて、當村に屬する所纔に十反餘、今も御代官支配す、

高札場 村の中程

小名 上 下 隼人堀 悪水落しの堀なり

稻荷社 德性寺 末社 山王 天神 ○八幡社 村民持以上

鎮守 末社 稻荷

德性寺 新義眞言宗、足立郡倉田村明星院の末、天満山と號す、本尊地藏、 ○泉福寺 淨土宗

忠恩寺の末、龍池山 ○阿彌陀堂 忠恩と號す、本尊彌陀、

○新宿村 新宿村は白岡郷に屬す、江戸よりの行程、庄名檢地等は前村に同じ、又箕輪庄とも云、戸數六十、南は城村、西は元荒川を隔て中閨戸村、北は白岡村、東は小久喜村なり、東西五町、南北三町餘、當村も岩槻城附の村なりしが、後寛政六年山本大膳・宇都野金右衛門・石

谷十藏・八木忠左衛門・野田金三郎・佐橋兵三郎に賜りしより今も同じ、高札場村の東により

小名 染谷 清野 宿耕地

元荒川 村の西を流る、川幅二十四五間若くは四十間餘の所もあり、此川に土橋あり、又水除の堤あり、何れも公よりの修理 ○磯川 近村の悪水落し也

林性寺 禪宗曹洞派、白岡村興禪寺末、天神社

○城村 城村は江戸より十里、箕輪郷騎西庄に屬して、東南の二方は黒濱村に接はり、西は元荒川を隔て下関戸村、北は新宿村なり、東西へ二町餘、南北二十町餘、天水の地なり、こゝも岩槻城附の村にて、享保の頃米津梅干之助に賜はりしより、今も子孫梅干之助知行せり、檢地前に同じ、高札場村の西あり

小名 丸城 一に城と云、四方沼田なり、古へは城ありし處に廣さ八反程の所水 殊に深き沼あり、向山屋鋪城に對しての山通り

三道島

元荒川 村の西を流る、川幅二十間餘もしくは三十間餘の所もあり、此川の流村内にて二派となり、枝流を古川と云、

其流再び村内にて本流に合せり、彼二流の間の中嶋を三道島と云、小名の條に出せり、○磯川 村内の境にて、元荒川に合せり、

久伊豆社 城觀寺の持、當村及新宿村の鎮守なり、末社 稻荷 ○第六天社 同

城觀寺 新義真言宗、足立郡倉田村明星院の末、東光山と號す、本尊阿彌陀、○阿彌陀堂 同寺

○實ヶ谷村 附持添新田 實ヶ谷村は江戸より十二里、郷庄の唱檢地の年代前村に同じ、民戸三十七、東は岡泉村に界ひ、西は黒濱村、南は江ヶ崎村、北は小久喜村なり、東西十三町、南北九町程、用水は黒沼用水なり、當村も岩槻領分なりしが、後上りて館林殿の御領知となり、寶曆年中米津播磨守に賜はり、寛政年中故有て御料となり後文化年中今の如く横田甚右衛門・渡邊捨次郎の二人に替地として賜はれり、この外村の良の方に當村及び千駄野・小久喜三村入會持添の新田あり、享保十七年八木清五郎檢地して同人の支配所となり、明和年中松平大和守に賜りしより今もしかり、

高札場 村の中程あり

小名 東 南

久伊豆社 觀音の像を彫りたる圓徑一尺餘の銅鏡ありしが、二十年以前失ひしと云、本地佛なるべし、正徳四年再

建棟札の裏に、當社は嘉吉元年辛酉草創とあれど、社傳は詳ならず、されど高麗郡新堀村聖天院に藏する鱈口の表に、久伊豆御實前云々、武州騎西郡鬼窪郷佐那賀谷村裏に、大工江滿五郎應仁二年十一月九日とあり、鬼窪の名は今傳へざれど、佐那賀谷といひ且久伊豆といへば、當社のものなるべくして、舊きよりの勸請しるべし、聖天院に藏する所以は知らず 末社 稻荷 天王 疱瘡神 秋葉 別當 延命院 新義真言宗、岩槻彌勒寺の末、神光山と號す、本尊十一面觀音當寺近き頃、回祿にあひ寺傳を失へり、○天神社 村民の持 ○諏訪社 同

東光院 當山派修驗、勢州世義寺の末、葛飾郡上高野村菩薩院の配下、當院は天文年中起立とのみ傳へり、開祖法印藥王は慶長十四年二月廿八日寂せり、本尊不動を安ず、劔一振を藏す、銘は貞家の文字に似たり、表裏共に梵字四字あり、

第六天社 八幡社 ○庵 正觀音を安ぜり、江ヶ崎村保福寺の持、

塚 東光院の葬地にて、東光院塚とも又念佛塚とも云、

舊家者太兵衛 野口を氏とす、古隣村江ヶ崎村に住し、後當書一通を藏せしが、二十年前焼失せるよし、其文村民の傳へには、武藏國川口奉行たるべきものなりとありて、武藏國埼玉郡江ヶ崎村野口彦五郎殿と記し、虎の印ありしものなりと云、

○江ヶ崎村 附持添新田 江ヶ崎村は江戸より行程十里、郷庄の唱及檢地等前村に同じ、民戸七十七、東は鹿室村

に界ひ、西南の二方は黒濱村、北は實ヶ谷村なり、東西十三町餘、南北二十五町、こゝも古は岩槻領地にして後御料所となり、明和七年松平大和守に賜はり、今も同じ領分なり、この外新田の地は、享保十二年十二月池田喜八郎糾せり、又村の東に新田あり、日川新田と云、寶曆十一年岡泉村の民半藏といへるもの開發して、則岡泉鹿室及當村の持添とす、寶曆十一年石谷備後守・小野日向守・一色安藝守糾して御料の地となれり、

高札場 村の中程あり

小名 堀ノ内 土居及堀の蹟のこれり 折戸 西

久伊豆社 村の鎮守にて、祭神大己貴命、別當 南覺院 本派修驗、幸手小淵村不動院の配下、九雲山と號す、開山賴矣永祿六年起立す、本尊不動、○山王社 南覺院持

○稻荷社 ○八幡社 ○天神社 ○愛宕社 ○妙見社 以上五社 村民の持

保福寺 禪宗曹洞派、上州館林善長寺の末、洞谷山と稱す、開山章山周文天文二年示寂、本尊正觀音を安ず、鐘樓の銘を彫れり ○不動堂 村民の持

養善者長兵衛并妻ゑん 長兵衛が父を彦四郎といへり、夫婦のものを父に仕へて、孝心をつくせし見ゆ、寛政二年領主松平大和守より、養善を興へし由孝義錄にも見ゆ、彦四郎は寛政十年六月死し、長兵衛は文化五年に死す

○岡泉村 附持添新田 岡泉村は太庄田に屬せり、江戸より十一里、戸數六十、東は太田新井村、南は鹿室・江ヶ崎の二村、西は千駄野村、北は下野田村に境へり、東西十六町、南北二十五町、用水は黒沼用水を引用ゆ、村内に日光御成道かゝれり、御入國の後より岩槻城附の村にて今は大岡主膳正領せり、檢地は前村に異ならず、又村の北に上下野田及當村入會持添の新田あり、大目沼新田と唱ふ、享保十六年十二月寛播磨守檢地して御料所となれり、この外當村及江ヶ崎・鹿室三村入會持添の新田あり、日川新田と云、開發及檢地の年代等前村に辨ず、高札場 村の東にあり

小名 鹿室臺

土橋二 一は黒沼用水に架す、長さ七間許、往還橋と云、太田新井村の鎮守なり、村持、天和元年十月勸請す、神體は丸き板にて、本地佛藥師の像あり、

鷲宮社

圓福寺

福寺

社

○鹿室村 附持添新田

鹿室村は箕輪郷に屬す、庄名檢地

等は前村に同じ、江戸より行程十里、民家六十餘、東は裏慈恩寺村にて、南は相野原村、西は江ヶ崎・岡泉の二村、北は太田新井村なり、東西十町許、南北十二町餘、黒沼用水を引て耕す、こゝも日光御成道かゝれり、古は岩槻城附の村にて御料所となり、明和七年松平大和守領知に賜へり、此外日川新田を持添とす、入會開發等のこととは、江ヶ崎村の條に載たり、

高札場 日光御成道の傍にあり

小名 薄倉 東宿

和泉三社明神社 祭神詳ならず、慈恩寺村

○諏訪社 村民 祭神詳ならず、慈恩寺村

白山社 村の南の方にあり、こゝに磯多

室國寺 禪宗曹洞派、下總國葛飾郡山王山村東昌寺末、龍澤山

○不動院 當山派修驗、江戸青山鳳閣寺配下、

○相野原村 相野原村は郷庄の唱前村に同じ、東は裏慈恩寺村、南は古ヶ場村、西は長崎村、北は鹿室村に接す、

東西三町餘、南北二町許、天水を湛へて耕作す、民戸十軒、檢地の年代及び領主の遷替前村に異らず、今は松平大和守の領分なり、こゝにも日光御成道かゝれり、此傍に一里塚あり、江戸より十里、岩槻よりは一里をへだつと云、

高札場 村の中程にあり

小名 中田 新田

山里社

○長崎村

長崎村は古へ黒濱村の地なりしを、何頃にや隣村江ヶ崎の民間墾して一村となせりと云、正保の改には、此村を記さず、元祿の改に黒濱村の枝郷長崎村とあれば、全く別村となりしは元祿後のことなり、今も村内皆耕地にして、民家二十餘は黒濱村に住り、江戸への行程及び郷名前村に同じ、騎西庄に屬す、東は江ヶ崎村、西は黒濱村、南は笹山村、北は實ヶ谷村に隣れり、東西三町餘、南北五町許、古より岩槻城附の村にて、今大岡主膳正が領分なり、檢地の年代詳ならざれど、爰も寛永五年の改めなるべし、

高札場 村の西にあり

沼 土人下沼とよぶ、當村及び黒濱・笹山三村の地にま

新編武藏風土記稿卷之二百一 埼玉郡之三

○黒濱村 附持添新田 黒濱村は江戸より行程十里餘、郷庄の唱前村に同じ、東は長崎・江ヶ崎・實ヶ谷の三村、南は笹山村、西は元荒川を隔て上連田村、北も同じ川を境ひととして川島村なり、東西十町、南北三十三町餘、民家百六十、爰も岩槻城附の村にて、領主の遷替前村に同じ、こゝも大岡氏の領分なり、檢地は元祿十三年小笠原佐渡守札せり、此餘村の南に持添の新田あり、是はもと騎西領村々の悪水落しの川なりしを、寶曆十一年開發して新川新田と呼び、同き十三年大岡十三郎・服部傳右衛門檢地して御料所に屬せり、

高札場 村の中程にあり

小名 馬場 南 荒井 平方 宿 中野 堀ノ内 堂

沼 村の東より北にわた

元荒川 村の西より異の方に流る、川幅三十間或は三十四五間

川に添て水除堤あり、高二三尺より

反別二十町許、上沼と呼り、一は下沼と云、これは長崎・笹山

久伊豆社 寶藏院持、末社 稻荷社 ○天神社 ○神明社

二一は河寺持、
○稻荷社村民
辨財天社眞淨寺持

眞淨寺 禪宗曹洞派、上野國邑樂郡當郷村善長寺末、法蓮山と號す、當寺は永正八年の草創にて、開山は本寺二世の僧草山周文なり、元龜三年九月三日寂す、開基は上野國館林城主赤井山城守家堅が弟、赤井但馬守家範なり、永祿十年八月朔日卒す、法名法蓮院月窓商雲大居士と云、按ずるに或書に、館林城主赤井氏は永享の亂に、結城方に與せし舞木駿河守が一族、赤井若狭守が子孫なり、此若狭守が曾孫を山城守勝光と云、天文二十年(或は大永三年とも云)卒す、其子但馬守照康は、後入道して法蓮と號し、弘治二年館林城を築きて居住し、永祿二年十月卒せりと云、此説によれば但馬守は山城守が子にして、館林城を始めて築きし人なれば、寺傳に山城守をもて館林の城主と云ことは誤なり、其餘實名卒年等の齟齬せしことは、何れが是なるを知らず、本尊は釋迦にて、其腹籠りに長四寸八分の同じ像あり、こは天文の頃當所の沼中より出現せしと云傳へり、太田氏より出せし制札一通を藏す、其文左の如し、

制札

一安居中聽衆之衆、喧嘩口論堅法度之事、
一寺内竹木假にも不可截取事、
右二ヶ條、違犯之者有之、可有披露、可處嚴料者也、
仍如件、
戊子九月十七日
眞淨寺 圓阿彌奉之

眞淨寺

圓阿彌奉之

鐘樓 鐘は元祿十年
鐘の銘文あり 寮 ○藥師寺 新義眞言宗、戸ヶ崎村吉本尊、地蔵堂 ○觀音寺 施無畏山是源院と號す、十一面觀音を本尊 ○寶藏院 本山派修驗、葛飾郡幸手不動院配下、月二十七日寂す、此隆意は上總國に住せし眞里谷三河守信重が子孫、勝頼母介常秋が子にて、信濃守景勝と云、後修驗となりて當所に住せし由、 ○阿彌陀堂 寶藏院及び江ヶ崎村所藏の系圖に見えたり、 ○阿彌陀堂 寶藏院及び江ヶ崎村 養母に事へ孝行の開えありしかば、寛政二 善者與一右衛門 天明年中饑饉の時、財を散して貧窮のもの 年領主より、青銅若干をあたへて稱美せり、 ○褒 褒善者友八 天明年中饑饉の時、財を散して貧窮のもの 年領主より、青銅若干をあたへて稱美せり、 ○褒 善者與一右衛門 天明年中饑饉の時、財を散して貧窮のもの 年領主より、青銅若干をあたへて稱美せり、 ○褒 褒善者友八 天明年中饑饉の時、財を散して貧窮のもの 年領主より、青銅若干をあたへて稱美せり、 ○褒

云、

○笹山村 笹山村は郷庄の唱江戸よりの行程前村に同じ土人云當村もとは黒濱村の内なりしを、寛永年中分村せりと、然るに正保の改には此村名を載す、元祿の改に始めて載たれど、猶黒濱村の枝郷たるよし記したり、されば今の如く別村となりしは、元祿後のことなるおして知らる、民戸三十七、東は上野・古ヶ場の二村、西は黒濱村、南は元荒川を界として掛村、北は長崎村なり、東西五丁南北へ五丁半、又僅に五六段許の飛地江ヶ崎村の邊にあり、檢地は寛永五年阿部對馬守紀せりと云、領主の遷替前村に同じく、今は大岡主膳正の領地なり、

高札場村の東にあり

小名 百野 二十野

元荒川 南界ひを流る、幅四十間許、川に添て水除堤を築く、
○堀 新堀と呼ぶ、此邊に、
○沼 下沼と云、當村及び黒濱・長崎の三村にまたがれり、

稻荷社

村の鎮守なり、社内に元和元年再建の棟札を納む、村民持、
○諏訪社 長崎村の當社の縁起として僅に記せしものあり、其内に寛永四年村民増田善右衛門なるもの、此社を勸請せしよし見ゆ、江ヶ崎村南覺院と黒濱村寶藏院との持なり、
○荒神社 ○天神社 ○雷電社 以上村民持、

○古ヶ場村 古ヶ場村は太田庄に屬す、郷名及び江戸への里數檢地等は前村に替らず、家數二十、東は裏慈恩寺村、西は慈恩寺村の飛地にて、南は上野村、北は相野原村なり、東西七町、南北六町許、黒濱村より沼水を引て耕す、村の東の方日光御成道つらぬけり、古は岩槻城附の村にて、永井伊賀守領主たりし時上りて御料所となり、明和七年松平大和守に賜はりしより今も替らず、又新田あり、こゝは寶曆十三年一色安藝守石谷備後守紀せり、高札場村の中程にあり、

小名 前田耕地 新田

神明社 末社 稻荷 ○八幡社 以上二社村の鎮守
社村民 ○永福寺 新義眞言宗、岩槻市宿町彌勒寺末、古墳山南藏院と號す、開山清譽慶長年中示寂すと云、本尊大日を安せり、
○寮 大日を本尊とす、永福寺、

新編武藏風土記稿卷之二百二

埼玉郡之四 岩槻領

○慈恩寺村 慈恩寺村は江戸より行程十里、太田庄に属す、此邊箕輪郷の唱あり、村内慈恩寺は古蹟にして、しかも大利なりしかば、その境内山林田畠のかゝれる所はいつとなく慈恩寺村と呼ならはせり、戦争の世を歴てしばしば兵火に罹り、寺産もおのづから衰微せしかば、田畠も昔に似ず、御入國の時百石の御朱印を賜ひ、餘の地は御料所となりしに、寛永年中其地を阿部備中守に賜はり、下總國古河城附の村となり、天和二年に至りて、寺領の内のみを別て舊に從て、慈恩寺村と號し、其餘備中守領内に屬する地も、二つに分ちてかの寺領にはあらざれど、表慈恩寺・裏慈恩寺と唱へ來れり、されば元祿の改めにはもとより三村にわかちのせたり、民戸六十三、慈恩寺村入會の地なれば、境界もたしかにわかちがたし、凡東は小溝村、西は古ヶ場村にて、南は表慈恩寺・上野の二村に接し、北はまた表慈恩寺村なり、四方の丁敷も大槩八町程、もとより慈恩寺の領にして今もしかり、こゝ

は天水場なり、此餘藏助新田と號するは、享保十七年下野田村の民藤助と云もの開墾し、同き年寛播磨守檢地して貢税を定めし新開地なり、其後いつの比にや、故有て當村の持添となれり、
高札場

小名 大門小路 堂前小路 入小路 山口小路

慈恩寺 天台宗、東叡山の末、華林山最上院と號す、當寺古は坊舎塔頭も多く、天文年中太田源五郎資正より與へし寄附狀に、慈恩寺は本坊四十二坊新坊二十四坊云々とあるにても、大寺たりしこと知らる、今も境内廣く塔頭九坊あり、開山慈覺大師貞觀六年正月十四日示寂、寺領百石の御朱印は天正十九年賜へり、按に寺傳に當寺は天長年中の草創にして開山慈覺大師日光山に登りし時、一の李實をもて佛法弘通の地に至て生ずべし、予其處にて法を弘めんと云て、彼李實を投ぜしかば、虚空を飛行し當所に落て芽を生じ繁茂せりと、この事は例の佛者の説にして信ずべからざれど、此地は昔より李樹多くして今も繁茂せり、故に華林山と號すと、又大師日光山より當所に来れる時、一人の老翁あり、彼翁云予師を待こと久し、斯に毒龍のすめる地あり、人民これがために苦む、大師此患を救ひ賜へと云し所を逢山の原と唱ふと、此事蹟もいかゞはあらん、傳ふるま、を記せり、當寺に東照宮御位牌あり、寛文十年御供料として、二十八石四斗九升餘を御寄進ありしより今も替らず、又太田氏より
武州太田庄慈恩寺者、本坊四十二坊、新坊廿四坊也、此内十八ヶ坊、或者破戒之徒、或者澁江家風之仁拘

來、彼十八坊之事至于資正代改之、六十六坊皆以當寺江奉寄附實也、於子孫不可有違亂候、祭禮勤行等不可有怠慢、仍寄進狀如件、
天文十八己酉年九月三日 源資正花押

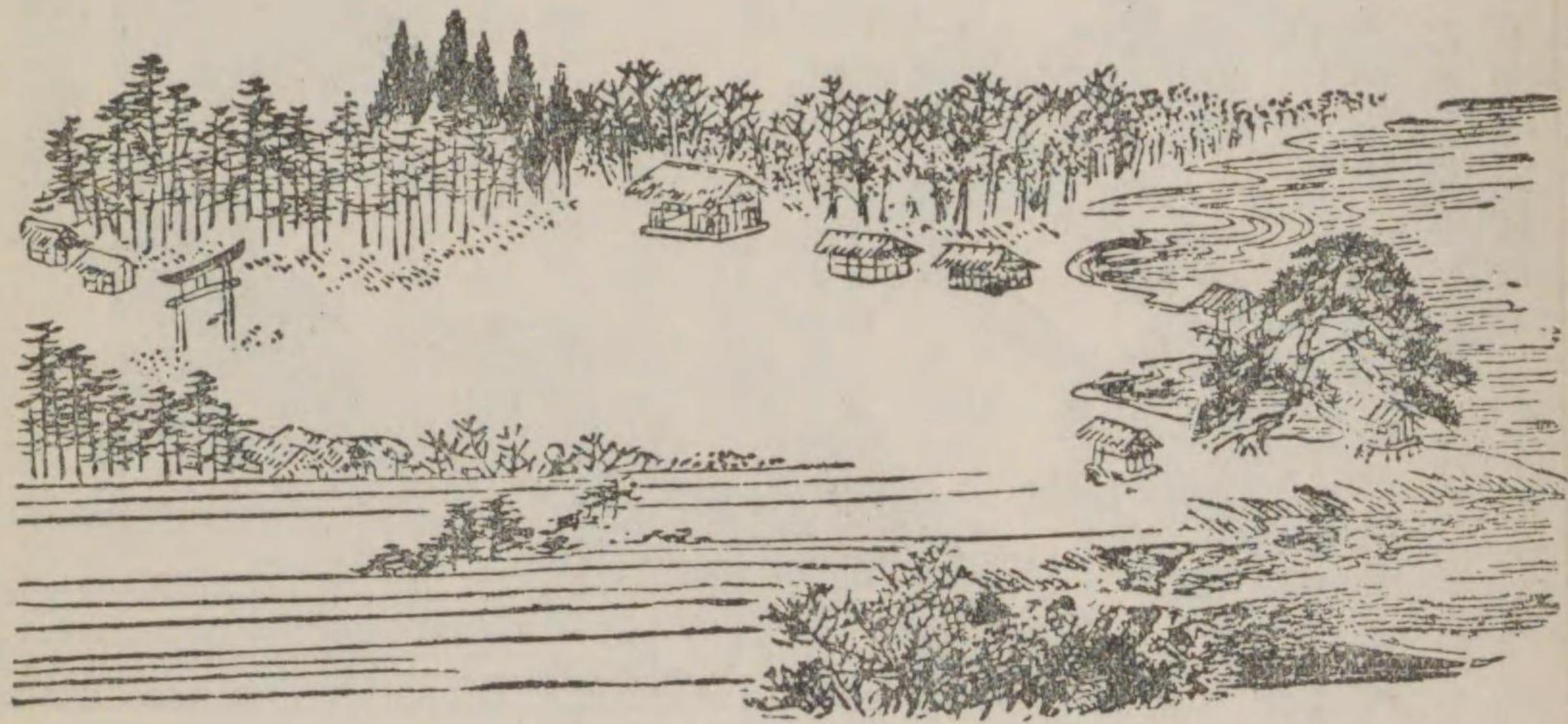
慈恩寺衆徒中

客殿 彌陀を本尊とす、開山堂 開山慈覺大師 鐘樓 寶曆四年の鐘 經堂 念佛堂 如法經堂 觀音堂 坂東の内第三十二番にして、昔の本尊千手觀音は、慈覺大師の作にて立像なりしが、寛永の比焼失せし時、天海僧正比叡山より持來て安置す、則今の觀音にして坐像なり、此堂元は塔頭櫻本坊の持なりしが、今は本坊の持となれり、堂前に燈籠あり、南轅鐵にて礎石と笠石とは後に造りしものなり、左の銘を彫れり、

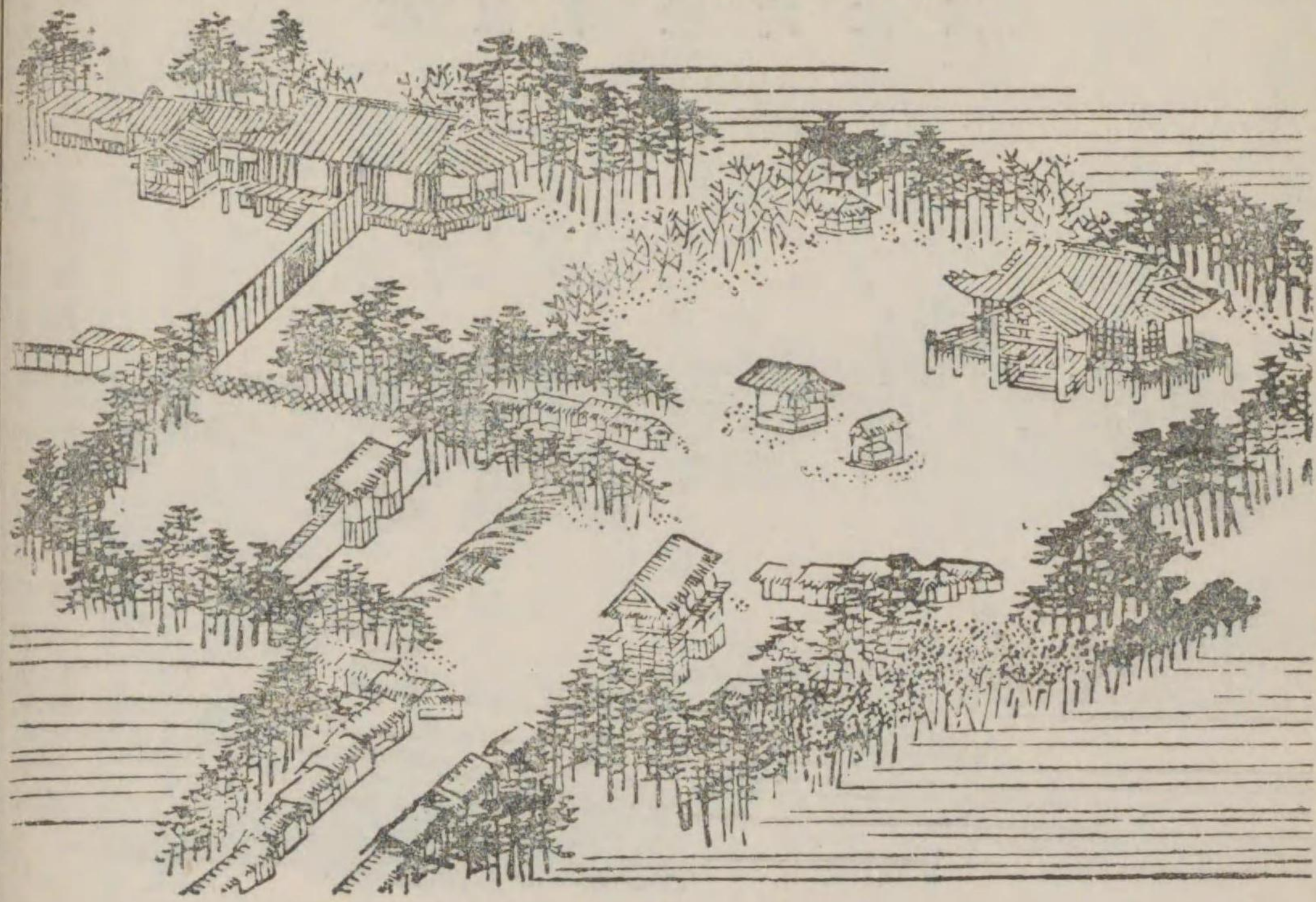
燈籠銘

扶桑國關以東武州路、埼玉西郡岩付、爰慈恩教寺者、光世□之□古道場也、爰關東國元帥令弟、北條氏房爲岩付城主、其股肱臣伊達與兵衛尉房實者、慈恩雜掌也、令金工鑄燈籠一箇、建彼堂前、加旃拋錢焉、燈明萬代不滅計、伏願國家安寧唱太平之歌、風雨調順、得萬民之樂、君臣道合、子孫日多、文武山高、福壽海深、逐一得十德、作一偈、代其銘曰、進善鑄之又施錢、煙煙日夜在堂前、節令、者之然燈

慈恩寺境内之圖



觀音堂境內之圖



佛一段光明世界千、
天正十七己丑五月如意日

伊達與兵衛尉房實施焉

地藏堂 閻魔堂 毘沙門堂 本尊千手觀音を安ず 十二天社 本坊の北にあり、慈恩寺三村の鎮守なり 上院權現社 觀音堂の東方沼の端によりての鎮守なり、一に三社權現と云、神司三浦修理は當寺の支配なり 神明社 八幡社 山王社 愛宕社 辨財天社 宇賀神社 二王門 塔頭 遍照院 幡崎坊 閻伽井坊 寶光坊 櫻本坊 松井坊 東榮坊 池之坊 本願庵 天台宗慈恩寺の本尊不動

○表慈恩寺村 表慈恩寺村も江戸よりの行程、庄名等すべて前村に同じ、三村に分れしことは前に辨せり、民戸六十二、四方の境界も前村にいへる如く、三村に分ちたる地なれば、分明には云ひ難し、大槩東は徳力村、巽の方は花積村、南は平野・上野の二村にて、西は黒濱村、北は慈恩寺村なり、東西二十町、南北十四五町、村の西に日光御成道あり、道幅七間許、用水は黒沼用水を引用ゆこゝも往古は岩槻太田氏の所領にて、御入國の後暫く御料所なりしが、寛永の頃は阿部對馬守領分に賜はり、同き五年同人檢地せり、この後久しく岩槻城附の地なりしに、寶曆六年より御料となり、同十二年大岡十三郎・服部

傳右衛門檢地し、明和七年松平大和守に賜ひしより今も替らず、此外新田ある所は大和守檢地せり、

高札場村の中程

小名 中通り 原通り 向山 立野 諏訪下 楢山

内子 赤坂

元荒川 村の西方より南を流る、幅二十間餘、

諏訪社 慈恩寺の持

常源寺

禪宗曹洞派、岩槻宿龍門寺の末、慈眼山と號す、本尊阿彌陀、開山は本寺第五世徳外堯大なり、元和九年十一月十一日示寂、後村民山崎氏の先祖、山崎源左衛門といへるもの、堂宇を再造せし故中興開基とせり、此人は寛永十一年十一月七日死し、華嚴宗蓮と法諡せり、
○阿彌陀堂 村民の持

○裏慈恩寺村 附持添新田

裏慈恩寺村は民戸六十四、東西七町、南北十町、南は慈恩寺村、西は相野原及古ヶ場・上野の三村、北は鹿室・内牧の二村にて、東は小溝村なり又上野村の西元荒川の邊に飛地あり、小名立野といへり村の西方を貫て日光御成道係れり、三沼代用水を菖蒲町より引來て用水とす、當村領主の遷替檢地の年月等前に同じく、明和七年松平大和守に賜ひしより今も替らず、この外村の北に當村持添の新田あり、黒沼新田と呼べり享保の頃開けし地にて、同く大和守の領となれり、

高札場 村の中程

小名 上手組 下手組 蓮臺 新房

元荒川 飛地の方に係れり

子神社 村民の持

阿彌陀堂 寛永五年村内里正所左衛門が先祖、勸請せり、

舊家者關根所左衛門

當村の名主なり、先祖關根織部勝直は廣澤尾張守重信の二男にして、太田氏房に從ひ後高野山に入て死す、勝直の子大炊助滿親は、幼年より隣村上野村實性寺に入り、成長の後民間に下り慈恩寺村に移り、慶長の頃表慈恩寺村及當村且花積村等三村の内にて數十石の地を開發し、元和八年二月十二日死す、夫より數代を経て今の所左衛門に至れり、彼れが祖父所左衛門奇特の開へありて、寛政三年時の領主松平大和守より苗字帶刀を許し且其行の奇特なるを褒賞ありし由、〔孝義錄〕にも見ゆ、又青柳村に關根氏の舊家ありて、廣澤氏より出しといふ同家なりやされどその傳ふる所の名はたがひに異なり、

○上野村 上野村は江戸よりの行程九里餘、民戸四十五箕輪郷騎西庄に屬せり、四境東は表慈恩寺村、西は黒濱村、南は辻村、北は古ヶ場村なり、東西四町、南北十町程、用水は笹山村内笹山溜井より引來る、御入國の後岩槻城主の所領にて、檢地は前村と同じく、寛永の改あり後寶曆六年永井伊賀守領地の時上て御料となり、今も御

り、領主の遷替前村に同じ、檢地も前と同じく寛永改の後、慶安五年に糺せしと云、

高札場 村の中程

小名 宮ノ前 新屋鋪

古隅田川 村の東北の界を流る、川幅二間、水除堤あり

稻荷社 村の鎮守とす、村末社 天神 ○愛宕社 ○辨

天社

地藏院 新義眞言宗、粕壁宿最勝院末、愛宕山と號す、本尊地藏を安置せり

○下蛭田村 下蛭田村は家數二十三、東は道順川戸村及び古隅田川を隔て、増富・中曾根の二村にて、南は増戸村、西は平野村及び花積村、北は道口蛭田・上蛭田の二村なり、東西五丁、南北三丁餘、郷庄の唱江戸への里數、領主の遷替古の檢地等前村に同じ、

高札場 村の南

小名 新屋鋪 上手 下手 新田

古隅田川 村の東南にあり、川幅八尺許、水源は隣村平野村の地を流來る、二流の悪水村界より一流となりて此名を唱ふ、堤は村の西界

稻荷社 村民持、○雷電社 ○荒神社

東光院 新義眞言宗、長宮村大光寺門徒、瑠璃山醫王寺大日坊と號す、開山は盛運とのみつとふ、中興の開山は祐永

所替より御料所となれり、檢地は寛永五年阿部對馬守改む、當村の飛地は南の方大増村の内にあり、

高札場 村の西北

小名 川面耕地 松ノ木耕地 新繩耕地

古隅田川 村の西界を流る、川幅二間半、水除堤を設く、高さ五尺許、

香取社 當村及び新方袋村の鎮守にて、兩村の界にあり、海善院及び新方袋村滿藏寺の持、末社 第六天 白山 大黒天 ○稻荷社 海善院持、○神明社

○八幡社 ○荒神社 ○稻荷社 村民の持、○熊野天神

海善院 新義眞言宗、百間東村西光院末、別墅山西明寺と號す、開山省範天正元年八月廿一日寂す、本尊彌陀を安ず、鐘樓 安永六年鑄造 寮 彌陀を 觀音堂 村民の

○上大増新田 ○下大増新田 上大増新田は寛文十年阿部伊豫守領せし頃開きたる地と云、江戸より行程九里、上下犬牙して辨別しがたし、二ヶ所合せて家數四十四、東は東西谷原の二新田、南は増長村、西は増富・増戸・長宮の三村にて、北は新方袋村なり、東西へ五町、南北十一町、開墾より岩槻城主の領分にて、今大岡主膳正領す、高札場 上分は北、下の方

高札場 上分は北、下の方

新編武藏風土記稿卷之二百二 埼玉郡之四

慶長元年示寂せり、本尊は地藏を安置せり、

藥師堂 本尊は行基 天神社

○増富村 増富村は新方庄と唱ふ、郷名江戸への行程前村に同じ、家數四十四、東は大増新田、南より坤に至りて増戸村、及び古隅田川を隔て下蛭田村に隣り、西も同じ川を限り、上蛭田・道順川戸の二村にて、北は中曾根村なり、東西へ五町、南北八町許、古より岩槻城附の地にて、今は大岡主膳正領す、檢地は寛永七年の改なり、高札場 村の南

小名 かね塚 中屋鋪 木ノ下耕地

古隅田川 村の西界を流る、幅二間許、水除堤は高さ五尺ばかり

香取社 村の鎮守にて、社内に本地佛十一面觀音を安ず、福藏院持、末社 稻荷 天神 福藏院 新義眞言宗、長宮村大光寺末、稻荷山觀音寺と號す、中興開山賢弘天正十九年四月廿九日示寂、本尊は彌陀

○中曾根村 中曾根村は江戸より行程十里、民戸五十四

東南北とも新方袋村にて、西は増富・道順川戸・小溝の三村なり、東西の徑り七町許、南北十五町程、當村も御打入の後より岩槻城附の村なりしが、寶曆六年永井伊賀守

香取社二宅 一は上新田、一は下新田の鎮守にて、上下里正の持、

○増戸村 増戸村は家數三十四、東は上下大増新田、南は長宮村、西は平野村、北は増富村なり、東西へ三丁半ほど、南北四町許、用水は元荒川の水を引用ゆ、後の數村並に同じ、古より岩槻城附の村にて、今大岡主膳正領す、檢地は寛永七年時の領主改む、江戸よりの行程は前に同じ、

高札場 村の中程

小名 上 中 下

神明社 村の鎮守にて、○稻荷社 村民 淨泉寺 淨泉寺の持、

淨泉寺 淨土宗、高岩村忠恩寺末、照露山淵地 ○寶藏寺 眞言宗、長宮村大光寺門徒、明庵 彌陀を安ず、淨泉寺と號す、本尊藥師を安ず、庵 泉寺の持なり、

○大野島村 大野島村は江戸より八里餘、民戸五十二、東は大口村、南は大谷村、西は平野村、北は長宮村なり、東西十六町餘、南北三町程、用水古よりの領主檢地の年代等前村に同じ、

高札場 村の南

元荒川 村の西南を流る、川幅三十五間餘なり、

新編武藏風土記稿卷之二百二 埼玉郡之四

一三一

神明社 村の鎮守にて、
普門院の持、

普門院 新義眞言宗、三之宮村一乘院末、
辨財山と號す、本尊彌陀を安ず、
末、不動山と號す、
本尊不動を安ず、
○正光院 同宗長宮
村大光寺

○長宮村 長宮村は江戸の里程前村に同じ、
境内香取社に掛し鰯口に新方庄とあり、
今はその唱を用ひず、
民家八十五、
村の四隣東は上下大増村、
西は平野南は大野島村、
北は増戸村なり、
東西五町許、
南北八町程、
當村御入國以來御料所なりしを、
寛永年中阿部對馬守に賜はりしより、
岩槻城に附し村となり、
今は前村と同じく大岡主膳正が領分なり、
檢地は慶長十七年の後寛永の檢地は前村に同じ、
高札場 村の中程
あり

香取社 醫王院の預る所にして、
村内鎮護の神なり、
○天神社 村民の持、
下
○第六天社 ○稻荷社

大光寺 新義眞言宗、
足立郡倉田村明星院の末、
花林山回向院と號す、
開山を祐眞と云、
永正五年三月廿一日示寂、
慶安元年寺領拾石を賜ふ、
本尊彌陀を安ず、
慈覺大師の作と云、
傍に十一面觀音を置、
是は春日の作なりと傳へ云、
此像は往古武藏坊辨慶義經に従ひ
奥州へ下りしとき、
當所に休ひ
爰と共に置しものなりと、
其爰近き頃まで寺寶として本堂に



○醫王院 新義眞言宗、
末田村金剛佛光山と號す、
本尊阿彌陀、
○西方寺 淨土宗、
加倉村淨國寺の末

○増長村 増長村は江戸よりの行程等すべて前村に同じ
民戸二十九、
東は上下の大増新田、
西は大野島村、
南は大吉村、
北は大魔村、
東西五町半、
南北は少く狭し、
檢地領主等も前村に異ならず、
高札場 村の中程
あり
香取社 村の鎮守なり、
○姥神社 村民の持、
○三島社 是も村民の持、
○藥師堂 觀秀院
花林山と號す、
本尊不動を安ず、
○藥師堂 觀秀院

只今騎羅艶に可走廻候由申旨間、
龜戸之内に村江備
前守分出之候者也、
永祿六年癸亥壬極月廿九日 虎松丸
小曾河小五郎殿

自前之諸公事令免許者也、
永祿七年甲子十一月廿八日 花押
澁江鑄物師

道也證文之筋目、
不可有異儀旨被仰出者也、
依如件、
甲戌九月十三日
澁江鑄物師
笠原藤左衛門尉奉之

御陰居様如御證文之、
不可有異儀旨被仰出者也、
依如件、
丁亥七月十一日
野本將監奉之

○飯塚村 飯塚村は江戸よりの里數九里、
箕輪郷騎西庄に屬す、
村の舊地なること村内法華寺の條によりても知らる、
四境東は末田・高會根の二村、
南より坤の方は下新井村、
西は岩槻宿、
北は村國村なり、
東西二十三町、
南北僅一町に過ず、
民家九十、
當村は古より岩槻城に附し
村なりしが、
寶曆年中上りて御村となるより今に御代官

づかれ

○村國村 村國村は江戸よりの里程等前村にことならず
民家三十餘、
村の廣さ東西の徑十五町、
南北は十町許、
東は元荒川を限り川の向ひは大野島村、
北も同川を隔てて長宮村に及ぶ、
南は飯塚村、
西は岩槻富士宿町に接せり、
領主前村に同じ、
檢地は寛永五年領主より糺せしと云、
高札場 村の中程
あり

元荒川 村の東北の方を流る、
川幅は十五間
より二十間許、
川にそひて堤を設く、

久伊豆社 多寶院の持にて、
村の鎮守とす、
○八幡社 是も同寺の持、
下同じ、
○第六天社

多寶院 新義眞言宗、
末田村金剛院末、
本尊阿彌陀なり、
氏を齋藤と稱す、
代々名主を勤め
旁ら鑄冶を業とせり、
家系を失ひたれば
來由詳ならず、
岩槻

太田家及小田原北條家より與へし文書を藏す、
宛名澁江鑄物師とあり、
されば往古は岩槻澁江町に住し、
御入國の後當所に移りしなるべし、
外に虎松丸より與へし感狀一通を藏す、
宛名小曾川小五郎とあり、
近村小曾川村の名主兵吾は、
今中嶋と稱すれど、
元在名を以て小曾川と稱し、
小五郎の末孫にされども系圖を所持せざれば、
詳なことをしらず、
文書四通左の如

所なり、檢地は前村に同じ、其後寶曆十三年新田を開けり、村内に一條の往還係れり、是日光御成道の脇道にて本道さへはるときは通御もあるなれば、土俗に御下道と呼ぶ、

高札場 村の中程

小名 馬塚 村國臺 松葉 中島 廣田 竹ノ花 柳

元荒川 北の方を流る、幅三十間より八十間程に至る

久伊豆社 村の鎮守にて、祭神は大己貴命と末社 辨天神明 稻荷 ○諏訪社 ○八幡社以上密嚴

密嚴院 新義真言宗、太田村金剛院末、金 ○法華寺 禪宗曹慶山と號す、本尊釋迦を安す、

相州鎌倉圓覺寺末、靈雲山と號す、本尊觀音を安す、開山是徹寂年を傳へず、古き文書數通を藏せり、舊地なることは論

なければ、總て其來由を失ふ、

武藏國法花寺當知行地事、被聞食畢、僧衆可存其旨者、天氣如此、□以狀、

元弘三年十二月十二日 式卿□花押

武藏國飯塚村法華寺住持是徹申寺領事、被下諭旨之處、大河原又三郎致濫妨之、更可被沙汰付與是徹之

狀□、

建武元年二月六日 尊氏花押

伊豆守殿

此二通の文によりて考ふるに、當所寺領の事元弘三年諭旨を下し賜へども、戰爭の頃なればとにかく、己がまゝなること多く、寺域穩ならざるにより、是徹がこひに任せ、建武元年尊氏より關東管領上杉伊豆守憲顯へ、其災を鎮めんことを命ぜられしものと見えたり、遙の後岩槻太田氏の頃までも、寺領ありし事知らる、其文書左の如、

飯塚之内法華寺門前諸公事、并棟別諸勸進令停止畢、仍如件、

永祿九年丙寅十一月廿三日 氏資花押

飯塚法華寺領拾貫文春首座出候、寺内彼是可致輝麗由、手堅可申届者也、仍如件、

天正十四年丙戌十一月廿九日 伊達與兵衛 春首座

飯塚之内法華寺門前諸公事、并棟別諸勸進、任證文令停止畢、仍如件、

天正拾五年丁亥十月十八日 伊達與兵衛奉之 法華寺

鐘樓 延享二年鑄造 ○香林寺 法華寺の末、當揚山と號す、鐘樓の鐘をかく ○開山明室是徹は慶

久伊豆社 村の鎮守とす、村民持、

○稻荷社 以上四社、洞

圓福寺 禪宗曹洞派、下新井村福嚴寺末、永昌山と號す、慶長年中僧廣山宗澤と云もの、草創する所なり、本尊は聖觀音にて長一尺八寸、運慶の作と云、

熊野社 地藏堂 ○洞照院 新義真言村金剛院末、瑠璃光山と號す、本尊藥師を安す、

○浮谷村 浮谷村は江戸を隔ること九里、郷庄の唱は前に同じ、四隣東は黒谷村、西は横根村、南は栢崎村、北は眞福寺村、東西南北ともに十四五町、此餘村の西綾瀬川の向栢崎村の境に、飛地少しばかりあり、村内に日光御下道かゝれり、檢地領主等のこと前に異ならず、爰も今は御料所なり、

高札場 村の中程

小名 坂組 臺組 寺家組 東組 捻橋谷 石神谷

松葉谷 新井谷 寺家谷

八幡社 村の鎮守なり、浪除の八幡と號す、浮谷院の持、

不動堂 役行者が作りし末社 牛頭天王 牛天神 雷電 稻荷 辨天 疱瘡神

○久伊豆社 ○神明社 ○稻荷社 ○熊野社 以上四社 大和持、大和は吉 田家の御下なり、

○神明社の持 末社 稻荷 疱瘡神

高札場 村の中程

小名 本田 倉並耕地 第六耕地

長六年示 寂す、

○阿彌陀堂 ○太子堂 共に法華寺の持

○眞福寺村 眞福寺村は郷庄の唱及江戸への行程等前村に異ならず、當村古は眞福寺と云寺ありしにや、今は寺蹟も傳へず、民家二十五、東は下新井・浮谷の二村、南より西へは栢崎村、北は岩槻町なり、東西四五町、南北八丁許、村内北の方に岩槻町より大門宿へ達する一條の往還あり、是日光御下道なり、幅凡三間許、檢地及び領主の遷替等總て前に同じく、今は御料所なり、

常福寺 禪宗曹洞派、岩槻宿芳林寺末、浮谷山と號す、開山仙旭
慶長十五年八月十五日寂す、本尊虚空藏を安置す、
觀音堂 仁王門 鐘樓 萬治三年鑄造 ○西光院 新義眞言
村金剛院末、高杉山無量 天神社 道陸神社 ○浮谷院
寺と號す、本尊不動 本山派修驗にて、幸手不動院の配下なり、八幡山浮谷寺と號
し、又高林坊ともいへり、高林坊は則開山の名にて、此僧天
正年中寂すと云、寶物として國光の刀一腰及び天正十三年の
護摩札あり、又永正元年八幡社造立棟札の寫をも所持すれど
こは後人作意になりし
ものにや詳ならず、

○下新井村 下新井村は元祿郷帳もしか記し、肩に古は
新井村と記し、既に正保國圖にも新井村とのみ載たれば
下の字を加へしは元祿前の事なるべけれど、其所以は傳
へず、江戸の行程郷庄の唱等前村に同じ、民家四十、東
は黒谷村、西は眞福寺村、南は浮谷村、北は飯塚村、東
西十町餘、南北二三町、檢地領主等の事は前と同じく、
今は御代官支配す、又後年開けし新田あり、明和七年御
代官遠藤兵右衛門檢地すと云、用水は元荒川の水を引沃
けり、
高札場 村の中ほ
小名 上地原 明見 柳橋 戸崎原
久伊豆社 村の鎮守とす、玉藏院持、社地
に圍一丈餘なる松の神木あり 末社 神明

○妙見社 ○三島社 此二社も
玉藏院 新義眞言宗、末田村金剛院末、陽 ○福嚴寺 禪宗曹
三ヶ村長龍寺末、香積山と號す、開山默堂閣 藥師堂 行基
喫天文七年四月十六日寂す、本尊は地藏なり、
長五 鐘樓 萬治二年鑄
六寸 鐘樓 造の鐘なり

○大口村 大口村は江戸より七里餘の行程を隔つ、民家
五十餘、東西十一町、南北五町餘、東は増田新田、西は
大野島村、南は大谷村、北は増長村なり、用水は元荒川
の水を引用ゆ、古は御料所なりしといへり、正保の頃は
阿部對馬守が領分なるよしものにみえたり、今は大岡主
膳正が領地なり、檢地は慶長十七年、寛永七年の二度に糺
しあり、又村の西に堤あり、金山堤と唱ふ、是奥州街道
の蹟なりと云、
高札場 村の中程
香取社 村の鎮守、正 ○第六天社 持同
正福寺 新義眞言宗、三之宮村一乘院末、蓮華 ○光明院 末
慶傳山と號す、昔は修驗なりしが、寛 ○勢至堂 光明院持
文中宗派を改しと云、本尊觀音、
塚 慶傳山と呼ぶ、昔慶傳と云修驗、入定せし印の
大谷村 大谷村は江戸より八里餘を隔つ、家數三十餘

東西十七町、南北二町、東は恩間新田、西は大野島村、
南は大戸村、北は大口村なり、用水は須賀村より引來る
水をそゞげり、檢地領主等の事は前村に異ならず、
高札場 村の中ほ

元荒川 村の南を流る、川
幅三十五間ばかり ○金山堤 西の方
にあり

香取社 村の鎮守とす、觀
音寺持、下同じ、末社 天神 ○第六天社 ○神
明社

觀音寺 眞言宗新義、三之宮村一乘院末、瓊
嶺山と號す、本尊藥師を安置せり、 ○庵 阿彌陀を
の持

○大戸村 大戸村は民戸四十餘、東西二十五町、南北二
町許、西は大野島村、東は恩間村、南は須賀村、北は大
谷村なり、この餘のことはすべて前村と同じ、

高札場 村の坤の
村の西南を流る、川幅
前村にことならず、

元荒川 村の西南を流る、川幅
前村にことならず、

香取社 村の鎮守 ○雷電社 ○熊野社 以上三社、
社大聖 ○久伊豆社 持同、 ○天神社
寶藏院 新義眞言宗、三之宮村一乘院門徒、
大日堂 ○大

聖院 同宗同門徒、天女山不動
寺と號す、本尊不動を安す、

○須賀村 須賀村は正保の國圖に菅村と記し、元祿改定
のものには新方須賀村とあり、又村に傳る天正二十年慶
長三年の水帳には、新方庄西川須賀村とみえたり、菅と
かきは須賀の假借となるべし、郡内、須賀二村あり、成
田分限帳永樂百貫文須賀修理大夫泰名とのせたるは、地
理のつひで忍領須賀の在名を用ひしものならん、猶彼村
にのす、江戸より七里半を隔つ、東は恩間新田、西は元
荒川に限りて對岸は末田村なり、南は大森村、北は大戸
村に接す、東西の徑二十町、南北二町許、古は御料なり
しを寛永年中阿部對馬守に賜ひ、元祿十年再び御料に復
せしを、同十四年岩槻城主の領地に賜はりしより、今の
大岡主膳正に至ると云、檢地は天正十年神山左助・金田與
十郎・市川彦八、慶長三年伊奈備前守、同十七年石原清兵
衛・成瀬忠左衛門、寛永七年野間九郎左衛門・田崎總左衛
門等糺せしと云、又少許の新田あり、こは正保四年檢地
すといへり、

高札場 村の中程
元荒川 村の西菅村と末田村との界を流る、兩村にて石堰を造
り、水の増減によりて差引をなし、越谷邊二十三村の
用水とす、土人しめ切堰と稱す、又此水を堰の上流より分水
して、村内の溜井へ引入、此溜井岩槻領二十三村の用水とな

る、されば四十六村組合なれども、此塚は末田と當村との持、

香取社 村の鎮主 ○水神社 ○稻荷社 ○第六天社 以上四社

圓乘院 持 ○天神社 ○稻荷春日合社 ○稻荷社 以上三社 村民持、

藏心寺 禪宗臨濟派、鎌倉圓覺寺末、萬寶山地藏院と號す、開山佛惠元和二年示寂す、阿彌陀を本尊とす、

地藏堂 鐘樓 文化六年再

圓乘院 新義眞言宗、三ノ宮村一乘院門徒、本尊地藏を安、

○藥師堂 村民持、 ○地藏堂 十一面觀音を安、圓乘寺の持、

○大森村 大森村は新方庄に屬す、民家二十九、村の廣さ東西五町半、南北八町、東は三之宮村、西は須賀村、

南は元荒川に添ひ、對岸は末田村なり、北は恩間新田に接す、用水は須賀村溜井より引沃ぐ、水溢の患あり、御

入國の後御料所なりしに、寛永年中岩槻城主阿部對馬守に賜はり、それより世々岩槻城附の領となりて、今の大

岡主膳正に至る、檢地及江戸への行程等前村に異ならず、高札場 村の南にあり、

元荒川 村の南を流る、川幅二十二間許、

香取社 村の鎮守なり、利生院持、

利生院 新義眞言宗、三之宮村一乘院門徒、阿彌陀を本尊とす、藥師堂

○末田村 附持添新田 末田村は家數百軒餘、村の廣さ南北二十五町、東西四町許、東は野島村、西は高會根村、

南は孫十郎村、北は飯塚村にて、良の方元荒川の對岸大戸・須賀・大森の三村なり、當村固より岩槻領なりし由を傳れど、正保の郷帳には伊奈半十郎が御代官所の外、金

剛院淨音寺領と見えたり、後岩槻城附の領地となりしより、今も大岡主膳正が領する所なり、檢地は寛永六年鈴木三太夫・奥津長兵衛・豊田太郎右衛門・鈴木藤兵衛等糾

し、持添の方は寶永四年長坂彌右衛門・川島平内・中島藤右衛門・天野傳助等改めしと云、江戸の行程は前村に異ならず、

高札場 村の東にあり

小名 上手 外野 宿 人卷

元荒川 村の北より東へ流る、川幅二十間餘、

鷺宮社 村の鎮守とす、末社 疱瘡神 天神 稻荷 庚申

金剛院 新義眞言宗、金龍山妙音寺と號す、京都仁和寺末にして談林所なり、寺領十石の御朱印を賜ふ、開山の僧を宥慶と云、寂年を傳へず、當寺古へは岩槻にありて、金剛坊といひしを、寛永年中當地に移りてより金剛院と改め、堂塔

新編武藏風土記稿卷之二百三

埼玉郡之五 岩槻領

○黒谷村 黒谷村は江戸より行程八里、家數五十六、東は野島方村、西は浮谷村、南は尾ヶ崎村、北は下新井村

なり、東西十八九町、南北四五町、用水は末田村の溜井より引用ゆ、此村寛永の頃より岩槻城主の領分なりしが

寶曆六年永井伊賀守領主たりし時、上りて御料所に屬し今に替らず、檢地は寛政六年御代官野田文藏糺せしと云

のみ、それより以前檢せしことを傳へず、

高札場 村の南にあり

久伊豆社 村の鎮守なり、○天神社 通照院 光善院持、

普慶院 新義眞言宗、末田村金剛院末、鐘樓 鐘は享保四年法龜山と號す、本尊不動を安、

○遍照院 同末なり、法界山と號す、本尊大日を安、

光善院 是も同末、高木山と號す、本尊不動を安、

○妙圓寺 禪宗曹洞派、黒濱村號す、本尊大日、○藥師堂 普慶院持

號す、本尊大日、○藥師堂 普慶院持

以下造立すと云、本尊虚空藏は長三尺許、弘法大師の作と云、

棟札に元祿十年桂昌院 護摩堂 不動を本 經堂 一切經を藏殿御寄附の由を記す、

觀音を安 稻荷社 ○淨音寺 山と號す、當寺の草創は延徳元年淨音と云僧、草庵を結て念佛三昧なりしを、

譽融弘と云僧住せし頃、村内小山氏なるものを戮せて本堂を造立し、起立の僧淨音が名を取て寺號とせり、融弘は永正

十一年三月十二日化す、其門弟融慶住職たりしとき、天正九年東照宮御遊獵の序で當寺へ御立寄ありしに、其頃境内今

の如くにはあらで、谷間に籠りたれば、四邊を切開くべき由且山號を深谷と賜はり、又寺領三石を附せられしと、鐘樓 正

云、本尊阿彌陀、坐像長二尺五寸慈覺大師の作なり、鐘樓 四年の鐘、

天神社 第六天 觀音堂 ○觀音寺 新義眞言院の門徒、下二院も同じ、大慈 觀音堂 稻荷社 ○密

院の門徒、下二院も同じ、大慈 觀音堂 稻荷社 ○密院の門徒、下二院も同じ、大慈 觀音堂 稻荷社 ○密

藏院 上手山と號す、本尊 稻荷社 ○華光院 麓山と號す、不動を安置せり、

動を安 藏院 上手山と號す、本尊 稻荷社 ○華光院 麓山と號す、不動を安置せり、

新編武藏風土記稿卷之二百二之終

○横根村 横根村は寛永年中村民五郎兵衛なるもの開發せりと云、箕輪郷騎西庄に屬す、江戸より行程九里、民戸五十五、東は浮谷村、巽より南に亘りては笹久保新田西は綾瀬川を境ひとして足立郡膝子村、北は當郡眞福寺村なり、東西十四五町、南北十町餘、用水は綾瀬川の水及び三沼代用水をひけり、領主の遷替前村と同くして、今は御料所なり、

高札場 村の中程

小名 耕地前 平間 坂

綾瀬川 村の西を流る、川幅十間許、村の東浮谷村の境に此川の水除堤あり、高三尺、

妙見社 村の鎮守とす、村民の持なり、末社 稻荷 天神 ○石神社 養

寺持、下 ○神明社

養福寺 新義眞言宗、末田村金剛院末、駒形山妙玉院と號す、本尊不動なり、

○笹久保村 附持添新田 笹久保村は郷庄の唱へ、領主の遷替、及び今御料所たること、前村に異ならず、東西十八町、南北へ五町許、東より巽の方まで尾ヶ崎村にて、

南は笹久保新田、西は浮谷村、北は黒谷村なり、民戸七十八、用水は三沼代用水を引けり、村内巽の方より乾の方に通じて日光御下道係れり、道幅五間許、江戸よりの

行程八里餘、隣村笹久保新田の内に當村持添の新田ありこゝは寶永三年領主小笠原佐渡守檢地すと云、

高札場 村の中程

小名 久保 馬場 觀音坂 駒形 寺方 すくも 前

田 柳原 村内の鎮守なり、村民の持、末社 風神 雷神 稻荷

威徳院 慶徳山福生寺と號す、阿彌陀堂 ○安養院 日照山本尊は不動を安ず、

本尊大日 ○吉祥寺 觀音院と號す、觀音を本尊とせり、 ○善念寺 阿彌陀院

本尊般若菩薩以上四ヶ寺共に新義眞言宗にて、尾ヶ崎村勝軍寺末なり、

曹洞派、尾ヶ崎村光秀寺末、延命山と號す、開山は本寺四世の僧掃室長閑なり、元和五年示寂せり、本尊は地藏を安置す、

○地藏堂 尾ヶ崎村光秀寺持

○笹久保新田 笹久保新田は郷庄の名、江戸への行程、古への領主、及び今御料所たること、すべて前村に同じ、民戸五十九、東は尾ヶ崎村、南より西へ亘りては綾瀬川を隔て足立郡高畑村、北は笹久保村なり、東西二十町、南北六町許り、

高札場 村の中程

小名 谷際 吉戸 中曾根 蛙田 前屋鋪

綾瀬川 村の坤の方を流る、川幅十間ばかり、

淺間社 村の鎮守なり、末社 稻荷社 辨財天 ○天神社

除障院 新義眞言宗、尾ヶ崎村勝軍寺末、法幢山寶藏寺と號す、本尊地藏を置けり、

○高曾根村 高曾根村も郷庄の唱へ、江戸への行程、及び古へ岩槻城附の地にて、今御料所たること、前村に異ならず、民戸七十餘、東は野島村、西は下新井・飯塚の二村南は黒谷村、北は末田村なり、東西五町、南北二十町許檢地は寛永六年領主阿部對馬守札せり、此外西の方黒谷村の内に村の飛地あり、又南の方に纒の新田を開けり、

高札場 村の中程

小名 上曾根 下曾根 關根 谷中前 一ノ坪 深田

耕地 蓮花院 彌勒院 ○神明社 村持下 ○稻

荷社 辨天社 蓮花院 彌勒院 愛宕社 村持、

蓮花院 新義眞言宗、末田村金剛院門徒、大悲山と號す、元祿三年の草創にて開山寛永寂年詳ならず、本尊は勢至なり、

安ぜ 稻荷社 村内の鎮守也 ○彌勒院 同寺の門徒なり、愛宕山と

すと云、本 ○常香寺 淨土宗、末田村淨音寺末、藥王山東尊不動、

山淨海寂年 藥師堂 藥師は行基の作、 ○寶信寺 隆山香照

院と號す、本尊阿彌陀を安ず、開山學譽寂年を傳へず、

○高曾根村 孫十郎村 附持添新田 孫十郎村は古へ高曾

根村に屬せし地にして、正保のものには見え、元祿改定の國圖には載たれば、其分ちし年代推て知るべし、江戸よりの行程七里餘、家數五軒、村の徑り東西南北共に二丁半許、東は砂原村、南は鉤上村、西北の二方は野島・高曾根の二村に接せり、用水は末田村の溜井より引り、當村も御料所にて檢地も本村に同じ、此餘見付田新田と唱ふる持添の新田あり、明和九年の檢地なり、

高札場 村の中程

久伊豆社 村持

○尾ヶ崎村 尾ヶ崎村は騎西庄と唱ふ、天正十九年村内勝軍寺へ賜はりし寺領御朱印の文に、笹久保郷之内三石之事とあるによりて、當村のみ笹久保郷の唱へありと土人いへり、案に正保中改のものに、笹久保勝軍寺領とのせたり、これ郷名にはあらず、則隣村笹久保村のことなるべければ、土人の傳ふる所疑ふべし、又同時に賜はりし村内光秀寺の御朱印には、拂上郷之内云々とあり、されどこの郷名今は唱を傳へず、且外に此名をきかず、民戸八十餘、東は野島村、南は鉤上新田、西は笹久保新田

北は黒谷村なり、東西七町、南北十三町許、江戸への行程八里餘、用水は元荒川の水を引沃げり、こゝも舊くより岩槻城主の所領にして、今は大岡主膳正が領分なり、檢地は寛永七年阿部對馬守改む、村の南の方に日光御下道あり、幅四間餘、

高札場 村の中程

小名 表耕地 稻荷谷 岸谷 薬師谷 櫻谷

八幡社 村の鎮守とす、久伊豆及び稻荷を相殿とす、村持なり、

勝軍寺 新義真言宗、足立郡倉田村明星院末、愛宕山求開院と號す、天正十九年寺領三石を賜ふ、中興開山僧有榮寂

年詳ならず、本尊 鐘樓 正徳三年鑄造 護摩堂 八幡社 虚空藏を安ず、

久伊豆社 稻荷社 ○光秀寺 禪宗曹洞派、鷲宮村靈樹寺本尊釋迦を安ず、開山清曆元龜三年十二月二十五日寂す、開基三上三郎左衛門は、岩槻城主太田氏房の家臣たり、卒年詳ならず、法名は光秀寺玉宗禪政禪門と云、鐘樓 貞享二年の當寺も前と同時に三石の寺領を賜へり、鐘樓 鐘をかく、

天神社 觀音堂 太子堂 ○智性院 村内勝軍寺の門徒、宮崎山來迎寺と號す

本尊不動

○尾ヶ崎新田 附持添新田 尾ヶ崎新田は慶長・元和の頃、次第に開墾して一村となれり、黒谷郷に屬す、民戸二十六、村の廣さ東西十六町、南北三町許、東は鉤上村、南は

大門宿より分れて、岩槻宿へかゝれる往來なり、當村領主の遷替檢地等前村に替らず、此餘村の南の方鉤上新田の内に纔の飛地あり、

高札場 村の中程

小名 木淵 深町耕地 八町目

稻荷社 村の鎮守とし、○神明社 是も村の鎮守とす、村民持て、圓福寺持、ありし小祠なりしが、養人多く、貞享年中に至り、彼山を伐り開き社を造立せしより、益近村にきこへて、今も參詣のもの多しと

末社 八幡 春日 稻荷 疱瘡神 荒神 愛

宕 久伊豆 子易明神 雷神 三峯 天神

圓福寺 新義真言宗、尾ヶ崎村勝軍寺門徒、日輪 ○成就院 山明王院と號す、本尊不動を安ぜり、

同門徒にして、地福寺と號す、本尊觀音を安ぜり、

○玉泉寺 禪宗曹洞派、尾ヶ崎村號す、開山玉泉心泰慶長二年四月十八日寂すと、寺號は開山の名を取りしものなり、本尊十一面觀音を安ず、

○鉤上新田 鉤上新田は開墾の年代を傳へざれど、古より岩槻城附の領にして、民戸六十五、東は西新井村、南は綾瀬川を限りて、對岸は足立郡戸塚村、西は本郡尾ヶ崎新田、北は鉤上村に接せり、東西十七町、南北十五六町、此餘寶永三年領主小笠原佐渡守糺せし纔なる新開の地あり、村内南の方に日光御下道かゝれり、

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

高札場 村の東よ

綾瀬川を隔て、大門宿及び下野田村にて、西も同じ、川を界ひて高畑村、北は尾ヶ崎村なり、領主の遷替檢地及び江戸への行程庄名用水等本村に同じ、此餘村の西南の方綾瀬川に添て僅の新田あり、延享四年永井伊賀守檢地し當村の持添とす、又坤の方に日光御下道あり、

高札場 村の中程

小名 木淵 深田耕地 八丁目

綾瀬川 村の西南を流る、川幅十間許、川に添て水除の堤あり、高一間、

稻荷社 村内の鎮守なり、村民持、

正福寺 新義真言宗、尾ヶ崎村勝軍寺門徒、法界山と號す、本尊大日、開山甚盛元和二年三月二日示寂せり、

荒神社 天神社 地藏堂

○鉤上村 鉤上村は騎西庄越ヶ谷郷と唱ふ、慶長年中檢地帳に、武州騎西郡越ヶ谷之内鉤上と載たれば、古へより越ヶ谷郷に屬せしこと知らる、當村開闢のことは、元祿十一年岩槻の城主へ書出せしものに、百九十八年以前より民家建はじめしよしを記せり、されば文龜の頃より追々開けしなるべし、江戸より行程七里餘、民戸八十九、東は西新井村、西は尾ヶ崎新田、南は鉤上新田、北は尾ヶ崎村なり、東西十六町、南北三町餘、用水には元荒川の水を引沃げり、村内坤の方に日光御下道かゝれり、是

小名 西ヶ尻 八丁目耕地 道下耕地 五段田耕地

綾瀬川 村の西南を流る、川幅十間許、則當郡と足立郡の界なり、

稻荷社 村の鎮守なり、玉寶院持、

保壽院 新義真言宗、尾ヶ崎村勝軍寺門徒、臺知山觀音寺と號す、本尊如意輪觀音を安置せり、

○玉寶院 本山修驗、葛飾郡幸手不動院配下なり、開祖永知寛文二年十月三日寂す、本尊不動を安ず、

○長島村 長島村も江戸よりの行程前村に同じ、民戸十四、南は越卷村、西は鉤上新田、東北の二方は西新井村なり、東西五六町、南北二町餘、當村古は西新井新田と唱へしを、元祿八年酒井河内守檢地して一村となし、今の如く村名を改め、同十年より御料となり、其後永井伊豆守に賜りしが、寶永年中上りて御料に復し今もしかり、

高札場 村の西

小名 寺浦 中通 水持上 水持下 道西

綾瀬川 村の東南を流る、川幅十間許、川に添てつゝみあり、

稻荷社 村の鎮守なり、末社 天神 疱瘡神

萬藏寺 新義真言宗、末田村金剛院末、長嶋山 ○大覺院本と號す、本尊十一面觀音を安置せり、

修驗、葛飾郡幸手不動院配下

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

なり、本尊不動を安ぜり、

○谷中村 谷中村古は四丁野村の新田にして、四町野新田谷中組、或は四丁野村の内谷中村など唱へしが、元祿八年酒井河内守檢地のとき、一村に分ちしと云、元祿改定の國圖に始めて載ればさもあるべし、江戸より行程六里、民戸四十八、東西三町餘、南北二町程、東は瓦曾根村、西は西新井村、南は七左衛門村、北は四丁野村なり、用水は末田村の溜井より引沃ぐ、當村御入國の後御料所なりしが、寶永二年岩槻城主小笠原佐渡守が、領地に賜りしより城附の領にして、今大岡主膳正領せり、高札場 西の方

小名 三津新田 此地元祿の國圖に、谷中村枝郷と載て、別越ヶ谷宿に屬せし地なり、しを、後當村につけり、

稻荷社三字 ○天神社 以上西福新義眞言宗、四丁野村迎勝院門徒、西福院 林谷山と號す、本尊彌陀を安ず、觀音堂

○西新井村 西新井村は江戸より行程七里餘、東西も南北も徑り十一町餘にして、東は神明下村、南は長島村、西は鉤上新田、北は鉤上・後谷の二村なり、家數七十四、當村御入國の後御料所なりしが、寛文二年土屋相模守が領地に賜はり、後上りて元祿十一年小笠原佐渡守に賜は

り、是も寶曆六年上りて御料となり、同年地を裂て大岡出雲守に賜はりしより、今は御料及び大岡主膳正が領地入會り、檢地は前村に異ならず、高札場 村の北

小名 堀ノ内 立野 前谷 土合 外合 西前石神社 村の鎮守なり ○天神社 稻荷社二字 以上四社普門院 新義眞言宗、末田村金剛院末、月照山 ○西教院 淨宗、越ヶ谷宿天嶽寺末、日照山光明寺と號す、開山誠蓮社法譽元龜三年二月七日寂す、本尊彌陀を安ぜり、鐘樓寶曆十年鑄造 八幡社 稻荷社 ○正覺庵 西教院の鐘をかく、蓮 正庵 同末なり

○野島村 附持添新田 野島村は正保の郷帳には野島方村と記し、其後元祿の改には今の名に改めり、江戸よりの行程前村に同じ、東西五丁餘、南北十五六町、民戸三十東は末田村、南は鉤上村、西は尾ヶ崎・黒谷の二村、北は高曾根村なり、御入國の後岩槻城附の領にてありしが、寶曆六年上りて御料となり、今も替らず、檢地は寛永六年阿部對馬守紀せり、又村の乾の方黒谷村の内少しく飛地あり、此餘村の東の方に持添の新田あり、爰を見付

新田と唱ふ、明和九年御代官久保田十左衛門檢地して貢税を定む、

高札場 村の中程

小名 開根 木ノ下 一ノ坪 谷中前 沖田 深田 稻荷社三字 共に光榮寺持、其内一は村の鎮守なり、○天神社 持同

光榮寺 天台宗、慈恩寺村慈恩寺の末、遍照山と號す、本尊大日を安ず、○地藏堂 尾ヶ崎村光

○三之宮村 三之宮村は江戸への里程前村に同じ、戸數六十四、東西六丁、南北十一町、南は元荒川を限り、對岸は小曾川・野島の二村にて、北は忍間新田、西は大森村、東は大道村なり、用水は須賀村の溜井より引り、當村寛永年中阿部對馬守に賜はりてより、岩槻城附の地となり、今大岡主膳正に至る檢地は萬治元年に糺あり、

高札場 村の南

元荒川 村の南を流る、川幅二十五六間、川に添てつゝみあり、

香取社 村の鎮守なり、密藏院の持、○天神社 ○白山社 ○水神社

以上三社、一乘院持、

一乘院 新義眞言宗、足立郡倉田村明星院末、鐘樓 明和五年稻荷山と號す、本尊阿彌陀を安ず、

りな ○密藏院 一乘院の門徒、本尊不動、

○大道村 大道村は家數八十七、村の徑り東西四町、南北十五町餘、東北の二方は大竹村、西は三之宮村、南は元荒川を隔て、小曾川・砂原の二村なり、此餘江戸への里程領主の遷替、檢地の年代等前村に同じ、高札場 村の中程

元荒川 村の南を流る、川幅二十六間、川岸に水除の堤あり、

香取社 村の鎮守なり、歸命院の持、○稻荷社 正福院

正福院 新義眞言宗、末田村金剛院末、○歸命院 同宗、三之天王山と號す、本尊彌陀なり、

門徒にて、香取社 本尊不動、

○小曾川村 小曾川村は江戸よりの行程八里、東は砂原村、西は野島村、南は鉤上村、北は元荒川を隔て對岸は三之宮村なり、されど地境犬牙したれば、四方の廣狹は定かに云がたし、民戸六十二、元荒川の水を引て用水とす、當村古より御料所たりしに、元祿十一年地を裂て武藏孫之丞・高林源右衛門、同き十三年芝山小左衛門に賜はり、今に御料及び武藏定五郎・高林健次郎・芝山小兵衛等が知る所なり、檢地は寛永六年の改なりと云、

高札場村の東にあり

慈眼寺 禪宗曹洞派、野鳥村淨山寺末、本尊は阿彌陀を安ず、

○西福院 新義真言宗、末田村金剛院

の門徒、本尊は不動なり、阿彌陀堂

久伊豆社 當村及砂原村の鎮守とす、古へは不動なり、 ○花藏院 同寺の門徒なり、

前寺同じ、天神社

舊家者兵吉

中嶋を氏とす、古は小曾川氏にて、祖先を小五郎と呼ぶ、古文書等もありしが、中古失へり云、按に小曾川小五郎は、岩槻太田氏に仕へしものなるにや今郡中村國村名主伴藏が所藏岩槻より出せしと云、永祿六年虎松丸なるものより與へし文書に、小曾川小五郎殿と載たりこれ當家へ與へるものなるを、後いかなるゆへにや、他の家に渡りしものならん、文書の全文は村國村の條下にいたしたれば、あはせ見るべし

○大竹村 附持添新田

大竹村は江戸より七里半を隔つ、家數五十六、東は忍間村、南は元荒川を隔て荻島・砂原の二村、西は大道村、北は忍間新田なり、東西二町、南北二十四町、水損の地にて、用水は須賀村溜井を引用ゆ、寛永年中より岩槻城附の地となりしより、今は大岡主膳正領す、檢地は慶長十七年二月永田長右衛門・佐野茂兵衛、寛永七年六月井上八左衛門改む、其後寶永年中元荒川を掘替ありしより、其古川の地を開墾し、古川新田と

唱へ、寛延三年神尾若狹守・曲淵豊後守檢して御料所に屬し、今に持添とす、

高札場村の南にあり

元荒川 村の南を流る、川幅二十七間、川添に高さ二間許の堤を設く、

香取社 村の鎮守なり、東養寺持、下並におなじ、 ○太神社 ○淺間社 ○第六天社 ○天王社 ○稻荷社

東養寺 新義真言宗、三之宮村一乘院末、聖徳太子山龍藏院と號す、本尊は彌陀を安ぜり、 太子堂

○増田新田 増田新田は古へ大場・大島・中野・薄谷の四村に添たる沼あり、土人大場沼と呼しが、寶永三年岩槻久保宿町の人、増田彦右衛門といへる者、開墾せしによりかく唱ふ、其後又新田を開きて、明和年中遠藤兵左衛門、寛政年中簀笠之助、享保年中吉岡次郎右衛門檢地す今は御料及び大岡主膳正の領分なり、江戸より行程八里東は大泊村、南は忍間村新田、西は西谷原新田、北は薄谷村、良は中野村なり、東西へ六町半、南北へ六町許、當所に民家なければ、岩槻久保宿町の民彦右衛門、中野村の民宇右衛門二人預りて貢税を收む、

小名 大場沼此地の古 京ノ割 もの割

稻荷社 鎮守とす、中野村里正の持、

越ヶ谷領

○越ヶ谷宿 越ヶ谷宿は日光及び奥州街道宿驛の一にして古は騎西庄に屬し、越ヶ谷町と呼しが、延享四年より宿と唱ふ、江戸より行程六里、古は下にのする大澤町は自ら一村なりしが、其後年代詳ならず當宿に屬し、越ヶ谷町大澤町の二ヶ所を合せて一宿とすと云、次立の人馬は五十人五十匹の定數をもて五に十日を限り、草加・粕壁の二宿、其餘吉川町及鳩ヶ谷・大門・岩槻の宿々へも次立をなす、依て元祿八年四月酒井河内守檢地せし時より、一町一反六畝二十歩の地子を免除せらる、宿の四隣東より巽は瓦曾根村、南は七左衛門村、坤は谷中村、西は四町野村、北は花田村、良は小林村なり、東西二十町半、南北九町餘、用水は須賀村溜井を引沃げり、家數五百四十九、多くは街道の左右に連住す、當所文祿の頃より毎月二七の日をもて市をなし、時用のものを交易す、御打入の後より御料所にて今も然り、新田は享保十七年・寶曆十一年の二度に檢して高入とす、

高札場 乾の方、往還の内、境板橋の側にあり、

小名 本町 中町 新町

七面堂 岩槻久保宿町の民持とす、

○忍間村 附持添新田

忍間村は江戸より七里を隔つ、民戸九十、東は袋山・上間久里の二村に隣り、南は荻島村、西は大竹村、北は大枝・大場の二村なり、東西四町、南北二十町許、用水は須賀村の溜井を引用ゆ、古は御料所なりしが、寛永年中より岩槻城附の村となり、今も大岡主膳正領分なり、檢地は寛永七年の改なり、外に持添新田あり、そこは慶安二年時の領主糺せり、

高札場村の南にあり

小名 中道 追堀

池 村の中程にて、天神社のかたはらにあれば、天神池と呼、廣さ八段許、年毎に一度領主より命じて、漁獵をなさしむと云、

香取社 村の鎮守とす、 ○天神社 延命院 ○稻荷社 四字は

延命院、一は西藏院、一は能滿寺、一は村民持、

等覺院 新義真言宗、三之宮村一乘院末、下の二ヶ寺も同じ、本尊十一面觀音を安ず、 ○延命院

本尊藥師 本尊彌陀 ○地藏堂 延命院 ○勢至

堂 西藏院

元荒川 宿の乾、大澤町の界を流る、川幅三十四間餘、往還に橋を架す。境板橋と云、又此川及び瓦曾根村溜井にも水除の堤を設く。

出羽堀 宿の坤の方を流る、悪水堀を云、相傳ふ會田出羽介正之當所に住し、掘開きしをもてかく唱ふと、會田氏のことは後谷村舊家富右衛門の條見るべし。

神明市神社 嘉吉二年の勸請にて、正徳年中今の橋臺と云地へ移せりと云、神主須藤攝津なり。○八幡社 文和二年と彫し、青幡社石を神體となせり。

天嶽寺 淨土宗、京都知恩院末、至登山遍照院と號す、寺傳に云開山專阿源照は、太田清灌の伯父なりと、依て太田下野守當寺を建立せる由をのす、されど源照は道灌の伯父なること、外に據なければ疑ふべし、其後四世玄澄といへる僧住職たりし時、天正十九年十一月東照宮當宿へ成せられ、寺領十五石を附らる、台徳院殿、大猷院殿も御獵のついで當寺に來らせ賜ひ、御前にて法問を命ぜられ、又上意ありて江戸にめされ、登城せしことありしといふ、本尊は阿彌陀を安置なせ、表門 中門 樓上に釋鐘樓、元文元年十一月再觀音堂 地藏堂二宇 塔頭 雲光院 法久院 遍照院 善樹院 松樹院 ○圓藏院 新義眞言宗、瓦曾根村照蓮院門徒、福壽山と號す、本尊不動は惠心の作にて、長二尺三寸の立像を安ぜり、天神社 ○東西院 戸青山鳳閣寺

の配下、醫王山と號す、本尊藥師の坐像長一尺三寸、惠心の作といふ。行人派修驗、江戸日本橋音羽町普門院配下、本尊大日を安ず、音堂 觀音の坐像長一尺一寸八分、御守殿蹟 明暦三年江戸の回祿にて、御城の内も焼失ありしより、御假殿にかの地へ移させられ、其蹟御林となり、當所の民小林藤左衛門、濱野藤藏二人御林守たりしが、元祿八年檢地の時貢税の地となり、御膳所の跡のみ御林を存せり、今に御守殿蹟又權現林ともいへり。

○大澤町 附持添新田 前宿に續て元荒川より南の方をいふ、四隣丁數自ら前宿と異なれば別に此にのす、東は花田村、西は大房村、北は彌十郎・増林の二村なり、東西十五町餘、南北九町許、家數四百八十一、往來の左右に家並をなせり、檢地は元祿の前元和五年寛永六年の二度、伊奈半十郎が糺せし事を傳ふ、是は未だ前宿に屬せざる前の事なりや詳ならず、此餘寛延三年神尾若狹守・曲淵豊後守、安永三年伊奈半左衛門等糺せし新田あり、當所の持添とす、小名 上宿 中宿 下宿 高畑 鶯後 元荒川 町の西南 ○池七ヶ所 何れも小池にて、淺間池・内池 坊池・嘉右衛門池といへり。

塚三ヶ所 妙全塚・乗馬塚。古塚といふ。香取社 町の鎮 別當光明院 新義眞言宗、末田村金剛院末、守とす、音を安 藥師堂 ○稻荷社 眞藏院持、○淺間社 ○金毘羅社 照光院 新義眞言宗、三之宮村一乘院末、梅の鐘を、天神社 本地佛十一面觀音を安ず、妙義八幡台社 稻荷社 氷川社 閻魔堂 ○弘福寺 同宗末、田村金剛院號す、本尊彌陀 稻荷社 三峯社 辨天社 ○眞藏院 本修驗、葛飾郡幸手不動院 配下、本尊不動を安ず。

○花田村 花田村は家數四十八、東は増林村、南は小林村、西は越ヶ谷宿、北は大澤村なり、東西十五町、南北二十町許、當所も古より御料所なり、江戸への里數、元祿の檢地等、前に同じ、古へ小林村の界に元荒川續の川ありしが、寛延三年新開の地となりてより、鹽谷八太夫岩松直右衛門等糺す、高札場 村の南 稻荷社 村の鎮守とす、西 圓寺持、下同じ、○第六天社

西園寺 新義眞言宗、瓦曾根村照蓮院末、開山を蓮花房長音と云、本尊正觀音を安ず、藥師堂 ○荻島村 荻島村は江戸より六里半を隔つ、民戸百三十一、東は元荒川を隔て、大森・大房の二村、南は神明下村西は砂原村、北は同村及び元荒川を隔て、大竹・袋山の二村なり、東西十町、南北十六町許、用水は須賀村溜井を引用ゆ、當所も古より御料所なりしが、元祿十一年地を裂て、大河内金兵衛・天野彦兵衛・矢頭權左衛門に分ち賜ひしより、今其子孫大河内金之丞・天野彦兵衛・矢頭左近等が采地、餘は御料所なり、檢地は寛永六年九月村松忠兵衛・鈴木八右衛門等の改なり、又後年開きし新田二ヶ所あり、延寶元年岡田五郎太夫、寛延三年鹽谷八太夫・岩松直右衛門檢地し、共に高入となりて御料に屬せり、高札場三ヶ所 村の東南北の 小名 堤根組 野會組 野中組 中組 下手組

元荒川 村の北より東を流る、川幅十七間より三十一間に至る、古は北の方山村を隔て流れしが、寶永三年今の地に掘替ありしと云、川に添て水除の堤を設く、稻荷社 村の鎮守とす、玉泉院 新義眞言宗、末田村金剛院末、稻荷山と號し、本尊彌陀を安ず、○西藏院 同宗、同

○熊野社 村の鎮守とす、玉泉院 新義眞言宗、末田村金剛院末、稻荷山と號し、本尊彌陀を安ず、○西藏院 同宗、同

○熊野社 村の鎮守とす、玉泉院 新義眞言宗、末田村金剛院末、稻荷山と號し、本尊彌陀を安ず、○西藏院 同宗、同

○熊野社 村の鎮守とす、玉泉院 新義眞言宗、末田村金剛院末、稻荷山と號し、本尊彌陀を安ず、○西藏院 同宗、同

二ヶ寺共に同じ、本尊も前に同じきなり、
○馬頭院 本尊前 諏訪社 ○明

王院 本尊不動 愛宕社 観音堂

○袋山村 附持添新田 袋山村は江戸より行程七里、民戸七十、東は下間久里村、南は荻島村、西は忍間村、北は上間久里村なり、東西へ五町餘、南北十五町許、御打入の後より御料所にて今に然り、檢地は元祿十年十二月酒井河内守紀す、又寶永三年掘替ありし元荒川の跡、新開の地となり、寛延三年九月神尾若狹守・曲淵豊後守改め共に御料にて持添とす、

高札場 村の西

雷電社 村の鎮守とす、
村民持 下同、○稻荷社 二字

持福院 新義真言宗、末田村金剛院門徒、光
照山と號す、本尊彌陀を安置せり、久伊豆社 觀

音堂 ○能仁寺 同門徒、本尊
釋迦を安ず、○藥師堂 持福院

○野島村 野島村は古岩槻領と唱ふ、江戸よりの行程前村に同じ、民戸十九、東は小曾川村、南は鉤上村、西は末田村、北は元荒川を隔て、三之宮村なり、東西三町、南北七町許、用水は須賀村溜井を引用ゆ、こゝも古くより御料なりしが、元祿十一年五月蜂屋半之丞・前田五左

衛門二人に賜ひ、今も其子孫半之丞五左衛門が采地なり
檢地は寛永六年九月糺す、

高札場 村の西

元荒川 村の北を流る、川幅二十八
間許、川に添て堤を設く、

久伊豆社 村の鎮守とす、
村民の持なり、末社 稻荷 疱瘡神

淨山寺 禪宗曹洞派、足立郡里村法性寺末、野嶋山と號す、當像長四尺餘、則大師の作なりと傳へ云、天正年中迄天台宗にて慈福寺と號し、時の住僧を明山と云、此頃里村法性寺四世震龍當寺に勤學せしが、東照宮越ヶ谷邊御放鷹の時、本尊靈驗を聞し召され、寺領三石の御朱印を賜はり、此地靈にして山麓密として淨しと、上意ありて今の寺號を命ぜらるゝと云又僧震龍御歸依あるをもて明山の後住となし、曹洞派に改めと唱ふ、信仰するもの多し、
寺寶 錫杖 古色のものなり
鐘樓 延享三年鑄造 久伊豆社 千地藏堂 ○常福寺
新義真言宗、末田村金剛院の門徒、熊野山と號し、本尊觀音、熊野社 天神社

○後谷村 後谷村は江戸より六里餘を隔つ、家數十六、東は荻島村、南は西新井村、西北は鉤上村なり、用水は末田村溜井より引來れり、村の廣さ東西へ四町、南北五町許、又隣村西新井村の内に當村の地あり、其廣さ東西

へ三町、南北十町餘、民戸十五あり、共に古より御料所なりしが、元祿十一年五月米倉丹後守に賜はれり、檢地は寛永六年九月糺せり、後延寶元年七月岡田五郎太夫見取場を改め、こゝも今丹後守の子孫領す、

高札場 村の東

小名 荻谷組 内谷耕地

稻荷社 村の鎮守にて、
光明院の持、

光明院 新義真言宗、瓦曾根村照蓮院
門徒なり、本尊藥師を安ず、 天神社 観音堂

○砂原村 砂原村は江戸より行程七里、家數六十四、東は荻島村、南は末田村、西は小曾川村、北は元荒川を隔て、大道・大竹の二村なり、東西八町、南北十八町、領主の遷替檢地の年代用水等すべて前村に同じ、又少許の新田あり、寛文十三年二月岡田五郎太夫糺せり、

高札場 村の東

小名 東組 前原組

元荒川 村の北を流る、川幅二十八
間許り、川添に堤を設く、

聖動院 新義真言宗、末田村金剛院門徒、
砂原山と號す、不動を本尊とす、 稻荷社 天神社

不動堂 ○彌陀堂 聖動院

○神明下村 神明下村は此地に太神宮あるをもて起りし村名と云、江戸より行程六里餘、家數五十九、東は元荒川を隔て大房村、南は四町野村、西は西新井村、北は荻島村なり、東西へ六町餘、南北十六町許、用水は前に同じ、正保の頃は御料所に屬す、又村内神明の縁起中に、寛文中土屋相模守當所を領せしことを載す、されば其頃は彼の領分にて、後又御料に復せしにや、元祿十三年村を六分にして、平岡主殿・曾我七兵衛・菅谷某・長山彌三郎・中條某に賜ひ、餘は御料所にて、今其子孫平岡石見守・曾我豊後守・菅谷平八郎・長山彌三郎・中條鉄太郎知行及び御料所なり、檢地は元祿十年酒井河内守改む、

高札場 六ヶ所 御料は村の子の方、私領三ヶ所
は午の方、二ヶ所は坤にあり、

小名 在家 沖谷 松葉 前方 後方

元荒川 村の東より巽へ流る、川幅二十間より
四十五間にいたる、川添に堤を設く、

太神宮 村の鎮 別當大行院 本山修驗、葛飾郡幸手不動院配
守とす、
○熊野社 政重院 村民持 ○天王社 ○天神

社 ○八幡社 新義真言宗、四町野村迎攝院門徒、月向山と號す、當
政重院 院は村民七右衛門の祖先會田七左衛門政重、妻慶譽禪
定尼追福のために造營す、棟札に寛永十九年閏月吉日とあり
按に此政重と云は、會田系圖に三郎左衛門正重と云ものをの

す、同人にやさもあらば、北條十郎氏房に屬せしものなり、慶譽は元和八年六月二十三日に死せり、又山號は後妻の法名にて、本尊正觀音は、政重が守護佛なりしといひ傳へり、○最勝院 同門徒、本尊光坊藥師を置、

○四町野村 四町野村は江戸よりの行程用水等前村に同じ、家數六十六、東は越ヶ谷宿、南は谷中村、西は神明下村、北は元荒川を隔て大房村なり、東西四町餘、南北へ三町餘、水旱ともに患ふ、正保の頃は御料所なりしが其後永井伊賀守に賜ひ、寶曆六年上りて御料所に復し今も同じ、檢地は元祿八年酒井河内守改む、高札場 村の西

小名 押切組 御繩先組 野尻村 元荒川 村の北を流る、川幅四十間餘、川添に堤を設く、

久伊豆社 天文四年の勸請と云、當村及び越ヶ谷宿・大澤町・瓦曾根村・神明下村・谷中村・花田村七ヶ所の惣鎮守とす、迎攝院の持、下同じ、○神明社 ○稻荷社 ○淺間社 ○愛宕社 弘誓寺 稻荷社の村民の持

迎攝院 新義真言宗、末田村金剛院末、越谷山神宮寺と號す、天正十九年寺領五石の御朱印を賜ふ、當院は天文四年僧賢榮中興開基すと云、鐘樓 寛永三年の鐘は破裂して、安永八年六月再鑄の鐘をかけり、本尊は彌陀を安す、

古綾瀬川 村の西を流る、川幅八間許り、○新綾瀬川 村の西界にて川幅十間許り、いつの頃にか、此川を通じて二條となりしより、新古の名あり、今此流を足立郡の界とす、何れも川添ひに水除の堤を設く、

稻荷社 村の鎮守とす、眞福寺の持なり、下同じ、○天神社 ○山王社 觀照院の持

○荒神社 村民持 觀照院 新義真言宗、末田村金剛院末、日映山と號す、開山尊慶又僧有辨承應三年中興せり、開基は當村を開墾せし會田七左衛門にて、其法名日映觀照と云を、鐘樓 明和三年鐘以て、山號寺とす、本尊は彌陀を安す、鐘樓造の鐘なかく、稻荷社 此末社として、天神・觀音堂 ○持福院 觀照院の持、抱瘡神の二社を置、

徒、日照山と號す、本尊彌陀を安す、兵主大沼明神社 祭神詳、○眞福寺 門徒、實相山と號す、本尊上に同じ、

○七左衛門村枝郷 越卷村 越卷村は七左衛門村より分村す、元祿國圖に始て七左衛門村之枝郷と載せ、越卷の名出たれば、分れし年代も推て知らる、家數三十六、東は七左衛門村、南は綾瀬川を隔て、足立郡藤兵衛新田、西も同じ川を限り、同郡戸塚村、北は西新井・後谷の二村なり、東西へ十八町、南北二十町許、分村の後は御料所なり、其後永井伊賀守領分なりしが、寶曆六年上りて御料所となり、今も然り、江戸よりの里數用水檢地の年代は前

觀音堂 ○地藏院 迎攝院の門徒なり、靈瑞山六道寺と號す、慶長八年尊榮造立せり、本尊地藏を安す、天神社 ○弘誓寺 同宗、瓦曾根村照蓮院門徒、清龍山觀音寺、本尊千手、稻荷社 ○藥王寺 同門徒、瑠璃山東光院と觀音を安す、○藥師堂 ○十王堂 弘誓尊不動を安置す、

○七左衛門村 附持添新田 七左衛門村は騎西庄と云、當村は寛永の頃にや、神明下村の里正七左衛門新墾す、正保の國圖には新田槐戸村と載せ、元祿の改には今の村名に出たり、家數百十四、東は登戸村、南は大間野村、西は越卷村、北は谷中村なり、東西六町半、南北二十五町許、世人越ヶ谷糯米とて、上品とするは當所の産を云、開發の後より御料所なりしが、元祿十三年平岡主殿・曾我七兵衛・長山彌三郎・菅谷某・中條某に賜ひ、其餘は御料所にて今子孫平岡石見守・曾我豊後守・長山彌三郎・菅谷平八郎・中條鉄太郎等が采地及び御料所なり、用水江戸よりの里數檢地の年代は前村に同じ、又後年新開の地あり、享保十八年三月寛播磨守糺し、安永八年十二月伊奈半左衛門改め、共に御料所にして持添の地なり、高札場 三ヶ所 小名 上組 四ッ谷 前谷 根郷 中組 下組

村に同じ、其後開きし新田は、寶曆九年十二月岩松直右衛門改め其餘は明和八年九月簗笠之助糺して高入とす、高札場 村の南 小名 中新田 丸ノ内 雨足

綾瀬川 村の西を流る、川幅十間より十二間に至る、稻荷社 二字 一は鎮守にて慶長十七年、一は元和二年勸請すと云ふ、共に滿藏院持、天神 辨天 共に鎮守の末社とす、

滿藏院 新義真言宗、七左衛門村觀照院末、永光山萬福寺と號す、當院は神明下村の民が祖先、會田七左衛門政重の開基なり、本尊は正觀音を安置す、○藥師堂 正徳三年の建立にて、

○七左衛門村枝郷 大間野村 附持添新田 大間野村も七左衛門村の分村にて、凡て前村に同じ、江戸より行程五里、家數五十四、東は蒲生村、南は新綾瀬川を隔て、足立郡長右衛門新田、西北は七左衛門村なり、東西十一町、南北七丁許、用水は前に同じ、分村の後寛文四年より土屋但馬守領分なりしが、天和二年上りて御料所となり、今も然り、檢地は元祿十年酒井河内守糺す、此餘持添の新田は享保十八年寛播磨守改む、高札場 村の中程

古綾瀬川 村の南を流る、川幅六間許り、
○新綾瀬川 村の南界にて川幅十
や、掘割て二條となし、今此川を足立郡の界とす、
されど對岸にも當村の地少しく係れりといふ、

久伊豆社 村の鎮守とす、光
福寺持、下同じ、
○辨天社 ○稻荷社 正光院
の持

○天神社 越ヶ谷宿
澄海寺持

光福寺 新義新言宗、別府村慈眼寺末、貞龍山と號す、
開山善賀寛永十八年示寂、本尊彌陀を安ず、
辨天

社 ○正光院 淨土宗、足立郡赤山長源寺末開山
村民持 ○焔魔堂 淨土宗にて古碑二基を
安ず、
○焔魔堂 淨土宗にて古碑二基を
安ず、

新編武藏風土記稿卷之終

國の後、御料所にて今も然り、檢地は寛永四年改ありし
後、元祿八年酒井河内守糺せり、此餘持添の新田は享保
十六年寛播磨守糺せり、

高札場 村の中程
あり

小名 幸ノ宮 新田 宿 中島 和ノ村 高木 入谷

古利根川 村の東を流る、幅九十間餘、渡津あり、
對岸葛飾郡吉川村へ達せり、

氷川久伊豆八幡合社 村の鎮守とす、
清藏院持なり、末社 辨天 天神

稻荷 ○八條殿社 塚上に社を建、内に神體とて古碑二基を
一は弘安七年、一は應安四年五月廿

七日宗源禪門と彫れり、是尋常の古碑にて、當社に預りしも
のにはあらず、一説に月輪太政大臣兼賞の三男、八條左大臣
義輔ありて當國に左遷し、此地にて逝せしかば其靈を祀し
と、此説疊東なし、義輔系圖には、良輔に作る、當所の地名に
よみて、此人の事を附會せしならん、又當國七黨系圖に出た
る在名、此邊に多く殘たれば、村名の條のする處七黨系圖
八條五郎光平等が家號を附會せしも知べからず、されど塚
上を平げし所より、石槨の著し様、古墳なること知らる、

○淺間社 西勝院持 ○第六天社 正光院持 ○久伊豆社 ○稻
荷社 村民持

西勝院 新義真言宗、葛飾郡高久村密嚴院末、羅山淨樂寺と
號す、慶安元年寺領十五石を附せらる、本尊不動を安
置せ、
○大經寺 淨土宗にて古は京都知

新編武藏風土記稿卷之二百四

埼玉郡之六 八條領

○八條村 附持添新田 八條村は往古の八條郷なり、後轉
じて領名となる、此地は其本郷なるべし、【東鑑】建曆三
年五月十七日の條に、先次郎左衛門尉政宣所領、武藏國
大河戸御厨内八條郷、賜式部大夫重清、但地頭澁江五郎
光衡者、如本所可安堵之由所被仰下也、相州前大膳大夫
被加下知とあり、此文中大河戸御厨も、今隣郡葛飾郡松
伏領大河戸村にて、共に御厨の内なりしにや、又當國七
黨系圖野與黨の内に、八條五郎光平の名見ゆ、是も此所
にて在名を名乗しなるべし、江戸より行程五里、家數百
八十二、東は古利根川を隔て、葛飾郡彦糸・彦首・彦成・
彦名・上下彦川戸・彦野・彦藏等の數村に隣り、南は鶴ヶ會
根村、西は青柳・立野堀・伊草・松木の四村、北は柿本村な
り、東西六町半、南北二十町、用水は八條用水を引用ゆ
當所は常陸國下妻道の往來にて、大原村・南百村へ各一里
又葛飾郡二合半平沼・吉川の兩村へも次立をなす、御入

恩院末なりしが、後下總國小金東漸寺の末となれり、無量山
淨光院と號す、慶安元年寺領七石を賜ふ、開山曉翁慶長十二
年九月九日寂す、開基は關根兵吾と云、其子孫今も村民にあ
り、寺僧の話に、江戸小石川傳通院境内念佛堂の本尊は、も
と當寺の本尊なりしが、故ありて公の命をうけ、稻荷社
彼所に移せりと云、今も本尊は阿彌陀を安置す、
稻荷社 觀音は坐像にて、長七尺五寸許、高雄文覺の作と云、
○持昌院 禪宗曹洞派、
觀音堂 寸許、高雄文覺の作と云、

金剛院末、中嶋山と號す、開山は本寺二世充秀なり、永祿十
年正月六日寂す、後旗下の士戸田五助が母、當寺を再興せし
かば、これを中興開基とす、辨財天社 神體は古へ古利根川
寛延三年四月十二日卒せり、
○清藏院 西勝院の末なり、下
縁起あれど、採用
すべきことなし、
稻荷社 ○清藏院 二ヶ寺同じ、白幡山
と號す、本尊大日を置、此寺もと村民五左衛門が
屋敷内にありし庵なりしを、後に一寺となせり、
○正光
院 本尊阿彌陀を置、
○正藏院 地蔵を本
院を置、
○前法寺 護國山安樂院と
號す、天正三年の草創にて、開山圓心慶
長三年五月二十日寂、本尊地蔵を安ず、
稻荷社 ○藥師
堂 正藏院持 ○觀音堂 西勝院持 ○正海庵 鶴ヶ會根村寶性寺配下、
本尊大
日

舊家者三郎兵衛 阿川氏なり、系圖及大内家より與へし感狀
等、數通を藏せり、祖先阿川掃部助盛康は
其出る所詳ならず、家系には將軍義尚同腹の弟にて、幼名を
乙若丸と呼しと云、されど足利系譜に盛康と云もの所見なし

且此人大内氏の家臣にて、將軍家の連枝とは思はれず、盛康大内教弘、政弘等に仕へ、戦功ありて長門國三隅庄其餘所々を采地とす、盛康が子三郎弘康其子孫七郎康政、文龜元年豊前國馬岳合戦に、菅原新左衛門を討とりし功によりて、周防國香河にて采地を加増す、其子掃部允綱康も數度戦功を顯はし大永三年石見國にて戦死せり、其子彌七郎康次は、天文三年七月二十日豊後國にて討死せしが、子なきを以て其弟乙若丸家を繼、彌七郎康長と名乗、天文二十年陶尾張守晴賢謀反の時、尼子氏へ使者として趣き、後石見國に退去せりと云、大内記に天文二十年八月二十九日、義隆阿川太郎隆康を使として、冷泉判官黒川近江守等が陣所へ遣はせしに、隆康彼陣所に至り命を傳へし後、たゞちに落行しとあり、是康長が一族などなるべし、康長が子三郎兵衛康久はじめ關東に來り、岩槻の城主北條氏に仕へり、天正十八年彼城没落の後、當村に土著して、今の三郎兵衛まで五代なりと云、所藏の文書十一通あり、その文左にのせり、

温州橋給候、喜入候也、恐々謹言、
十一月十六日 教 弘花押

下 阿川掃部助盛康、長門國大津郡三隅庄參拾石地事、

右盛康事與敵同意候儀者、文明二年自攝州中島令下向之刻、子息三郎弘康事、父於田舍石州之敵令隨逐之間、伴地事、成下知、於他人之處、於弘康者、永不可令許容之、盛康事悔先非、可抽奉公忠節之由、

功之狀如件、
大永三年八月六日 花押
阿川彌七殿

下 阿川彌七康次 可令早領知長門國大津郡三隅庄内參拾石地事、

右親父掃部允總康、去大永三年七月廿三日於石州討死候畢、依爲其賞以由緒之地所充行也者、早守先例全領知、致身致命之兩儀共、以可令連續之狀如件、
享祿貳年六月廿四日

去大永七年五月五日藝府城攻之時、屬野田兵部少輔興方手矢疵頭、同十一日被矢疵首之由、興方注進狀一見候、感悅之至也、彌可抽戰功之狀如件、
享祿二年十一月十三日 花押
阿川彌七殿

去七月廿日於豊後國玖珠郡合戦之時、兄康次討死、誠忠節無比類不便亦無極者也、爰所帶事、雖不帶讓狀、任存日猶子約諾之由、申請之旨令裁許事、偏賞忠儀之故也者、守先例阿川乙若丸全領知、可抽勳功之狀如件、
天文三年九月三日

任申請旨所令還補也者、早守先例可全領知之狀如件、
文明十二年卯月十三日

去月廿三日於豊前國馬岳城詰、四凶徒大友勢同小貳勢、當日悉追討、合戦之時討捕、壹島新左衛門尉粉骨之次第、同僕從被矢疵之由、神代紀伊守貞總注進到來、尤感悅之至也、彌可抽戰功之條如件、
文龜元年八月十三日 花押
阿川孫七殿

阿川孫七殿

在京馳走殊諸家有調儀、去月十六日至丹波國下向之處遂供奉、同廿四日歸洛、於船岡山合戦之時、爲神代紀伊守一所太刀討候次第、貞總注進一見畢、感悅非一、彌抽忠節者、可爲肝要之狀如件、
永正八年九月廿三日 花押
阿川孫七郎殿

阿川孫七郎殿

掃部允所望之事、可舉申京都之狀如件、

永正十五年十二月二日 花押
阿川孫七郎殿

去七月廿三日於石州賀戸鹽田濱、親父掃部允總康討死無是非次第也、於高名忠節者令感悅畢、彌可抽勳

去五月八日於出雲國朝山郷合戦之時、被矢疵左脇之由、青景右京進隆注進、尤神妙彌可抽戰功之狀如件、
天文十二年七月三日 花押

祖父因幡守宗長所帶事、任去年三月九日與奪狀之旨祖式三郎長兼領掌不可有相違之狀、

此一通は末の所損失せり、又文中に云、宗長・長兼の二人は、家系に所見なければ詳ならず、

○鶴ヶ會根村 附持添新田 鶴ヶ會根村は江戸より行程前

村に同じ、民戸八十七、西は松ノ木・小作田・上馬場の三村にて、北は八條村、南は二町目村、東は古利根川を隔て、葛飾郡二郷半領番匠目・上口・彦澤の三村なり、東西六七町、南北十町、用水も前村に同じ、古より御料にして今も然り、中古土井能登守に賜はりしと云へど、上りし年代を傳へず、檢地は貞享元年伊奈半十郎・熊澤武兵衛糾せり、今村内に僅の塚ありて鶴塚と呼ぶ、村名もこれより起れりといへど覺束なし、又當村持添の新田あり檢地は前村と同一享保十六年なり、
高札場村の中程
小名 谷中 上下

古利根川 東界を流る、幅百間許、水除堤あり、

久伊豆社 村の鎮守なり、薬王寺の持、下同じ、

○第六天社 寶幢寺の持

醫王寺 新義真言宗、八條村西勝院末、瑠璃山地藏院と號す、本尊薬師を安ぜり、開山は大永元年遷化せりといへど其名を傳

○寶幢寺 同宗、足立郡元木村吉祥院末、本尊正觀音を安ぜり、天文三年の起立とのみ傳へず、

鐘樓 享保五年鑄造、觀音堂 今廢れて、鐘樓の鐘をかく、

久伊豆社 觀音堂 再建せず

○藥王寺 山と號す、本尊は薬師、太子堂 ○法性寺 羽行人派、江戸日本橋音羽町普門院末、金剛山と號す、大日を本尊とせり、天正元年の起立とのみひつたへり、

○閻魔堂 ○虚空藏堂 共に醫王寺の持

○二町目村 二町目村は江戸への行程四里に餘れり、民戸八十八、東は古利根川を隔て、葛飾郡彦江村に隣り、西は中馬場村、南は木曾根村にて、北は鶴ヶ會根村なり、東西四五町、南北五六町、用水は前村と同じ、古より御料にして、寶曆九年其内を深川靈運院に賜はりしより、御料の外今も靈運院の領交れり、檢地は寛永四年伊奈半十郎紀せり、高札場 村の北よりあり

小名 下二町目 飛地にて、木曾根村の先にあり

古利根川 村の東北の方を流る、幅四十間餘、

氷川久伊豆合社 村の鎮守にて、村持、

○稻荷社 普門院の持、

○神明社 西蓮寺の持

西蓮寺 淨土宗、下總國小金東漸寺末、妙好山葵華院と號す、本尊は阿彌陀を安置せり、開山宗譽元龜元年示寂す、

辨天社 ○普門院 新義真言宗、葛飾郡彦成村圓明院の末、弘誓山と號す、不動を本尊とせり、

山王社 ○來迎寺 淨土宗、西蓮寺の末、親縁日蓮宗、下總國平賀村本土寺末、妙福山と號す、本尊は三寶を安ぜり、開山日休寂年を傳へず、

○稻荷社 木曾根村 木曾根村は江戸まで行程四里、東は二町目村及古利根川を隔て、葛飾郡彦江村等にて、西は大原村南は川崎村、北は中馬場村なり、民戸八十餘、東西十三町、南北十町餘、用水は松伏溜井より引沃げり、こゝも御料にして今も替らず、檢地も前と同じ、寛永四年村松忠兵衛・新井平左衛門・鈴木木工兵衛・清田作右衛門紀せり、

高札場 東にあり 小名 沖耕地 眞菰田 宮田

古利根川 東の方を流る、幅五十間程、川に添て堤あり、

八幡社 村民の持なり

普門寺 新義真言宗、葛飾郡彦成村圓明院末、下三ヶ寺同末なり、大悲山觀音院と號す、本尊は不動をおけり、開山十五日示寂す、

鐘樓 明和四年鑄造、觀音堂 ○金藏院 光林山と號す、不動を本尊とせり、

氷川社 村の鎮守なり ○正開山遊存正保元年四月廿日寂す、

福寺 本尊薬師を安ぜり、古は寮なり、稻荷社 ○明王寺、

も近來一寺となれり、古は寮なり、稻荷社 ○明王寺、

り、本尊不動、地藏堂 村持下、

○觀音堂 ○不動堂 普門寺の持

○川崎村 附持添新田 川崎村は江戸への行程及用水等前村に同じ、民戸四十餘、東は古利根川を隔て、葛飾郡酒井村に隣り、西は本郡大原村、南は伊勢野村にて、北は木曾根村なり、東西十八町、南北八町程、古より御料にして今も替らず、檢地は寛永四年・寛文四年の二度に、伊奈半十郎紀せり、此餘持添新田は享保十六年寛播磨守檢地す、又近き年天岡源右衛門改めし持添の新田あり、高札場 村の東にあり 古利根川 東を流る、幅九十五間程、川に添て堤あり、

稻荷社 村の鎮守、

○山王社 持同、淨土宗、二町目村西蓮寺末、信明山阿彌陀院と號す、本尊阿彌陀を安ぜり、開山乘譽元和八年十一月十一日寂す、

○圓樂寺 天台宗、江戸淺草寺門徒、供養す、

○伊勢野村 伊勢野村は里正金次郎が祖先、伊勢國松坂より當村に來り、開墾せしをもて村名とせしと云、されど其詳なることを得ず、江戸より行程前村に同じ、民戸三十五、東は川崎村、西は大原村、南は大瀬村、北は木曾根村なり、東西南北共に十五町許、用水は八條用水を引て田間に沃ぐ、當村御入國の後御料所にして、後寛文中森川織部に賜はり、今子孫伊豆守が知る所なり、檢地はこゝも寛永四年にして、村松忠兵衛・新井平左衛門・鈴木木工右衛門・清田作左衛門等紀せり、高札場 村の東にあり 小名 上 下 谷中

古利根川 巽の方を流る、川幅九十間許、川に添て堤を築く、高さ一丈餘、

天神社 村の鎮守なり、

○神明社 村民の持、光明寺 新義真言宗、葛飾郡金町村金蓮院門徒、靈水山淨靜院と號す、開山祐榮萬治三年示寂す、本尊阿彌陀、

○専修庵 釋迦を安ぜり、村民の持、

○大瀬村 大瀬村は民戸八十、南は古新田、西は大曾根村、北は伊勢野村、東は古利根川を隔て葛飾郡戸ヶ崎村なり、東西十五町、南北十一町許、江戸よりの行程地頭の遷替檢地用水等すべて前村に同じ、高札場村の中程

高札場村の中程

古利根川 村の東を流る、幅八十間、或は四五十間、こゝも川に添て堤あり、○戸ヶ崎渡利根川にあり、こゝを渡れば葛飾郡

○猿ヶ又渡 同川にあり、是も葛飾郡猿ヶ又に渡る處なれば此名ありと、されど此二ヶ所村民の私に往來する所にして、公へ達せる渡津には非ず、氷川社 村の鎮守なり、末社 稻荷 ○淺間社 同寺 末社 天神 辨天 ○辨天社 村民持

寶光寺 新義眞言宗、葛飾郡金町村金蓮院の末、○法積院 同門徒、本尊藥師

○自性院 是も同門徒、藥師を本尊とす、を安置せり、○延命院 新義眞言宗、葛飾郡小松村正福もなく、庵と齊しきものなり、○延命院 寺の門徒、本尊延命地藏を安ず

○觀音堂 村民の持 ○大日堂

○古新田 附持添新田 古新田は寛永四年大瀬村より分村せしといへど、正保の改に見えず、元祿改定の時初めて新

田村と載す、されば其はじめ大瀬村に屬して、大瀬新田と唱へしを、程なく一村とせしならん、土人も元は村の字を加へしといへど、今は専ら古新田と唱ふ、江戸よりの行程前村に同じ、民戸四十餘、東は大瀬村、西は圀村南は中川を隔て、葛飾郡猿ヶ又村、北は即大瀬村なり、東西八町、南北七町餘、用水檢地及び古御料にて、今森川伊豆守の采地たる類總て前村に同じ、其餘僅の持添新田あり、寶永年中開墾せしといへど、高入となりし年代詳ならず、高札場 東の方

高札場 東の方

小名 東西 出洲

中川 村の南を流る、幅八十間許、川に添て堤あり、高さ一丈餘、享保十四年伊澤彌惣兵衛奉りて掘割しといふ、葛飾郡猿ヶ又村の條に辨せり、

稻荷社 福藏院持、村 ○天神社 同寺の鎮守とす、

福藏院 新義眞言宗、葛飾郡金町村金蓮院末、藥王山最勝寺と號す、本尊彌陀、立像長三尺餘、春日の作と云、法流開祖傳燈寶曆年中示寂とのみ傳

へ、其餘のことは詳ならず、藥師堂

○圀村 附持添新田 圀村は江戸より行程四里に餘り、民戸廿餘、東は古新田、西は浮塚村、北は大原村、南は足立郡六ッ木村なり、東西十七町、南北十町許、當村地頭

の遷替檢地の年月及用水等前村に同じ、其餘持添の新田は享保十三年長坂孫七郎・中島十左衛門檢し、今に御料所なり、

高札場 村の東

中川 村の南方を流る、幅六十間、川に傍て堤あり、高さ一丈ばかり

溜井 足立郡と當村の界にあり、此水互會根溜井より出、諸村の用水となり、末は隣郡六ッ木村にいたれり、

稻荷社 村の鎮守にて、浮塚村大聖寺の持なり、

常念寺 淨土宗、下總國小金東漸寺の末、建立山無邊院と號す、開山白雲、寛永十六年八月十六日示寂す、本尊阿彌陀

り 辨天社

○浮塚村 浮塚村は江戸より三里半を隔つ、民戸四十餘東は圀村、北は大曾根村、南は足立郡久左衛門新田にて西も當郡花又村なり、東西十六町、南北は二三町に過す川俣用水を引沃ぐ、當村も古御料にて寛文年中森川織部に賜はり、其後何の頃か森川主膳に分地して、今も主膳の知る所なり、其餘新綾瀬川の邊に少許の新田あり、元は後谷村にて開きしが、當村の地内なれば浮塚の名を冠り、後故ありて當村より耕すことゝはなりしかど、今も貢のことは後谷村に預れり、こゝは御料なり、高札場 村の西

小名 砂取 中ノ島 橋戸 新綾瀬川 西界を流る、幅十二間、纒の堤を設く、又新川橋とて土橋を架す、○古綾瀬川 是西界にあり、幅十二三間許、

氷川社 村の鎮守なり、大正、末社 稻荷社

大正寺 新義眞言宗、足立郡西新井村總持寺、村西勝院門徒、不動

を本尊となせり、○長泉寺 同宗八條

○大原村 附持添新田 大原村は江戸より四里の行程なり

民家五十五、東は木曾根村、西は大曾根村、南は圀村にて、北は中馬場村なり、東西七町、南北十二町程、八條用水を引て田間に灌げり、古は上馬場・中馬場及當村を合して一村なりしと、猶上馬場村の條に辨す、村内に常州下妻道かゝれり、こゝより千住及松戸新宿・越ヶ谷・草加等の宿々へ人馬の繼立をなせり、當村も初は御料にして、今は森川二氏の知行なること前村に同じ、檢地は寛永四年村松忠兵衛・新井平左衛門・鈴木木工右衛門・清田作左衛門等紮せり、此餘持添新田あり、享保十六年中島十左衛門・長坂孫七郎檢地して高入となれり、こゝは御料所なり、高札場 村の西

小名 上下

稻荷社 村の鎮守にて、末社 天神 金毘羅 三峯
圓照寺 新義真言宗、八條村西勝院末、大原
山長宗院と號す、本尊大日を安ず、

○大曾根村 大曾根村は古は騎西庄と唱へしと云、民戸八十八、江戸への里數前村に同じ、四隣東より北へかゝりて大原村、南は浮塚村、北は西袋村・中馬場村にて、西は新綾瀬川を隔て足立郡花又村なり、東西八町程、南北十町許川俣用水を引沃げり、當村も元は御料所にて、前村と同じ今は森川二氏の知行なり、又浮塚村の内に僅の飛地あり、是は新綾瀬川掘替の時の代地なりと云、村内に流山街道係れり、道幅二間許、
高札場 村の中程

小名 あら田 しこみ 一町田 中通り かまへ 蛇

新綾瀬川 村の西を流る、幅十二間、傍に少しく堤あり、

八幡社 村の鎮守なり、福壽院持、土人の口碑に、昔は末社の稻荷を以て鎮守とせしが、元龜二年甲冑せし八幡の像を勸請して鎮守とせり、其後延寶二年地頭森川攝津守重房、新たに東帯の八幡を勸請して、元の像は福壽院に安ずといふ末社 稻荷 天神
福壽院 新義真言宗、八條村西勝院末、光林山滿藏寺と號す、本尊彌陀を安ぜり、行基の作、是は鎮守八幡の本地佛

云、正保の郷帳には、上中馬場村及大原村と記したれば分郷せしも古きことなるべし、昔より御料にして今も替らず、檢地は貞享元年伊奈半十郎・熊澤武兵衛糺せり、此餘享保十八年長坂孫七郎・中島十左衛門檢地せし、持添新田あり、こゝも御料所なり、又小作田村に當村の飛地あり、
高札場 中程にあり

小名 馬場方通り 天神通り 後ろ通り

天神社 村の鎮守なり、末社 稻荷社

觀音寺 八條村西勝院末、新義真言宗にて、正保山と號す、阿彌陀を本尊とせり、開山秀善、天和二年寂す、

地藏堂

○中馬場村 附持添新田 中馬場村は江戸よりの行程前村に同じ、民戸四十、東は二町目村、西は西袋村、南は大原村、北は上馬場村なり、東西十五町、南北七八町程、八條用水を引けり、當村も御料なりしが、何の頃か其内を分て幸田某に賜へる由、正保の郷帳にも、御料及幸田孫助知行たること見えたり、今も御料の外子孫幸田七兵衛の知行交れり、檢地は寛永四年八木三郎兵衛・阿出川惣兵衛・本庄兵三郎・福田久右衛門等糺せり、外に持添の新田あり、前村と同じ享保十八年檢地あり、

にして、地頭森川氏の家人根塚善左衛門定武と觀音堂元云者、奉納せし由、坐像にて長一尺五寸許、
四年三月地頭より起立せり、信州更級郡初瀨寺の寫しなりとて、初瀨堂と號せり、
太子堂 ○蓮臺寺 同宗、柿木村東漸院門徒、本尊不動を安ず、元柿木村の民開基して、總の庵なりしが、彼村の廢寺號を以て此庵に移して、今の寺號 觀音堂 正觀音 ○庵 淨土律宗、荏原となせりといふ、
院持、本尊地藏を安置せり、

○大曾根新田 大曾根新田は村民平次右衛門の先祖、延享二年西袋村より來りて開墾せしよし、よりに近郷にては平次右衛門新田とも唱へり、江戸への行程前村に同じ民戸五、東北は西袋村、南は大曾根村、西は足立郡花又村なり、東西三町程、南北は五町に餘れり、用水は八條領九ヶ村落しの悪水を用ゆ、檢地は寶曆二年・安永二年の二度に糺して、高入の地となれり、開發以後御料にして今も然り、又西袋村に當村の新田あり、
小名 御立野蹟

○上馬場村 附持添新田 上馬場村も江戸への行程前村に同じ、民戸二十八、東は二町目村、西は柳之宮村、南は中馬場村、北は小作田村なり、東西十町、南北三町程、當村元は中馬場村・大原村と一村なりしを、何の頃にか上中下の三村となし、其後又下馬場村を大原村と改めしと

高札場 村の中程にあり

小名 くのき通り 馬場方通り 浮塚通り 仕込通り

諏訪社 村の鎮守なり、妙光寺の持、同寺に藏する社傳あり、其略に信濃國の住人高梨監物仲光は、國の亂を避て當所來り、堀切監物と改め當寺の檀越となれり、されば己が氏神、本國諏訪明神の像寸餘なるを懷にし、年來信仰せしに妙光寺開山日正が彫刻せる諏訪の神像ありしをもて、彼寸餘の像を其腹籠となし、こゝに社を建て、永く當所の鎮守となせり、これ延徳三年正月廿七日のことにして、後永祿年中天照大神・八幡の二座を合祀せる由を載す、此監物が子孫今は絶たれど、中ごろ草加宿へ移りしことあり
末社 稻荷社
し故、かの地には其分家残りりと云、

○山王社 上馬場村觀音寺の持

妙光寺 日蓮宗、池上本門寺の末、長光山と號す、開山日正永正四年九月朔日寂せり、本尊三寶祖師、祖師は日朗の作にて五寸許の坐像なり、像の後ろに弘安五年九月廿五日迄造立法師日朗と記し、殊勝の尊體なり、
稻荷社
辨天社 ○山王塚村持

○西袋村 西袋村は庄名を傳へざれど、蓮華寺境内諏訪八幡合社延寶の棟札に、武藏國埼玉郡大宮庄八條領西袋村とあれば、其頃は此庄名の唱へありしなるべし、古は村の西方を、古綾瀬川繞て其様袋の如くなりしをもて、村名もかく呼りと云、今も其形残り、江戸まで行程こゝも四里を隔つ、民戸五十餘、東は上馬場・中馬場の二村、

南は大曾根新田及び足立郡花又村等にて、巽の方は本郡大曾根村にかゝり、西は傳右川を隔て、足立郡瀬崎・吉笹原の二村、北も吉笹原と本郡柳之宮の二村なり、東西五町、南北三町許、用水は松伏溜井を引けり、御入國より御料にして今も替らず、檢地は寛永四年稻生清兵衛・小川嘉右衛門等糺せり、又元祿八年・寶曆二年にも糺ありしと云、

高札場村の東
小名 桑ノ袋 まくち

新綾瀬川 東寄を流る、幅十二間、兩側に堤を築けり、又土橋二ヶ所、一は界橋といひ、一は桑の袋橋といへり、

古綾瀬川 村の西北を流る、
傳右川 村の西を流る、幅八間程なり、

氷川社 鎮守なり、蓮華寺
持なり、下同じ 末社 第六天 稻荷 氷川

○稻荷社二字 ○山王社

蓮華寺 新義眞言宗、柿木村東漸院末、藥王山慧日院と號す、本尊不動を安ぜり、開山源忠寛文九年寂せり、

藥師堂 八幡諏訪合社 ○正道庵 百觀音を安ぜり、村民の持、

褒善者みの 村民次郎左衛門の母なり、其母をまんと云、年百歳に備れり、みのこれに孝を盡し、且まんの高年なるをもて、文化十年官よりまんへ米十俵及び老養として、

柳之宮村附持添新田 柳之宮村は江戸より二里の行程

新編武藏風土記稿卷之二百五

埼玉郡之七 八條領

○後谷村 附持添新田 後谷村は江戸よりの行程四里餘、家數二十三、四境南は柳之宮村、北は立野堀村、東は松

之木村、西は綾瀬川を隔て、足立郡吉笹原村なり、東西三町、南北八町許、用水は八條用水を引用ゆ、古より御料所にして、正保の頃も御代官支配せしが、後土井能登守に賜はりしを、又上りて御料に復すといへば、恐くは松の木村と年代同じく、寛文中土井氏に賜ひ、天和年中御料に復せしものなるべし、檢地は貞享元年伊奈半十郎・近山與左衛門糺せり、外に持添新田あり、寶曆二年西川半兵衛・小笠原半藏、同三年稻守勘右衛門・泉本佐太郎糺せり、又近村浮塚にある新田は、元當村の民發きて持添の地なりしに、後年故ありて浮塚村の進退する所となれり、

高札場村の東
高札場村の中程
綾瀬川 西の方を流る、幅十二間餘、是當郡と足立郡との堺なり、

なり、家數十七、東は上馬場村、南は西袋村、北は立野堀・後谷の二村、西は綾瀬川を隔て、足立郡草加町の内吉笹原村なり、東西一町、南北六町、用水は八條用水を引用ゆ、古より御料所にして今も然り、檢地は貞享元年伊奈半十郎・熊澤武兵衛糺せり、外に持添の新田あり、寶曆三年泉本佐太郎・稻守勘右衛門等糺して、御料となれり、

高札場村の中程
小名 百田苗耕地 屋敷付

綾瀬川 此川元は當村の西界を流れしを、其後掘替ありて今は村の西よりを流る、これを新川と云、其古川の跡所々

氷川社 鶴ヶ會根村實
勝寺の持なり 末社 第六天 稻荷

新編武藏風土記稿卷之終

八幡社 福寺の鎮守なり、西 ○山王社

西福寺 新義眞言宗、八條村西勝寺門徒、善應山と號す、本尊不動中興の僧祐傳は、正保二年十月二十一日寂せり、

天神社 古き勸請なりといへど、其詳なることを知らず、

舊家者富右衛門 代々名主を勤む、氏を會田と稱す、元越ヶ谷に住し、其後當所に移れりと云、家作は

二百年以上の者にて、柱の削り小屋組のさま、今の制作と替れり、先祖の帯せしと云短刀及手鎗・乗鞍・轡等あり、又菊洞を附し、印籠を藏す、梨子地紋所のさま、古色にて緒しめば金の無垢なり、太閤秀吉より先祖へ與へしものなるべしなどいへど、其正しきことは知らず、會田系圖を見るに、會田三郎左衛門正重は、出羽介正兼が孫源太郎正富が子なり、當國鉢形の城主北條安房守氏邦が麾下に屬し、越ヶ谷の地に住す、其子若狭正方は太田十郎氏房に從て討死す、其子若狭正忠二男出羽正之と云、正之も越ヶ谷に住すとあり、今越ヶ谷宿に會田氏の子孫なし、衰微して江戸に移れりと云、此富右衛門が家は、彼越ヶ谷に住せし會田氏が支族なりしや、系圖は所持せざれども、其つまびらかなることをしらす、

○小作田村 小作田村は江戸へ四里の行程なり、民家三十七、東は鶴ヶ會根村、西は柳之宮村、南は上馬場村、北は松之木村なり、東西七町許、南北五町、古より御料所にして今も然り、檢地は貞享元年伊奈半十郎・熊澤武兵衛糺せり、又少許の新田あり、享保十八年伊奈半左衛門・長坂孫七郎、明和四年辻源五郎檢地すと云、

高札場 南よりあり

稻荷社 村の鎮守なり、華藏院の持、

立正寺

浄土宗、二町目村西蓮寺の末、無量山と號す、本尊阿彌陀を安ぜり、
○長安寺 禪宗曹觀音を安ぜり、開山高安示寂の年月詳ならず、
山王社

○松之木村

松之木村は江戸への行程檢地等前村に同じ古へ大松ありしゆへに村名となれる由を傳ふ、民家二十二、東は鶴ヶ會根村、西は後谷村、南は小作田村、北は伊草村なり、東西五町許、南北二町に過ぎず、八條用水を引て耕植す、古より御料所なりしが、寛文中土井能登守に賜はり、又天和年中上りて御料に復し今に替らずこゝにも少の新田あり、享保十六年・同十八年に中島十左衛門・長坂孫七郎檢地せり、
高札場 南の方あり

稻荷社

村の鎮守なり、勝蓮寺の持、末社 辨天 天神

勝蓮寺

新義眞言宗、柿木村東漸院門徒、大慈山と號す、本尊藥師を安ぜり、牛頭天王社 觀音堂 正觀音を安ぜり

○立野堀村 立野堀村は江戸への里數檢地等前村に齊し戸數七十六、水田には川俱用水を引沃げり、東は伊草村

享保十六年伊奈半左衛門・柴村藤左衛門・伊庭市兵衛が糺せし持添の新田あり、又同き十八年にも檢地ありし持添新田あり、共に御料所なり、
高札場 村の中程あり

天神社 村の鎮守なり、圓藏院の持、

圓藏院

新義眞言宗、柿木村東漸院門徒、本尊大日を安ぜり、

○青柳村

青柳村は江戸より五里の行程なり、家數百十三、東西十町、南北三十町許、東は八條村、西は古綾瀬川を隔て、足立郡槐戸村、南は本郡立野堀村、北は麥塚村なり、用水は瓦會根村の溜井より引沃げり、御入國の後は御料所にて、正保の頃村内をさきて松平伊豆守に賜はりしが、何れの頃か上りて奈須玄益瑞宗悦の先祖に賜ひ、今も替らず、殘る地は今も御料所なり、檢地は寛永四年伊奈半十郎糺せり、又後年開きし新田あり、私領に屬す、寶曆三年泉本佐太郎・稻守勘右衛門改めて高給となせり、此外二ヶ所の新田あり、一は寶曆八年辻源五郎糺し、一は享保十八年寛播磨守の檢地にて、高入となるこれは御料所なり、

高札場 二ヶ所一は村の中程、一は東にあり、

小名

よきり會根 新田 根ごう 出土 山谷

西は後谷村、南も同村及柳之宮村、北は青柳村なり、東西七町、南北十町、古より御料所にして今も替らず、こゝも新田三ヶ所あり、一は前村の新田と同く享保十八年中島・長坂の二氏、一は寶曆三年稻守勘右衛門・泉本佐太郎、一は明和九年久保田十左衛門檢地せり、
高札場 村の南隅あり

小名 上 中

古綾瀬川 村の西を流る、幅十間餘、

稻荷社

村の鎮守なり、妙學院持、下二社同じ、末社 疱瘡神 ○稻荷社

○第六天社

○天王社 慈尊院の持

慈尊院

新義眞言宗、別府村慈眼寺末、清瀧山眞福寺と號す、本尊大日を安ぜり、開山を秀長と云、寂年は失へり、

觀音堂 正觀音を安ぜり

地藏堂 ○妙學院 本山修驗、葛飾郡幸手を安ぜり、立像長一尺、智證の作なりと、開基は慶長八年と傳ふれど、其法號・示寂の年月を失へり、不動堂 妙學院の持

○伊草村

附持添新田 伊草村は戸數二十九、東は鶴ヶ會根村、西は立野堀村、南は松之木村、北は青柳村なり、東西十町、南北十二町餘、八條用水を引用ゆ、古より御料所にして今も然り、江戸への行程檢地は前村に同じ、

古綾瀬川

西の方を流る、幅八間程、

土橋

葛西用水堀に架す、長十二間なり、

久伊豆社

村の鎮守なり、東覺寺、三藏院兩寺の持なり、
○妙見社 三藏院の持 ○神

明社持

三藏院

新義眞言宗、柿木村東漸院末、妙見山と號す、本尊不動を安ぜり、
○藥王寺 同末な尊藥師を安ぜり、
○東覺寺 同末にて、本尊不動を安ぜり、
稻荷社 ○龍光院

東漸院の門徒なり、

○自性院 村民持、本尊釋迦を安ぜり、外本尊地藏を安ぜり、
○自性院 村民持、本尊釋迦を安ぜり、外本尊地藏を安ぜり、
○自性院 村民持、本尊釋迦を安ぜり、外本尊地藏を安ぜり、

が祖父傳左衛門眼を病みし時、夢中の告により、三州鳳來寺の藥師へ立願し、其病平癒せしかば、則佛師に命じて此像を彫刻し、この庵をつくりて安置せり、
これ享保十年のことなり、

○麥塚村

麥塚村は江戸より五里餘の行程なり、家數七十一、四境南は青柳村、北は西方村、東は柿木村、西は伊原村なり、東西五丁餘、南北七町餘、八條用水を引けり、當村正保の頃は御料所にて、寛文二年阿部鐵丸の家に賜てより今に然り、檢地は寛永四年奥津角左衛門改めて、古綾瀬川の邊に新田あり、寶曆三年寛播磨守檢地す、又本所上水跡にも少しの新田あり、享保十八年長坂孫七郎・中島左衛門等糺せり、

高札場村の中程

小名 樟子山 笹塚

古綾瀬川 村の西南の方

女體權現社 村の鎮守なり、末社 第六天 稻荷 天神

疱瘡神 牛頭天王 ○八幡社二字 ○雷電社 以上三社村

智泉院 新義真言宗、柿木村東漸院末、無 地藏堂

○伊原村 伊原村は江戸より五里半の行程なり、戸數七十五、東西五町餘、南北八町餘、南は青柳村、北は西方村、東は麥塚村、西は登戸村及び古綾瀬川を越て、足立郡槐戸村にも少しくかゝれり、當村御打入の後は御料所にて、寛文二年阿部豊後守に賜ひしが、元祿十二年に上りて又御料となり今に替らず、用水及び寛永の檢地等前村に同じ、

高札場 村の中程

古綾瀬川 村の西を流る、川幅六七間ほど、

久伊豆社 村の鎮守なり、末社 天王 天神 ○八幡社

地福院 末社 稻荷 ○天神社 村民

成就院 新義真言宗、足立郡原村密藏院末、威光山 觀音寺と號す、阿彌陀を本尊となせり、○地福

院 同宗にて、別府村慈眼寺門徒、八幡山光明寺と號す、本尊不動を安ず、

○蒲生村 蒲生村は江戸より五里の行程なり、家數二百十七、東西十五町半、南北二十一町餘、四隣東は伊原村西は大間野村、北は瓦會根村、南は新綾瀬川を隔て、足立郡金右衛門新田なり、用水は隣村瓦會根村の溜井より引用ゆ、御入國の後御料所なりしが、慶長年中村内を二分して、東の方を松平伊豆守に賜はり、其後天和年中堀田備中守に替へ賜ひしが、元祿の頃上りて御料所となれり、西分は固より御料なれば、今は村内一圓に御料の地となれり、檢地は寛永四年伊奈半十郎東分を糺し、西分は元祿十年酒井河内守改めり、其後寶曆十二年野村彦右衛門・川西吉次郎等一村の檢地ありしと云、當所に日光道中の往還あり、南の方足立郡金右衛門新田より北の方瓦會根村に達せり、

高札場 村の東

小名 下茶屋 樹を植へ、傍に愛宕社あり、塚上に杉

行地 道沼 西 東 上茶屋 奉

古綾瀬川 川幅二 〇新綾瀬川 村の西南を流る、川幅十二間

り、堤あり

土橋二ヶ所 一は新綾瀬川に架す、長さ十一間、

久伊豆社三字 一は長六間、悪水堀に架せり、

○神明社 清藏院持、下 末社 牛頭天王 熊野三社權現

疱瘡神 稻荷 ○天神社 ○稻荷社 ○山王社 地藏院の

荒神社 ○八幡社 光明院 第六天社持

清藏院 新義真言宗、足立郡原村密藏院末、慈眼山と號す、本

尊は十一面觀音なり、開山祐範寂年を傳へず、中興僧

永智明曆四年三月 表門 龍獅子猊の彫ものあり、古色に見

二十一日寂す、 鐘は元文四 閻魔堂 辨天社 ○光明院 同宗別府村

鐘樓年の銘あり 通照山と號す、本尊彌陀、開山榮善寂年を傳へず、古

は庵室なりしが、この倍弘治二年に興立すと云へり、○地

藏院 同末、摩尼山と號す、本尊地藏を安 地藏堂二字 一角

堂にて、六地 藏を置けり、

褒善者仁兵衛 今村の名主を勤る仁兵衛なるもの、曾祖父に

中關東洪水の時、多くの窮民を救ひしにより、伊奈半左衛門

公へ聞へ上げ、白銀三枚を賜ふ、且先祖の所持せしものとて

鎗一筋、短刀一腰、宇多國宗の銘あり、貞宗の刀一腰、長さ

二尺三寸餘、享保十年本阿彌の極めあり、以上の三品を藏す、

○登戸村 登戸村は江戸よりの行程五里餘、民家四十六

東は伊原・蒲生の二村、南は蒲生村、西も同村と七左衛門との兩村にて、北は西方村なり、東西十町、南北五町ほど、用水は瓦會根村の溜井より引來れり、御入國以來は御料所にして、今に御代官所なり、檢地は元祿十年酒井河内守糺せり、又享保十八年新田を開き、寛播磨守檢して貢數を定む、日光街道少しく村端にかゝれり、

高札場 村の東

稻荷社 村の鎮守にて村民持、

○天神社 〇稻荷社三字 〇八幡社

報土院 淨土宗、越ヶ谷宿天嶽寺の末、報身山廣西寺と云、本

尊阿彌陀、中興開山開秀善教、天正十年十月十五日示

寂、鐘樓 寛政六年再鑄 〇庵二字 共に阿彌陀を安ず、

瓦會根村 瓦會根村は江戸より行程凡六里、民戸百五

東は西方村、南は登戸村、西は越ヶ谷宿、北は小林村な

り、東西へ凡八町、南北十町許、日光道中村内を貫く、

相傳ふ當村は古へ淺見大學・須賀大炊介・同雅樂之助・同

玄蕃・同將監などいへるもの來て開發せしと云、御打入

の時より御料所にして、今も御代官支配す、檢地は前村

と同く元祿の度糺あり、其後寛延二年新田の檢地は、吉

田源之助・稻守勘右衛門等糺せり、

高札場 村の中程

小名 本村 後谷 野尻 木ノ下 柳田 大田切

元荒川 附瓦會根溜井 溜井は別に設けしにはあらず、元荒川
の流左右を村内にて穿ち溜げ、幅八十間程、長さ六百
八十間、其中に堰を設けて水の差引をなす、堰より下は、又
元荒川の流末延亘し、後穿ち溜げたる所は溜井のさまなれば
瓦會根溜井と唱へ、人の知る所なり、これ即八條・谷古田・淵
江・西葛西四ヶ領の用水にして、岩槻・越谷・新方三ヶ領の悪水
をも此に落せり、依て七ヶ領組合へり、此用水は萬治四年成
りて、本所上水及び八條領用水となりしが、後本所上水やみ
てより、八條領のみの用水なりしを、享保三年伊奈半左衛門
石川傳兵衛等奉りて、葛西用水疏鑿の時、古利根川の水を増
林村にてせき分、此溜井の助水となし、今の如く四ヶ領の
用水となせり、猶増林村の條合せ見るべし。 ○河
岸場 元荒川にあり、安永四年村民等願上て、運上の河
岸場となせり、こゝより江戸まで船路九里餘、

稻荷社 村の領守なり、末社 水神 疱瘡神 ○辨天社
同寺の持 照蓮院の持、最勝院の持
持なり ○天神社 最勝院
照蓮院 新義眞言宗、葛飾郡金町村金蓮院の末、慈氏山徳満寺
と號す、御朱印五石は、天正十九年より賜はれり、本
尊彌勒を 鐘樓 寛延二年鑄造 大師堂 ○最勝院 前寺の
本尊正観音 ○大龍院 羽黒行人派の修験にて、江戸日本橋
を安ぜり、

○寶珠院 當山修験、下總國葛飾郡築比地村城
り ○觀音 最勝院の持、正
堂觀音を安ぜり、

相模能高及び能忠などいへるは、當所に住し、在名を稱
せしこと知るべし、かたゞ、以舊地なることは論ずるに
及ばず、江戸よりの行程五里餘、民家百六十、東は東方
村、西は瓦會根村、南は登戸村、北は小林村に接せり、
日光街道村の西界を貫り、東西十五町、南北十八町許、
御入國以來御料所なりしを、寛文十一年村内を裂て萬年
佐左衛門に賜はり、残りし所を延寶七年堀田筑前守に賜
ひしが、元祿十一年又御料に復せり、よりに今御料と佐
左衛門が知行なり、檢地は寛永四年興津角左衛門、鈴木
藤兵衛糾せり、外に享保十六年・同十八年の二度伊奈半
左衛門、寛延二年吉田源之助、明和七年遠藤兵右衛門が
檢地せし新田あり、當村の持添なり、

高札場 村の中程
にあり

小名 三谷組 藤塚組 田向組 西方組 松土手

元荒川 西の方を流る、隣村瓦會根村溜井の續きにて、則こゝ
に石堰を設く、是は延寶六年より築立られ、八條・淵
江・越ヶ谷・新方・岩槻・谷古田・西葛西七ヶ領の預る所なり、又
此溜井に設くる坊十六ヶ所、夫より引分つ、用水・悪水合て二
十一ヶ所、其各渠に架する橋五十三ヶ所あり、この川に河岸
場あり、安永元年願ひ上て河岸場となせり、當村此水元ゆへ
久霖暴雨の時は、第一に水災を被れど、組合の輩は己が村々
の事のみを奔走し來りて、力を助くる者なく、又旱魃の時は

舊家者彦左衛門

代々名主を勤む、中村彦左衛門一榮が子孫
にして、先祖一榮東照宮より賜りし由、信國
の短刀を藏せり、按に「家忠日記」慶長五年六月廿六日沼津城
に於て、中村彦左衛門尉養膳を獻す、大久保相模守忠隣・本多
佐渡守正信等、此驛に迎へ奉て大神君に謁す、此日三嶋に着
御とあり、此時信國の太刀を賜ひしにや、又「武徳編年集」に
は、慶長六年六月二十六日中村式部少輔一氏が弟、彦左衛門
一榮が沼津の城に入、御晝飯を獻す、則信國の脇差を與へら
る云々とあり、慶長六は恐らくは慶長五なるべく、短刀を藏
すること及家に傳る所、且記録に載たる所事蹟は、相類した
れど外に證とすべきこととはなく、しかのみならず、中村を氏
とするものも此のみに非れば、いかゞはあらん、兎に角系譜
を傳へざれば、定かなることを知らず、今の彦左衛門より七
世の祖茂左衛門の時、當村に土着せる由、今の彦左衛門越谷
餅米買上の御用を勤め、其事に力を盡せしかば、天明年中帶
刀は其身一代、苗字は永く御免、且月俸一口をたまひしに、
其後も彼御用怠らざりしかば、寛政年中五口を増し賜りしよ
り、今に六口を賜へり、祖父彦左衛門も、奇特の所業さまざま
ありし
と云、

○西方村 附持添新田

西方村は大相模郷に屬す、古へは
東方・見田方・當村を合て大相模郷と云ひしが、其後分郷
のとき、當所は其郷中の西に當れるをもて、かく名付く
と、村内大聖寺不動の來由に、此郷の名義をのす、且當
國七黨野與の系族八條・金重・澁江氏の人多く此邊につど
ひ、今も村名にのこれり、されば其系圖にのせたる、大

領中より交る交る來りて水の分量をなし、其村々へ引漑ぐゆ
へ、聊か他村より多く引用ゆることあたはず、誠に近郷比ひ
まれなる難澁の村なり、よりに常に明儀一萬餘、繩三千房を
たくはへ、其備へとす、享保十一年公へ願上、小屋を結び
定杭をたて、事ある時は役人來りて村民を指麾し、其難を
救はしむと云、尙瓦會根村溜井の條あはせ見るべきなり、

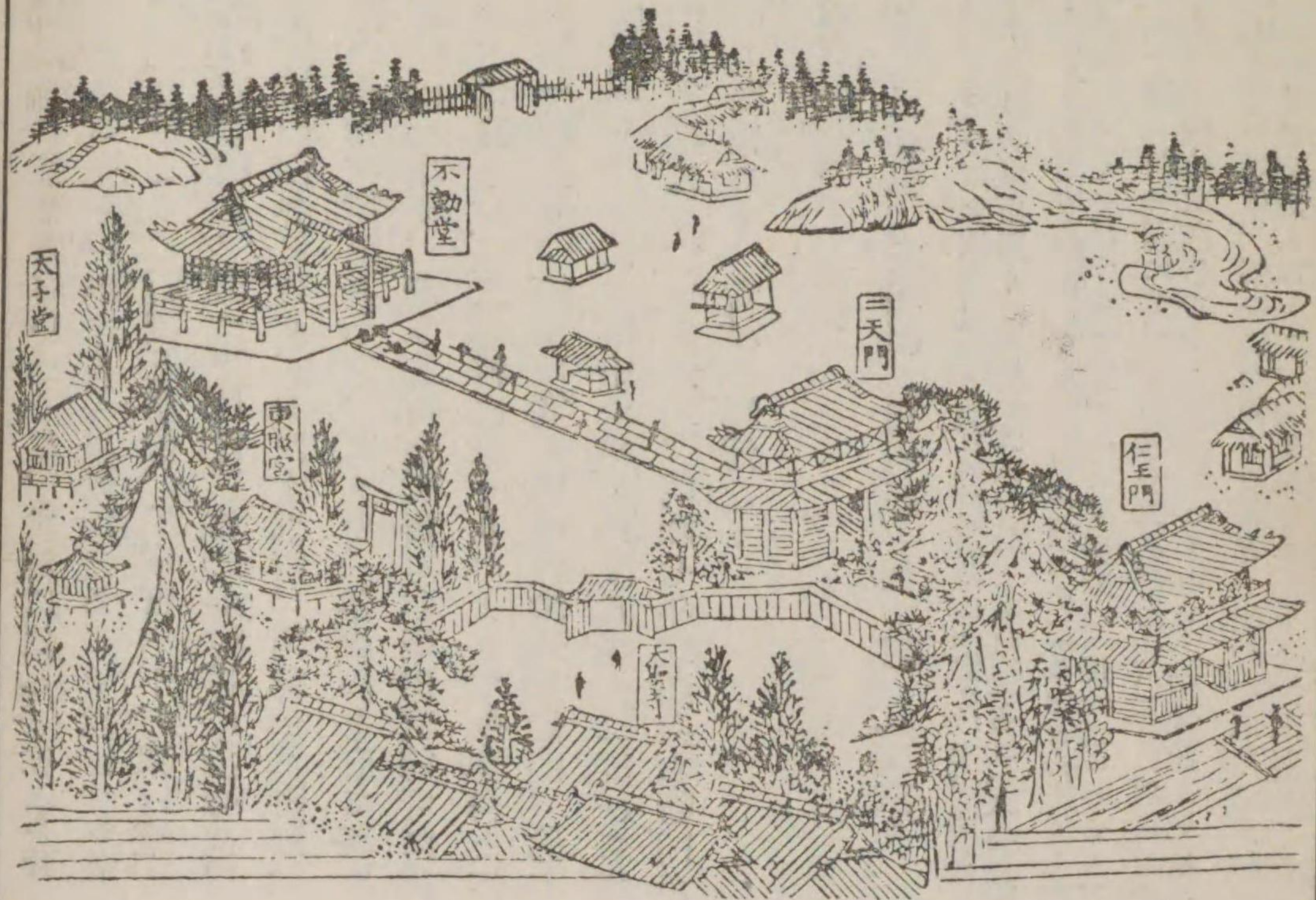
山王社

村の領守なり、別當東光院本山修験、葛飾郡幸手不動
院の配下なり、當社元大社にて六伏の僧ありしと云、
東光院は即其一にて、餘の五寺は利生院・神王院・安樂寺・藥王
寺・觀音寺是なり、利生院は今大聖寺の塔頭に、神王院は廢
し、其餘の三寺は東 ○八幡社 東光院
方村にこれあり、

不動堂

緣起の略に、往古良辨僧正相州大山開闢の時面のあた
りの根本をもて一刀三禮し、一像を彫刻し、是を大山根本不動
と名付く、大聖寺開山の僧不動坊といへる者、夢の告に任せ、
彼像を負出で當所に來りけるが、俄に篋重くなりければ、是
こそ有縁の地ならんとて、遂に當山に安置せり、よりに山を
眞大と號し、地を大相模と稱し、且其不動坊又不動院といひ
僧俗の尊崇斜ならず、天正十八年東照宮御入國あり、大聖寺
の住侶定傳といへるもの高德たるにより、御歸依淺からず、
同き十九年寺領六十石を賜はり、慶長五年下野小山御歸陣の
砌、當地へ渡御あり、關ヶ原御陣の御願を懸られ、御太刀を
納させ賜ひしが、御利運の日に當り、著しき靈驗ありければ
是より世の人彌崇敬し、毎年正五九月には會式を興行すと見
えたり、此餘さまざまの事を書綴れど、妄誕に亘れば取らず
本尊良辨の作は一尺七寸許の立像なる由、秘佛として人
仁に示さず、前に智證の刻める一尺三寸の立像を安ぜり、

大聖寺境内圖



王門の制札を立り、二天門持國・毘沙門の裏門の額をか、
經堂 鐘樓の鐘をかく、東照宮御宮を御神體とせしが、延寶六年御木像を安置し奉ると云、其時記せしものあり、左の如、

奉建立

東照權現宮 一字

東照權現御在世日、寄高駕於大聖密寺、寺領六十石御寄附、是其由緒也、依之小僧晨夕欲奉安置尊容、無衣鉢之可捨因循、至于今幸予領御祈禱所、且今年征夷大將軍右大臣源家綱公、有御子孫繁昌之御願、以爲奉令終御願如左、

延寶六戊午年六月十七日

願主

知足院第十五世法印尊如

別當

大聖寺第九世法印 觀如

天神社 愛宕社 辨天社 秋葉社 太子堂 地藏堂

別當大聖寺 新義眞言宗、京都醍醐三寶院の末、眞大山と號す、開山僧不動坊中興開基定傳、後柿木村東漸院に隱棲せりと、共

尺八寸五分、唐頭一村民某納めし所なれど、塔頭 利生院

白靴なり、

小名 山谷村 元祿國圖には、東方村の内山谷村と書し、別にはあらず、

元荒川 北の方を流る、川幅二十五間ばかり、

久伊豆社 村の鎮守、安樂院の持、末社 稻荷 天神 ○淺間社 村民持

下三社 ○神明社 末社 稻荷 疱瘡神 ○稻荷社 二字

安樂院 新義眞言宗、西方村大聖寺末、山號本寺に同じと云、所以を知らず、下の二寺同じ、本尊は阿彌陀なり、

○藥王院 同末、本尊藥師、○觀音寺 同末、本尊觀音、○玉藏院 是も同末、本尊玉藏、

開玉山彌陀寺と云、○普門院 同宗、柿木村東漸院末、光明本尊は阿彌陀、

○阿彌陀堂 村民の持、○地藏堂 ○十王堂 安樂院の持、

○見田方村 見田方村は古當村及び西方・東方三村合て大相模郷と唱ふ、因て今も此郷名を被ると云事は西方村に辨ず、江戸よりの行程六里、民家五十九、東は南百村

西は東方村、南は麥塚村、北は元荒川を隔て、増森村に

界へり、東西七町、南北九町餘、當所も阿部鉄丸が領分

にて、寛永四年稻生清兵衛・小河加右衛門檢地せり、

高札場 南の方にあり

高札場 西の方にあり

本尊十一面 道照庵 今廢 ○安養寺 大悲山と號す、天神觀音を安ず

社 三峯社 ○福壽院 本尊阿彌陀 稻荷社 ○正福院 本尊藥師

以上の三寺は大聖寺の末なりと云ふ ○知性院 大聖寺の門徒なり、八幡

社 ○金剛寺 同宗、瓦曾根村照蓮院 稻荷社 ○大徳寺

同宗、末田村金剛院門徒、本尊は阿彌陀、○不動堂 大聖寺 閻魔堂 村民の持、下

二堂 ○觀音堂 ○勢至堂

○東方村 附持添新田 東方村は郷名及び用水江戸の行程

等前村に同じ、古は當村及び西方・見田方三村合て大相模

郷と云、其内當村は東の方にあるをもて、かく名付と云

事は西方村に辨ず、民家八十五、南は麥塚村、西は西方

村、東は見田方村、北は元荒川を限り、増林村なり、東

西七町、南北二十五町、細長き村なり、正保の頃は小野

久内知行にて、後設樂勘左衛門にかへ賜ひ、又元祿十一

年阿部豊後守に賜はり、今子孫鉄丸が領分なり、慶長十

七年檢地あり、後寛永四年新井十兵衛・成瀬權左衛門等

糾せり、外に明和三年辻源五郎が檢せし持添の新田あり

元荒川 北の方を流る、當領と新方領の界なり、幅は二十五間許、川にそひて堤あり、

天王社 村の鎮守なり、末社 稻荷 天神 來福寺の持、

淨音寺 淨土宗、京都智恩院末、解脫山保鏡院と稱す、元は西方山蓮華院淨香寺と云、天正十九年より寺領十石を賜ふ、開山解脫阿存保文祿三年十月十五日示寂、開基は宇田長左衛門と云、法諡卒年を失ふ、されど傳燈總系譜、存保は、武州足立郡人姓宇田氏大相模淨音寺開山たるよしをのす、因て思ふに長左衛門は、存保の一族にて、力を合せ當寺を建立せしなるべし、又名主圭藏も宇田氏なれば、是等の子孫なるべけれど、其詳なることを傳へず、本尊は阿彌陀を安置せり、鐘樓 近年の鐘 八幡社 ○東陽寺 前寺の末、本 ○來福寺 新義眞言宗、末田村金剛院門徒、 ○藥師堂 村民の持、雷電山と號す、本尊虛空藏なり、 ○藥師堂 下同じ、

○柿木村 柿木村は用水及江戸よりの里數等前村に同じ、民家百二十五、南は八條村、北は千匹村、西は麥塚村、東は古利根川を堺ひ、川の向は葛飾郡中曾根村なり、東西の徑り十二町餘、南北は十五町許、御入國以來御料所にして、寛永二年阿部豊後守に賜はり、今子孫鉄丸が領分なり、檢地は前村と年代同く、松井太郎左衛門承りて糺せり、

高札場 村の東

小名 長田切耕地

古利根川 村の東を流る、幅は四十間餘、川に添て堤あり、

女體社 東漸院の持、末社 稻荷 龍王 八幡 ○第六天社 村民の持、 ○天王社 下同じ、

東漸院 新義眞言宗、下總國葛飾郡名都借村清瀧院末、阿日山報體寺と稱す、本尊不動を安ず、開山定範示寂の年月を失ふ、第六世天正年中定傳といへる僧、東照宮御歸依ありて、同き十九年茶湯料として、三石の御朱印を賜ふ、因て是を中興と稱す、此僧西方村大聖寺 鐘樓 安永年中、再鑄をも中興す、あはせ見るべし、

○千匹村 千匹村は江戸への里數及び時の領主等すべて前村に同じ、民家五十五、南は柿木村、北は別府村、西は四條村、東は古利根川を隔て、葛飾郡木賣村なり、用水は本川俣村より引來れり、檢地は寛永四年村松忠兵衛

糺せり、

高札場 東の方を流る、幅は四十間許、

古利根川 村の鎮守なり、柿木村萬福寺の持、 天神社 ○水神社 眞光寺

稻荷社 新義眞言宗、別府村慈眼寺の末、 氷川社 ○眞光寺

東養寺 前と同末、本尊不動、

○別府村 別府村も領主の姓名江戸の里數等前村と異ならず、民家九軒、東西三町、南北二町程の小村なり、南は千匹村、西北は四條村、東は古利根川を界ひ、對岸は葛飾郡保村なり、こゝも寛永四年新井平左衛門檢地せり、

高札場

古利根川 東の方にあり、幅は四十間ほど、

久伊豆社 村の鎮守とす、慈眼寺持なり、

慈眼寺 新義眞言宗、下總國葛飾郡名都借村清瀧院末、稻荷山觀音院寶藏坊と云ふ、開山善幸天文十八年八月十五日

示寂す、本尊は正觀音を安置せり、 稻荷社

○四條村 四條村は江戸よりの里數六里、用水及時の領主等前村に異ならず、民戸三十二、南は別府村、西北は

南百・見田方の二村にて、東は古利根川を隔て、葛飾郡平沼村なり、爰も寛永四年鈴木三太夫・井出傳左衛門等檢地せり、

高札場 村の東を流る、幅は四十間許、川に傍て堤あり、

古利根川 村の鎮守、妙音院の持、下四社持同じ、 末社 稻荷 ○天神社 ○稻荷社 ○辨天社 ○水神社

妙音院 新義眞言宗、別府村慈眼寺末、猿作を腹籠りとす、頭計にて體はなしと云、靈驗著しく先年故ありて足立郡千住宿へ移せしに、當村及び彼村の者多く病災に罹りしゆへ、靈意に適はざるならんとて、元 〇阿彌陀の如く當村へ復せりといへり、村民の持なり、

○南百村 南百村も領主及用水江戸への行程すべて前村に同じ、民家二十九、西は見田方村、南は四條村、北は元荒川を隔て、中島村、東は古利根川を越て葛飾郡平沼村なり、東西四町、南北九町、前村と全く寛永四年淺賀新左衛門檢地す、

高札場

元荒川 北の方を流る、幅は二十間、 ○古利根川 間許、川に傍て堤あり、

水神社 村の鎮守なり、寶性院持、下二社持同し。 ○第六天社 ○天神社
寶性院 新義真言宗、別府村慈眼寺末、珠光山と號す、本尊大日。 ○長運寺 同末、本尊不動なり。

新編武藏風土記稿卷之二百六

埼玉郡之八 新方領

○大房村 大房村は江戸より六里の行程なり、民戸五十南は大澤町、北は大林村、東は彌十郎村にして、西は元荒川を隔て荻島村に及び、東西十一町、南北五町餘、用水は須賀村溜井より引けど、水末なれば旱損ありと云古より御料所にして今も替らず、檢地は元祿十年酒井河内守紀せり、
高札場 西の方
元荒川 北の方を流る、幅二十六間許、
稻荷社 村の鎮守なり、千手院の持、下同し、
支天社 ○八幡社 ○辨天社 ○摩利淨光寺 新義真言宗、末田村金剛院末、熊野山觀鑄造の鐘、
○千手院 同門徒、熊野山不動寺とをかく、
三ノ宮村一乘院門徒、
○藥師堂 相傳へて大同二年飛騨工が本尊阿彌陀を安ず、
○東光院 同

新編武藏風土記稿卷之二百五

あれ一夜に建しなど、妄説論をまたず、古よりの像は先年賊のために失ひしかば、今の像を安ぜり、此藥師を押し入の藥師と唱ふ、其義は知らず、慶安二年五
五知堂 ○地藏堂 千手石の御朱印を賜へり、淨光寺持、
○小林村 小林村は江戸の行程檢地等前村に同じ、東西南北共廿四町、南は元荒川を隔て瓦會根村・西方村、西は葛西用水堀を越て越ヶ谷宿及花田村、東は増林村、北も花田村なり、民戸百七軒、按岩松文書文永三年の者に、小林村の名をのす、當村の事ならんか、されど郡内菖蒲領及荏原郡にも此名あれば、定かには云難し、用水は瓦會根村より引來れり、古より御料所なり、其餘花田村境に新田あり、寛延三年鹽谷八太夫・岩松直右衛門檢地せり、
高札場 中程にあり
小名 根郷組 野中組 高會根組
元荒川 南の方を流る、幅二十間許、
神明社 村の鎮守なり、
○水神社 村民東福寺持、
○水神社 村民新義真言宗、瓦會根村照蓮院末、小林山と號す、鐘東福寺 中興僧快春延寶七年正月化す、本尊虚空藏、
樓 寛政三年の、
藥師堂 ○蓮乘院 同宗同末、下並に同じ、鐘をかく、
○東光院 藥王山と號す、
○觀音寺 無量山と號す、
○觀音堂 東福寺持、
香取社 ○觀音堂 東福寺持、

○増森村 増森村は江戸への里數七里、民戸百三十、西は増林村、南は元荒川を隔て、東方村に接し、東北は古利根川を廻らし、川を越て葛飾郡川藤下・赤岩二村なり、東西六町、南北十五町、用水は増林村より引けり、御入國以來御料所にして、檢地は前村と同日、元祿八年酒井河内守紀せり、
高札場 北の方
小名 西川組 新田組
古利根川 東北を流る、幅四十間許、
○元荒川 西の方を流る、幅廿五間、
○千間堀 村の中程を流る、岩槻領諸村の悪水路にて、末は古利根川に入、
香取社 東正寺持 ○水神社 金藏院持、以上二
○辨天社 真正寺持
○第六天社 清覺院持 ○稻荷社 四字 一は東正寺、一は觀音寺、外二社は清覺院の持なり、
東正寺 新義真言宗、下總國清水村金乘院末、清瀧山不動院と號す、本尊胎藏界大日を安ず、坐像にて長一尺餘、運慶の作と云、天文二十一年の起立にして、
鐘樓 鐘は近年の開山賢永天正四年八月四日遷化せり、
不動堂 天神社 清瀧社 ○觀音寺 同宗同末、歴却山と云僧の起立、本尊阿彌陀を安ず、
○金藏院 東正寺門徒、下二ヶ良識の草創なり、本尊十一面觀音は良辨の作と云、立像にて長一尺三寸餘、
不動堂 ○真正寺

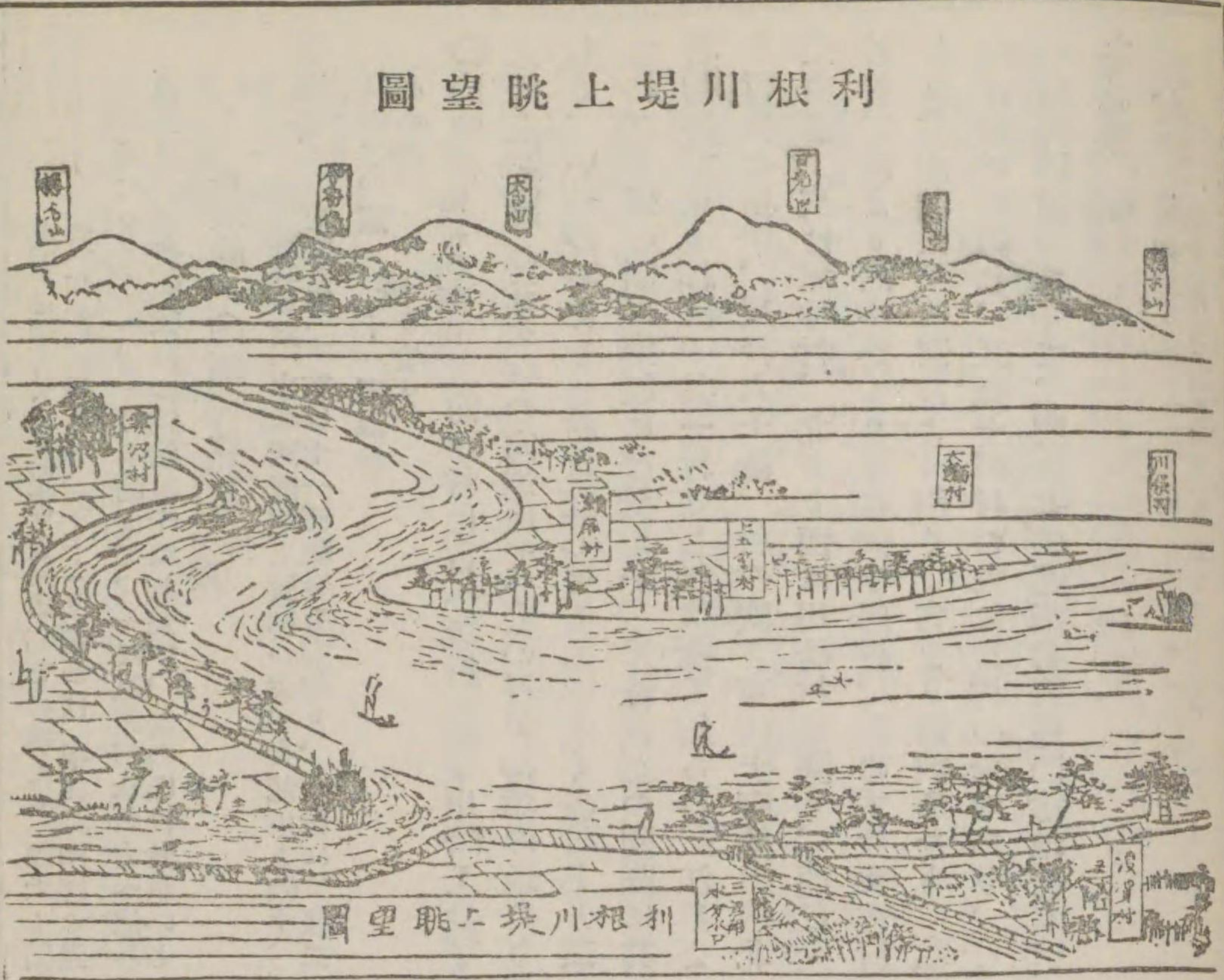
同門徒、慈光山と號す、寛永六年僧尊
 海の起立、本尊十一面觀音を安ぜり、
 草創なり、本尊不動、
 尊阿彌陀、
 光庵 藥師を安ず、
 尊眞正寺持、
 〇東光庵、
 〇眞光寺 寛永七年僧賢明の

〇中島村 中島村は江戸より行程六里半、民戸三十餘、東北は古利根川を越て葛飾郡吉川村、西は本郡増森村、南は元荒川を隔て南百・見田方・東方の三村なり、東西六町餘、南北五町、元は隣村増森村より分れし由、既に正保國圖此名を載せれば、分村せしは是より前の事なるべし、されど増森村には此傳なし、分村以來御料所にて今も替らず、用水檢地は前村と同じ、又増森・増林二村の内に少許の飛地あり、
 高札場 中程にあり

小名 稻荷免耕地
 元荒川 南の方を流る、幅二十五間、
 〇古利根川 東北を流る、幅四十間、はて此川に落合り、こゝに渡場あり、江戸より下總への往來にて、當村の境より葛飾郡平沼に達せり、
 稻荷社 鎮守 〇諏訪社 これも鎮守の持、
 正福寺 新義眞言宗、下總國葛飾郡清水村金乘院末、稻荷山と號す、本尊大日を安ず、

〇増林村 増林村は民戸二百四十、東西二十町、南北十三町、南は小林村、東は増森村、西は葛西用水堀を隔て大吉村、北は古利根川を越て葛飾郡上下赤岩村なり、用水は松伏溜井より引沃げり、御打入より今に御料所にして、檢地江戸への行程等は前村と同じ、其餘後年開發の地は、享保十六年柴村藤右衛門・伊藤市兵衛、寛延三年鹽谷八太夫・岩松直右衛門、延享三年舟橋安右衛門、寶曆五年小野佐太夫、明和七年遠藤兵右衛門等檢地して、貢税を定めしと云、
 高札場 東の方あり

古利根川 東の方を流る、これ當郡と葛飾郡との界にて、此川に葛飾郡松伏・二郷半・東葛西・上の割・下の割・西葛西・幸手領・半高・足立郡淵江・谷古田・及郷中・八條新方、都合八ヶ領半組合の溜井あり、是を松伏溜井と云、當村と大吉村境にて、一流を分てり、これ則前の八條・谷古田・淵江・西葛西四ヶ領の用水にて、是を西葛西用水と唱ふ、猶葛飾郡松伏村溜井の條見、
 〇元荒川 南を流る、幅合すべし、
 淺間社 村の鎮守、福末社 山王 〇香取社 二字 一は寶藏院、一は村民の持、
 〇八幡社 梅光末社 稻荷 〇稻荷社 持同、
 神社二字 一は大正院の持、
 〇神明社 大正院持、
 林泉寺 淨土宗、江戸芝増上寺末、正林山と號す、開山本譽文正元年三月示寂す、本尊は三尊の彌陀、此腹籠に惠心の作れる彌陀 鐘樓 享保三年鐘を收むと云、 觀音堂の二體を安ず、
 〇勝林寺 禪宗曹洞派、下荒井村福嚴寺の末、法恩山と號せなせり、
 鐘樓 近き鑄造 觀音堂 〇福壽院 新義眞言音を本尊と 鐘樓の鐘なり 〇福壽院 宗、瓦會根村照蓮院末、富井山と號す、本尊は正觀音を安ぜり、開山長清寛文三年正月廿九日遷化す、
 〇寶藏院 同宗、下總國葛飾郡清水村金乘院末、本尊不動を安ず、開山祐範延寶四年十一月二日寂せり、
 〇法立寺 日蓮宗、下總國平賀村本土寺末、妙富山と號す、
 開山日明正保元年十二月十日示寂、本尊三寶、三十番神堂、
 〇清傳寺 林泉寺末なり、眞城山と號す、開山證譽寛永十年十月十七日寂す、本尊彌陀を安ぜり、
 〇淨泉院 同末、本尊 〇清了院 勝林寺の末、本山派修驗、葛飾郡幸手不動院の配下、香正山と號す、本尊不動、
 〇梅光院 本山派修驗、葛飾郡幸手不動院の配下、香正山と號す、本尊不動、
 〇藥師堂 〇虚空藏堂 ともに福尊も前に 〇壽院の持



〇大吉村 大吉村は江戸より行程六里半、家數卅餘、村の廣さ東西三町半、南北十四町、南は葛西用水堀を隔て増林寺に隣り、北は向畑村にして、西は彌十郎村、東は古利根川を限りて、對岸葛飾郡松伏村なり、用水は増林村より引來れり、古より御料にして、檢地も前村と同じ、
 高札場 北の方あり

古利根川

東方を流る、是當郡と葛飾郡との堺にて、幅六十間許、川傍に堤あり、堤上より望めば、増林村關梓の邊より川二つに分れ、一は本流にて、一は葛西用水の方へ流れ夏向は、松伏領數村の桃樹數千株打並び、花の頃は景色いとよ、香取社 ○稻荷社寺の持

德藏寺

新義真言宗、山城國醍醐三寶院の末、青龍山と號す、開山青宥、本尊は十一面觀音を安ぜり、立像にて長二尺ほど、惠庵十一面觀音心の作、庵を安ぜり

向畑村

附持添新田 向畑村は古へ近村大吉・川崎・大杉・大松・船渡等の五ヶ村の向畑にて、その村々持添の地なりしを、いつの頃にや一村に立しをもて、かく名付しと云されど正保の頃の郷帳には見えず、元祿改正の國圖に其名初めて見ゆれば、其一村立し年代推て知らる、江戸より行程七里半、民戸六十餘、村の廣さ東西十町餘、南北二町餘、東は増林村、北より西は川崎村に隣り、西は大杉村、南より西へかゝりては彌十郎村、異の方は大吉村なり、水利は松伏溜井より引く、古より御料所なり、檢地は前村に同じ、又彌十郎村の内に當村の飛地あり、この餘持添新田ありて、明和七年遠藤兵右衛門檢地せり、高札場中ほどあり

小名 根堀

東の方を流る、幅八十間許

古利根川

幅八十間許

香取社

村の鎮守にて、向畑村華光院の持、末社 稻荷

清淨院

淨土宗、芝増上寺末、榮廣山淨土寺と號す、寺領十二石の御朱印は、慶安元年九月十七日賜ふ、本尊阿彌陀を安ぜり、立像にて長三尺許、惠心の作といへり、開山堅真實德元年七月廿八日示寂す、當寺の東少許を隔て開山塚と云あり、そこより掘出せし古碑に、嘉祿元年の文、鐘樓寶永七年字見えたり、是起立の人の碑ならんと云、鐘樓鑄造の鐘あり

○香取社

稻荷社 塔頭 寶地軒藏を安、○相心寺掛

○大杉村

大杉村は江戸の行程檢地の年代用水等前村に同じ、民戸三十一、東は古利根川を隔て、對岸葛飾郡大川戸村、西は當郡彌十郎村、南川崎村、北は大松村なり、東西二十二町餘、南北は一町半、當村も古より御料所なり、高札場村の東あり

小名 深石耕地

堀向

古利社川

村の東を流る、川幅前村に同じ

稻荷社

村の鎮守なり、末社 香取 天神 ○稻荷社同寺淨閑寺の持

淨閑寺

淨土宗、大松村清淨院の末、小池山と號す、本尊阿彌陀、開山龍文文祿二年四月八日寂す、○了

香取社

村の鎮守、末社 妙儀 稻荷 雷電 疱瘡神

○千藏院

新義真言宗、葛飾郡野田村金乘院門徒梅龍山と號す、本尊不動、水神社 觀音堂

○華光院

同宗、是も野田村報恩寺門徒、山王社 觀音堂

○川崎村

川崎村は江戸より八里の行程なり、民戸五十餘、東西十町許、南北は三町にすぎず、南は向畑村にて西は大松村、東より北へは古利根川を廻らし、川の向は葛飾郡大川戸村なり、御入國以來御料所にして今もかはらず、用水及び檢地の年代等前村におなじ、高札場中程にあり

古利根川

村の東北を流る、幅八十間許

香取社

村持鎮守なり、本地十一面觀音を安ぜり、末社 稻荷 吾妻權現 雷電 疱瘡神 金毘羅

正福寺

淨土宗、大松村清淨院末、太子山と號す、本尊阿彌陀を安ぜり、太子堂

○大松村

大松村は江戸より七里、民戸十八、村の四隣南は大杉村、西北は船渡村、東は古利根川を隔て、葛飾郡大川戸村なり、當村も古より御料所なりしを、寶曆年中大岡出雲守に賜ひ、今子孫主膳正の領分なり、用水檢地は前村に同じ、高札場中程にあり

閑寺

淨閑寺の末、藥師山と號す、本尊藥師、○妙音寺 新義真言宗、葛飾郡松不動揚柳山と號す、開山の僧詳かならず、開基は葛飾郡松伏村の民、民部の祖先民部にして、法名道忠法眼と號す、延寶四年六月廿四日死せり、この道忠は佛法歸依ののにて、當寺を初めすて廿一寺を創立せり

○彌十郎村

彌十郎村は近郷大房村の民、彌十郎と云者の來て開きし故名とせりと、されど正保の頃は伊奈半十郎支配すといへば、此以前の開發なるべし、江戸よりの行程檢地等前村に同じ、民戸二十、村の四境、東は大杉村西は大里村に續き、南は大澤町に隣り、北は大泊村なり、用水は増林村より引來れり、元より御料所にして、今も御代官支配す、高札場西の方あり

稻荷社

村の鎮守なり、○天神社同寺觀照寺の持

○大林村

大林村は江戸より六里、民戸卅一、東西八町餘、南北四町許、南より北へ貫て日光の往來係れり、東は越谷宿の内大澤町及彌十郎村、南は大房村に接し、西は元荒川を隔て、荻島・袋山の二村にて、北は大里村なり須賀村の溜井を引て用水となせり、檢地は前村と同く、元祿改の後寛延三年新開の地ありしは別に檢地あり、當

村も古より御料所なり、
高札場 村の中程

元荒川 村の西を流る、川幅十七間より三十間程に及べり、土橋二ヶ所あり、一は上ノ橋一は下ノ橋と云、共に小橋なり

香取明神社 村の鎮守にて、萬藏寺の持、末社 天神 ○明神社も萬藏寺の持、○白山社

萬藏寺 新義真言宗、三ノ宮村一乘院の門徒、神靈山聖動院と號す、本尊大日を安ず、○東福寺 同宗、大房村淨光 ○大林寺 禪宗臨濟派、下總國葛飾郡山寺門徒、本尊不動、伊勢國渡會郡、○地藏堂の持

○來寶院 當山修驗、伊勢國渡會郡、○地藏堂の持

○大里村 大里村は江戸よりの里程用水檢地の年代等前村に同じ、民戸五十、東は彌十郎村、南は大林村、西北の方共に下間久里村なり、村の廣さ東西五町餘、南北九町餘、當村も古より御料所なり、
高札場 村の中程

稻荷社 鎮守 ○八幡社 二社共に秀藏院の持

秀藏院 新義真言宗、末田村金剛院の末、春日山と號す、本尊大日を安ず、觀音堂

○上間久里村 上間久里村は江戸より七里餘、戸數五十

一、東西八町、南北六町餘、東は船渡村、南は下間久里村、西は忍間村にて、北は大泊村なり、村の中間に日光街道係れり、用水及檢地年曆等前村に同じ、當所にて鬻げる鰻・鹽味殊によく尤名品とせり、爰も古より御料所なり、
高札場 南の方

小名 八軒茶屋 此に彼鰻を鬻げる屋三軒あり、どひ堀 さかい川 相ノ橋

香取明神社 村の鎮守なり、正覺院の持、○天神社 同寺

正覺院 新義真言宗、末田村金剛院の末、稻荷山と號す、本尊不動、○庵三宇 一は阿彌陀を置く、一は閻魔

○下間久里村 下間久里村は民戸五十、東西へ九町、南北五町餘、東は彌十郎村、南は大里村、西は袋山村、北は上間久里村なり、村の中間を貫て日光街道かゝれり、こゝも古より御料所にして、檢地の年代用水江戸の行程等凡て前村に同じ、

香取社 村の鎮守なり、○稻荷社 同寺

開演寺 新義真言宗、末田村金剛院の末、春日山と號す、本尊不動を安ず、○庵 阿彌陀を安ず

○船渡村 船渡村は江戸よりの行程檢地の年代等前村に

同じ、東は大松村、西は平方村、南は下間久里村、北は古利根川を隔て、葛飾郡赤沼村なり、東西十四町餘、南北十一町、民戸百八軒、葛西用水を引沃げり、爰も前村と同一昔より御料所なり、
高札場 村の中程

小名 福島新田 元祿改定の國圖には、此新田をのせ船渡村枝郷とあり、されど今は本村の高に合し、

當村の小名となれり、上手組 下手組 大島組 新田組

古利根川 北の方を流る、幅四十間、此川の内用水取あり、新方領十八ヶ村の組合にして、公よりの修理なり、

香取社二 一は村の鎮守にて、大泉 ○天神社 無量院の持、一は無量院の持、末社

稻荷 庚申堂 山王社 二一は無量院、一は福王寺の持、○稻荷社の村民

無量院 淨土宗、大松村清淨院の末、佛説山と號す、本尊阿彌陀、開山相雲天正二年示寂、○福王寺

新義真言宗、末田村金剛院の末、壽榮山と號す、本尊不動、開山義光元文四年寂、○南泉院 同宗、

葛飾郡木野崎村遍照院門徒、高富山と號す、本尊藥師、開山尊秀寶永四年八月十三日示寂、○龍正寺

淨土宗、大松村清淨院の末、弘福山と號す、開山玄勝慶長三年寂、本尊阿彌陀、○大泉院 當山派

江戸青山鳳閣寺配下、玉林山と號す、本尊不動、開基清覺弘治二年寂、

○大泊村 大泊村は康安の頃、専故と云僧開墾せしよし

村内安國寺にて傳へたれど、外に據るはなし、東西八町餘、南北五町餘、東は船渡村、南は上間久里村、西は大枝村、北は平方村なり、家數五十、元荒川の水を引て用水とす、此村古は御料所なりしが、一旦岩槻城主の所領となり、後又御料所に復して今も替らず、江戸への行程檢地の年代前村に同じ、
高札場 村の中程

小名 上組 下組

香取社 二字 村の鎮守なり、一は東光院持、一は村民持、○雷電社 村民

安國寺 淨土宗、岩槻淨安寺末、大龍山東光院と號す、寺領四石を賜ふ、相傳ふ當寺は、古熊谷蓮生法師草庵を結し

舊蹟なりしを、紀伊國熊野路大泊村安國寺の住持たりし誠譽專故と云僧、此邊に來り當村を開き一寺を建立して、其舊里に擬し村を大泊と名づけ、寺を安國と號す、これ康安元年のことなり、專故は寛正五年正月十一日寂す、されど證とすべきことなし、且康安元年より寛正五年迄は、百四年に及べば此年號何れか誤あるべし、今按ずるに曆應の頃、將軍尊氏十六ヶ國に各一寺を置て、安國寺と號せし事、空華集及園太曆【本朝高僧傳】等の書に見えたり、されば當寺も尊氏開基せし一なりしを、後世傳へを失ひて、かく附會の説をなせしも知べからず、本尊阿彌陀は立像にて、蓮生法師の守佛なりし、寺寶 阿彌陀銅像一軀 此像は能勢伊豫守某、東照宮より賜りしを、江戸淺草西福寺へ納む、後元文の頃故、人丸木像一軀 是は紀貫之が作ありて當寺の寶物となれり

中松浦肥前守の家臣、石川玄 鐘樓 鐘は銘文なく、たゞ六字 蕃義俊なるもの納めしと云、 鐘樓の名號と、歌一首を鑄出 し、下の方に授蓮生法師源空とあり、寺傳に此名號は、蓮生 法師笈佛の名號として寺寶なりしを、中古到譽と云僧住持の時 鐘に鑄つけしと云共、 ○慈眼寺 安國寺末、福壽山と號す、 年代等詳ならず、 ○開山慈榮明德三年十一月寂 陀を安ず、本尊阿彌 觀音堂 千手觀音を 念佛堂 置行基の作

○大枝村 大枝村は民家五十九、東は大泊村、南は上間 久里村、西は大畑村、北は平方村なり、東西七町餘、南 北八町許、葛西用水を引沃げり、古より御料所にして今 に替らず、檢地の年代江戸の行程等前村に同じ、村内日 光街道懸れり、北方大畑村より入、南方上間久里村に達 す、 高札場 北の方 あり

淺間社 歡喜院の持、 ○雷電社 ○第六天社 下二社同じ、 歡喜院 新義眞言宗、蓮華山禪風寺と云、本尊十 一面觀音を安ず、江戸大塚護持院の末、 鐘樓 天明 鑄造の鐘 香取社 村の鎮 不動堂 ○藥師堂 歡喜院 をかく、

○平方村 平方村は江戸より行程八里、民家百八十五、 南は船渡・大泊の二村にて、西は大枝・大畑・備後の村々に 接し、東北は古利根川を限り、川の向は葛飾郡銚子口・赤 沼・藤塚の三村なり、東西二十町、南北十町許、御入國以

來御料所なり、用水及び檢地の年代前村に異ならず、 高札場 北の方 あり 小名 横手 南 東 沖ノ前 砂間 戸崎 山谷 古利根川 東北を流る、川幅百間許、此川うち村民私に渡せ る渡船場二ヶ所あり、一は葛飾郡藤塚村に通じ、一 は同郡赤沼 村に達す

香取社 村の鎮守、西光寺の 持、下二社持同じ、 末社 稻荷 荒神 ○稻荷 社 ○女體社 ○香取社 西樂 ○三島社 月照寺持 ○鹿 島社 ○淺間社 崇源 ○辨天社 村民 淨土宗、京都智音院末、白龍山月照院と號す、本尊阿 彌陀、惠心の作、開山等海成阿示寂の年代を傳へず、 第九世然譽吞龍を中興開山とす、傳燈總系譜に、源蓮社然譽 吞龍大阿故信と號す、武州岩槻の人、井上氏にて初め列の平 方林西寺の笈辨に授て、剝染即其寺に住し、増上寺觀智國師 に隨學し、後瀧山大喜寺に移り、又上野國新田大光院に住し、 元和九年八月九日八十餘歳にて示寂と載せたり、當寺傳の略 に、吞龍は郡内市野割村井上將監と云る者の二男にて、笈辨 に授じて剃髮し、初は曇龍と號せしを、後神君の上意を蒙り 吞龍と改しと云、又いつの頃にや、神君の御前法問の時、吞 龍拔群なれば、御感賞として學問の料五十石を賜はれり、こ の時より藤田流を改め白旗流となり、則今の如く智恩院の末 となる由、後天正十九年廿五石の御朱印を賜はれり、猶吞 龍のことは市野割村民、井上氏の條見るべし、今も御朱印 廿五石なれば、彼學問料は吞 鐘樓 近年鑄造 二尊堂 觀音 龍のみへ賜ひしなるべし、

光明寺 新義眞言宗、粕壁宿最勝院の末、稻林山と號す、 開山神意永正十一年示寂、本尊阿彌陀春日の作、 觀 音堂 古は行基の刻る彌勒の像を安ぜしゆへ、彌勒堂と云しが 其後焼失せし頃より觀音を安じ、唱へもかはれりと云、 藥師堂 光明寺 持

を安 崇源寺 林西寺の末、下二ヶ寺も同じ末なり、明星 山と號す、本尊阿彌陀、中興開山圓譽發波 元和二年三 西樂寺 聖徳山と號す、開山發誓示寂の年月 月示寂、 ○西樂寺 聖徳山と號す、開山發誓示寂の年月 治二年三 月照院 沖前山と號す、當寺は本寺吞龍院樓の 月示寂、文祿元年建立せしと云、因て院號 本寺と 西光院 新義眞言宗、尾ヶ崎村勝軍寺末、 ○西 光寺 同宗、葛飾郡赤沼村淨樂寺末、稻 荷山と號す、本尊藥師を安ず、

○大場村 大場村は江戸よりの里數八里餘、村の廣さ東 西八町、南北十一町、東は大畑村、西は中野・増田新田 の二村にて、南は忍間村、北は備後村なり、此内大畑・中 野の二村は、もと當村より分れしといへど、古きことな れば其年代を失ふ、御入國以來御料所にて、寶永年中小 笠原佐渡守に賜ひ、夫より岩槻城附の村なりしが、寶曆 五年上りて御料となり、今に御代官所なり、檢地前村に 異ならず、 高札場 村の中程 あり

小名 沖 下 中 新田 谷中 香取社 村の鎮守なり、文安三年の 末社 八幡 稻荷 勸請とのみ傳ふ、村民の持、 疱瘡神 觀音堂 本地佛十一面 〇稻荷社 二字 〇雷電社 二字 四社共に光 明寺の持、

新編武藏風土記稿卷之二百六 埼玉郡之八

○大畑村 大畑村は江戸より里數七里半、當村もと大場 村に屬せしといへど、分れし年代詳なる事を知らず、民 戸五十二、南は忍間村、北は備後村、東は大枝村、西は 大場村にて、東西五町、南北十一町、御入國以來御料所 なりしが、正徳五年村内を割て、岩槻城主永井伊賀守に 賜はり、其後寶曆六年上りて御料に復し、今は全く御代 官所なり、檢地年代前村に同じ、 高札場 村の中程 あり

香取社 村の鎮守、 ○雷電社 西光寺 〇辨天社 村民の持、 淨土宗、平方村林西寺末、大畠 山攝取院と稱す、本尊阿彌陀、 ○大日堂 村持、下 西光寺 〇藥師堂

○中野村 中野村は江戸への行程八里、檢地は前村に同 じ、民家四十、用水は元荒川の水を、長宮村の地内より 引來れり、村の廣さ東西四町、南北五町、東は大場・備後 の二村にて、西は薄谷村、南は増田新田、北は市野割村 なり、當村も古へ大場村より分れしといへど、年代は定

かならず、古より御料所なり、

高札場東の方にあり

香取社 村の鎮守なり、末社 愛宕 稻荷

寶性院 新義真言宗、粕壁宿最勝院門徒、中興開山を、寮藥

を安 後作と云、慶長元年示寂、本尊大日を安ず、

褒善者文太郎 文太郎歳十二歳の時、父を失ひ能く母に仕ふ、

聊か差支へなく、年頃孝養をつくせしこと、村長より訴へ出

けるにより、寛政六年公より銀子を賜ひ、母には扶持米を賜

はりしと云、

○備後村 備後村は民家百四十餘、南は大畑村、北は粕

壁宿、西は市野割村、東は古利根川を限り、川の向は葛

節郡銚子口・藤塚の兩村なり、東西十二町、南北十九町、

日光街道村中を貫り、御入國以來御料所なりしを、元祿

十一年村内を割て森川鎌三郎・高木善之助・戸田靱負等が

先祖に賜はり、残る處は即ち御代官所なり、檢地江戸の

里敷は前村に同じ、

高札場二ヶ所一は中程、一は須賀組にあり、

小名 上組 中組 下組 須賀組

古利根川 村の東の方を流る、川幅四十五間許、

○市野割村 附持新田 市野割村は江戸の里程、檢地前

村に同じ、村内香取社の鰯口に一披目とあり、同社の縁

起には市割目と書せり、是は文字を替へ用ひしまでのこ

となるべけれど、今の如き唱となりしは、何の頃よりの

ことなりや詳ならず、又かの縁起に太田十郎の家臣井上

將監といへるもの、當所を領せしよし見ゆ、將監の子孫

連綿として今に村民にのこれり、其條併みるべし、民家

八十五、東備後村、西は谷原新田、南は薄谷村、北は粕

壁宿なり、東西十町、南北五町餘、當所も前村と同じ、

元御料所にて後小笠原佐渡守に賜ひ、寶曆三年御料に復

せり、外に大岡十三郎が檢せし持添の新田あり、

高札場 東南の方

小名 みゝやう こゝにもとみゝやう塔といへる、古き塔あ

り、此名ありといへど詳ならず、

堂免

香取社 村の鎮守にて圓福寺あつかれり、村内にわづかの堤あ

り、當所にては其名を唱へざれど、粕壁宿の邊にては

江曾堤とよべり、此社古へ其堤上にありしを、前にいへる井

上將監及び大熊彈正などいへるもの、力を合せ當所に引移せ

りと云、文祿元年圓福寺の住僧祖岌が書せし縁起あり、其略

に當社元新方領の物鎮守にて、本地十一面觀音は行基の作な

り、昔享徳三年末太郎といへるもの、奇異の靈護を蒙り、鰯

口を寄進せり、又平方村林西寺中興吞龍和尚立願せしに、其

新編武藏風土記稿卷之二百六 埼玉郡之八

香取社 村の鎮守、末社 淺間 辨天 稻荷 秋葉三峯

稻荷合社 ○稻荷社二字一は勝林寺持、○雷電社鎮守

とす、村 末社 天神

稱名寺 淨土宗、平方村林西寺末、一行山と

同じ、稻荷山と號す、中興開山退譽寛永七年示寂す、傳燈總

系譜に、勝蓮社退譽和尚吞龍に隨學し、後當寺を開くと記し

この外のことはのせ ○還到院 是も同じ末、開山欣譽萬治

ず、本尊阿彌陀、 ○眞福寺 同末、西川山と號す、開山榮譽慶長

本國と云、 ○眞福寺 同末、西川山と號す、開山榮譽慶長

陀、 ○大日堂持 ○藥師堂 眞福寺 觀音坊 稱名寺

○薄谷村 薄谷村は江戸より行程九里、民家三十、南は

中野村、西は谷原新田、東北は市野割村なり、東西五町

南北三町、用水は長宮村地内より元荒川の水を堰來れり

御入國以來御料所なりしが、寶永年中小笠原佐渡守に賜

はり、夫より岩槻城附の村となり、今は大岡主膳正が領

分なり、檢地前村に同じ、

高札場 村の中程

香取社 村の鎮守にて、眞 ○雷電社村

眞福寺 新義真言宗、粕壁宿最勝院門

徒、黒谷山と號す、本尊不動

如 ○三島社 圓福

圓福寺 淨土宗、平方村林西寺末、本尊阿彌陀、開山祖岌は當

郡の人にて、瀧山大善寺三世吞龍に嗣法し、承應元

年示寂せし由、淨

土傳燈總系譜にみ

り、

舊家者彌平太 氏

井上と稱し、先祖

を將監と云、岩槻

城主太田十郎氏房

に仕へ、當所に於

て永五十貫文を賜

ひ、氏房没落の後

跡を民間にかくせ

り、男子一人あり、

○東谷原新田 東谷原新田は檢地及び江戸の行程前村と

異ならず、當村名主の先祖多左衛門なる者、元は工匠を

長男を三郎左衛門と云、次男某十四歳にして剃染し、平方村

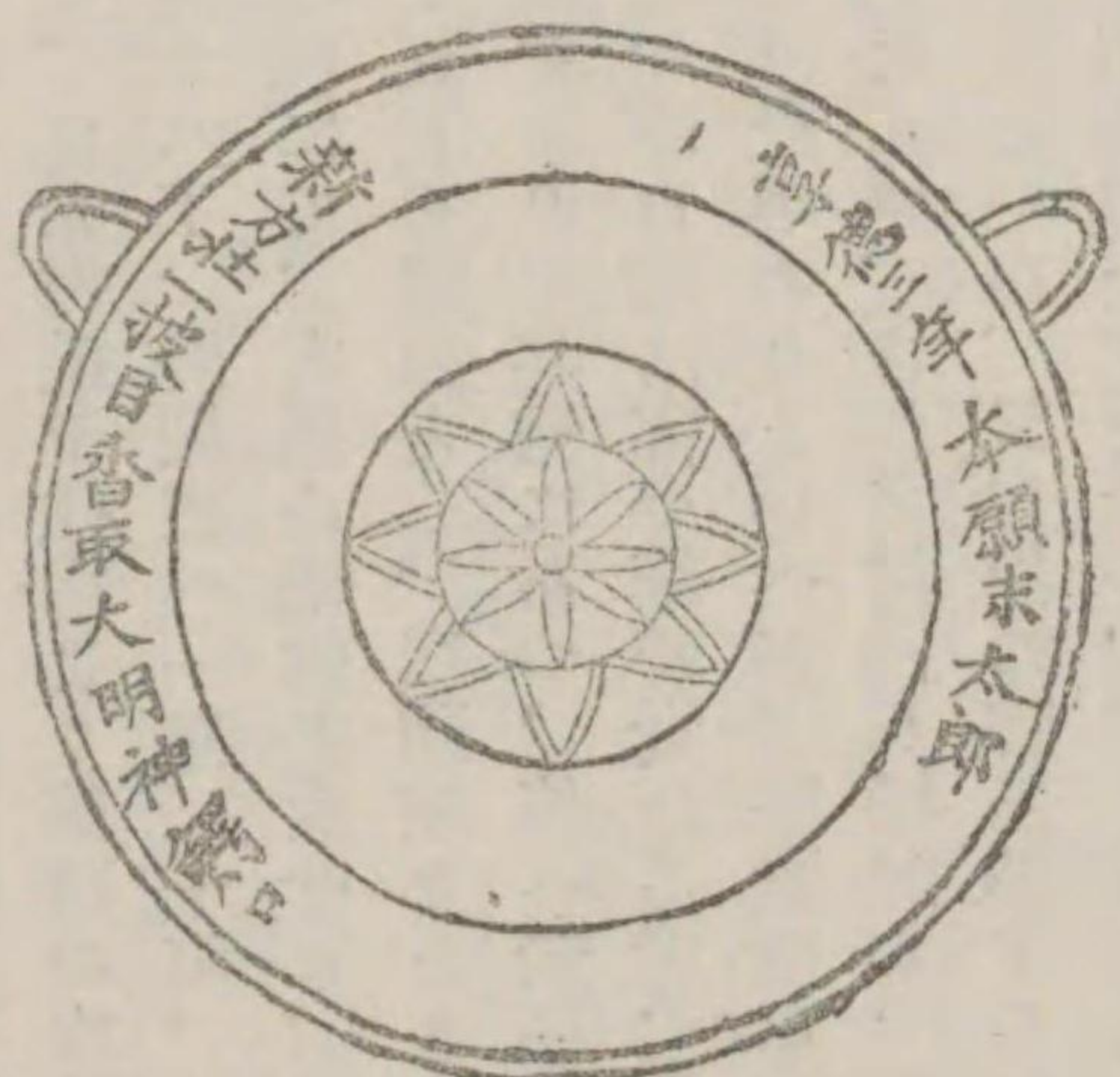
林西寺に住職して、然譽吞龍と號し、後高徳の開えあり、三

郎左衛門が子も、又父の名を襲ひ夫より連綿として當所に居

住し、今の彌平太に至る、前に出せる香取社鰯口の本願末太

郎といへるは、これが先祖なるべし

一八七



業とせしが、寛文九年日光山御宮御修營の事に預り、功竣て後其賞として若干の金を賜へり、然るに其金を無益の費に失はんことを恐れ、當所新開のことを願上げれば、願のごとく御免ありしゆへ、則新墾する所なりと、元祿後までは一村なりしを、後年代詳ならず東西二村に分てりと云、民家三十一、南は上下増田新田、西は大増新田及び大口村、北は新方袋・粕壁宿、東は大泊・大枝・大畑・中野・市野割數村の耕地に接す、東西三町餘、南北二十九町、開發以來御料所なりしを、寶永二年岩槻城主小笠原佐渡守に賜ひ、今は大岡主膳正が領分なり、

高札場 村の中程

小名 三郎谷 大塚 ほもれ 六丁場

香取社 村の鎮守、淨法庵の持

淨法庵 粕壁宿最勝院持、本尊大日、延寶六年造立すと云

○西谷原新田 西谷原新田は元前村と一村にして、元祿後分れし村なれば、江戸の行程、四隣の村々、村内の廣狹、及檢地領主等、總て前村に異ならず、

高札場 村の中程

小名 廿四町 壹町割 中組 下組

八幡社 寛文九年の造立と云、村の鎮守なり、心光庵持

心光庵 淨土宗、加倉村淨國寺持、本尊阿彌陀を置、境内に東照宮の御宮あり、これ寛文九年當村開發冥加の爲、願ひ上て建立し奉ると云

○粕壁宿附持添新田 粕壁宿は元太田庄に屬せしが、夫より新方庄と唱へ、後轉じて領名となれり、中古騎西領と稱せしこともありと云、江戸よりの行程九里二丁にして、日光街道千住宿より第四の宿驛なり、越ヶ谷宿へ二里十八丁、岩槻宿へ一里三十町、葛飾郡杉戸宿へ一里半行程にて、人馬の糺送をなせり、役夫三十五人、傳馬三十五疋を定員とし、宿務繁きときは、近郷二十九村より助をとりて其務にあつ、傳へ云往古新田左中將義貞の家臣、春日部治部少輔時賢なる者、當所を領し居住せしにより此唱ありといへど、時賢の事諸書に著見せざれば定かならず、されど村内八幡社も、後がこゝを領せし頃勸請すといひ、又居館の跡と稱する所もあれば、此傳へあながち據なしとせず、因て往古は春日部と書し、中古糟壁と改め、元祿の初に至り又粕の字に書替たりと云、さればにや、正保二年の改めには糟壁町と稱す、又村民九左衛門が藏する文書によれば、岩槻城太田氏左衛門の頃、其家臣深井藤右衛門・佐枝若狭などいへる者、當所を領せ

橋 三ヶ所 一は大橋と云、古利根川に架す、板橋にて長十六間、小渠に渡す

八幡社 宿の鎮守なり、元祿年中別當玉藏院住僧の書し縁起に、昔元弘年中新田左中將義貞の家臣、春日部治部少輔時賢なるもの當所を領し、多年相州鶴岡八幡を敬信し屢靈護を蒙りしゆへ、遙拜の爲則鶴岡を寫してこゝに勸請すと云、因て昔は新方の總鎮守にて、社宇莊嚴を盡せしに、其後遙の星霜を歴て屢盛衰ありしが、今は又社殿備り頗舊觀に復す、末社 辨天社 別當 玉藏院 普門院 玉藏院は慶長十二年尊と云、本尊阿彌陀、普門院は同年永智といへる僧の起立すと云、此兩院は共に新義眞言宗にて、最勝院門徒なり、

しこと知らる、民家八百八十餘、多くは街道に軒を連ね、宿驛及び諸商をもて生産を資く、毎月四九の日市を立諸品を鬻げり、其接境の村々南は市野割村、西は内牧・梅田の二村、北は古利根川を隔て、葛飾郡八町目・樋堀の兩村、東も同郡牛島・藤塚の二村なり、東西三十町許、南北十町餘、御入國以來御料所なり、檢地は前村に同じ、外に持添の新田あり、延享三年佐久間伊十郎・出井重四郎檢地し、又明和九年久保田十左衛門が檢地せし流作場あり、高札場 街道の中程

小名 上宿 中宿 新宿 三枚橋 下組 横町 寺町

八木崎 内出 金山 内谷 濱川戸 砂塚 梅田 川久保

古利根川 宿の東裏、當郡と葛飾郡との

あり、此川古は大川にて川の邊りに堤あり、江曾堤とよぶ、是古の奥州街道にて、此續き隣村新方袋村に梅若塚の古跡ありと云、疑はしき傳へなれど、尙其村の條見合すべし、然るに此川水行漸く減じ、川幅もせばまりし故、かく堤邊に隔りて用なきもの、如くなり、修理の沙汰にも及ばず、されど此堤水溢に備へて其益少からざれば、村民喜藏といへるもの、先年願ひあげて修築を加へしを ○池四ヶ所 一は大池といもて、一は喜藏堤とも呼り、一は赤堀池と呼ぶ、共に内谷にあり、又一は鹿嶋池と稱し、一は金池と唱ふ、此二池は小名濱川戸にあり、

○八幡社 二字 眞藏院持、稻荷社

最勝院 新義眞言宗、山城國醍醐三寶院の末、慶安元年寺領十音堂の別當なりしが、永正元年齋尊といへる僧の住職せし頃、故ありて彼を辭して當所へ引移れり、因て華林山慈恩寺最勝院と稱すと云、されど此傳へ慈恩寺にては、沙汰せざることなれば疑ふべし、此僧慈恩寺の住職たることはさもあるべし、思ふに彼が慈恩寺に在し、内別に一寺を當所へ建立し、山號・寺號共に本寺の稱號を襲ひ用ひ、其内寺號は本尊の通稱たるをもてこれを憚り、其院號をもて當の稱とせしものならん、さるにより始は天台宗なりしが、中古今の宗に改む、中興開山を俊弘と云、延寶七年示寂、墓所に石碑あり、此僧高德の聞えありて、僧俗の信仰斜ならず、示寂の後も諸人群詣すと云、其後法流の開祖を俊慶と稱す、正徳元年十一 鐘樓 元祿月廿日寂す、本尊千手觀音弘法大師の作と云、